フッカー『教会統治の法について』及びホッブズとロック

妹 尾 剛 光

Hooker's Of the Lawes of Ecclesiasticall Politie & Hobbes and Locke

Goko SENO

Abstract

The core of Hooker's thought is as follows. 1. All laws originate in the eternal law of God. 'Indifferent things', neither commanded nor forbidden by the law of God or of nature, are left in any society to the discretion of the governor (s), insofar as they are not against the law of nature or of God. 2. Man is by nature selfish, but by the grace of God can be led to believe in Christ and repent, and to be regenerated into the man who endeavours to observe the law of nature. 3. Men, in order to avoid injuries and strifes occurring often out of a society, enter into a society by making a contract to obey the governing activities done in conformity with the law of nature and the agreement among themselves, and another contract to subject themselves to those whom they have granted authority to govern. Civil society and the Church are both societies involving government, consequently the above things hold good for both. 4. 'In a Christian Commonwealth or in a national church, where the members of the church and those of the civil society are the same men', as in England, the supreme power of ecclesiastical jurisdiction belongs to the head of the civil society. 5. The church should as far as possible receive into herself diverse people who 'believe in Christ', and an independent church should do in any 'indifferent things' what she herself thinks good, and think commendably of the different ways of other churches.

This paper examines this thought of Hooker's, and points out how Hooker's thought serves as an coordinate axis which makes it clear where Hobbes's and Locke's thoughts are situated respectively.

Key words: law of God, law of nature, indifferent things, social contract, civil society, church, government (polity), Richard Hooker, Thomas Hobbes, John Locke.

抄 鍄

フッカーの考えの核心は、1. すべての法の源は、神の永遠の法である。神あるいは自然の法によって命じられておらず、禁じられてもいない「非本質的な事柄」は、自然法や神の法に反しないかぎり、社会の中では統治者の判断に委ねられている。2. 人間は、本性自己中心である。しかし、神の恵みにより、キリストを信じて悔い改め、自然法を行なおうとする人間に生まれ変ることができる。3. 人間は、社会がない場合に起りやすい侵害や争いを避けるために、自然法と構成員の同意とに基づく統治に従うという契約、及び、社会全体から統治権を与えられた者の統治にそれ以外の者は従うという契約を立てて、社会を作る。世俗社会と教会は共に、統治社会であり、以上のことは両者に同じように妥当する。4. イングランドのような「教会と世俗社会の構成員は同じ人間である」「キリスト教コモン・ウェルス」「国民教会」では、教会統治至上権は、世俗社会の長に与えられる。5. 「キリストを信じている」さまざまな人間はできるかぎり教会に受け入れ、また、独立している教会の間では、「非本質的な事柄」においては、自分がよいと考えることを行ない、しかし、それとは違う他の教会のやり方を尊重すべきである。

このようなフッカーの考えを検討し、フッカーの考えがホッブズやロックの考えの位置を明確にする座標軸の働きをしていることを示す。

キーワード:神の法、自然法、非本質的な事柄、社会契約、世俗社会、教会、統治、リチャード・フッカー、トマス・ホッブズ、ジョン・ロック。

I. フッカー『教会統治の法について』出版に至る経緯

1. 『議会への勧告』

イングランドでは、ヘンリ8世(在位1509-47)治世に、国王を「イングランド教会の地 上における唯一の至上のかしら | (26 Hen. \(\pi (1534) \). c. 1.) としてイングランド教会が教 皇教会から分離した後、プロテスタント化を推し進めたエドワード6世(在位1547-53)治 世、それを否定して教皇教会を再び確立しようとしたメアリ1世(在位1553-58)治世にお ける大激動を経て、エリザベス女王(在位1558-1603)が即位すると、国内の分裂、混乱を 収めて、安定した教会体制を確立するために、議会において二つの法律が制定された。女 王がイングランドの世俗及び霊あるいは教会の事柄において「唯一の至上の統治者」であ ることを定めた国王至上法 1 Eliz. (1559), c. 1. と, 1552年制定の『共通祈祷書』に少数の 変更を加えたものの使用を全聖職者の義務とする礼拝統一法 1 Eliz. (1559), c. 2.である。 これに対して、メアリによる異端弾圧の時期に亡命して大陸のプロテスタント教会、と りわけカルヴァン派教会を知り、メアリ死後帰国した人々を中心として、イングランド教 会のこの体制は教皇教会の悪弊を多く残しており、神の御言葉に従う教会とは程遠いと考 えて、教会の更なる改革を求める人々がいた。ロンドンの長老主義牧師 John Field と Thomas Wilcox は、「公表された最初のピュウリタン派宣言」¹⁾、『議会への勧告 An Admonition to the Parliament』(匿名)を書き、これは1572年6月に出版された。女王は これに対し非難宣言を出した。しかし、罰として二人が Newgate に投獄されていた年末に は、『議会への勧告』を擁護する A Second Admonition to the Parliamentが出版された。

『議会への勧告』2)の本文概要は次の通りである。

「本当の宗教の復興と神の教会の改革」のためには、「儀式と統治の両方において、教皇 教会の名残りのすべてを取り除くだけでなくて、神の教会の中に主御自身が御言葉の中で

引用文中()は原文の括弧、[]内は引用者。

¹⁾ PM, Introduction, vii.

²⁾ 使用したテキストは, Puritan Manifestoes. A Study of the Origin of the Puritan Revolt. with a Reprint of the Admonition to the Parliament and Kindred Documents, 1572, edited by The Rev. W. H. Frere, M. A. and The Rev. C. E. Douglas, London: Society for Promoting Christian Knowledge, 1907. 所収のもの。PMと略記し、該当個所は、Page number. を示す。邦訳は、金子啓一訳が、『宗教改革著作集』第十二巻、教文館、1986、143-182頁にある。

命じられていることだけを取り入れ、据えること」が必要である(PM, 8.)。

[1] 神の御言葉に従う教会

「本当のキリスト教会が知られる外的しるしは,〔1〕御言葉を純粋な形で説くこと,〔2〕 サクラメントを誠実に行なうこと,〔3〕過ちに関わる忠告と矯正である教会規律を厳しく 行なうことである。」(*PM*, 9.)

- 1. イングランド教会の教えは健全でよいけれども、統治と儀式では神の御言葉に反することが多く行なわれている(PM, 9-12)。「教会守護権 Advousons, 聖職推薦権 Patronages, 聖職禄俗人所有 Impropriations, 及び, 聖職者叙任権を当然の権利とする司教の権威を取り除いて、会衆全体によって行なわれていた昔の本当の選びを導入すること。……既に置かれている無知で無能の聖職者を罷免して、その代りに、神の助けによって神の民を牧することができ、また、牧そうとする者を任命すること。……多くの聖職禄の享受……禁止されている時節における結婚や肉食、聖職禄や託された信徒からの逃避などなどの多くの忌わしい行為の許可を人々が手に入れてきた特別許可裁判所 the courte of Faculties を廃止し、再興の望みのないように完全に取り壊すこと [cf. PM, 32-33.]。どの会衆集会にも一人の学識ある、勤勉な説教者を任命すること。説教集、信仰箇条、[女王] 勅令、ミサ書から作られた定まった礼拝規則を取り除くこと。司教の支配、仕事以外への没頭、華美、怠惰、聖職禄を取り去り、この人々を昔の教会で任命されていた目的に従事させること。聖職者は説教を年四回あるいは月一回ではなくて、絶えず、しかも卑しい利得のためではなくて、献身的に行なうこと。」(PM, 12-13.)
- 2.「(1と同じく)無知な聖職者を取り除き,私的な聖餐と洗礼を取り去り,助祭や助産婦が聖職者の行なうべきことに介入しないように命じ,介入すれば厳しく罰せられるようにすること。長老や他の役職者の助けを得て……人々を調べ,人々が抱いている希望の根拠を説明させること。薄いウエファース禁止の制定法が勅令よりもよく行なわれるようにすること。人々がサクラメントを受ける時には、われわれが避けなければならない悪の外的なしるしである,ひざまずくよりは……むしろ坐るように定めること。破門が昔持っていた力を再び持つようにすること。教皇派の人々などが,強制的にであれ、慣習によってであれ、救いのサクラメントに与ることのないようにすること。主の晩餐と洗礼のサクラメントは両方共、古代の純粋と簡素に従い行なわれること。洗礼を受ける者は、分別ある年齢であれば、自分で、個人として、幼児であれば、両親によって(両親がやむを得ない事情や仕事で同席できない場合は、会衆の中で両親の行ないのよさと信仰の健全を知っている者が両親に代り)、その者の信仰とともに、その信仰が健全であり、聖書に適うもの

であるならば、その信仰において洗礼を受ける望みを告白すること。最後に、この事柄においては、あるいは、他のどの事柄においても、神の御言葉の明確な保証があることだけを行なうこと。」(*PM*, 14-15.)

- 3. 教会規律に関わる役職者は、三者、即ち、「聖職者、説教者あるいは牧者」(昔の教会では、聖職者は互いに対等であった)、「長老 Seniors or Elders」(現在のイングランド教会に、この職務はない)、「助祭 Deacons」(昔の教会の、貧困、病気などで困っている人々に対する援助とは違う、聖職者が行なうべきことを行なう「聖職者の一階層」に歪められている)である。この三者を昔の教会における状態に戻して、(現在のように司教あるいは司教補佐職の人々ではなく)「この三者が共同で教会統治のすべてを行なうようにすべきである。」教会規律の目的である「神の法に反している者を改革して、悔い改めに至らせ、罪を犯そうとする者を抑えること」を厳しく行ない(このための最も主要で最後の罰は、「罪を犯した者が頑なである場合の、教会の同意によって決定される破門」――破門の赦しには、公けの場での罪の告白が必要であった)、とりわけお金の支払による赦免を与えないこと。(PM、15-19.)
- [2]「イングランド教会に今も残っており、神に従う聖職者が〔高等宗務官の前で〕同意署 名を拒否してきた、教皇教会と同じ腐敗の行ない」

同意署名を強要された第一箇条,「議会によって権威を与えられた,イングランド教会の共通祈祷書と普通呼ばれている書物,その内容のすべては,神の御言葉と矛盾していない。」しかし,「この書物は,あの教皇教会の汚物の山,あらゆる忌わしい物で満ちているミサ書から集められ,選び出された不完全な書物である。」(*PM*, 20-21.)

1. 「「同意署名を強要した人々」は、まず次のことを証明すべきである。サクラメントの前と授与の時に行なわれる朗読は、神の御言葉に従っているということ。私的聖餐、私的洗礼、女性が行なう洗礼、諸聖人のための聖日、その聖日のために定められている礼拝、聖餐においてひざまずくこと、その時に「普通の」パンの代りに薄いウエファースを使うこと、短白衣や大外衣を着ること、出産後の女性の感謝の儀式、ヴェールを着けて教会に来ること、詩篇(120〔121の誤〕)の女性への誤った適用〔cf. PM、28.〕……は、全能の神の書かれた御言葉に適っているということ。……この人々は、神の明らかな命令によって明確に禁じられていること以外は、神の御言葉と矛盾しないし、御言葉には反していない〔と思いこんでいる〕。……〔しかし〕この定められている礼拝形式とこの人々が呼んでいるものは、腐敗で一杯であるだけでなくて、自分の職務を行なうことができない〔読むだけで、説教ができない〕、法に適っていない聖職者を生かし続けている……。」(PM、21-22.)

- 2. 「この書物ではまた, 〔ニケア・コンスタンティノポリス〕信条の後, 説教がない場合には, 既に備えられているあるいは今後備えられる説教集の中の説教が次に来なければならないと定められている。| (*PM.* 23.)
- 3. 「この書物では、諸聖人のための日が定められ、晩の断食と定められている礼拝とによって聖なる日として守られている。これらの日は、多くが迷信に基づいて守られているだけではなくて、六日の間働きなさいという神の命令に反している。」
- 4. 「この書物では、われわれは聖餐をひざまずいて受けるよう命じられている。これは、〔十戒の二に反しているという〕 教皇派のしるしを持っているだけでなくて、〔永遠の安息を与えるという〕この聖餐の神秘をよく表わしてはいない。」(*PM*, 24,)
- 5. 「ミサの名残のように今も定められている一形態聖餐 halfe Communion については …… ミサ書に縛られている……と言う以外に言うことはほとんどない。」なお、ここで言われている祭司 priest という言葉は、キリストが最後の祭司であって、祭司職は今ではないのであるから、キリストが来られたことを否定するか、あるいは、教皇教会の祭司職を思い出させるかのどちらかである。
- 6. 「この書物では、〔少なくとも〕三人か四人が聖餐を受けるにふさわしい人数であると認められている。〔しかし〕やむを得ない場合は、即ち、疫病がはやっている……場合は、祭司が一人で……病人が求めるならば、彼一人に聖餐を与えてよい……とされている。これは、実際には私的ミサと同じものではないと私は確信している。」(*PM*, 25.)
- 7. 「私的洗礼については……今では、教えと聖餐、サクラメントとが切り離されている。後者はそれだけで教えなしでやってゆける。集会で語ることが許されていない女性が、緊急の場合、洗礼のサクラメントをしかも私人の家で行なうことが許されている。……これは神の御言葉に反していないか……。」(*PM*, 26.)
- 8. 「公けの場での洗礼も、子供っぽい、迷信的なおもちゃで溢れている。第一に、祈りの中で、神はその子イエス・キリストの洗礼によって、ヨルダン川やその他の水を聖なるものとして、神秘の力で罪を洗い浄めるようにされたと言うのは、〔神の働きであるものを水の働きとしている〕。第二に、代父と代母(とこの人々が呼んでいる者)に対して、行なう力を持っていないことの約束を命じている。第三に……幼児に対し、答えることのできない問を問うている……。これは、神を侮ることに他ならず、従って、聖書に反している。第四に、サクラメントはキリストだけが作ることのできるものであるにもかかわらず、迷信と邪悪に動かされて、子供の額に十字架のしるしをつけて、これ以後この子がキリスト信仰の告白を恥じないことのしるしとするという、新しいサクラメントを作っている。御

言葉とサクラメントとの邪悪な切り離しについては、上に述べた[cf. PM, 26.]。」また、父親が、都合がつけば、子供を洗礼を受けるために差し出し、その信仰を公けの場で告白するにふさわしい者である。(PM, 26-27.)

- 9. 「婚姻については……結婚指輪を汚れた心で……悪用しもてあそび,また,それを指に付ける時に,三位一体の名を不当に唱えさせ,新しく結婚する男に教皇教会の形式に従い,この指輪で私はあなたと結びつき,私のからだで私はあなたをあがめますと言わせて,自分の妻を偶像とさせている。また……結婚した二人が聖餐を受けるよう命じている。」
- 10.「堅信については、これは過ぎ去った時には使徒によるものであった……けれども、今では司教だけに行なわせており、思慮と信仰を欠く者にとっては迷信的であり、神の御言葉に適っておらず、教皇教会のものであり、有害である。」(*PM*, 27.)
- 11. 「死者埋葬に対しては、定まった礼拝の仕方を規定している。すべてのキリスト者の義務であるもの〔死者に対する祈り〕を聖職者に限定している。……三度の鐘……それはこの書物の中で命じられているのではなくて、勅令によって認められている……。衣服を替えることによる奇妙な服喪、それは偽善でないとしても、迷信によるものであり、異教徒のやり方である……。埋葬説教、それは三十日間ミサ trentalles の代りに置かれて、そこからは多くの悪弊が生じており、従って、改革された最善の教会では、取り除かれている。」その他、多くの迷信的なことが行なわれている。(PM、28.)
- 12. 「出産後の女性の感謝の儀式は、ユダヤ教における浄めのにおいがする。〔愚かなことであり、迷信によるものであるが〕御産の時はベッドの上に白いシーツを敷いて横たわり、〔御産の後は〕愚かな行ないを恥じるように、ヴェールを着けて教会に来なければならない、また、供物をしなければならない。これらは慣習による事柄で、この書物にはない。しかし、詩篇121「目を上げて、わたしは山々を仰ぐ。……私の助けはそこから来る。……昼、太陽はあなたを撃つことがなく、夜、月もあなたを撃つことがない。」は、(上述〔PM、21.〕の通り)子供っぽく誤り使われている。すべての人間が救われますようにと祈り、危険が迫っていない時に、雷鳴や嵐から救いたまえと祈っている。ベネディクトゥス、ヌンク・ディミッティス、マニフィカトを歌っている。誰かがこの世を去ろうとしている、あるいは、聖母や洗礼者ヨハネを憶えて祝おうとしているのでなければ、何のために歌っているのかわからない。」(PM、28-29.)
- 13. 「礼拝規則のすべてにおいて、使徒の規則に従う信仰涵養がなく、混乱がある。詩篇を大抵のところでテニス・ボールのようにやり取りしている。平信徒は……聖職者に心を向けていない。聖職者もまた、できる限り速く読み上げている。……旧約聖書あるいは日

課が読まれる時、平信徒は何の敬意も表さないけれども、福音書が読まれる時、全員が立ち上る。……イエスの名が唱えられる時、帽子は取られ、両膝は下に落ちて床で音をたて、その後かなりの間聖職者の声は聞こえず、御言葉の妨げとなるほどである。しかし、神のそれ以外の名が唱えられる時、何の敬意も表さない。……オルガンや奇妙な歌は、教皇派の巣、つまり司教座教会に特有のものであるけれども、それ以外の教会の幾つか〔例えば、女王の礼拝堂〕も、これらを持たずにはおかない。」(PM、29-30.)

14. 「司教定式 pontificall (これは共通祈祷書の中に付け加えられており……) は、それによって司教聖別、聖職者及び助祭任命を行なうものであるが、一語一語がまさに教皇定式 (そこでは、教皇が反キリストであるということが最も鮮やかに示されている) から取り出されたものに他ならない。また、大司教、大助祭、司教猊下、司教司法代理などの名は、その職務と共に、教皇の店から取り出されている。従って、この人々が行なう統治は……反キリスト、悪魔の統治であり、聖書に反している。……法に反しており、神の御言葉によって明確に禁じられている。」(*PM*, 30.)

15. 「また、この人々は、王や偉大な支配者と同じ称号……で名誉を与えられているという点で、神の御言葉に反している。その上、この人々は、教会の職務と結びついて、世俗の職務を持っているという点で、神の御言葉に反している。……この人々は、自分の監獄を持っている……このこともまた聖書に反している。……自分の兄弟たちに対する支配の明白なしるしである。」(*PM*, 30-31.)

16. 「司教猊下、補佐司教、大助祭、司教司法代理、司教裁判所首席裁判官、聖職者代表、教会博士、法廷召喚者などの貪欲な輩が、神の教会の支配という最も恐ろしいことを自分のものとして、牧者から、御言葉によって与えられている。自分の会衆に対する法に適う権限を奪い取り、キリストが御自分の教会に委ねて、原始教会が使っていた規則をこの上なく冒瀆して押し退けているという点で、この人々はわれわれと同じ教えを抱いているけれども、不正にまみれており、外側は神に従うと見せかけているけれども、その力を認めておらず、キリストを通らず、教皇教会と同じ、法に反する召命によって教会に入っているということを示している。……この人々は、自分だけで聖職者を任命し、〔怠惰で、腐敗した聖職者を生み出している〕。」(PM、31-32.)

17. 司教座教会には、怠惰な生活を送っている多数の役職者がいる。「この人々は、教皇のところから……神の国を破壊しに来た。」

18. 同じく強欲なさまざまな役職者が、教区教会にいる。「この人々は、〔自分の主人の権威の下で〕主イエスを求めず、自分の貪欲の満足を求めている。」(*PM*, 32.)

- 19. 「大司教裁判所……が与えている,禁止されている時節の……また,禁止されている人との管轄外の場所での結婚許可……白身の肉を四旬節に食べる許可……聖職禄を受けている少年の特別免除,不在聖職禄所有者許可,二つ,三つ,それ以上の,好きなだけ,手に入るだけの聖職禄所有を認める勅書……お金のための破門,赦し,別の人間と取り代えての赦し,……。要するに,この汚れた裁判所は,イングランド全体の首都大司教,首座大司教というこの小教皇の権威と共に,教皇が特別免除を与えていた……すべての訴訟事項において特別免除を与える完全な権限を持っている。」(PM、32-33.)
- 20. 「司教地区代理裁判所 the commissaries court については……そこでの司教猊下代理人のすべてに従わないならば、やがて必ず破門によって〔教会から〕切り離される。破門は軽々しく認められ、公示されるのと同じく、お金が支払われ、裁判所命令が取り消されるならば、同じように素早くまた引っ込められる。この裁判所は、教区を根こそぎ取り上げ、貧しく読み書きができない聖職者に厳罰を与え、教会役員 Churchwardens に明白な偽証を強要し、売春や姦通者に何の意味もない懲戒罰を与え、会衆を納得させることなく赦しを与え、ひそかな所で法に適っていない結婚に特別許可を与え……このすべては、この司教定式から生じている。それをわれわれは、神の御言葉と矛盾せず、御言葉に反していないと自分の手で署名して認めなければならない。神の御言葉とこの世のよく改革された教会すべての行ないにはない、この反キリストの階層組織、教皇教会流の聖職者統治を認めなければならないのである。」(*PM*, 33-34.)
- 21. 「この人々は、約束も命令もないにもかかわらず、自分たちが新しく作り出す〔聖職者や司教〕に対し、聖霊を受けなさい、という神冒瀆の言葉を口にしている。聖霊を、何の保証もなしに、この人々の意志で与える力がこの人々にあるかのようである。」(*PM*, 34.)

第二箇条「公けの権威によってサクラメントと公けの祈り施行について定められた仕方や規則、十分な権威によってイングランド教会の中の聖職者に対して定められた衣服は、邪悪なものでなく、神の御言葉に反しておらず、受け容れることができるもの、秩序と服従のために命じられたものであって、使われるべきである。|

規則については、前述〔第一箇条批判参照〕。

「衣服については……偶像の衣服と同じであり……信仰涵養の役に立たず,悪のしるし(教皇教会の聖職者は悪であるから)を持ち,不和を作り出し,福音の伝道を妨げ,エジプト流儀の記憶をわれわれの中に生き続けさせ……。」(*PM*, 35.)

第三箇条「本当のキリスト教信仰とサクラメントの教えにだけ関わる, 印刷された〔祈 祷〕書に含まれている信仰箇条は, 両大司教, その他の人々によって同意され, そのどれ もが本当の、神によるキリスト教の教えを含んでいる。」

「教えの実質に関わる信仰箇条については、あまりにも不十分にあるいはあまりにも曖昧に定められている一、二の点においては神に従い解釈をして、われわれは義務に従い、信仰箇条に同意署名を進んでしてきたし、今でもそうする。……われわれの言葉〔教え〕と行ない〔教会統治〕とは切り離されるべきではなく、キリストが治め、御言葉に従い、本当の聖職者が任命され、規律が実行され、サクラメントが純粋に誠実に行なわれるべきである。このことのためにわれわれは努力を重ねており、悪を行なう者としてではなく、教皇教会に抵抗する……が故に苦しんできた。」(PM、37.)

『議会への勧告』の根本の考えは、神の教会は、神の御言葉として明確に書かれていることだけに従う教会であるということである。この考えに従い、『議会への勧告』では、概略次のことが主張されている。

「神の明らかな命令によって明確に禁じられていること以外は、神の御言葉に反していない」と誤り考えるイングランド教会の人々が偶像崇拝の教皇教会から受け継いできた、司教統治や上に指摘した多くの悪を含む共通祈祷書を取り除くこと。教会統治は、御言葉に従い会衆全体が選んだ聖職者、長老、助祭が共同で行なうこと。聖職者は、世俗の職務に携わることなく、御言葉を誠実に、献身的に説き、規律を厳しく行なって、神の法に反している者を悔い改めに導き、罪を犯そうとする者を抑えること。儀式は、古代の純粋と簡素に従い行なうこと。

これらの主張を改めて述べた『第二勧告』では、更に、教会における神の秩序の回復に 努めるが故に迫害されている自分達を守る法を作り、施行することを、「この領土の中のすべての事柄における、また、すべての人間に対する、神が選ばれた至上の統治者」である 女王に対して求めている (*PM*, 129-130.)。

『議会への勧告』に対し、ジョン・フゥイットギフト John Whitgift (当時 master of Trinity College, Cambridge Univ., 後 Worcester 司教 1577-83, Canterbury 大司教 1583-1604) は、An Answere to a Certen Libel Intituled, An Admonition to the Parliament (1572) で批判。これに対し、トマス・カートライト Thomas Cartwright³⁾ は、A Replye to an

³⁾ Thomas Cartwright は、1535年恐らくは Royston, Hertfordshire に生まれる。1547年 Clare College, Cambridge に特待免費生 sizar として入学、1550年 a scholar of St. John's College, 1554年 BA。1556年 Cambridge を去るが、

answere made of M. Doctor Whitgifte. Agaynste the Admonition to the Parliament (初版 1573.4 2版 1573.6) で反論。Whitgiftは、The Defense of the Aunswere to the Admonition、Against the Replie of T.C. (1574) を出版。Cartwrightはそれに対して、The second replie of Thomas Cartwright: agaynst Maister Doctor Whitgiftes second answer touching the Churche Discipline (Heidelberg, 1575)、The rest of the second replie of Thomas Cartvurihgt: agaynst Master Doctor Vuhitgifts second answer, touching the Church discipline (Basel, 1577) で反論した。

2. リチャード・フッカー

Richard Hooker は、1554年 4 月初め Exeter あるいはその近くで生まれ、Exeter grammar school で教育を受ける。1569年末頃、おじが親しくしていた Salisbury 司教 John Jewel (在位1560-71) (「キリスト教世界がここ何百年の間に生み出した中で一番優れた神学者」(*LEP*, 2, 6, 4.)) の推薦を得て、Corpus Christi College, Oxford に入学。1571年 9 月 Jewel が死ぬと、Edwin Sandys (当時 London 司教 1570-77、後 York 大司教 1577-88) がその跡を

Mary 死後1559年 St. John's に戻り、1560年 4月 fellow、6月 MA、1562年 Trinity の fellow。1565年 Cambridge を去り、Armagh 大司教 Adam Loftus の私的 chaplain となるが、1567年までには Cambridge に帰り、 5月 BTh 取得。1570年 Lady Margaret 神学教授就任講義で、使徒行伝を取り上げて、原始教会の教会体制はすべての時代 において規範であり、階層制、司教制教会はこれに反している、と述べた。1567年7月以来 master of Trinity で あり、1570年11月 vice-chancellor に選ばれた Whitgift の主導により、Cartwright は、学則45「法律によって確立 されている宗教に対する公けの場での批判禁止」違反の故にLady Margaret chair を解任され、1571年にはGeneva の academy で Beza の同僚として教えていた。1572年春,支持者の求めに応じて Cambridge に帰ったけれども, 9月 Whitgift により、「大学規則に定める期間の間に司祭資格を得ていなかった」として、fellow を解任される。 1573年末頃,高等宗務官裁判所はCartwrightの逮捕令状を出し、Cartwright はカルヴァン派のFrederick三世が 治めるプファルツ選帝侯国に亡命, 1574年1月 Heidelberg 大学の student とされ, ここで The second replie (1575) を出版。1576年 Frederick の後継選帝侯にルター派の Ludwig 六世がなると、Basel に移り住み、Basel 大 学に入り, The rest of the second replie (1577) を出版。1577年 Antwerp に行き, Merchant Adventurers 本部 の職を得, 1578年 Alice Stubbs (John Stubbs の姉妹) と結婚。1580年 7 月 Merchant Adventurers の教会の chaplain であった Walter Travers のイングランド帰国に伴ない、Travers の推薦によってその後任となる (-1585) (1582年10月 Merchant Adventurers 本部は、Middelburg に移る)。1586年初め、earl of Leicester が提供した。 Warwick にある彼の慈善施設の master (閑職) に就く。1589年末頃, 「司教制は神の定め」と考える Richard Bancroft (後 London 司教1597-1604, Canterbury 大司教1604-10) らは、八人の長老主義聖職者を、不法な長老派 教会会議において長老制イングランド教会実現を謀議した廉で、高等宗務官裁判所に訴えた。被告は宣誓を拒否 して裁判は進まなかったが、裁判所は彼等を投獄した。後に Cartwright が被告に加えられ、彼も同じく宣誓を拒 否して投獄された。1590年7月高等宗務官裁判所は,Cartwright (1588年9月 Leicester の死の後,Burghley の 庇護を得ていた)を除く、被告全員から教会における聖職をすべて剝奪し、今後この者たちが聖職に就くことは ありえないと宣言した。この訴訟は、反乱謀議確定のため星室裁判所に移されたけれども、成果なく、高等宗務 官裁判所に戻され、告訴首謀者、大法官 Sir Christopher Hatton の死(1591年11月)後、審理は全く進展しなか った。1592年5月 Cartwright は釈放されて Hackney に在宅監禁とされたが、やがて Warwick に戻ることができ た。その後,Channel Islands の Guernsey の長官 Sir Thomas Leighton 付 chaplain 及び Castle Cornet の聖職者 であったが、1601年 Warwick に帰り、1603年12月死去。(ODNB による。一部 DNB 及び PM, Introduction によ り補う。)

継いで Hooker の大学での後援者となり、更に息子の Edwin を Hooker の許で学ばせた。 Hooker は、College で神学を中心としながら、ギリシア、ローマの古典を幅広く研究、1573年 a disciple of Corpus Christi、1574年 1 月 BA、1577年 3 月 MA 取得、同年 9 月 Corpus Christiの scholar(仮 fellow)、1579年正式の fellow となり、同年 7 月欽定講座担任教授代理としてヘブライ語を教え始める。同年 8 月 London 司教 John Aylmer(在位1577-94)により助祭 deacon に叙任される。1580年10月 John Rainolds 他三名の fellow と共に、Hooker 入学の時に既に Corpus の president であった William Cole に代えて、共通祈祷書への従順の厳格な実施を求める vice-president、John Barfoot を後継の president にしようとする策動に反対した廉で、Corpus を一ヶ月間追放される。

1583年1月 Chapter of Canterbury Cathedral は、£5. 6s. 8d. の年金を与える。1584年10月 Drayton Beauchamp, Buckinghamshire の聖職禄に John Cheney により推薦されるが、彼がこの教区にいた証拠はない。1585年10月この聖職禄を辞退。1580年代の Hooker の説教について、Thomas Fuller、The Church-History of Britain; from the Birth of Jesus Christ, untill the year 1648, London, J. Williams, 1655, bk 9, 216. は、「声は低く、背丈は小さく、身振りは何もなく、説教壇に石のように動かず立っていた。からだの姿勢は、まるで動かない考えを持つ心の象徴のようであった。目は、始めに向けられていた所に、説教の終りにも向けられていた。要するに、彼が宣べ伝える教えは、教え自身の他に飾るものを何も持っていなかった。」と書いている。

1584年8月頃, LondonのPaul's Crossの説教壇で説教。1585年初めには、法学院 the Templeの院長 master, Richard Alvey 死去に伴ない、院長代理ウオルター・トゥラヴァーズ Walter Travers⁴⁾の信じている長老主義は教会不一致の原因であると考えて彼の院長就

1580年7月後任にCartwright を推薦してイングランドに帰り、Lord Burghley付 chaplain、その息子 Robert Cecil (後の earl of Salisbury) の家庭教師となり、Burghleyの後援を得て、1581年 the Temple の院長代理とされる。1583年ローマ教会の宣伝文書に対し、「ローマ教会は誤りと異端の教会である」と論じた An Answere to a Supplicatorie Epistle を出版。同年 Canterbury 大司教となった Whitgift が十五箇条を公布して、ピュウリタンに対し同意署名か聖職停止かと迫り、1584年12月これをめぐって Whitgift とピュウリタンとの二日間の討論会が開かれた時に、Travers はピュウリタンの代表者二名の内の一名に選ばれて論争。Whitgift は、1585年初め the

⁴⁾ Walter Travers は、1548年頃 Nottingham に生まれ、1569年 Trinity College, Cambridge で MA 取得、senior fellow となる。1570年 master of Trinity であった John Whitgift の圧力により、fellow を辞任、Geneva に行き、Theodore Beza の友人となる。ここで、「新約聖書が定めている教会統治体制は長老制である」という Calvin の考えを基にした Ecclesiasticae disciplinae et Anglicanae ecclesiae ab illa aberrationis, plena e verbo Dei, et dilucida explicatio を書く。これは1574年、Cartwright の助力により彼による序文をつけて匿名で Heidelberg で 出版、同年 Cartwright によると考えられる英訳 A full and plaine declaration of Ecclesiasticall Discipline owt off the word off God, and off the declininge off the churche off England from the same も出版される。1576年イングランドに帰るが、職を得る見通しが立たず、the Netherlands に行き、1578年 4 月 Antwerp の English Merchant Adventurers の教会(長老制のオランダ・カルヴァン派教会)の chaplain とされ、5 月イングランド教会が定める司教によるのではなくて、十二人の聖職者の按手により叙任される。

任を阻止しようとした Canterbury 大司教 John Whitgift の働きかけにより、John Aylmer (London 司教) と Edwin Sandys (York 大司教) の推薦を得た Hooker が the Temple の master に任命される(3月17日女王からの開封勅許状)。1585年 the Temple の午前の説教 において、ローマ教会の人々の救いの可能性について、「神は慈悲深くて、教皇派教会の迷信を信じて生きた何千というわれわれの祖先を、知らずして罪を犯している限り、救われている」と論じた Hooker を、the Temple の lecturer、雄弁であった Travers は、午後の説教で繰り返し容赦なく攻撃した。1586年 3月 Whitgift は、Travers の説教禁止を命じた。 Travers は枢密院に上訴して、Hooker の考えの異端を訴えたけれども、そこでは結局 Whitgift が勝った。 Travers が枢密院への請願を私的に出版公表したのに対して、1586年 3月か4月 Hooker は Whitgift 宛の回答 Answer を作り、これは公表される。 The Temple での説教に関わる、 Travers とのこの論争をきっかけとして、Hooker は以後この問題を掘り下げて考察し、 Of the Lawes of Ecclesiasticall Politie を書くことになる。 The Temple に居た1591年11月まで、そして恐らくは Kent に行くまでの間、St. Paul's に近い、裕福な London 商人 John Churchman の家に滞在、1588年 2月彼の娘 Joan と結婚。

1591年6月 Salisburyの首席司祭代理 subdean, Netheravon, Wiltshireの参事会員 prebendary, 同年7月 Boscombe, Wiltshireの教区司祭 rector。これにより、the Temple を辞めて、Of the Lawes 執筆に打ち込める生活を確保。1595年1月女王は Hooker を Bishopsbourne, Kentの聖職禄に推薦。1600年11月 Bishopsbourne で死去、同教会内陣に埋葬される。(ODNBによる。一部 DNB 及び E. T. Davies, The Political Ideas of Richard Hooker, New York, Octagon Books, 1946. F. J. Shirley, Richard Hooker and Contemporary Political Ideas, London, S.P.C.K., 1949. により補う。Travers との論争を中心とした前半生については、高野清弘『政治と宗教のはざまで ホッブズ、アーレント、丸

Temple の院長死去に伴なう後継者に院長代理の Travers ではなく, Hooker を選ぶよう働きかけて, 成功。 The Temple における Hooker との論争をめぐって Whitgift から説教禁止命令を受けた Travers は、1586年、この論争について A Supplication Made to the Council を私的に出版。

ピュウリタンの指導者たちから長老制教会の規律と統治体制の定式化を依頼され、Travers があるいはTravers が中心となって書かれた『規律の書 Disciplina ecclesiae Dei verbo descripta』は、local classes が代表者を選んで provincial synods を作り、そこで選ばれた人々が national synod を作るという長老制統治形態をイングランド教会が採るべきことを主張、1587年に出版された。1588年 A Defence of the Ecclesiastical Discipline を出版。1588年 3 月長老主義の指導者の一人 John Field の死に伴ない、彼が担っていた London の長老主義者を統括する幹事の後任となる。しかし、Whitgift らによる長老主義指導者への弾圧(教会における女王の至上権を損なおうとした廉で高等宗務官裁判所や星室裁判所で厳しい尋問を受けるなど)は London で強く、Travers は、1594年 6 月 Burghley の尽力により、新設間もない Trinity College、Dublin の学長 provost とされる。1598年10月これを辞任、イングランドに帰る。その後聖職に就かないまま、1630年ローマ教会に対してイングランド教会を弁護した Vindiciae ecclesiae Anglicanae を出版。1635年死去。(ODNBによる。一部 DNBにより補う。)

山眞男. フッカー』行路社. 2009. 161-235頁参照。)

3. フッカー『教会統治の法について』出版

フッカーは、トゥラヴァーズとの論争後、法、人間、教会の根底を考察して、それを基に、イングランド教会の改革を求める人々、とりわけフゥイットギフトの『議会への勧告』批判に理論的に反論したカートライトの三冊の書物 A Replye 5 、The second replie 6 、The rest of the second replie 7 (小論 9-10頁)を批判して、エリザベス治世の初めに国法「国王至上法」と「礼拝統一法」によって確立されたイングランド教会の統治体制、儀式を、フゥイットギフトと同じく、しかし、フゥイットギフトよりも更に広い、掘り下げられた基礎の上で擁護する『教会統治の法について 八巻 Of the Lawes of Ecclesiasticall Politie、Eyght Bookes』 8 を書いた。

初版出版は、第一-四巻(London, John Windet, 扉には、Eyght Bookes と書かれている)は1593年、第五巻(London, John Windet)は1597年、Armagh 大司教 Ussher(在位1625-56)が関与したと考えられる第六巻と第八巻(London, Richard Bishop)は1648年、第七巻は、Exeter 司教 John Gauden 編集による最初の全八巻版(London, Andrew Crook)の中で、1662年である(*LEP*, vol.1, Publishing History. vol.3, Textual Introduction, xxvixxviii. xliv-xlv.)。

第六-八巻は、フッカー生前に出版された最初の五巻と比較すると、未完成である。第七巻(テキスト原文は、1662年版第七巻、Gauden はこれをフッカーの自筆草稿に基づくとしている)は、議論の順序に推敲不十分なところがある(例えば、LEP、7、13.7、16. を見よ)けれども、内容、形式共に完成稿に近い。第六巻(テキスト原文は、Ussher所蔵の草稿で、1648年版第六巻の印刷者コピーの原本となったもの)は、ほとんどが悔い改めにつ

⁵⁾ TC1と略記し、該当個所は、Hooker, LEP が指示する、扉に Whitegifte とある本文224頁の版の Page number. を示す。

⁶⁾ TC2と略記し、該当個所は、Hooker, LEP が指示する Page number. を示す。

⁷⁾ TC3と略記し、該当個所は、Hooker, LEP が指示する Page number. を示す。

⁸⁾ 使用したテキストは、The Folger Library Edition of The Works of Richard Hooker, General Editor, W. Speed Hill, 3 vols., The Belknap Press of Harvard University Press Cambridge, Massachusetts, London, England, 1977–1981. LEPと略記し、該当個所は、Book, Chapter, Section. を示す。この区分がKeble's Edition (1836) と食い違う個所(小論では第八巻にある)は、Kebleの区分を()内に記す。(LEP, vol.3, Textual Introduction, lxxiv、及びLEP, vol.1, Publishing History, xxiv-xxvi、参照。)他に、Gauden編集の全八巻版(1662)及びEveryman's Library (London: J. M. Dent & Sons Ltd.)の二巻本vol.1(第一-四巻)、vol.2(第五巻)(1907)を参照した。序の邦訳は、村井みどり訳が、『宗教改革著作集』第十二巻、教文館、1986、289-354頁にある。日本におけるフッカー思想の研究としては、西原廉太『リチャード・フッカー―その神学と現代的意味――』聖公会出版、1995、がある。

いて論じられており、これはそれ自体としてはまとまった議論であるけれども、それ以外には、教会統治権限についての一般論(LEP, 6, 1, 1.-6, 2, 2. 6, 4, 1.)があるだけで、表題のテーマである「会衆集会における平信徒長老の教会管理権限」及びそれと悔い改めとの関係については十分に論じられている個所はなく、この部分はフッカーの原文が何らかの原因で行方不明になったと考えられる。第八巻(テキスト原文は、フッカー自筆草稿の中で一番多くの内容を含むものからの直接コピーを基に、他の諸草稿と比較修正したもの)は、草稿断片をつなぎ合わせて編集されたものであり(詳しくは、LEP, vol.3、Textual Introduction. 参照)、重要な点で考えの矛盾あるいは混乱がある。しかし、第六-八巻の議論の趣旨は明確であり、また、その基本において第一-五巻とは矛盾なく、整合している。

第六一八巻がフッカーの死後ほぼ五十年の間出版されなかった理由について、Folger Library Edition 第三巻の編者 P. G. Stanwood は、「問題は明らかに理論に関わるものであって、原文確定に関わるものではない……。フッカーの拠り所は、根源であり、かつキリスト教会全体であった、即ち、自然法であり、国民教会を越えていた。しかし、十七世紀初期の出来事、国内における火薬陰謀事件〔1605〕、それが募らせたローマへの恐怖、国外における三十年戦争〔1618-48〕などは、フッカーの原理を分かち持っていたアンドルーズAndrewesのような人々の理想を打ち砕いたにちがいない。その上、国王及び司教の権威は、不変の神授権によりはむしろ同意と教会にとっての役立ちとに基づいているという、とりわけ第七、八巻に述べられているフッカーの考えは、ロードLaud支配の時代には、広く受け容れられていた考えに合わなかっただけでなく、危険な考えでもあった。チャールズ時代の教会は、フッカーに共感を持っていなかった。教会は彼の仕事を無視することに成功したし、死後五十年近くの間、論争を引き起こしやすい最後の三巻の公表を積極的に抑圧した。」(LEP、vol.3、Textual Introduction、xvii.)と書いている。

当時のイングランドの状況について、F. J. Shirley はこう書いている。「十七世紀初めのイングランドの知的雰囲気は、フッカーの考えに好意的ではなかった。何故ならば、彼は政治においても神学においても妥協を指示していたけれども、当時のどちら側の主要人物もそれを受け容れようとはしていなかったからである。一方では、ジェイムズー世の即位とともに神授権説が、関わりのある人々の心を完全につかみとり、他方では、民衆主権説が現われつつあった。そのどちらの側にもフッカーは完全に満足ではなかった。……イングランド教会は神授権説を取り入れることになった。この考えは、ローマとピュウリタンの反対のどちらにも同じようによく立ち向かうことができる唯一つの答えであったからである。しかし、教会がこの立場を支えるためにフッカーの蔵から取り出せる武器は多くは

なかった。」(Shirley, 202. フッカーは、イングランド教会擁護者が教皇派と民衆主権説の ピュウリタン両者に反対する必要から国王絶対主権説へと傾いてゆくことに反対であった ことについては、Peter Lake, Anglicans and Puritans? Presbyterianism and English Conformist Thought from Whitgift to Hooker, London, Unwin Hyman, 1988, 212. 及び小 論36, 183頁参照。)フッカーのキリスト教思想に関しては、Peter Lake は、「〔神の永遠の 法を神の意志の中心に置くとともに、人間の悔い改めを重視して予定説に明確に賛成して いない〕フッカーの立場と正統カルヴァン派との間に潜在していた不一致が、フッカーの 考えがイングランドのプロテスタント主流の考えの中に自由に入り込むことの恐らくは最 大の障壁として働いた」ことを指摘している(Lake, 186. Cf. Do., 182-183. 187-197.)。

Ⅱ. フッカー『教会統治の法について』

『教会統治の法について』は、まず、序、「イングランド教会の法と教会秩序の改革を求める人々」に対する一般的批判と、第一巻、即ち、法とその根源である聖書と理性、及び、人間と社会の根源と法との関係について論じた、本書全体の基礎があり、次に、第一巻の主張を基にして、教会改革を求める人々の考えの基礎である「神の教会は御言葉において命じられていることだけを取り入れ、御言葉だけに従い教会運営を行なうべき、御言葉に命じられていないことのすべてを、従って、教皇教会から受け継いだ多くのことを取り除くべき」(小論2-4、9 頁)という主張を批判した第二-四巻、続いて、これらの一般論を基にして、イングランド教会における具体的なさまざまの事柄に関して教会改革の主張を批判して、イングランド教会の儀式を擁護した第五巻及び統治体制を擁護した第五巻の最後(聖職に関わるところ)と第六-八巻がある。(Cf. LEP、Preface、7、1-7、4、An advertisement to the Reader.)

序とそれぞれの巻の概要は、次の通りである。

1. 序「イングランド教会の法と教会秩序の改革(と自分達が呼んでいるもの)を求める 人々に」

本書は、「この国の諸々の法が確立した現在の教会統治形式に関して、神の法は、また、人間の理性は、その変更に力のかぎり抵抗する人々は悪をなしていると証明するに十分な力がある、と言われたことはこれまでになかった。反対に、それの代りに受け容れるようにと要求されている〔カルヴァンに由来する〕もう一つの形式は、誤りと思い違いによっ

てイエス・キリストの掟と呼ばれているだけである。」ということを明らかにしようとする。(LEP, Preface, 1, 2. Cf. LEP, Preface, 2, 1.)

人間が善悪を区別するために自然によって与えられている第一の手段は、自分自身の判断力である。「われわれが何を行なうにせよ、自分自身の心の中の判断が、行なうにふさわしく、よいとしてそれに同意していないならば、その事柄自身は許されることであるとしても、それを行なうことは、われわれには罪である。」(*LEP*, Preface, 3, 1. Cf. *LEP*, Preface, 6, 3.)しかし、第二に、複雑で判断がより難しい問題では、感情ではなくて理性、理性に基づく判断力を使うのがよく(聖霊は人間を導く時、啓示という特別の場合を除けば、理性の力を借りる)(*LEP*, Preface, 3, 10.),人間の理解力が人によりさまざまであるとすれば、理解する力のすぐれている、知恵ある人々に従うのがよい。宗教の問題では、神は祭司 Priest を神の言葉を伝える使者として与えられており、それ以外の人々は祭司の考えに従うように定められている(マラキ書 2:7.)。(*LEP*, Preface, 3, 2. Cf. *LEP*, Preface, 3, 3.)

あなたがたが主張している規律は、使徒以来現在までどの教会も神の御言葉の中に見出したり、そこから受け取ったりしたことはなかった。あなたがたが反対している「われわれの教会統治即ち司教統治」によって規律が行なわれていない教会はなかった。(LEP、Preface、4、1.)あなたがたは、使徒の死後、教会には誤り、腐敗が入りこんだと言う。(LEP、Preface、4、2.)しかし、あなたがたの言う「教会規律形式を使徒の時の状態にすること」は、1. 可能なことではない(聖書は、使徒の時の状態について十分に明確なことは言っていない)、2. 従うべき事柄は何かは確実ではない、3. 完全に適切なことではない(事情の変化により新しいやり方がより適切である場合がある)。(LEP、Preface、4、4. 5. Cf. LEP、4、2、1 -3. 4, 14、1.)

「自然、聖書、そして経験それ自身、これらすべては、争いの両当事者はある公正で最終的な裁定に従うことによって争いを終らせるように努めること、その裁定への服従をどのような主張や口実によるにせよ拒否してはならないことを世の人々に教えてきた」。(LEP、Preface、6、1.)「〔争いの〕平和的解決の道はある。次の二つは確実な道である。一つは、われわれ自身の中でそのために選ばれた権威〔祭司と裁き人、申命記17:8ff.〕によって与えられる公正な決定の裁定、もう一つは、より普遍的な権威〔エルサレム使徒会議、使徒行伝15.〕によって与えられる同じような裁定。」(LEP、Preface、6、2.)

以上の主張の根拠と改革者の考えの問題点とについて、更に次のことが言える。

1. あなたがたは、「人間、いや会議は誤ることがある……〔たとえ天使がそう言ったと

しても (ガラテヤ書 1:8)〕 あなたがた自身がその判断は神の御言葉と一致していると認 めるのでなければ、それに従うということは……あなたがた自身の良心に反して罪を犯す ことになる | と答えるであろう。「しかし……使徒〔の裁定〕について言えば、主イエス・ キリストは「それを」まさに直観的啓示によって使徒に明らかにされたのであって そこ に誤りはありえなかった。〔それに対して〕あなたがたの確信は、あなたがた自身のそうで ありそうであるという推測だけによって得たものである。[Cf. LEP. Preface, 6, 6,] ·····神 は……祭司や裁き人がその判断において思い違いをするかもしれないし、また、しばしば 思い違いをするということを知らなかったのではない。しかしながら、時には間違った最 終的裁定が支配して、同じ権威がそのような見落しに気付いて後でそれを正しあるいは取 り消すまで続く方が、争いが成長する機会を得て、すぐに終りにならないよりは、神の目 によいと考えられたのである。われわれもまた、人間が、すべきでないと心の中で確信し ていることを行なうことを望んではいない。しかし、この確信は心の中にしっかりと定ま ったものであるべきである(とわれわれは言っている)。従って、このような性質の、議論 の余地があり、議論が現にある事柄では、神の意志は、人間が公正で最終的な決定裁定の 定めることを行なうことであり、事実、その人間の個人的考えでは、それが正しいことか ら完全にはずれていると思われても、そうすることである。……神は混乱ではなくて、平 和の造り主である……。……われわれの本性は、わがままと自己中心で満ちているので、 一度下されればゆるぎない、その後は両側に沈黙の必要が課せられる最終的裁定がなけれ ば、これまで続いてきた争いが短い時間で平穏に終るという望みは小さい。| (LEP. Preface. 6. 3.)

「既に打ち立てられている裁判所〔例えば,高等宗務官裁判所〕の裁定は,神御自身がユダヤ人の間にすべての論争に決着をつけるために確立されたものと同じ権威が与えられるべきである……。」(*LEP*, Preface, 6, 4.)「〔その裁定が出るまでの間は〕法の中でより重要な事柄,正義,慈悲,誠実(マタイ伝23:23.)を行なうべきである。……確立されている命令について言えば,それを守るべきではないという,秩序に従う決定裁定が下されるまでは、公正 equitie と理性,自然法,神と人間すべてが,今あるものを支持している。」(*LEP*, Preface, 6, 5.)

「〔今ある〕これらの法は神の法に反しているという心の中の固い確信をあなたがたはすべて、しばらくの間停止すべきである。そうしなければ、神の教会を正しいあるいは必然の理由なしに苦しめることによって神に対して罪を犯すことになる。……〔あなたがたの言う〕理由は、論証できるもの、必然のものか、あるいは、単にありそうであるだけのも

のか。必然の、論証できる議論とは、提示されて理解されれば、どんな人間も心の中で同意せざるをえないものである。誰かがそのような理由を示すならば、私は良心〔の判断〕を認め、良心を自由に働かせる。なぜならば、この教会全体がそこに確立されている事柄に対して与えている社会的是認は、それがよいものであるということをありそうなこととしているだけだからである。〔しかし、あなたがたはそのような議論を何も差し出してはいない。〕どの社会即ち政治体でも、ありそうであるという全体の声が同じ政治体の中の同じような性質の個々人の声すべてを支配するのでなければ、平和と平穏の道はありえない。〕(LEP, Preface, 6, 6.)

2. 「あなたがたの規律は全能の神の絶対の命令である(ここにあなたがたの誤りがある)から、それを受け容れることによってこの世がまっさかさまにひっくり返るとしても、それを受け容れなければならない。ここにすべての危険の中で最大の危険がある。なぜならば、神の権威という名前が、神の命令ではなくて、あなたがた自身の誤った推測をよしとするために使われているからである。」(*LEP*, Preface, 8, 5.)

「〔中でも改革に熱心な人々は〕キリストの法が命じていないことはすべて反キリストがその造り主であり、本当のキリスト信仰告白者は、反キリストやその信奉者がこの世で行なったことを取り除くべきであるという一般的規則の上に立って、以前に取り除かれた〔教皇派の迷信など〕と同じく根絶が必要であると考えたものを、他の人々以上に多く見出した。……〔この人々の考えでは〕人間が悔い改めるべきように悔い改めたのであれば、この世からあらゆる悪を取り除いて、正しさだけが生きている新しい世がその後に来るようにしなければならない。この人々が言うには、個人の悔い改めは、どの人間もが自分の人生を……この今の世の慣習や秩序に反するように作り上げることによって明らかにされなければならない。このために彼等がいつも口にしていたのは、大きなこと、即ち、慈愛、信仰、神に対する本当の畏れ、十字架、肉欲の克服である。彼等が説き勧めていたことのすべては、この世の事柄を顧みず、富や名誉をむなしいものと思い、そのしるしとしてこれらのものを求めないというだけではなくて、これらのものを持っているならば……富を投げ棄て、名誉のしるしを棄てるということである〔ルカ伝6:25〕。」(LEP、Preface、8、6.)

この考えを基にして彼等は公けの改革へと進んだ。①宗教改革。使徒の時以来自分達だけが真理を持っていると主張して、イエス・キリストが要求した古代の完全さに帰ることを要求した。聖書以外の人間の書いた書物を無視し、自分達の奇妙な考えは聖霊によって与えられたと確信していた。自分達の聖職者は神の召命を受けた者であり、それ以外の聖

職者は、神の召命を受けていない「律法学者やファリサイ人」であった。偶像崇拝で反キリストのローマ教会における洗礼は洗礼ではないと言い、洗礼における代父、代母、幼児洗礼を批判した。聖餐では、不敬を避けるためとして、からだ body や血 bloud という言葉を使わなかった。儀式では、ローマ教会との一致をすべて嫌った。(*LEP*, Preface, 8, 7.)②世俗改革。すべての者あるいはキリスト者に対するキリストの支配を確立し、キリスト者に対してキリストの規律「霊の破門」以外の剣が使われることのないようにするために、「為政者の座の転覆」〔ルカ伝22:24.〕、「正義遂行の廃止〕〔マタイ伝5:39.〕、「誓いの禁止」〔マタイ伝5:34-36.〕、「財産の共有」を実現するよう全力を尽した。(*LEP*, Preface, 8, 8.)

「自分達の気に入ることが行なわれるのが神の意志であると人間の心が一度誤って確信してしまうと、その考えは脇腹にささった棘となって、その思いを実践に移すまでは安らぐことがない。この不安によって人々はその実践を妨げ邪魔するものを取り除こうと願い、努めて、これとは別のより危険な考え、時には最初に言われていた意味とは正反対の考えへと〔神の権威という仮面の下で〕日毎に導かれてゆくのである。」(*LEP*, Preface, 8, 12.)

序で言われていることの要は、教会統治に関しては、神の定めがなく、議論の余地がある、非本質的な事柄では、教会の統治者即ち司教(LEP, Preface, 4, 1.) ——但し、教会統治者は「祭司と裁き人」(LEP, Preface, 6, 2. 3.) という考えが並存してあり、この点でここでのフッカーの主張は曖昧である(第五、六、七巻参照)——の裁定に、それは完全に正しくないと思われる時でも、従うべきである(LEP, Preface, 6, 1. 2. 3. 5.),この裁定が出るまでは、法の中でより重要な「正義、慈悲、誠実」に従うべきである(LEP, Preface, 6, 5.) ということである。

この考えの基には、神は人間の間の平和を求めておられる、しかし、人間は皆、悔い改めた人間でさえ、人間の本性である「わがままと自己中心」をなくすことはできない、神のように絶対に正しい考えを持ち、絶対に正しい行ないをすることはできない、即ち、この世において絶対に間違いのない判断に辿り着き、あるいは、完全な理想の社会を打ち立てることはできない、従って、そのような現世の中で人間は平和を求めるべきであるとすれば、社会の個々の構成員は社会全体の裁定に従わなければならないということがある。(LEP, Preface, 6, 3. 6.)

そのような不完全な人間が一番頼ることのできるものは、聖書に明確な神の御言葉 (LEP,

Preface, 4, 1. Preface, 6, 1. 5.) である。そこに定めがない事柄に関しては、人間の良心による判断、複雑で難しい問題では、感情ではなく、理性に基づく判断 (*LEP*, Preface, 3, 10. Preface, 6, 3. 6.) (宗教の事柄では、祭司の理性の働きが平信徒のそれよりはすぐれており、この事柄では祭司に従うのがよい (*LEP*, Preface, 3, 2. Cf. *LEP*, 5, 21, 3.)) であり、経験(教会統治に関しては、特に使徒以来の教会の経験)(*LEP*, Preface, 4, 1. Preface, 6, 1. 第二巻参照) である。

人間は第一に、明確な根拠に基づいた自分の良心の判断に従うべきである。(LEP, Preface, 3, 1–3.) しかし、第二に、明確な根拠を持つことができない、議論の余地がある事柄に関しては、社会の最終的裁定に従うべきである。それは絶対に正しい裁定ではないけれども、そうしなければ社会の平和は得られない。(LEP, Preface, 6, 3. 6.) 神の明確な御言葉がない事柄において経験を重視するということは、その事柄において事情が変れば、われわれが行なうべきことが変ることは適切でありうるということを含んでいる。(LEP, Preface, 4, 4. Cf. LEP, 4, 2, 3. 5, 9, 2. 3. 4.)

この考えを基にして、フッカーは、教会改革者たちの、人間の不完全さ、弱さを顧みず、明確な根拠のない、自分の考えは聖霊によって与えられた神の意志である、自分の行ないは神が命ずるところであるという確信(*LEP*, Preface, 6, 3. 6. Preface, 8, 5. 6.)、人間が悔い改めるべきように悔い改めたのであれば、この世からあらゆる悪を取り除いて、正しさだけが生きている新しい世を作り出すことができるという考え(*LEP*, Preface, 8, 6.)を、真理ではなく誤りであるとして退けている。

序で述べられているこれらのことは、本論でもその根底にある考えである。

2. 第一巻「法及びその幾つかの種類についての一般論」

[1] 法の源 — 神

「〔第一原因である〕神は、神御自身にとっても、また、他のすべてのものにとっても法である。」神は御自分の何らかの目的を実現するために行為される。(LEP, 1, 2, 3.)「神の外的な働きの一般的な目的は、神の最も栄光ある、最も豊かな徳〔慈愛と恵み〕を働かせることである。」神の行ないの個々のものの目的も存在するけれども、それが何かは人間にはわからない。(LEP, 1, 2, 4.)「神の永遠の法……〔の中で〕われわれがぼんやりと知覚するわずかのものをわれわれは賛美し、それ以外のものを敬虔な無知をもって謙遜に謙虚にあがめる。」(LEP, 1, 2, 5.)

「われわれは、〔神が被造者に対して守るように定められている法だけでなく〕行為を作

り出すいかなる規則、規範をも法と呼ぶ。」「神の胸中にある」「永遠の法」の中で、「自然の中の主体である事物に秩序を与える法は……自然法 natures law or law of nature」、「天使がはっきりと見て、はずれることなく従う法は、天界、天国の法」、「この世の中の理性ある被造物を縛り、その者が自分は縛られていると理性によって非常にはっきりと知ることができる法は、理性の法 law of reason」(cf. LEP, 1, 8, 9. LEP, 1, 12, 1. 参照)、「自然法」に基づく「自然の権利 naturall right」については、LEP, 1, 12, 1. 参照)、「被造物を縛っているけれども、神からの特別の啓示による以外に知られないものは、神の法 Divine law」である。「理性の法や神の法の中から……人間が法とするものは、人間の法 humane law」。「従って、あるべきようにあるすべてのものは、この第二の永遠の法に従っている。この永遠の法に従っていない事柄は、それにもかかわらず、何らかの仕方で第一の永遠の法〔「神御自身が永遠に守ろうとされている法」〕によって秩序づけられている。」(LEP, 1, 3. 1.)

[2] 人間の行為の源 — 知識と意志

知識の点では、天使は既に完全な知識を持っているのに対して、人間は最初は何の知識も持っていないけれども、徐々に成長して、ついには天使と同じようになる。「人間の魂は最初は、何も書かれていない、しかし、すべての事物が〔徐々に〕刻み込まれてゆくことができる書物のようなものである。」(LEP, 1, 6, 1.)人間は、動物とは違って、感覚の知識だけではなくて、やがて自然理性を、後には更に本当の技と学問 art and learning を使って、感覚の知識より一層高い知識に至る能力を持っている。(LEP, 1, 6, 3.)

徳の実践に関しては、「行為によって得られる善goodあるいは行為そのものにある善は、われわれ〔人間〕がそれを善と認めて、それを好み欲求するのでなければ、行為を引き起こさない。……従って、人間の行為には主要な二つの源泉、知識〔理性〕と意志〔選択〕とがある。」(LEP, 1, 7, 2.)「本来の厳密な意味での意志は、人間が欲求する目的と関わっている物事についてのものであるから、欲 appetite と呼ばれる下位の自然な欲求とは大いに違っている……。……意志の対象は、理性が導いてわれわれに求めさせる善である。……欲は意志に誘いをかける者であり、意志は欲を制御する者である〔従って、意志には当然に選択の自由がある(LEP, 1, 7, 6.)〕。」現実には理性が働かないままで欲が行為を引き起こす場合があるけれども、上位の権限である理性はその事柄において力を持っているから、それは意志による行為である。(LEP, 1, 7, 3.)

「よい行ないの法は、正しい理性の命令である」。正しい理性を使うことができない未成年の子ども、白痴、狂人以外の人間には、「善と悪とを区別できる理性の光がある」。(LEP、

1,7,4.) しかし、ある善を行なうことが不可能であると理性が教える場合、理性に従う意志 the reasonable will はその善を行なうようにはさせない。(*LEP*, 1, 7, 5.)

現実には個々の物には善と悪とが混じっている。(*LEP*, 1, 7, 6.)「われわれが非難されて当然であり、どんな言い訳もできないことは、悪を行なう時に、善の大きさ〔小ささ〕を理性によって調べて知ることができるにもかかわらず、〔理性よりは慣習に従うなどで〕より大きな善よりもより小さな善を選び取るということである。|(*LEP*, 1, 7, 7)

[3] 理性の法即ち自然法

人間は、他のすべてのものと同じく、「自然が可能とした中で最大の善、最高の完成」即ち「幸せfelicitie」を欲求する。善であるものには、利益だけでなく、美しさがある。(*LEP*, 1, 8, 1.) 善を見分ける道は二つ、「それを善とする原因の知識」(一番確実で誤りのありえない道であるけれども、困難であるので人間はこれを避ける)と「善と常に結びついているしるしの観察」(一番確実なしるしは、すべての人間の一般的確信。これの誤りを正すものは、原因の探究)とである。(*LEP*, 1, 8, 2, 3.)

「従って、法とは、一般的に考えれば、行ないの善を指図する規則である。」(LEP, 1, 8, 4.)「理性の主要原理は、その原理だけで明白である。……心は、それが提示されると、証明なしで、誤りの可能性が全くない、明確明白であるとして直ちに受け容れる。……そのような原則、原理の中でより一般的なものは、例えば、より小さな善よりもより大きな善が選びとられるべきであるというものである(コリント後書4:17.マタイ伝16:26.)。」(LEP, 1, 8, 5. Cf. LEP, 5, 9, 1.) 神に対するわれわれの義務の原則は、「あなたは心を尽し、魂を尽し、力を尽して、あなたの神、主を愛しなさい」(申命記6:5.) であり、互いに対等の者である人間に対するわれわれの義務の原則は、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」(マタイ伝22:38.) である。(LEP, 1, 8, 7.) この二つの大原則を基にして理性が定める裁定には、「何をしなければならないかを示す命令的なもの、あるいは〔避けることのできない幾つかの悪の中から一つを選ぶ場合のように〕何をしてよいかだけを示す許容的なもの、第三に〔幾つかの善の中で〕何が一番われわれに利益かを明らかにする忠告的なもの」がある。(LEP, 1, 8, 8.)

「理性の法」のしるしは、1. それを守る人間の行為は、自然のさまざまな働きと同じく、「適切で美しい」。2. 「超自然の神の啓示の助けなしに、理性によって探り出すことができる。」、3. 「どんな人間でも〔異教徒でも(LEP, 4, 11, 6.)〕(自然における知性の完全と判断の成熟があれば)骨折り、苦労をすれば、見出せないものはない。」従って、「理性の法」は、「人間の自然が理性において普遍的に〔即ちすべての人間が〕縛られていると

知っている法という意味で、自然法と普通呼ばれている。」(LEP, 1, 8, 9. Cf. LEP, 1, 8, 10.) しかし、邪悪な慣習が人間に自然な理解力を抑えこんで、「無知と心のかたくなさ」(エフェソ書 4:17ff.) を作り出し、慣習の善悪を吟味させない場合、多くの人々が主要な道徳の義務即ち明白な理性の法を知らないままであるということがある。(LEP, 1, 8, 11.) この世のすべてのものは、その自然に従う場合善を、従わない場合悪を与えられる。人間の場合、それ以外のものとは違って、「自分の意志によって自然法に従うあるいはそれに反する行為を行なう」。われわれが自分の意志に反してあるいは強制されて行なうことをわれわれが行なうというのは適切ではない。従って、そのようにして悪を行なう人間は罰を受けて当然というよりは、憐れみを引き起こす。意志による悪の行為でも、それ以外の行為が可能でない場合、その不可能の程度に応じてその行為は許される。人間が意志に従って行為する場合、その人間は単なる利益をenefiteと害 hurtではなくて、報いと罰を受ける。(LEP, 1, 9, 1.) 報いと罰を与える者は、神を除けば、行為者の心と良心を知る行為の本人以外にはない。(LEP, 1, 9, 2.)

[4] 人間社会の形成と法

これまで述べてきた法は、人間を、人間であるかぎり、共同体 fellowship や合意 agreement がなくても、絶対的に縛る。

しかし、人間は一人では、自分が欲求する物々を十分には備えられないので、その欠陥、不完全を補うために、「自分以外の人間との交わり communion、共同体」を求め、「政治社会 politique societies」⁹⁾ に入る。「政治社会は統治 government なしにはありえず、統治は上述の法とは別の種類の法なしにはありえない。公共社会 publique societies を支える基礎は二つ、一つは、すべての人間が社会生活、共同体を欲求する自然の性向、もう一つは、共同生活における結合の仕方に関して、明白にあるいは秘かに合意した秩序である。〔Cf. LEP、1、15、2〕後者は、共同体 common weale の法と呼ばれるものであり、政治体 politique body の魂そのものである。その諸部分は、法によって、共通の善が必要とする諸行為において生命を与えられ、結び合わされ、働かされる。人間の間の外的秩序と統治のために定められる政治法 Lawes politique は、人間の意志は心の中では頑なであり、反抗的であり、神聖な自然法に従うことをすべてにおいて嫌っていると想定して……それにもかかわらず、人間の外的行為を社会設立の目的である共通の善の妨げにならないように規制するよう適

^{9) 「}政治社会」あるいは「政治体」(*LEP*, 1, 10, 1. 12. 1, 15, 2, 1, 16, 6, 7, 14, 3, 8, 1, 2, 8, 2, 1 (2, 3).) は、「公共社会」(*LEP*, 1, 10, 1, 4, 1, 15, 1, 1, 16, 5, 8, 2, 1 (2, 2).) とも言い換えられており、本書においては「秩序ある、即ち、統治のある社会」の意味である。従って、世俗社会 civill society と教会の両方を含んでいる。(*LEP*, Preface, 6, 6, 1, 10, 11, 1, 15, 2, 3, 1, 16, 5, 6, 6, 2, 2, 7, 14, 3, 8, 1, 2, Cf, *LEP*, 1, 10, 12, 7, 19, 1-2.)

切に備えるのでなければ、あるべきように作られてはいない。」(LEP. 1, 10, 1.)

「すべての人間は、この世において幸せな生活を送ることを欲求する。」生命を生かし続けるためにまず必要なものは「食物と衣服」であり(創世記4:2.)、これを得た後に主要なことは「信仰の行ない〔賢明、有徳、信仰〕」である(創世記4:26.)。(LEP, 1, 10, 2.)しかし、これらを備えた生活は、「邪悪と悪意が深く根をおろしているところでは」送れない。(LEP, 1, 10, 3.)「〔われわれの本性の腐敗即ち自己中心(cf. LEP, 1, 10, 6.)に基づく〕このような互いの加害、侵害、悪行のすべてを取り除くためには、〔未だ公共の統治を持っていない〕人間が自分達の間での契約 composition と合意 agreement に至り、何らかの公共の統治を定めて、この統治に従い、自分達が支配、統治の権威を与えた人々によって、それ以外の人々の平和、平穏、幸せな状態が作り出されるようにする以外に道はなかった。」「誰も〔自然において他の者よりすぐれてはいないから〕法に適った完全な〔統治〕権限を、〔従う〕人々の同意 consent か、神の直接の定めによる以外に持つことはできない。」(LEP, 1, 10, 4.)

「〔こうして〕何らかの統治を自然法は命じている。しかし、統治の種類は多いので、自然はどれか一つに縛るのではなくて、その選択を自由な意志の決定に委ねている。……〔しかし、経験により、自分達が〕一人の人間の意志に従って生きるということは、すべての人間の不幸の原因となることがわかった。このために人間は、すべての人間が自分の義務をあらかじめ知り、義務違反に対する〔それによる利益、満足を越える大きさの(LEP、1、10、6.)〕罰を知ることができる法を作らざるをえなくなった。」(LEP、1、10、5.)

「〔この場合〕盗みは罰せられるべきであるということは自然の定めであるけれども,罰の種類は人間の定めである……。」(LEP, 1, 10, 6.)「法においては,自然の定めは普遍的に縛るけれども,人間の定めはそうではない。……〔人間が定める制定法 positive lawes について言えば〕法は何が善かを教えるだけでなく,それを命ずる。法はある強制力を持っている。」(LEP, 1, 10, 7.)

「法はその強制力を、法を作り出す人々の優秀さからではなくて、法に法としての力を与える権限から得る。……人間の政治社会の全体に命令する法を作る、法に適った権限は、その社会の全体にあるというのが適切である。従って、地上のどのような君主あるいは権力者といえども、この権限を自分が行使して、しかも、神から直接個人的に受けた明確な委任によるのでもなく、法を課す対象である人々の同意によって最初に引き渡された権威によるのでもないならば、それは単なる暴政 tyrannye にすぎない。……人間は自然においては、政治体全体の多数の人々に命令する十分な、完全な権限を持ってはいない。従って

われわれは、自分たちの同意が全くなければ、そのようにしてこの世の誰かの命令に従って生きているということはありえない。われわれが命令されることに同意しているのは、われわれがその一部分である社会が以前にそのことに同意をして、その後同じ普遍的合意によってこれを取り消していない場合である。……従って、人間の法はどんなものであれ、有効であるのは同意による。」(*LEP*, 1, 10, 8.)

「人間の法」は、法が作られる所の事情に応じて、さまざまである。「人間の制定法がどこでも同じであるということは、ありえないし、それは制定法の本性に反している。」(LEP, 1, 10, 9.)「人間の法」には、理性の法によって既に定まっている義務を確定する「混合的人間の法」と、以前には義務でなかったものを義務とする「全くの人間の法」とがある。(LEP, 1, 10, 10.) この二つの法を作る「政治社会」には、「世俗の事柄で結びついているもの」と「霊において結ばれていて、教会と呼ばれている社会を作っているもの」とがある。(LEP, 1, 10, 11.)

法には、これまで述べてきた「人間としての人間に関わるだけの法」と「何らかの政治社会において自分以外の人間とつながっている人間に属する法」以外に、「そのような政治体の一つが別の政治体と公けの交わりを持つ場合に、そのような政治体のすべてに関わる第三の法」即ち「国際法 lawe of nations」がある。「人間の交わりの一番主要な道具は、われわれが理性によって理解した観念を互いに伝え合う……言葉である。……動物にはそのことができない(創世記 2:20.)。……世俗社会 civill society は、一人だけで生きる個人生活よりも人間の自然を満足させる……。しかし、われわれはそれだけに満足せずに、人類のすべてとのある種の社会、共同体を持つことを(可能であれば)切望する〔ソクラテスの言う世界市民〕。」(LEP、1、10、12.)「(人間が原初の完全さを持ち続けていれば)理性の法で……十分であったけれども、人間とその子孫がこのように腐敗し罪深くなった今は、理性の法は……それ以外の法の追加を必要とする。〔このことは上記の三種の法のどれについても言える。〕そこでこの三種の法のどれにおいても第一と第二の法の区別が生じた。第一の法は純粋な自然、第二は堕落した自然を基にしたもの〔現代の人々がよく知っている法〕である。」(LEP、1、10、13.)

「諸国の間の交わりには大きな理由があり、従って、その交わりの維持のための法にも大きな理由がある。同じようにキリスト教諸国 nations Christian (cf. *LEP*, 1, 16, 5.) の間でも、キリスト教に関して同じものが必要であるといつも考えられてきた。諸国の間のこの種の調和という点で総教会会議 generall councels の力は有効に働く。〔「一人の主、一つの信仰、一つの洗礼(エフェソ書4:5.)を持つ一つの教会」の中で諸教会間の統一維持のた

めに〕この地上での神の教会 the Church of God がキリスト教諸国の間の霊の交わりの法を持ち、この法の力によってすべての教会が総教会会議と呼ばれる尊く、敬虔、神聖な協議を自由に行なうことができるということは必要である。……傲慢、野心、暴虐が党派心と卑劣を働かせて、この神が作り上げられたものを邪悪な目的を推し進めるために悪用する〔ことがあった〕。」しかし、主の教え「平和と統一」(ヨハネ伝14:27.)のためには、この教会会議での協議は望ましい。それを行なわなければ、「すべての争いは終ることがないか、あるいは、決着があるとすれば、武力による決着というすべての中で最悪の事態に至るかである」。(*LEP*, 1, 10, 14.)

[5] 幸せの根源 — 神による救い

「幸せとは、「他の目的のための手段としてではなくて」ただそれ自体のために欲求されており、その中にわれわれの欲求の抜きん出た程度の満足を、即ち、最高度のわれわれの完全のすべてを含んでいるものの、欠けるところのない所有に、辿り着けるところまで辿り着いている状態である。そのような完全にわれわれはこの世において辿り着くことはできない。なぜならば、われわれはこの世にあるかぎり、さまざまな不完全、身体の苦しみや心の欠点……を受けているからである。」(LEP, 1, 11, 3.)「人間は三重の完全を求める。第一に、肉体的欲求の完全……。次に、知性の完全〔道徳と世俗の完全の法の知識と実践はこれに属する〕……。最後に、霊と神に与る完全、われわれはこの世において超自然の手段〔神の意志〕によってそれに心を向けられるけれども、この世においてそれに辿り着くことはできない。……人間の欲求は自然にあるものであるから、更にそれの先にある、究極において満足し安らぐことができる、前の二つの完全では得られないものがなければ、挫折する。」(LEP, 1, 11, 4)

最後の、最高の完全は、人間がなすべき義務をなしたことに対する報いとして与えられる(マタイ伝 5:12)。しかし、すべての人間には「永遠の罰」に値する罪がある。従って、「救いへの道は、神が特別にそれを啓示されていなければ、人間の心はその道を考え、思うことさえできない。それ故にわれわれは、それを救いの神秘な、隠されている道と呼ぶ。」(*LEP*, 1, 11, 5.)この道、即ち、「悲惨に溺れ、吞みこまれているわれわれに対する神のやさしい憐れみ……力強い救い主の価値大きい死と功績によるそこからの贖い……われた対して定められた超自然の義務……信仰……希望……慈愛〔コリント前書13:13.〕」による以外に人間は救われない。(*LEP*, 1, 11, 6.)

聖書には、神の超自然の法と共に、さまざまな自然法が書かれている。これは、超自然の法だけでなく、自然法もまた人間の生活に必要だからである。「自然権 naturall right、即

ち、自然において人間としての人間に関わる一般的な義務を要求する権利」もまた、聖書の中に書かれている。 (LEP, 1, 12, 1.) これは、自然法が要求する人間の具体的な個々の義務については、人間の自然の理解力は十分に働かないことが多く、また、人間は自己愛が強すぎて自分の醜さに気付かないことが多いために、自然法や人間の法だけでは人間は自分の個々の義務を容易には見出せないからである。 (LEP, 1, 12, 2. Cf. LEP, 1, 12, 3.)

「しかし、聖書〔新約の福音とそれを前提にした旧約(LEP, 1, 14, 4.)〕の主たる意図は、超自然の義務の法〔「自然の光」によっては辿り着くことができない、救いに必要な事柄(LEP, 1, 14, 3. Cf. LEP, 1, 14, 4.)〕を伝えることである。……聖書は救いに必要なすべての事柄を含んでいる……。」(LEP, 1, 14, 1.)救いに必要な事柄には、「聖書に明確に書かれている」ことだけではなくて、「聖書から理性推論により導き出される」事柄(三位一体、神の子と父との永遠の共存、聖霊の父と子からの発出、幼児洗礼の義務及びそれ以外のさまざまな事柄)があると言われる。しかし、後者の中には、「必然的推論」だけではなくて、「そうでありそうであるという推測」もある。救いに必要な事柄は、「必然的推論」に限られるべきである。(LEP, 1, 14, 2.)「イエス・キリストの福音が宣べ伝えられて……以来、神が人間に何も語られていないということは、救いの道が今では十分に明らかにされているということの明白なしるしである。」(LEP, 1, 14, 3.)

こうして聖書と自然の光とは合わさって、永遠の幸せに必要な知識をわれわれに十分に与えている。それに加えて、「超自然の必要な真理の一部」としてローマ教会が主張している「言い伝え traditions」(cf. LEP, 1, 13, 2.)が必要であるとは言えない。もちろん、ある「言い伝え」が神からのものであると明白に証明されるならば、われわれはそれが神の書かれた法と同じ力と権威を持っていることを否定しない。(LEP, 1, 14, 5.)

[6] 自然法と制定法

「法は、それぞれの人間が自分自身に対し、あるいは、ある公共社会がその中の個々の人間に対し、あるいは、すべての国が個々の社会のすべてに対し、あるいは、主御自身がこれらのどれかあるいはすべてに対して課すものであり、これら四種の法のどれもが様々な自然法と制定法を含んでいる。……自然法はいつも縛るけれども、制定法はそうではなくて、明確に、周到に課せられた後にだけ縛る。制定法は上述の種類のどれにもある。第一の種類では、われわれが人間に対してした約束や、神に対してした誓い……。第二の種類では、個別コモン・ウェルスのそれぞれに独自な世俗法……。第三の種類では、戦争における使者の法、第四では、神がイスラエルの民に守るよう与えた裁きのすべて。法の中で制定法だけが変更できるけれども、しかし、制定法のすべてが変更できるのではない。制

定法は、それが最初に作られた時に関わりがあった事柄に応じて、永久であるか、変更可能であるかである。〔「神の制定法は、その法は有効であるという神の意志があるかぎり、われわれはそれに反する行為をしてはならない」(*LEP*. 3.9.1.)。〕」(*LEP*. 1.15.1.)

「超自然の義務に関わる法はすべて制定法であり、人間としての人間に超自然的に関わる 自然の根拠だけからは導き出せない救いへの道を示す〕か、あるいは、教会と呼ばれる超 自然の社会の中の部分としての人間に関わる。……教会は社会であるとともに超自然の社 会であるから、社会としてはそれ以外の政治社会が持っているのと全く同じ始源の根拠、 即ち、社会生活に向かおうとする、すべての人間の自然の性向と、何らかの定まった結合 の絆 bond of association、即ち、どのような秩序で自分達が結び合わされるかを定める法 に対する同意〔cf. LEP, 1, 10, 1.〕……とを持っているけれども、超自然の社会としての教 会に独自なことは、〔この〕結合の絆の一部分は、神御自身が神の民の神礼拝のあり方に関 して啓示された超自然の法でなければならないということである。神礼拝の実質は、従っ て、理性の法が教える以上のものを持っている点においては、異教徒におけるように人間 によって作り出されるものではなくて、教会において……これまで常にそうであったよう に神御自身から受けたものでなければならない。」(LEP, 1, 15, 2.)

神の法の中で人間としての人間に関わる法は、その法の対象である人間は変らないから、変更の理由がない。しかし、社会や教会という政治社会は変ることがあるから、それに関わる法は変更可能であることが、コモン・センスのある人間にはわかる。(*LEP*, 1, 15, 3.)神は、人間がこの世の生活に必要なものを知るために「感覚」と「理性」を人間に与え、更に、それらだけでは見出せない隠された神秘を明らかにする「預言の啓示」を与えられている。(*LEP*, 1, 15, 4.)

[7] 結び

「〔以上述べてきたこと〕の趣旨,目的は,よい,完全な法というこの賜物の源は光の父〔「父の永遠の法」(LEP, 1, 16, 2.)〕である……ことを明らかにして,正しい,理性に適う法は何故この世でこれほど大きな力を持ち,これほど大きな働きをするのかということの理由を人々に教え,現在論争のある法が理性に適い,正しく,正当であるかないかを,すべての個々の定めにおいてよりよく見分けるために,その法をその最初の根源〔「平和と喜びの母」(LEP, 1, 16, 8.)〕に戻して考えるという方法を人々の心に伝えることである。」(LEP, 1, 16, 1.)

「自然の中の主体を導く法の原理は、人間の道徳の、否、まさに霊の行ないにおいて、従って、いかなるものであれ人間に属する法のすべてにおいて、働いている。」(*LEP*, 1, 16,

3.) 「人間の行為はさまざまな異なる種類のものから成っているので、それに関わる法もそれに従い区別されなければならない。……すべての社会の公けの権限は、その社会の中にいるどの人間の上にも及ぶ。その権限の主たる働きは、その下にいるすべての者に法を与えることである。そのような場合には、理性の法あるいは神の法 lawe of God が反対のことを命じているということを必然の力でしっかりと突きつける理由が示されるのでなければ、われわれは [個人の判断を棄てて(LEP, 1, 16, 6. 7.)〕その法に従わなければならない。 [そうしなければ] この世における社会生活の可能性は全くなくなる。それの一番明白な例が現在の〔教会統治をめぐる論争に苦しめられている教会、即ち〕われわれ自身である。」 (LEP, 1, 16, 5.)

こうして「人間としての人間の行為の法」と「政治体の一員としての人間の行為の法」とは別のものである。(LEP, 1, 16, 6.)

第一巻で言われていることの要は、すべての法の源は神の永遠の法にある(*LEP*, 1, 3, 1. 1, 16, 1. 3.) ということである。

法とは、「行為を作り出す規則、規範」である。「神の永遠の法」の中で、自然の中の主体に秩序を与える法は「自然法」である。(LEP, 1, 3, 1.) この、いわば広義の「自然法」の中で、どの人間もが(自然における知性の完全と判断の成熟があれば(LEP, 1, 8, 9.))自分の理性によって見出すことができ、自分の意志によって行なうことができる「理性の法」(LEP, 1, 3, 1. これは、「すべての人間の心に書かれている法」とも言われている(LEP, 1, 16, 5. 2, 8, 6. 3, 7, 2.))もまた「自然法」と呼ばれている。(LEP, 1, 8, 9. 1, 9, 1. Cf. LEP, 1, 8, 6. 10. 5, 70, 9. 7, 11, 10.)聖書にある神の制定法は、「理性の法」とは別のものであるけれども、神の法である。これは、自然の根拠だけからは導き出せない救いへの道及びそれと結びついていることを示し、人間や教会に超自然的に関わる法である。この中で人間に関わる法は、人間、人間の本性は変らないから、永遠に変らない。しかし、教会に関わる法は、それが有効であるという神の意志があるかぎり、それに反してはならないけれども、そうでない法、即ち、教会における平信徒と聖職者の区別、教会統治者とそれ以外の聖職者との区別以外の外的秩序と統治に関わる法は、教会が置かれた状況の変化に応じて変えることができる。(LEP, 1, 15, 1-4. 3, 10, 7. 3, 11, 20. Cf. LEP, 7, 5, 8.)そうであれば、後者は、「神の永遠の法」即ち広義の「自然法」には含まれていないと言える。

人間の人間に対する行為の根本原則は、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」である。このことは、聖書も自然法も示している。(LEP, 1, 8, 7.) この自然法に基づいて、「自然権、即ち、自然において人間に関わる一般的な義務を要求する権利」がどの人間にもある(LEP, 1, 12, 1. Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 12.) 8, 6, 13.)。「一般的な自然法と聖書の道徳法とは、法の実質において全く同じものである。人間の法は、この一般的な自然法に従い、また、聖書の中のどの制定法にも矛盾しないように作られなければならない。」(LEP, 3, 9, 2. Cf. LEP, 1, 8, 11, 1, 16, 3, 3, 10, 4, 3, 11, 6.)

この、いわば狭義の「自然法」は、神の永遠の法と結びついているものとして、あるいは、それ自体として、本書の中で次のようなさまざまの言葉で表現されている。

「神あるいは理性の法」(LEP, 5, 20, 4. 5, 68, 9. 8, 6, 11.)

「理性と神の法」(LEP, 8, 8, 3.)

「神と自然の不変の法」(LEP. 7. 15. 14.)

「神と自然の法」(*LEP*, 5, 81, 13. 17. 8, 3, 3 (2, 11. 12. 17.). 8, 6, 4 (6, 5.). Cf. *LEP*, 5, 81. 3.)

「神あるいは自然の法」(*LEP*, 8, 3, 5 (3, 1.). Cf.「神の法や自然の光」(*LEP*, 5, 81, 9.)) 「自然法と神の法」(*LEP*, 5, 81, 3, 8, 6, 4 (6, 5.).)

「自然法と聖書の法」(LEP. 8. 6. 4 (6. 5.).)

「自然法と主イエス・キリストの意志」(LEP. 8. 6. 11.)

「自然あるいは聖書の光」(*LEP*, 8, 6, 3. Cf. *LEP*, 1, 14, 3. 4. 2, 8, 2. 3. 6. 3, 8, 3. 3, 11. 18.)

「聖書と自然」(LEP, 5, 75, 2, Cf, LEP, 8, 6, 4 (6, 5.).)

「自然の光」(LEP, 5, 81, 2. 9. 14. 8, 6, 9 (App. 1.).)

「自然」(LEP, 8, 6, 1 (6, 1.), 8, 6, 3, 11.)

「自然と理性の法」(LEP, 1, 16, 5, 4, 13, 8.)

「理性の光」(*LEP*, 1, 7, 4, 3, 7, 2, 3, 8, 18, 3, 9, 3, 5, 8, 5, 8, 3, 5 (3, 6.). Cf. *LEP*, 5, 76, 5, 8, 9, 6.)

「人間性と理性」(LEP, 7, 24, 16.)

自然法の内容に注目する場合、それは次のように呼ばれている。

「公正」(*LEP*, 2, 7, 6. 4, 13, 10. 5, 9, 3. 4. 5, 10, 1. 5, 60, 5. 5, 62, 13. 5, 64, 4. 5, 71, 4. 5, 72, 15. 5, 79, 11. 5, 81, 4. 10. 16. 7, 13, 5. 8, 6, 7 (6, 8.).)

「正義」(LEP, 5, 1, 2, 5, 9, 3, 5, 81, 4, 11, 14, 16, 6, 5, 2, 7, 14, 13, 8, 8, 7, 8, 9, 2, Cf.

フッカー『教会統治の法について』 及びホッブズとロック (妹尾)

「義とする justify」(LEP, 6, 5, 2.),「神の正義」(LEP, 6, 5, 3. 9. 6, 6, 7. 8.))

「公正と正義」(LEP. 5. 81. 4)

「公正と正しさright」(*LEP*, 5, 62, 16. 5, 81, 14. Cf. 「義, 正しさrighteousness」(*LEP*, 7 16 4 8 9 1))

「公正と義務」(LEP, 6, 64, 5.)

「自然の公正」(LEP. 5. 60. 5. 5. 64. 6.)

「公正と理性」(*LEP*, Preface, 6, 5. 5, 9, 3. 4. 5, 62, 17. 5, 80, 11. 7, 23, 9. 8, 3, 2 (2, 8.), 8, 6, 7 (6, 8.).)

「正義と理性」(LEP, 3, 8, 3.)

「正しい理性」(LEP, 1, 7, 4.)

「健全な理性の光」(LEP, 7, 20, 5, Cf, LEP, 5, 10, 1.)

「平和と正義」(LEP. 8. 6. 7 (6. 8.).)

「理性と真理」(LEP. 5, 28, 1.)

「人間に普遍の法」(LEP. 1. 16. 5. Cf. LEP. 1. 8. 11.)

「共通の平和」(LEP, 5, 10, 1.)

「共通の利益」(LEP, 5, 71, 4.)

「公けあるいは共通の効用」(LEP. 5. 9. 1-5. 5. 81. 6.)

「人間の善」(*LEP*, 5, Ded., 9. 5, 62, 16. 5, 72, 8. 15.)

「公けの善」(*LEP*, 1, 10, 9. 5, Ded., 9. 5, 9, 2. 5, 10, 1. 5, 81, 1. 7, 7, 18, 1. 7, 24, 18. 8, 3, 4 (2, 18.). Cf. *LEP*, 3, 9, 1. 4, 2, 3. 4, 9, 2. 4, 14, 2. 5, 81, 6.)

「共通の善」(*LEP*, 1, 10, 1. 5, Ded., 9. 5, 9, 2. 6, 2, 2. Cf. 「普遍あるいは共通の善」(*LEP*, 8, 3, 4 (2, 18.).))

「共通の正しさ」(LEP, 5, 81, 2, 3, 4, 8, 10, 17, Cf, LEP, 8, 9, 1,)

「共通の公正」(LEP, 5, 81, 5.)

「共通の理性」(LEP, 8, 8, 7.)

「共通の感覚」(LEP, 8, 8, 7.)

「道徳法」(LEP, 1, 8, 11. 5, 81, 4.)

この自然法の内容はすべて、人間の人間に対する行為の根本原則「自分と同じように自 分以外の人間を愛しなさい」から導き出すことができる。

法についてのこのような考えは、「一番思慮深い哲学者」アリストテレス(*LEP*, 8, 3, 3 (2, 12.). Cf. *LEP*, 8, 1, 4.) 及び「スコラ神学者の中で最高の者」アクィナス(*LEP*, 3, 9,

2. Cf. LEP, 1, 3, 1. 3, 8, 6. 7. 5, 65, 15. 6, 4, 3. 6, 6, 9. 10.) の考えを基にしており、とりわけ法についてのアクィナスの考え(妹尾剛光『中世イングランド宗教史 正統と異端 1066 -1307』 関西大学経済・政治研究所、1997、496-497頁参照)と基本的に同じ考えである。

以上のことと合わさって、第一巻において、また本書のそれ以外の幾つかの個所、とりわけ第五巻、第六巻において、自然法を自分の意志により行なおうとする人間の形成について、キリスト教信仰に支えられた人間観が次のように書かれている。

人間はさまざまな点で不完全であり、愚かで間違いを犯しやすい。(LEP, 1, 11, 3. 4. 2, 7, 5. 4, 14, 1. 5, 6, 2. 5, 19, 2. 5, 35, 2. 5, 48, 12. 5, 65, 10. 6, 6, 5. 7, 18, 5. 6. 7, 24, 16. 18. 8, 7, 6. 8, 8, 7.) 人間の本性は腐敗しており、罪深く、正しい道を踏みはずして、誰もが他人を傷つけ、また、結局は自分自身を破綻させることになるとしても、自分の快や利益だけを追い求めている。(LEP, Preface, 6, 3. 1, 10, 4. 13. 1, 12, 2. 5, 48, 12. 5, 63, 2. 5, 72, 16. 18. 6, 4, 7. 15. 6, 5, 5. 6, 6, 15. 8, 3, 4 (2, 18.). 8, 7, 6. 8, 9, 1.) 人間の心は頑なであり、反抗的であり、自然法に従うことをすべて嫌っている(LEP, 1, 10, 1. 「闇に対する愛と頑強に結びついた道徳的悪の性癖」(LEP, 5, 63, 2.))。即ち、「永遠の罰」に値する罪がある。(LEP, 1, 11, 5. 罪については、LEP, 6, 6, 8. 参照。)

本性このような人間は、究極において満足し、安らぐことができない。(*LEP*, 1, 11, 4.) しかし、聖書は、人間に対して救いへの道、即ち、「悲惨に溺れ、呑みこまれているわれわれに対する神のやさしい憐れみ……力強い救い主の価値大きい死と功績によるそこからの贖い……われわれに対して定められた超自然の義務……信仰……希望……慈愛」(*LEP*, 1, 11, 6.) を指し示している。

キリストは、「父なる神、キリスト、聖霊を信ずる」という使徒信条に同意して、悔い改め、洗礼を与えられた人々あるいは当然に与えられるはずの人々、即ち、「キリストの教会」との間に立てられた契約によって、この人々に、神の慈悲と恵みに基づき、神の力によって実現される「罪の赦しと永遠の生命」を約束された。(*LEP*, 5, 60, 5. 6. 5, 62, 15. 5, 63, 1. Cf. *LEP*, 5, 54, 3-8.) 人間は、キリストのこの約束を信じて、「救い主の死と功績により与えられる救いの道」を辿るならば、救われる。

「神は、神の教会を人の子の肉そのもの、傷つけられ血が流れ出ている脇腹そのものから作られる。この世の人々の生命のために十字架につけられたキリストのからだ、そのために流されたキリストの血は、天国に生きる存在の真の要素である。この要素によって、われわれはわれわれを生じさせた御方と同じもの、その似姿となる。」(*LEP*, 5, 56, 7, Cf.

LEP, 5, 56, 8. 10. 5, 67, 1. 2. 7. 13.) 神は、回心によって自分をキリストのものとする人間、キリストの受難を信じて、悔い改めによってキリストの償いに与るにふさわしいことを進んで行なうようになった人間、愛によって完成される悔恨に辿り着いた人間を、キリストの受難故に赦される。(LEP, 6, 5, 2-5. 6, 6, 5.) 人間はこうして、神の恵みにより、キリストの霊に、即ち、キリストのからだと血の恵み、効能、功績、力に与り、そのことによって、キリストの受肉と受難による癒し、即ち、永遠の幸福に与る。(LEP, 5, 55, 1. 5, 56, 8. 10.) この赦しと永遠の幸福の背後には、自然における人間の欲求と神に従い無実の罪を負うて十字架の苦しみと死を受け入れる欲求との葛藤の末に、神の意志に従い生きることを選び取られたキリスト(マタイ伝26:39.) がおられる。(LEP, 5, 48, 9-11.)

この救いの道を辿り救われた人間は、「信仰、希望、慈愛」の義務を行なおうと堅く決意する人間 (LEP, 1, 11, 5. 6.)、「自分の自然の欲求にどれだけ反するとしてもキリストに従い」(LEP, 7, 15, 12.)、「義のために迫害されることを受け容れる」(LEP, 7, 16, 4. Cf. LEP, 5, 65, 6.)、「闇の虚栄や業とは全く交わりを持たないという不変の決意が意志の中に留まってある」(LEP, 5, 63, 2.) 人間に新しく生まれ変わる。(LEP, 5, 60, 2-4. 5, 67, 7. 13.) 人間はこうして新しく生まれることによって、神の法に対する献身的な従順(LEP, 5, 62, 15.)、義のための迫害を甘受する従順、謙遜、柔和(LEP, 7, 16, 4.)、言い換えれば、自分の意志で自然法に従おうとする決意と力が与えられる。

このことによって上述した人間の心の本性がなくなることはない (*LEP*, 5, 72, 18. 7, 24, 16.), 否, 聖職者, 高位聖職者でさえ自分達の過度の利益追求を抑えることはできない (*LEP*, 5, 81, 8. 7, 18, 6. 7, 24, 4-7. 8, 6, 7 (6, 8.). 8, 7, 6. Cf. *LEP*, 7, 24, 16. 18.) けれども, 罪深い自然に流されて自分の快や利益を追い求めるだけではなくて, 少なくとも行為においては重大な罪の行ないを避けることができるようになる。(*LEP*, 5, 48, 12.)

この世において人間に対し、神の法が示す、当然に行なうべき共通の善を越えて多くを求め過ぎることは、不可能を求めて不幸を作り出す。「〔統治される〕われわれによくある過ちは、われわれが耐えることのできる十分な資質が生み出せるよりもはるかに多くを統治者に求め、人間性と理性がわれわれに要求するよりもはるかに少ししか忍耐しないということである。統治者に対し大きすぎる完全を過度に厳しく要求することは、われわれの中に絶えることのない不満を生み出し、どちらの側においてもすべてのことを不快なものにせざるをえない。経験に従えば、この世において善を浄めて悪が完全に混じらないようにすることは、不可能なことである。」(LEP, 7, 24, 16. Cf. LEP, 7, 24, 18.)この意味で、この世では、自分以外の人間に対する忍耐と寛容が必要である。この忍耐と寛容を働かせ

て、社会統治者の骨折り、労苦に対し十分に報いないならば、教会やコモン・ウェルスにおいて人間がこれまで築き上げてきたものは崩壊し、「異教とはなはだしい野蛮」が満ち溢れるであろう。(*LEP*, 7, 24, 18, 19, Cf, *LEP*, 7, 18, 6.)

こうして本当の宗教に対する信仰、神に対する従順は、それぞれの人間において「すべての本当の徳の最高の極致であり、源である」とともに、そのコモン・ウェルスにおいて「この世の平和と繁栄、世俗の幸せ、すべての国土のよき状態」の源であり、そのコモン・ウェルスを支える主柱である。(LEP, 5, 1, 2. 5, 76, 1. Cf. LEP, 5, 1, 3–5. 7, 18, 1. 8, 1, 2.) 神が定められた正しい道を踏みはずさないで生きるということは、この世の幸せを作るだけではなくて、根源における神の支えを得て、人間の究極の幸せを作り出す。(LEP, 1, 11, 4, 5, 76, 1, 5, 8, Cf. LEP, 5, 72, 17.)

この「救いの道」、「人間の再生」の要は、人間の側では「悔い改め」であり、神の側ではそれを受けた「赦し」である。これらについては、第五巻の祈りとサクラメントに関わる個所及び悔い改めを論じた第六巻で詳しく論じられている。

こうして、法及び法を行なう人間主体の形成の両方において、フッカーの考えはキリスト教に支えられている。

それに加えて、第一巻において、また本書のそれ以外の幾つかの個所、とりわけ第七巻、 第八巻において、社会形成に関わって社会契約論が次のように書かれている。

人間は社会を作らずに孤立して生活している時があった、その時、「それぞれの人間は神の至上の権威の下で自分自身に対する完全な統治権を持っている」。(LEP, 8, 3, 1 (2, 5)). Cf. LEP, 1, 10, 1. 4. 5, 71, 4.) しかし、そのような生活では、人間は欲求するものを十分に手に入れることはできない。多くの人間が対等であれば、無秩序、不和、騒乱を引き起こしやすい。(LEP, 5, 78, 1. 7, 5, 2. 7, 8, 5. 8, 2, 1 (2, 2)). 8, 3, 4 (2, 18.).)「邪悪と悪意が深く根をおろしているところでは」、「食物と衣服」も「信仰の行ない」も手に入れることはできない。「このような互いの加害、侵害、悪行のすべてを取り除くためには、人間が自分達の間での契約と合意に至り、何らかの公共の統治を定めて、この統治に従い、自分達が支配、統治の権威を与えた人々によって、それ以外の人々の平和、平穏、幸せな状態が作り出されるようにする以外に道はなかった。」(LEP, 1, 10, 2-4. Cf. LEP, 1, 16, 5. 7, 5, 2. 7, 8, 5. 8, 2, 1 (2, 2)). 8, 3, 4 (2, 18.).) すべての人間が上述のように新しく生まれ変るということはないし、生まれ変った人間が罪深い本性に動かされないということはありえないから、人間の社会、その平和と平穏は、人間の行為を社会の人々共通の善の妨げに

ならないように規制する人間の法、即ち、政治法を作り、それに従い力による強制を伴なう統治が行なわれるのでなければ、成り立たない。(LEP, 1, 10, 1. 5, 62, 16. 6, 2, 2. 7, 18, 5. 8. 2. 1 (2. 2.).)

人間の社会は、征服の場合、あるいは、聖書にある、神に選ばれた者が支配する場合を除けば、その社会を構成する人々の間の、及び、統治する者とされる者との間の同意と契約によって成立する。(LEP, 1, 10, 8, 1, 15, 2, 8, 3, 1 (2, 5.), 8, 3, 2 (2, 9.), 8, 3, 3 (2, 11.)。)

「人間の政治社会の全体に命令する法を作る,法に適った権限は,その社会の全体にある」。(LEP, 1, 10, 8.) 従って,「至上権がある一人あるいは少数の者にまだ引き渡されていない集合体では,その全体が当然に各部分に対するかしらでなければならない。そうでなければ、その集合体は,ある特定の人間をかしらとする権限を持つことはできないであろう。」(LEP, 8, 4, 7. Cf. LEP, 1, 10, 8. 8, 3, 1 (2, 5.).)「自由で独立している社会はすべて〔世俗社会も教会も〕,自分で自分の社会の法を作るということ,〔また,自分で自分達の統治者を決めるということ〕,この権限は政治体のある特定の部分ではなくて,全体に属しているということは,疑いもなく自然なことである。」(LEP, 8, 6, 5 (6, 6.). Cf. LEP, 7, 5, 8. 7, 14, 3. 8, 3, 2 (2, 9.). 8, 3, 3 (2, 11.). 8, 6, 1 (6, 1.). 8, 6, 3. 8, 6, 7 (6, 8.). 8, 6, 11.)

本書には、「一人の人間がそれ以外のすべての人間よりも大きな支配あるいは力を持たなければ、無秩序、不和、混乱の十分な救済はできない」 (LEP, 7, 5, 2, 7, 8, 5. Cf. LEP, 8, 3, 2 (2, 9.). 8, 3, 4 (2, 18.).) と書かれているところがある。しかし、第一巻では明確に、経験は、「一人の人間の意志に従って生きるということは、すべての人間の不幸の原因である」ということを人間に教えた、そのために人間は、社会の共通の善のためには、統治権を与えられた者を含む、すべての人間の義務と義務違反に対する罰とを定めて、すべての人間に共通の善を強制する法を作らざるをえなくなった(LEP, 1, 10, 5. Cf. LEP, 1, 10, 7. 8. 8, 6, 1 (6, 1.). 8, 9, 1.) と書かれており、また、第八巻では、「社会の全体はその至上権を社会の中の特定の部分(人々あるいは一人)に引き渡す」(LEP, 8, 3, 4 (2, 18.). Cf. LEP, 8, 4, 7. 8, 6, 3.) と書かれているところがある。

以上を要するに、共通の善のために人間社会の全体を力により強制する法は、人間社会の要である。そのような法を作る権限は、その社会の全体にあり、そのような法に基づく統治は、その社会の人々全体の同意による。(*LEP*, Preface, 6, 6. 1, 10, 1. 7. 8. 5, 62, 16. 5, 71, 4, 6, 2, 2, 7, 14, 3, 7, 18, 12, 7, 19, 1, 2, 8, 3, 1 (2, 5), 8, 3, 2 (2, 9), 8, 3, 3 (2, 9), 8, 3 (2, 9),

12.). 8, 3, 4 (2, 18.). 8, 6, 1 (6, 1.). 8, 6, 5 (6, 6.). 8, 6, 7 (6, 8.). 8, 6, 11.) 自然において社会の人々全体が持っているこの権限は、社会全体の同意により、社会共通の善をよりよく行なうために、契約によって、以下に述べる限定をつけた上で、民衆、貴族、王のどれであれ、特定の統治者に引き渡される。(LEP, 8, 3, 1 (2, 5.). 8, 3, 4 (2, 18.). 8, 6, 3. 8, 6, 7 (6, 8.). 8, 6, 11. 8, 8, 9.) 「われわれが〔統治者に〕命令されることに同意しているのは、われわれがその一部分である社会が以前にそのことに同意をして、その後同じ普遍的合意によってこれを取り消していない場合である。」(LEP, 1, 10, 8.) この同意に基づかない統治は暴政であり、暴政は人間社会の本来の目的即ち共通の善を作り出さない。(LEP, 1, 10, 8. 8, 3, 3 (2, 12.). Cf. LEP, 5, 81, 8. 7, 14, 13.)

こうして、社会を作る人々が交わす同意と契約には、社会を作るという同意と契約、即ち、社会の全体が作る「定まった結合あるいは服従の絆、即ち、どのような秩序で自分達が結び合わされるかを定める法」(LEP、1、15、2、8、3、1(2、5).) に従うという同意と契約と、特定の人あるいは人々に社会統治の至上権を与え、その統治に従うという同意と契約とがある。後者の同意と契約によって人間社会の最高統治者に与えられる至上の権限は、第一に、神と自然の法に従う、第二に、契約と法に基づいて統治権が与えられている場合には、その契約と法に従うという限定がつけられている権限である。(LEP、1、16、5、8、2、1(2、3.)、8、3、3(2、11、12、13.)、8、4、6、8、6、3、8、6、9(App、1.)、なお、制定法の変更については、第四巻及び第八巻を参照。)第一の限定は、「自然権、即ち、自然において人間としての人間に関わる一般的な義務を要求する権利」、言い換えれば、「自然法に基づく自然権」を認めて、人間の法は自然法を基にした個々の人間の自然権を認めるものでなければならないということを含んでいる。(LEP、1、12、1、8、3、3(2、12)、8、6、13、)こうして国王神授権は、明確に否定されている。(LEP、8、3、1(2、5)、8、3、3(2、13)、8、6、11、8、8、9、小論14-15、183頁参照。)

人間の社会,即ち,フッカーの言う「政治社会」は、世俗社会と教会の両方を含んでいる(小論注9)参照)。従って、上に述べた社会形成に関わる事柄は、世俗社会においても、教会においても、同じように妥当するとフッカーは考えている。

- 3. 第二巻「イングランド教会における改革を要求する人々の第一の主張,即ち,聖書は 人間がこの世においてしてよいすべてのことの唯一の規則であるという主張について」
- [1] 聖書だけが唯一の規則であるという改革者たちの主張とそれに対する反論 「教会統治者たちには、その人々を裁く方が天におられる。その裁きの座の前で統治者た

ちは、自分の配慮あるいは良心の欠如が生み出した(この教会においては嫌われて当然の)いかなる悪弊あるいは腐敗に対しても責任を負わなければならない。従って、われわれはこれらのことを擁護する者ではない。これらのことの最善の弁護は、速やかな矯正、修正である。神からのものを、われわれは与えられている力のかぎり守る。そうでないものは、その源である根において枯れさせよ。」(*LEP*, 2, 1, 1.)われわれの教会統治に対する批判の根源にあるのは、「聖書がすべてのことを導く規則でなければならない」という考えである。これにはしかし、二つの限定が付けられなければならない。1. 「〔人間の行為に対する聖書の導きを〕 道徳行為、即ち、悪徳あるいは徳のある行為の範囲内にとどめること」、2. 「あらゆる行為に対して聖書の中のある個所の知識をその行為の本人が示すことを要求しないこと……その行為が理性の法に従い行なわれていれば十分である……。」(*LEP*, 2, 1, 2.)

改革者たちの第一の証明。「主が授ける知恵は、すべてのよい道を人間に教える」(箴言 2:6-9.)。(TCI, 26.) (LEP, 2, 1, 3.) →しかし、さまざまな仕方で、即ち、「聖書」、「自然の働き」、「聖霊」あるいは「この世の経験と行ない」によって、それを教える。(LEP, 2, 1, 4.)

第二の証明。「何をするにしても、すべて神の栄光を現わすためにしなさい。」(コリント前書10:31.)神の栄光を現わすものは、神の御言葉に対する服従以外にない、従って、人間はすべての行為において神の御言葉に導かれるべきである。(TCI, 27.) \rightarrow 「神の栄光を現わす」ものは、聖書に従う「道徳的及び霊的な行ない」だけでなく、身体を動かす、眠る、食べ飲むなど、神の命令に従おうと思うことがない「最も隠された自然の本能からの行ない」もそうである。(LEP, 2, 2, 1. Cf. LEP, 2, 2, 2.)「神の名誉を傷つけるものは、罪だけである」。(LEP, 2, 2, 3.)

第三の証明。「神がお造りになったものはすべて良いものであり、感謝して受けるならば、〔モーセの律法にもかかわらず〕何一つ捨てるものはないからです。神の言葉と祈りとによって聖なるものとされるのです。」(テモテ前書 4:4.5.)(TCI,27.) →この人々の言い分を何も証明していない。(LEP,2,3,1.)

第四の証明。「非本質的な indifferent 事柄において,確信 fayth は神の御言葉に関わってだけある。従って,神の御言葉に従って行なわれないことはすべて罪である。(ロマ書14:23.)」(TCI, 27.) \rightarrow 1.確信は,「聖書」に関わるだけでなくて,「理性によるにせよ,感覚によるにせよ,確実であると信じているすべてのこと」にも関わる。(LEP, 2, 4, 1. Cf. LEP, 2, 4, 2.) 2.「聖書は神の御言葉である」と確信させるものは,聖書以外のものであ

る。(LEP, 2, 4, 2. Cf. LEP, 2, 7, 3-9.) 3. 「[神によって] 命じられておらず,禁じられてもいない,自由で各人の判断に委ねられている非本質的な事柄」がある。(LEP, 2, 4, 3.) 4. 「神が〔明確に〕命じられておらず,禁じられてもいない〔非本質的な〕事柄については,〔それが「神に対する自分の厳粛な誓いや約束」あるいは「神の命令」に反しない,即ち,「より高次の義務」に反しないかぎり〕,神はそれをしても,しないままでもよいと認められていると考える以外にない。」しかし,「〔その中の〕 すべてのことが益になるのではない」。(コリント前書6:12.)(LEP, 2, 4, 4.) そこでその中のあるものをそれ以外のものよりも益になるとして選び取った場合に,この選択は神によって命じられていないが故に罪があるということはおかしい。(LEP, 2, 4, 5.) そうであれば,そうせよという神の命令がなければ,「〔人間は〕食べることも,飲むことも,眠ることも,動くこともできなくなる。」(LEP, 2, 4, 6.) その上,「感覚,経験,証言 report あるいは学問 art が提示するものはすべて,聖書に同じことがなければ,知識としてはならないあるいは信じてはならない」とは言えない。(LEP, 2, 5, 3.)

改革者たちの反論一。聖書自身が「主は命じていない,従って,してはならない」という否定的議論をよくしている(エレミヤ書19:5.7:31.32. イザヤ書30:2. レビ記18:21.20:3. 申命記17:16. ヨシュア記 9:14. 歴代誌上17:6.)。(TC2, 48. Cf. TC2, 80.81.) (LEP, 2, 6, 1.) →この否定的議論に説得力があるのは,神が既になすべきことを定めておられる場合である。(LEP, 2, 6, 2. Cf. LEP, 2, 6, 3.)

反論二。「人間の弱さ〔の故に人間〕は……何事においても完全に至りえず,また,……誤りを免れえない」。(TCI, 25.)(LEP, 2, 7, 1.) →人間の証言 testimonie には,他の人々の心に確信 assurance を作り出す力がある(コリント前書 1:11. ヨハネ伝 4:39. 申命記 19:15. マタイ伝 18:16.)。人間の証言の権威は,事実や判断の領域において世界中で現実に認められている。(LEP, 2, 7, 2.) 確かに人間は「無知と誤り」を免れえないけれども,「人間の証言が誤りのありえない確信の根拠である」場合も多くある。例えば,「聖書の言葉は〔神からの事柄〕を意味していると教えた人々をわれわれが信用しないならば,聖書は神からの事柄をわれわれに教えることはできないであろう。」(LEP, 2, 7, 3.) 「人間の知性の自然の力は,経験と考察によって人間の事柄の知識における〔信頼するに足りるほどの〕成熟に達することができる〔人間科学を見よ〕とすれば,神の事柄において同じ知性は,必要な助けを与えられ,同じ勤勉を聖書において働かせ,全能の神の恵みに助けられるならば,〔信頼するに足りるほどの〕完全な知識を生み出すことができる」。教会とその主柱となっている人々がそうである。(LEP, 2, 7, 4.)

すべての人間において最大の確信は、「明白な現象と直観に映る像」によるものであり、それが得られないところでは、「強力な、反論できない証明」によるものである。この両者のどちらもが得られないところでは、「一番真実でありそうなもの greatest probability」に人間の心は付く。しかし、「聖書はキリスト者において神の言葉として受け容れられているから、〔人間に確信を与えるこれら三者〕は神の聖書が教えることほど確実ではないと考えられる。」「神の言葉を基にした〔ありそうであるという推測ではなくて(LEP, 2, 7, 9.)〕理性による論証あるいは神の明白な証言」は、それに反する人間の判断のすべてを真でないとして退ける。(LEP, 2, 7, 5.)

しかし、「教会及び神に召され、神の御言葉の権威を確信している人々においても、人間の権威は……とりわけ公正がそれを必要とするかぎり、それ以上ではないけれども〔また、理性に反するあるいは理性の及びえないことについてではないけれども(cf. LEP, 3, 8, 12.)〕働くべきであるし、現に働いている。」(マタイ伝17:10-11.(LEP, 2, 7, 7-8.)参照。)人間の権威は神の事柄においては何の価値もないという考えが民衆の心に入りこんだために、多くの民衆が「甚だしい、わかりきった誤りに頑なに固執してきた」例がこれまでにある。「この傲慢は抑えられなければならない。そうでなければ、それはキリスト教の破滅の基である。」(LEP, 2, 7, 6.)

「聖書は神からのものである、従って、そこからの証明はそれ以外のどんな証明よりも当然に反論できないものである。……しかし、大抵の場合……〔その証明は〕聖書から不条理なく取り出されてきたと〔ある人々には〕思われるということ〔即ち、真実でありそうであるという推測〕である。」(*LEP*, 2, 7, 9.)

[2] 結び

聖書には、その目的である人間の救いに必要なものはすべて与えられている。同時に、 聖書には命じられていないけれども、自然法に含まれている教えは、神によってよしとされている。(LEP, 2, 8, 5.) 神は聖書を人間に伝えられた時に、自然法を廃止されてはいない。(LEP, 2, 8, 6.) 従って、「言い伝え〔「不確実な言い伝え」(LEP, 2, 8, 5.)〕が付け加えられなければ、聖書は来世の救い……に絶対に必要な、啓示された超自然の真理のすべてを含んではいない」と考えるローマ派も、これを批判して、「聖書には救いに必要なすべてのことだけではなくて、まさにすべてのことが含まれており、聖書以外の法に従って行為することは、必要でないだけではなくて、救いに反しており、法に適っておらず、罪あることである」と考える人々も、どちらも真理に反している。(LEP, 2, 8, 7.)

第二巻で言われていることの要は、聖書に明白な神の言葉、それを基に理性推論により 確実に導き出されることは、絶対に正しい(LEP, 2, 7, 5. 9.), 理性の法(自然法)もま た、それは救いに関わる超自然の真理を示すことはないけれども、神の永遠の法である (LEP 2 1 2 2 8 5 6 人間の理性は神からのものであることに関しては 第三巻参照) しかし、人間生活には、それらの法によっては明確に命じられてはおらず、禁じられても いない事柄、即ち、「非本質的な事柄 | (LEP. 2.4.3.) がある、この事柄は、神と自然の 法に反しないかぎり、個々の人間の自由であり各人の判断に委ねられている(LEP. 2.4. 3.4) それだけではなくて、教会においては、「「非本質的な事柄に関して、人間理性に従 い、法を作り、命令を与える〕人間の権威は、公正がそれを必要とするかぎり、それ以上 ではないけれども、また、理性に反するあるいは理性の及びえないことについてではない けれども、働くべきであるし、現に働いている。」そのように作られている教会の法にその 構成員が従わなければ、この世に誤り、混乱が生ずるだけであるということである。(LEP. 2, 7, 6, Cf. LEP, Preface, 6, 1-5, 1, 16, 5, 3, 3, 3, 3, 7, 2-4, 3, 9, 2, 3, 3, 10, 7, 3, 11, 14, 20. 4, 14, 1-6. 5, 8, 5. 5, 10, 1. 5, 20, 4. 5, 65, 2. 5, 70, 9. 5, 71, 2. 4. 5, 75, 4. 6, 2, 2. 7, 5, 8, 7, 11, 8, 10, 7, 14, 3, 7, 19, 1, 2, 8, 6, 1 (6, 1), 8, 6, 3, 8, 6, 4 (6, 5), 8, 6, 9 (App. 1.).) このことに関連して、第五巻では、「神の法が定めている事柄以外のことでは、種々 さまざまな人間が、他人に従属していなければ自分自身の適切な判断に導かれ、そうでな ければ自分の上位の者が出す命令や法によって規制されるようにされている」(LEP. 5.71, 4.) と書かれている。

これらのことは、第一巻に書かれている「神と理性の法」を基にし、「教会における人間の権威」については、それに加えて社会契約論を基にしており、「神と理性の法」以外の法の重要な働きについて、第一巻に書かれていることに付け加えたものである。

「非本質的な事柄」に関わっては、それ以外に、神と自然だけでなくて、「この世の経験もまた人間に教える」(*LEP*, 2, 1, 4.) ということが書かれている。神と理性の法が指示していない事柄に関しては、人間の感覚や経験、とりわけ多くの人々の感覚や経験の積み重ね、及び、それを基にした自然理性による推論、更には、それが磨き上げられた学問、また、宗教においては教会の古代からの慣習は、本書のさまざまな個所で重視されている。(*LEP*, Preface, 4, 1. 4. Preface, 6, 1. 1, 6, 3. 1, 10, 5. 1, 15, 4. 2, 1, 4. 2, 5, 3. 2, 7, 4. 3, 8, 14. 4, 4, 2. 4, 5, 1. 4, 7, 1. 4, 9, 1. 4, 14, 1. 5, 7, 1. 4. 5, 9, 2-4. 5, 10, 1. 5, 12, 1. 5, 19, 2. 5. 5, 39, 3-5. 5, 41, 4. 5, 43, 4. 5, 61, 1-3. 5, 62, 6. 12. 5, 63, 2. 5, 65, 2. 10. 15. 5, 66, 1-7.

5,71,2.5,73,5.6.5,78,2-13.5,80,5.11.5,81,2.6,4,13.15.6,6,15.7,7,2.7,13,3.7,14,7.7,17,5.7,18,12.7,19,3.7,24,16.8,3,3(2,11.).8,3,5(3,4.). 善悪の判断における経験の重要性については、第五巻参照)但し、それらが神あるいは理性の法に反している場合、慣習は「邪悪な慣習」であり、神あるいは自然の法が優先する。(LEP,1,7,7.1,8,3.11.4,14,2.5,7,4.5,20,4.5,61,1.5,65,19.5,77,4.8,8,8.Cf. LEP,4,13.9,なお、理性の重要性については、第三巻、第五巻参照。)

4. 第三巻「彼等の第二の主張,即ち,聖書には教会統治形式が当然に含まれており,そ の法を変えることは絶対にできないという主張について

[1] 教会 — キリストの神秘のからだと目に見える教会

キリスト教会は、「「ただ一つの」キリストの神秘のからだ the body mysticall of Christ」である。その一部は天国にキリストと共にあり、他の一部は地上にあるけれども、これを人間の知覚によってキリストのからだとして認識はできない。「われわれの心は、知性概念によって、そのような現実のからだがあるということ……を理解できるだけである。」聖書にある「神の教会」は、この教会である。「この社会を作っている人々の……しるしは、われわれの感覚にわかるものではない。人々の心を見、人々の秘かな考えのすべてを理解されている神にだけ、この人々は明らかであり、明確である。」(*LEP*, 3, 1, 2.)

「愛, 〔救いの〕慈悲, 至福の永遠に変ることのない約束は, 神秘の教会に対するものであるのに対して, 神の教会がなすべき務めのことを読む時に, この務めが関わる教会は知覚によって知られる共同体である。この目に見える教会は, 同じように唯一つである…… 〔その中でキリストが来られて以来の部分がキリスト教会である〕。この……教会の統一は, それに属するさまざまな人々すべてが持つ……一人の主〔の告白〕……一つの信仰……一つの洗礼故の一致にある。」 (LEP, 3, 1, 3, Cf, LEP, 3, 1, 4, 5, 6, 1, 10, 14,)

「キリストの神秘のからだ」には、「神の本当の僕、聖人だけ」がいる。しかし、「目に見えるキリスト教会」には、「神の目には憎むべき人々も」いる。(*LEP*, 3, 1, 8.) この区別をよくしなかったが故に、カルタゴ教会会議においてアフリカの司教たちは、「汚れた信仰の持主〔異端者〕により行なわれた洗礼をサクラメントと見なすことは、完全に理性に反している」と考えた。「この考えは、従って後に、より熟慮を重ねた教会会議〔ニケア公会議(*LEP*, 3, 8, 19.)〕によって非難され、また、この考えの最も主要な創始者自身によって取り消された。」(*LEP*, 3, 1, 9.)

「ルターは新しいキリスト教会を立てたという考え」も同じことである。「初めからあっ

たキリスト教会は、今もあり、〔この世の〕終りまで続く。……われわれがいつであれ何か間違ったことをした場合、自分自身を改革するということは、前にいた教会から離れることではない。……法に適ってできるかぎりで、われわれは〔ローマ教会の人々〕との交わりを守り続けてきたし、今も守り続けている。……ローマとは、そのさまざまな甚だしい、極悪の忌わしい行ないに関しては交わりを持とうとはしないけれども、その人々が変らずなお持ち続けているキリスト教の真理の主要な部分に関しては、われわれはその人々はイエス・キリストの家族であると喜んで認め、全能の神に対するわれわれの心からの祈りは……〔その人々が自己を改革して〕われわれすべてが心をそろえ口をそろえて、われわれの教会のかしらであるわれわれの主、救い主の父である神を賛美することができますようにということである。」(LEP、3、1、10.)

「われわれは、異端者自身でさえ、目に見える教会の、傷ついた部分ではあるけれども、一つの部分であると認めなければならない。異教徒がキリスト教を告白する異端者をただキリスト教告白のためだけで迫害し死に至らしめる場合、われわれは彼に〔教会に与えられるのがふさわしい〕殉教の名誉を拒否できるだろうか。……異端者は、〔異教徒とは違い〕、キリスト教の原理を抱いている、ただ間違った理解によって誤っているだけである。それ故に、その考えはキリスト教信仰の原理に現実に反しているけれども、異端者自身はそれをそうではないと考えて、キリスト教信仰の原理にこの上なく一致しているとして擁護している。〔それ故に、この人々は、正しい、健全な信仰を持っておらず、非難されて当然なのである。〕」(LEP, 3, 1, 11.)

「誤りや過ちのすべてではなくて、現実に悔い改められておらず棄てられていない異端と 罪とが、キリストの神秘のからだが当然に与る救いから完全に排除される、いや、目に見 える健全なキリスト教会からも離れさせられる。しかし、そのどちらも、目に見える教会 から完全に離れることはない。破門の行ないに関して言えば、それは神秘のからだからも、 また、目に見えるからだからも、完全には締め出しておらず、ただ聖なる務めにおいて、 目に見えるからだとの交わりから締め出しているだけである。〔ローマ教会がその敵に対し て異端者であるとして行なった破門のことを考えてみよ。〕」(*LEP*, 3, 1, 13.)

「従って、教会という言葉によって、この問題ではわれわれは目に見える教会のことだけを考える。……普遍教会 the Catholike Church は数多くの別々の共同体に分けられており、そのどれもがそれぞれの内部では教会と呼ばれている。この意味で教会は常に、人間の目に見える共同体、〔ただの〕集まり assembly ではなくて、共同体 societie である。……人々は公けの行為を行なうために集まるが、その集まりはその行為が終ればなくなり、もはや

存在しない。それに対して、集まった教会は、それ以後もそれ以前と同じく存在し続ける。 ……キリスト者共同体のすべてに共通する属性の中で一番主要なものの一つは、教会統治である……。 …… government と言う時、大多数の人々は他の人々の支配者、指導者に独自な優越した力の行使のことだけを考える。 Church-politie は、 government だけでなく、それ以外に教会の公けの事柄における秩序づけに属するすべての事柄をも含んでいる 100 ……。」 (LEP, 3, 1, 14.)

[2] 信仰と教会統治

教会統治形式については確かに、神が造られたものだけ、即ち、聖書に定められているものあるいは人間が理性の助けによって見出すもの(ロマ書 2:15.)だけがよいものである。しかし、聖書には一つの統治形式が全体として定められてはいない。聖書に現実にはっきりと定められているものだけがよいのか(そうであれば、教会改革者たちが主張している規律のすべてが聖書にあるとは言えない)、あるいは、聖書の一般原理、原則に可能性として含まれていることもまたよいのか(そうであれば、この一般原理はいろいろな形式と調和しうる)。(LEP. 3. 2. 1.)

改革者たちは、われわれの主張「信仰の事柄及び一般に救いに必要な事柄は、儀式、秩序、教会統治のあり方とは別の本性を持っている。前者は、神の御言葉の中に明確に含まれているあるいはそれから明確に推論されることが必要であるけれども、後者はそうではない。前者は、聖書にそれを支持することがないならば、受け容れないことが必要であるけれども、後者は、それに反することが聖書から取り出されなければ自由である。」(Cf. LEP, 2, 5, 3.)を批判して、「第一の間違いは、間違った区別をしているということ、何故なら、規律や教会統治の事柄は(彼等の言い分では)救いに必要な、信仰の事柄であるからである……。第二の間違いは、神の聖書を傷つけるやり方である、つまり、聖書は宗教の主要な点……だけを含んでいて、教会の形式や型に属する事柄を言い忘れているかの如く……。」(TC1, 26.)と主張している。(LEP, 3, 2, 2.)

しかし、この区別は重要である。第一に、「信仰だけに関わる事柄」(例えば、三位一体)は、われわれはそれを知り信じなければならない。それに対して「行為に関わる事柄」(例えば、慈愛、また教会統治)は、それを知り行なわなければならない。二つの事柄は本性が違っており、区別されるべきである。(*LEP*, 3, 3, 2.)次に、「救いに必要なもの」と「救いに付随しているもの」とは、聖書においても区別されている(マタイ伝23:23.)。「キリスト教の信仰箇条とキリスト教会のサクラメント」は、前者に属している。後者(サクラ

¹⁰⁾ しかし、本書では、government を politie と同義で使っているところがある。(Cf. LEP, 3, 2, 2, 3, 3, 2, 3, 4, 1)

メントなどの宗教の実質的な義務ではなくて、教会行為に普通付随する外的儀式や統治の事柄)は、それを変えても、救いの道を変えることはない。その限りで、教会は自由な判断によって都合のよい convenient ものを選ぶことができる。(*LEP*, 3, 3, 3. Cf. *LEP*, 3, 3, 4.)

更にわれわれは、聖書は「一つの特定の教会統治形式」を定めてはいないけれども、「統治の仕方一般に関わる教え」や「すべての教会統治者が従うべき模範例」を多く含み、また、「教会統治形式において最も重要な事柄」を含んでいることを認めている。(*LEP*, 3, 4, 1, Cf. *LEP*, 3, 11, 16.)

[3] 神の御言葉と人間の理性

イングランド教会の統治に最初に反対した人々は、「教会では、神の御言葉が命じていないことを打ち立てるべきではない」と主張し、その根拠に申命記 4:2.12:32. を挙げて、イングランド教会にある数々の儀式、即ち、結婚における指輪、サクラメントにおける十字架印やひざまずくこと、主日以外の祝祭日遵守、特定の時にある種の肉を食べないこと、出産後の女性のための感謝の礼拝や、聖書に定めのない、聖職者による大学での学位取得や様々の教会役職、高位、職務を非難した。(Cf. LEP, 4, 12, 4.)しかし、この人々は、神の法、主の御言葉として、歴史叙述の中の言葉をも引用している。(LEP, 3, 5, 1.)この主張は、世界中のすべての教会を非難することにもなる。(LEP, 3, 6, 1.)

この誤った主張を守るために、この人々は次のようなごまかしを考え出した。「神の命令には一般的なものと特定のものとがある。特定の事柄すべてに対して明確な御言葉はないけれども、すべての事柄に対する一般的命令はある。……使徒は聖書の中で少数の一般的規則を定めて(コリント前書10:32.14:26.40. ロマ書14:6.7.)……教会の中のすべての事柄が神の御言葉に反しないだけでなくて、御言葉によって、それに従って、定められるようにしている。」(LEP, 3, 7, 1. Cf. LEP, 3, 11, 17.) \rightarrow 1. 「すべての人間の心に書かれている法」、「自然法」、「理性の光」に従い教会が定めたことは、聖書に定めがなくても、聖書に反していなければ、守られるべきである。(LEP, 3, 7, 2.) 2. 一般的なものと特定のものとの区別は、問題にならない。神の命令はどちらにせよ、破るべきではない。(LEP, 3, 7, 3.) 3. 神の特定の命令に反しておらず、教会統治を委ねられた人々が「聖書の一般的規則に適っている」と考える儀式、秩序、統治を教会で行なうことは、「自由であり、法に適っている」。これは、「一般的規則」を認める彼等の上述の考えから当然に出てくるはずのことである。(LEP, 3, 7, 4.)

その上、この人々は、「神の御言葉が命じていること」を「理性の光、学問 learning ある

いはそれ以外の助けによって見出されるもの」ではなくて、「少なくとも聖書の一般的規則に従い作られているもの」であると考えている。(LEP, 3, 8, 1.) \to 1.「御言葉において命じられていること」と「御言葉を根拠にしていること」とは、同じことではない。(LEP, 3, 8, 2.) 2.「神の意志は、聖書だけではなくて、自然の光によっても明らかにされている」。(LEP, 3, 8, 3.)

しかしながら、多くの人々は理性を嫌い、理性を辱めて、次のように言っている。 1. 「自然の人は神の霊に属する事柄を受け入れません。その人にとって、それは愚かなことであり、理解できないのです。何故なら、それは霊によって初めて見分けられるからです。」(コリント前書 2:14.)、2. 「哲学、即ち、人間が自然理性によって辿り着く知識に気をつけなさい。」(コロサイ書 2:8.)、3. キリストの福音に敵対してきた異端者は、常に人間理性の大賛美者であった、4. 賢い者の知恵、賢さに対する神の厳しい裁定(コリント前書 1:19.)、5. 理性は、キリストの兵士には扱いにくく、また、聖霊ほどの力がない(コリント前書 2:4.)、6. 「人間の心を神に向けさせるものは、人間の理性ではなくて、神の霊である。」このような言い分によって「理性は宗教の敵であり、子どものような純真さは、霊の、神の、知恵の母である」という考えがこの世に広く弘まっている。(LEP、3、8、4.)

われわれの反論。 1. コリント前書 2:14. の意味は、「自然は恩寵 grace を必要としている……恩寵は自然を用いる」ということである。(LEP, 3, 8, 6.) 2. 「われわれが気をつけよと言われている哲学は、理性の自然な推論によって辿り着かれる本当の健全な知識である哲学ではなくて、異端や誤りを支えるために、現実には理性に適っていないものに、理性の欺瞞の見せかけを与える……哲学である。」(LEP, 3, 8, 7.) 3. 「異端者が害をなしてきたのは、健全な理性推論と欺瞞の理性推論とを見分けることができない者に対してである。」(LEP, 3, 8, 8.) 4. 知恵には、心の頑なな誤りから来るものと、神の光から来るものとがある。神はこの二つを区別されている(マタイ伝13:52)。(LEP, 3, 8, 9.) 5. 「神の御言葉は……その目的に関しては、それだけで完全、正確、絶対であるから、われわれが理性を付け加えるのは、それの何らかの不具、欠陥の補いとしてではなくて、聖書が生み出す実りと恵みを聖書の完全によって刈り取るのに必要な道具としてである。……われわれはキリスト者である人間にすぎないから、キリストの真理を教え、学ぶわれわれの能力に対して、人間の知恵が付け加えることができるものは少なくはない。」(LEP, 3, 8, 10.) 6. 「われわれの神への回心や信仰の堅めのためには、自然理性の力は大きい。このような効果に対する理性の力は、恩寵がなければ無である。……〔しかし、神についての〕

知識は、人間以外のものには、また、人間でも理性に従う理解を働かせる、成熟した十分な能力を持つようになるまでは、可能ではない……。……わたしの言うことを自分で判断しなさい、と使徒は言っている(コリント前書10:15.)。」(*LEP*, 3, 8, 11.)

「聖書は事実、自然の及びえない事柄を、われわれの理性がそれだけでは辿り着けない事柄を教えている。しかし、これらの事柄をわれわれが信ずるのはまた、理性によって、聖書は神の御言葉であるということを知っているからである。」(LEP, 3, 8, 12.) これに対して、「聖書は神の御言葉である」ということを何が教えるのか、とある人々は問う。(LEP, 3, 8, 13.) 「経験によれば、人間をそのような聖書評価へと導く最初の外的動因は、神の教会の権威である……。……その後われわれが聖書の神秘を読みあるいは聞く労を取れば取るほど、その事柄自体がそれについてのわれわれが〔教会から〕受け入れた考えに符合していることがわかる。……私が福音を信じていれば、それでも理性はこの私の信仰を更に堅くするという点ですぐれた役に立つ。また信じていないとしても……〔私の回心のために〕理性が何かの役に立つのでなければ……異教徒や無信仰の人々とその人々の回心や信仰のために議論するということは何の役に立つのか。」(LEP, 3, 8, 14.)

真面目な、学識ある人々が、霊の証言だけが信仰の原理を証明する、理性の力はそれには全く働かないと考えている時、彼等が言おうとしていることは、「聖霊の特別の恵みが共に働いて、われわれの心に光を与えるということがないならば、それ以外の動因や誘因は、たとえどれだけ強くまた理性に適うものであっても、……信仰を作り出すのに効力はない」ということである。しかし、「われわれ自身にとっても、誤りの霊が提示している事柄を神の霊が証言していると考えることのないように、霊の証言はどのようにして見分けられるのか、それはどのような手段によって知ることができるのかについて注意と明確化が必要である。霊の働き、とりわけすべての本当のキリスト者に共通する普通の働きは、われわれが知っている通り、それが働いている魂にとってさえ隠された、見分けることのできないものである。……従って、われわれは、信じられあるいは行なわれている事柄の性質から、理性によって、神の霊はこの両者においてわれわれを導いておられると判断する方が、ある特定の事柄を霊がその事柄に導いているとして信じあるいは行なおうと決心する場合よりも、より明白な根拠の上に立っている。」(LEP、3、8、15.)

「正しく解釈すればキリスト教信仰を作り上げる〔聖書の中の文も〕,解釈を間違えれば、誤りを生み出す。真の解釈と間違いの解釈との違いは,理性が示さなければならない。」 (*LEP*, 3, 8, 16.) 救い主や使徒自身が議論ある問題で自然理性の推論を使っている。(*LEP*, 3, 8, 17.) こうして「神がその法において定められた事柄を啓示するのと同じ霊がまた,聖

「聖書は実例と法を含み、法のうちあるものは自然法、あるものは制定法である……。自然法は、すべてのことにおいてわれわれは永久にそれに従い行為しなければならないとして〔教会を〕導く。制定法は、それが有効であるという神の意志があるかぎり、どのような場合でもそれに反する行為をしてはならないとして導く。しかしながら、聖書がわれわれに実例を与えている場合、どこまでそれに従うべきか、自然法を与えている場合、どのような個別命令がそれに最も適っているか、制定法がある場合、それと矛盾しない法を作る道は何か、更にこれらのものが何もない場合、どのような定めが目指されている教会の善のために最もふさわしいか、これらすべては理性によって見出されなければならない。」(LEP, 3, 9, 1.)

「一般的な自然法と聖書の道徳法とは,法の実質において全く同じものである。……人間の法は,〔この〕一般的な自然法に従い,また,聖書の中のどの制定法にも矛盾しないように作られなければならない。」(LEP, 3, 9, 2. Cf. Thomas Aquinas, ST, I-II, 91, 3. 95, 3. LEP, 3, 10, 4. 3, 11, 6.)「このようにして一つの教会全体によって作られ,受け入れられた法に対して,この教会の胸の中に生きている者は,従うか従わないかはどちらでもよいことと考えてはならない。……何故ならば,〔神と教会の法〕両方を守らなければ,どちらにも従ってはいないからである。……その上,〔再洗礼派のように,神の法に矛盾していない人間の法〕を軽蔑することは,その法において神を軽蔑することである……。……自然の理解力,知性,理性の光は神からのものである(ロマ書 1:19.2:15.)。」(LEP, 3, 9, 3. Cf. LEP, 5, 8, 5.)

[4] 信仰と教会統治 — 後者に関わる制定法の変更

法の変更という問題は、制定法だけに関わる。期限の定めがない法の場合、「ある法が定められた目的が永遠に必要なものであり、また、その法が備えている手段が永遠に最も適切なものであるならば、そのような法はすべて永久に不変であるべきことに疑いはない。」 (LEP, 3, 10, 1.) 神御自身の定めであっても、また、神が権威を与えられた人間の定めであっても、この二つのことのどちらかに変化があれば、変更されうる。モーセの儀式法や使徒会議の決定(使徒行伝15:28.29.)は、その目的が成就されたために廃止されている。 (LEP, 3, 10, 2. Cf. LEP, 3, 10, 4.5.3, 11, 6.) また、神が教会統治のために定められた聖職階層や役職が教会統治という目的に対する手段として不適切となった場合、その変更は

必要である。(LEP, 3, 10, 3.)

「これに対して、キリストの福音を廃棄あるいは革新することは、人間や天使が試みるな らば、最も憎むべき、呪うべき神聖冒瀆であると反対される。彼等が言うには、福音は信 ずるべき事柄を人間に指示する教えだけではなくて 教会統治「従って 規律」に関わる 命令をも含んでいる。」(LEP, 3, 10, 6, Cf. TC2, 1, 5.) → 「〔信仰の〕教えに関しては、例 えば、神の単一、ペルソナの三位一体、キリストによる救い、からだの復活、永遠の生命、 来るべき裁きなどは、〔この世の終りまで変らず〕信じられなければならない。しかし、統 治の事柄……外的秩序と統治の法はそうではない。……行為に関わる事柄は日々変りうる ……。……規律と外的統治に属する事柄に関しては、教会は、教会法、法規、命令を作る 権威を持っている……(使徒行伝15.)。そのような類の法は(それ自体が救いに必要では ない故に)作られた後で、時や所の違いによって必要となる場合には、変えられてよい。」 (LEP, 3, 10, 7. Cf. LEP, 3, 11, 13.) キリストは、聖書に定められている法の変更あるいは 追加のすべてを禁じてはいない。(LEP, 3, 11, 1-11.)「教会は、キリストの神秘のからだ、 キリストの目に見えない花嫁であるかぎりで、外的統治を必要とはしない。神の法の中で 信仰と正しい行ないを教えているところだけで、神の教会には十分である。しかし、教会 は目に見える共同体、政治体であるかぎりで、統治の法を欠くことはできない。」(LEP. 3. 11. 14. Cf. *LEP*. 3. 11. 16.)

「ある改革派教会、とりわけスコットランドの、また、フランスの教会は、聖書と一番よく符合する教会統治、即ち、司教による統治を持っていない。」(LEP, 3, 11, 16.) この教会の人々は、上述のイングランド教会統治に対する反対者と同じ誤りとごまかし(LEP, 3, 5, 1. 3, 7, 1.) に陥って、聖書にある教会統治に関わる事柄には大いに重要なものとそれほど重要でないものとがあるとし、前者は、「博士、牧者、平信徒長老。この三者で構成される長老会 Elderships。多くの長老会から成る教会会議 Synods。助祭 Deacons、女性の教会奉仕者あるいはやもめ。極めて重要な行ないに関しては、教会あるいは教会会議により秩序に従い決められた後、平信徒の自由意志に基づく同意。」であり、これらは不変の法であって、これらを変えることは法に適っていない、と考えている。(LEP, 3, 11, 19.)

われわれの反論。「教会統治が関わる事柄は、御言葉とサクラメントの授与、祈り、霊の 懲戒などの、教会の公けの宗教の務めである。……統治の法とは、これらの務めがどのよ うな仕方で行なわれるべきかを定める法である。この務めの執行において……統治に必要 である第一のことは、教会における人間の区別である。この区別がなければ、これらの機 能を秩序正しく行なうことはできない。それ故に、神の聖職者は、教会がこの世にあるか

ぎり、神自身の明らかな御言葉によってこれまで必要であったし、これからも必要である 階層である、〔「世の光」(マタイ伝5:14.)である〕この階層に神の民のそれ以外の者は [よりすぐれた.より賢明な者であっても] 自分の魂の健康に関わる事柄に関しては従わな ければならない とわれわれは考える。何故ならば 統治があるところでは ある者を他 の者を導く者に、また、ある者を他の者に導かれる者に定めざるをえないからである(ル カ伝 6:39.)。……また、聖職者が多数であるところでは、秩序のために階層による区別が 当然必要であるから、そのような場合には、一方が他方に従属しているということで、少 なくとも二種類の教会人がこれまで常にいたし、これからも常にいるべきである、こうし て、聖書とすべての教会記録に明らかに見られるように、最初は使徒たちに、それ以後は 常に司教たちに対して、御言葉とサクラメントの聖職者のそれ以外の者は従属していた、 とわれわれは考える。その上、好きな者が誰でも教会の管理を自分に引き受けることは法 に適っていない……から、厳粛な就任認可が……必要である。……聖書にある〔この〕種 の事柄は永久に不変である。しかし、それ以外の事柄〔教会の務めを適切に行なうために 定められるべき個々の事柄〕に関しては、聖書が教えていることの多くは常に必要ではな いし「従って、それの変更あるいは追加をキリストは禁じていない(LEP. 3. 11. 1-11.)」 聖書が教えていない多くのことを神の教会は常に必要としている〔従って、人間が、言い 換えれば、教会統治者が、それを決めなければならない]。|(LEP, 3, 11, 20)|

第三巻で言われていることの要は、「救いに必要な信仰とサクラメント」と「救いに付随している外的秩序と統治」とは(*LEP*, 3, 3, 3.) — 「信仰」と「行為」とが対比されているところもある(*LEP*, 3, 3, 2. 3, 10, 7.) — 本性が違っており、前者は、聖書に明確に示されていることに永久に変らず従うべきであるけれども、後者は、聖書に定めがある、聖職設立(*LEP*, 5, 77.)、即ち、教会における平信徒と聖職者の区別、及び、教会統治者とそれ以外の聖職者との区別(*LEP*, 3, 11, 20. 5, 77, 1. 2. 5, 78, 2-12.)、偶像崇拝否定(*LEP*, 4, 6, 3.)、主日(*LEP*, 5, 70, 9.)以外は、時や所の違いにより変更が必要となる場合は、人間 — 「教会」あるいは「教会全体」(*LEP*, 3, 3, 3, 3, 9, 3. Cf. *LEP*, 7, 5, 8. 7, 14, 3. 10. 8, 6, 4 (6, 5.).)と書かれているところと、「教会統治者」(*LEP*, 3, 7, 4. 3, 8, 18. 3, 11, 20.)と書かれているところとがある — が「一般的な自然法に従い、また、聖書の中の制定法に矛盾しないように」(*LEP*, 3, 9, 2. 3.) 決めたことに従うべきである(*LEP*, 3, 2, 2. 3, 3, 2. 3. 3, 10, 7. Cf. *LEP*, 6, 6, 11. 7, 5, 8. 7, 11, 10. 8, 6, 4 (6, 5.).)ということである(第二

巻参照)。

まず、教会について。キリスト教会には、神にだけ知られている「キリストの神秘のからだ」と、人間が知ることのできる「一人の主、一つの信仰、一つの洗礼」の一致に基づく唯一つの「普遍教会」(LEP, 3, 1, 14. Cf. LEP, 3, 1, 3. 7, 5, 8. 7, 14, 10.),即ち、「目に見える教会」との区別がある。この二つは同じものではない。前者には「神の本当の僕、聖人だけ」がいる。しかし、後者には「神の目には憎むべき人々も」いる。(LEP, 3, 1, 2. 3. 8. 9. Cf. LEP, 5, 64, 2. 5, 68, 6. 9. 6, 6, 5. 第五巻参照。)そうではあるけれども、「宗教信仰を心の中で持っているだけでは十分ではない。われわれは、自分以外の人々の善のために、心の外で、目に見えて、わかるように、生ける神に仕え、神に名誉を与えるべきである。」(LEP, 7, 22, 3.)

「目に見える教会」は、「一人の主、一つの信仰、一つの洗礼」故に唯一である。(LEP, 3, 1, 3. 10.) しかしそれは、現実には「数多くの別々の共同体に分けられている」。(LEP, 3, 1, 14.) 第七巻には、「普遍教会」は、一つの教会として、教会法を定める主体あるいは行為の主体であるという考えが書かれているところがある(LEP, 7, 5, 8. 7, 14, 10.) けれども、第一巻、第四巻、第八巻では、「普遍教会」は、その統治者を伴なって現実に存在する教会ではない、現実にある「目に見える教会」は、「個々の自由で独立している教会」(第四巻、第八巻)あるいは「キリスト教国における、コモン・ウェルスと同じ広がりを持つ教会」(第一巻、第八巻)だけであるということがより明確に言われている。

キリスト教会の中で「キリストの神秘のからだ」は外的統治を必要としないけれども、「目に見える教会」は人間の社会であって、外的統治とそのための人間の法を必要とする。 (LEP, 3, 11, 4. Cf. LEP, 8, 4, 7.) 従って、教会統治に関しては、「目に見える教会」のことだけを考える。 (LEP, 3, 1, 14.)

第二に、信仰に関しては、聖書の教え「神の単一、ペルソナの三位一体、キリストによる救い、からだの復活、永遠の生命、来るべき裁きなど」(LEP, 3, 10, 7.)、更に「使徒信条とサクラメント(洗礼と聖餐)」(LEP, 3, 3, 3, 3, 5, 63, 1.) は、永久に不変であり、変ることなく信じられなければならない。しかし、統治の事柄は、外的行為に関わり、それに関わる事情は変りうる。(LEP, 3, 10, 7.) 行為に関しては、人間の法は、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」(LEP, 1, 8, 7.) という一般的自然法に従い、また、聖書の中のどの制定法にも矛盾しないように作られなければならない。(LEP, 3, 9, 2. Cf. LEP, 7, 11, 10.)

教会統治の仕方については、聖書には、重要な事柄が多く書かれているけれども、一つ

の統治形式が全体として定められてはいない。(*LEP*, 3, 2, 1. 3, 4, 1.) 聖書に定めがあることの中で、統治する者とされる者との区別、即ち、聖職者と平信徒の区別、また、聖職者が多数であるところでは、聖職者の中の階層の区別、即ち、使徒あるいは司教とそれ以外の聖職者の区別が、統治を適切に即ち秩序正しく行なうためには、必要である。(*LEP*, 3, 11, 20. Cf. *LEP*, 5, 21, 3. 5, 25, 3. 5, 76, 1. 5, 77, 1. 2. 8. 5, 78, 2. 4. 5. 9. 12. 7, 3, 1. 7, 14, 10. 11. 7, 19, 3. なお、第五巻、第六巻、第七巻参照。)、しかし、教会統治においては、聖書に定めがなく、教会統治者が理性に従い決めなければならないことが多くある。(*LEP*, 3, 11, 20. Cf. *LEP*, 8, 6, 4 (6, 5.). 8, 6, 9 (App. 1.).) その上、たとえ神の法であっても、時や所の違いによりそれの変更が必要となる場合は、それにもかかわらず有効であると神が意志されている法(偶像崇拝否定(*LEP*, 4, 6, 3.)、主日(*LEP*, 5, 70, 9.)、聖職設立(*LEP*, 5, 77.))に反しないかぎりで、変えられてよい、否、変えることは必要である。(*LEP*, 3, 9, 3, 3, 10, 1. 2, 3, 7, 3, 11, 20. Cf. *LEP*, 1, 15, 1-4, 7, 5, 8.) これに関わる判断においては、理性が重要な働きをしている。

第三に、理性の働きは、この世の事柄において重要である(LEP, 5, 76, 5. 第一巻参照)だけでなくて、宗教においても重要である。「自然は恩寵を必要としており、恩寵は自然を用いる」。(LEP, 3, 8, 6.) 神への回心や信仰の堅めのためには、理性の力は、神の恩寵がなければ無である。(LEP, 3, 8, 6. 11.) 信仰とサクラメントに関して聖書に明確に示されている神の御言葉は絶対の真理であり、この点においては、「理性は信仰に道を譲るべきである。」(LEP, 3, 3, 2, 3, 3, 10, 7, 6, 6, 11.) しかし、理性は、神からのものである。(LEP, 3, 2, 1, 3, 8, 3, 3, 9, 3, 7, 11, 10.) 信仰に関しても、理性は、聖書の言葉の解釈、それの具体的な問題への適用、霊の証言の正しさについての判断などにおいて、正、誤を区別して信仰を誤りなく導くことに大きな力がある。教会統治に関しても、それは同じことである。(LEP, 3, 8, 12–18, 3, 9, 1, 5, 68, 2, 7, 11, 10. Cf. LEP, Preface, 6, 6, 8, 6, 4 (6, 5.), 8, 9, 6.)

第四に、「目に見えるキリスト教会」に関して重要なことの一つは、フッカーが、キリストを信じている者は、信仰や行ないにおいて大きな間違いを犯していても、「目に見える教会」との何らかの繋がりの中にあると、言い換えれば、法に適ってできるかぎりでわれわれはそのような人々との交わりを守り続けていると考えている点である。フッカーは、教会規律のために高等宗務官裁判所とその裁定を支持し(*LEP*, Preface, 6, 4.)、頑なな異端者や不従順者に対する教会からの破門、排除(*LEP*, 3, 1, 13. 5, 77, 7. 6, 2, 1-2. 6, 4, 1. 8, 3, 3 (2, 17.). 8, 8, 8.)を当然のことと考えている。しかし、ローマ教会は、「極悪の忌わし

い行ない」を持ち続けているけれども、「キリスト教の真理の主要な部分」を認めている (LEP, 3, 1, 10.)、異端者は、「間違った原理に従い、正しい健全な信仰を持っていない」けれども、「キリストを信仰している」 (LEP, 3, 1, 11.) として、イングランド教会は、この人々の悔い改められておらず棄てられていない誤りや罪に関しては交わりを持とうとはせず、この人々を破門しているけれども、この人々を完全に排除してはいない、ただ聖なる務めにおいて、目に見えるからだとの交わりから締め出しているだけであると書いており、この点で、ローマ教会がその敵に対して異端者であるとして行なった破門のことを考えてみよと言っている。 (LEP, 3, 1, 13.)

「目に見えるキリスト教会」に、キリストを信仰しているさまざまな人間をできるかぎり受け容れようとする、あるいは、完全に排除しようとしないこの考えは、第五巻にも書かれており(LEP, 5, 60, 7. 5, 64, 2-6. 5, 67, 2-6. 5, 68, 9.)、「目に見える教会には、神の目には憎むべき人々もいる」(LEP, 3, 1, 8.)、あるいは、「イングランド教会の人間は、イングランド王国の人間と同じ人間である」(第八巻)という考えと関連している。($Cf.\ LEP$, 5, 35, 2.)

本書には、ローマ教会についてまとまって論じられているところはない。さまざまな個所で断片的に言われていることを総合すれば、ローマ教会に関するフッカーの考えはこうである。

 4, 1. 2. 3. 4, 5, 1. 5, 12, 6. 5, 68, 2.) むしろ「ローマ教会の儀式すべての排除は, 宗教信仰を支える一番有効な手段を取り除く, 従って, 異教あるいは甚だしい未開が入りこむ道である」。(*LEP*, 4, 9, 3.)

5. 第四巻「彼等の第三の主張,即ち,われわれの教会統治形式は教皇派の秩序,儀式で 汚されている,これらの秩序,儀式は改革された特定の教会からは排除されている,わ れわれはその例に従うべきであったという主張について」

〔1〕教会における儀式の働き

「神がその教会の手で行なうよう求めておられる重要あるいは主要な公けの務めのどれにおいても、〔神の御言葉に基づく〕その本質である質料と形相〔例えば、サクラメントにおける要素と御言葉〕の他に、それが適切に行なわれる時の或る外的形式がある」。(*LEP*, 4, 1, 2.)

「あらゆる宗教行為の外的形式を定める時に目指されている目的は、教会の信仰涵養である。さて人間の信仰が涵養されるのは、その宗教行為においてすべての人間が考えるにふさわしい何かをその人々の知性が教えられる時、あるいは、その人々の心がその行為にふさわしい感情に動かされる時……である。従って、この目的のためには言葉だけではなくて、それ以外に感覚に訴えるさまざまな手段が必要であると常に考えられてきたし、とりわけ一番生き生きとした、一番知覚力のある感覚である眼の対象である手段は、その点で深く強い印象を与えるのに一番適切であると思われてきた。」(LEP. 4. 1. 3.)

[2] イングランド教会における秩序と儀式

- 1. 「われわれの儀式の性質に関する彼等の非難の第一は、多くの事柄においてわれわれはキリストと使徒の古代の簡素から離れて、より外的な威厳を受け入れた……ということである。……〔この考え〕に従えば……最善の道は、後で考え出されたものを切り離して、物事を最初にあった古代の状態に戻すことだということになる。〔彼等の主張する〕この規則あるいは法は、不確実あるいは少なくとも不十分である……とわれわれは考える。」(*LEP*, 4, 2, 1. Cf. *LEP*, Preface, 4, 4, 5.)
- ①使徒の時代の教会命令のすべてが聖書に書かれているということはない。従って、それの全体が何であったかは、不確実。(*LEP*, 4, 2, 2. Cf. *LEP*, Preface, 4, 4.)
- ②「神の栄光と教会の善」(cf. *LEP*, 4, 9, 2.) は、使徒の目的であったし、われわれの目的でもあるべきである。しかし、「その目的に到る道や手段」は、その時や状況に応じてさまざまであってよい。従って、一つの(例えば、使徒の)時代の秩序や儀式は、状況の

異なったそれ以外の時代のすべての者が従うべき模範であるという理由はない。即ち、その規則は、十分な規則ではない。(*LEP*, 4, 2, 3. Cf. *LEP*, 4, 2, 4. Preface, 4, 4. 5.)

2. 彼等の非難の第二は、「われわれの秩序や儀式には、ローマ教会から取り入れた〔それと同じものがある〕。……〔偶像崇拝と迷信の、即ち、異端の(LEP, 4, 3, 2. 4, 6, 2. 3.)〕教皇派とは、教義においても儀式においても統治においても、交わりがあってはならない。……教皇派のものはすべて放棄すべきである」ということである。彼等の中心の考えは、「教会には、神がその御言葉において命じられたもの以外のものを置くべきではない」ということであり、「ローマ教会がこれ以上、これ以外に受け入れているものはすべて」「それが法に適っていても、神の御言葉に適っていても、教皇派のもの」である。「神の御言葉も、理性も、ユダヤ教とキリスト教の最古の教会の実例も……そのような形式や儀式を使うことを認めてはいない。」(TCI, 20. 25. 131.) と言われる。(LEP, 4, 3, 1. Cf. LEP, 4, 3, 2.)

ローマ教会が使っている儀式であっても、法に適っている儀式を何故使ってはならないのかと問われると、彼等は「それが益にならない時、あるいは、同じほどよいあるいはそれよりもよいものを打ち立てることができる時は、使うべきではない」(TC3, 171.)と答える。(LEP, 4, 4, 1.) \rightarrow ①この答えは理由になっていない。「われわれが持ち続けている、ローマ教会と共通の儀式は、われわれはそれは益になる、それ以外のそれに代わるものはそれより悪いと〔長い間にわたり〕判断しているが故に、われわれはそれを持ち続けている」からである。われわれのこの判断よりも彼等の判断が何故すぐれているのかは、彼等が証明すべきである。(LEP, 4, 4, 2.)

②この答えは、「ローマ教会で使われている、神の御言葉において命じられていない儀式はどんなものでも、益にならない」ということである。(*LEP*, 4, 4, 3.)

しかし、聖アウグスティヌスが言っているように、「聖書が何らかの仕方でわれわれに何の命令も与えていない事柄に関しては、神の民の慣習やわれわれの先祖の定めを守るべきである」。その上、「イングランド教会がローマ教会から受け入れたものは、ローマ教会が神の民……やわれわれの先祖……から受け入れたものだけである」。(*LEP*, 4, 5, 1. Cf. *LEP*, 4, 9, 1.)

「われわれがローマ教会に従っている儀式や秩序は、ジュネーヴ教会自身が従っているのと別の種類のものではない。われわれはローマ教会に、より多くの事柄において従い、しかし、彼等は、われわれの今の論争が関わっているのと同じ性質の幾つかの事柄において従っている。だから、われわれの違いは……儀式の種類ではなくて、その数だけについて

のものである。」(*LEP*, 4, 6, 1.)

われわれを非難する人々は、非難の根拠として、神が神の民に対して、非本質的な儀式において異教徒とりわけエジプト人などの行ないを禁じた聖書の文章(レビ記11. 18:3. 19:19.19:27. 申命記14:7.22:11.) を挙げている。(*LEP*, 4, 6, 2.) しかし、これらの文章は、異教徒にどこまで従うべきでないのかについては述べておらず、「わたしの掟と法を守りなさい。」をそれに付け加えている。従って、これらの文章は、偶像崇拝や神の法に反すること以外でも一切のことに従うべきでないという意味には理解できない。(*LEP*, 4, 6, 3.) 古代教会の実例もこれと同じことを示している。(*LEP*, 4, 7, 1.)

彼等はまた、「悪はその正反対のものによって治さなければならない」(TCI, 131.)と言う。 →そうではなくて、悪の適切な治療のためには、「冒されている部分……冒している悪 [の種類] ……それを取り除くことができる正反対のものの〔正確な〕分量の知識」が必要である。(LEP, 4, 8, 1.)

彼等の言い分、「ローマ教会は、われわれの宗教は〔ローマ教会〕の儀式の支えに頼らないと自分で立つことはできないと、われわれの教会を冒瀆している」(cf. TC3, 178.)。 \rightarrow 「「われわれの儀式は〕キリスト教会の古代の儀式と慣習である。」(LEP, 4, 9, 1.)

更なる言い分、「ある儀式におけるわれわれと教皇派との一致は、彼等の宗教が欠けるところなくやがて〔イングランドに〕再び入りこめるという大きな期待を彼等に与える〕(cf. TC3, 179.)。 \rightarrow 「そのような儀式によってわれわれが得る恩恵は、この〔悪〕よりも重い」。(LEP, 4, 9, 2.)即ち、「ローマ教会の儀式すべての排除は……宗教信仰を支える一番有効な手段を取り除く、従って、異教あるいは甚だしい未開が入りこむ道である」。(LEP, 4, 9, 3.)

「神に従っている兄弟たちは、われわれがローマ教会と共通して持っている儀式の故に悲しんでいると言われる。」(TC3, 180.) →神に従っている兄弟たちは、例えば、ローマ教会と共通する儀式を持っているジュネーヴ教会のことを考えるなどで、この考えを変えて、喜びの心を持たなければならない。(LEP, 4, 10, 1.) そのためにも、この兄弟たちは、「1. これらの非本質的な事柄におけるわれわれとローマ教会との類似から、どのような道筋で〔教会の〕死に至る汚染が成長しうるのか」、また、「2. 教会から……そのような儀式をすべて完全に排除し、無にする以外に、〔死の危険〕防止のよい、十分な道はないということ」を明らかにしなければならない。(LEP, 4, 10, 2.)

その上,神は聖餐式でのパンの使用を定められている。しかし、どのようなパンを使うかは非本質的な事柄である。この人々の原理に従うならば、異端のローマ教会で使ってい

るパン種を入れないパンも,同じく異端のギリシア教会で使っているパン種入りのパンも使うべきではないことになる。そうであれば,サクラメントを行なうことはできない。(*LEP*, 4, 10, 3.)

3 「神の御言葉において命じられていないにもかかわらず ローマ教会において最初に採 り入れられて、そこからわれわれの教会に受け継がれたすべてのものに対する一般的異議| に加えて、「「個別の儀式や秩序の〕あるものは、ローマ教会にあるだけではなくて、それ に加えてユダヤ人の儀式である。あるいは、悪用されて偶像崇拝に使われている。そのた めに信仰のつまづきとなっていると異議を唱えられている」(TCI, 132.)。(LEP, 4, 11, 1. Cf. LEP, 4, 11, 11, 12.) →①「教会がユダヤ人の儀式を避けるべき理由」は、i.「ユダヤ 人は、この世にあったキリスト教の敵の中で、一番不倶戴天の、悪意に満ちた敵であった ということ | ii. 「「主御自身による」 ユダヤ人の律法の厳粛な廃棄 | である。(Cf. LEP. 4.11.11.12.)「しかし、この第二の理由がどこまで適用されるかについては、すべての立 場の者が十分に一致はしていない。……神御自身がユダヤ人の律法の造り主であったから ……それはなお名誉を与えられて、事情が許すかぎりでそれ以外のもの以上に従うにふさ わしい。| (LEP. 4. 11. 3.) 「制定法は、キリストが来られることによって一部分は守らな いことが必要とされ、一部分は守るか守らないかはどちらでもよいとされたことをわれわ れは知っている。前者には、割礼やいけにえがあった。| (LEP. 4. 11. 4.) 「「後者」に関し ては、第一に、使徒たちが作り出した、ユダヤ人と異邦人の教会の間の制定法の一致は、 〔後者の〕事柄においてだけであった。第二に、使徒たちが異邦人の教会にユダヤ人の律法 の何かを課したのは……それを守ることが必要永久のものという拘束を伴なってではなく て、その時の教会の現状に都合よく、ふさわしいという観点からだけであった(使徒行伝 15:28.29.)。」(LEP, 4, 11, 5.) 後者の意味でのユダヤ人の律法の中のあるものに異邦人 が縛られるということは、理性に適わないことではない。「何故ならば……ユダヤ人には、 異邦人キリスト者が神の選民である自分達と同じコモン・ウェルスに入れられて、異教徒 でさえ従うべきと考えている自然法の他に、それを越える神の制定法の何にも従っていな いということは、この上なく耐え難いと思われたからである。」(LEP, 4, 11, 6.)「使徒た ちがこのようにしてキリスト者をできるかぎり、ユダヤ人の型に従わせた理由は、そうす ることによってキリスト者をより抑制して、よりよく結びつけるためであった。| (LEP. 4. 11. 8.)

「従って、救い主が廃止されることになる律法は、ある人々が考えているようにすぐに、 守ることが法に適わなくなったのではないし、また、その後も祭壇、祭司、いけにえとい う名前自体がこの世からなくなるべきであるというほどに法に適わないものとなったのではない。」 (LEP, 4, 11, 10.) また、その後の教会会議におけるユダヤ人の儀式に対する非難も、非本質的な事柄においてユダヤ人の儀式のすべてを非難したものではない。 (LEP, 4, 11, 11. 12.)

②「しかし、一番重要で一番配慮に値する異議は、次のような儀式、即ち、ローマ教会で未開の、恥ずかしい仕方で悪用されてきて、それらがまだ残っているところでは信仰のつまづきである、いや、信仰の障害、罪の重大な原因である他ない儀式に対する異議」である。(LEP, 4, 12, 1.)

人をつまづかせ、罪に到らせるものには、その本質、本性がそうであるものがある。 (LEP, 4, 12, 2.) しかし、本性は悪ではないけれども、ある時、所、人間の場合に偶然につまづきとなるものがある。儀式の中でも、唯一度の浸水のように、最初はキリスト教会の慣習批判の意図で異端者によって作られたけれども、後にはキリスト教会に採り入れられたものもある。 EEの浸水のように、逆のものもある。 (EEP, EE, EE) (EE) (EE) 4.) 「われわれの儀式の中で最も教皇派のものと言われている儀式についても、最初はよい目的のために作られた、否、そのために使われたのではないと言うことはできない。」 (EE) 4. EE

「ローマ教会の儀式を持ち続けるようわれわれを縛っている神の法はないと彼等は答える。聖パウロの規則は、われわれが害を及ぼすことなく、法に適って差し控えることができる事柄においては、われわれの自由を兄弟たちの弱さ、愚かさに配慮して使うべきであるということである。それ故に、わたしにはすべてのことが許されていると言って自分を弁護した人々に対して、パウロは、自分以外の人々のことを考えればすべてのことが益になるわけではない(コリント前書 6:12)、……食べ物のことで兄弟を滅ぼしてはなりません、キリストはその兄弟のために死んでくださったのです(ロマ書14:15. 15:1. 参照)と答えている。……慈愛が兄弟たちのために〔そう〕縛ったのと同じように、そういうことがなければそのような〔ローマ教会で悪用されてきた〕儀式は持ち続けて法に適っているとしても、〔今では〕兄弟たちのためにその儀式を廃止するよう、慈愛はわれわれを縛っている〔と彼等は言う〕。」(LEP, 4, 12, 6.) →しかし、ユダヤ人キリスト者の弱さと今のわれわれの兄弟の弱さとの間には、大きな違いがある。後者は前者ほど多くの者には見られないし、また、物を食べるのは、各人の自由に委ねられている「個人的行為の事柄」であるのに対して、儀式は「教会秩序のための公けの規則」即ち「教会全体のために普通の場合一番ふさわしいと判断されている事柄」である。(LEP, 4, 12, 7.)

- 4. 最後に「イングランド教会は、宗教改革の仕事において先行した教会の実例にならうべきであるという義務を忘れていると、重い非難をされている。(Cf. TCI, 133.)」(LEP, 4, 13, 1.) \rightarrow 「キリスト教会の間での平和と統一は、あらゆるよい手段を使って生き続けさせるべきであるということ」や「争いを避けるためには、教会の間で、教えだけでなく儀式においても統一があることが大いに役に立つということ」にわれわれは賛成である。唯一の問題は、儀式の統一を「どこまで」、「どういう仕方で」すべきかということである。(LEP, 4, 13, 2.)
- ①「彼等が定めた規則は、非本質的な儀式においてはすべての教会はできるかぎりで互いに同じであるべきであるということである。このできるかぎりでは、神の制定法を破らずにできるかぎりで……と解釈する以外にない。……〔非本質的な儀式においては〕われわれはむしろ、自由で独立している状態にある教会(cf. LEP, 4, 13, 6. 8. 9.)がこれらのことにおいて他の教会と違っていても、それはただ他の教会の型に従って儀式が作られている方が、他の教会とは別のものに作られているよりも、より適切で益になるとは判断していないからであるというのは、正しい、理に適った理由であると考えている。」「聖教会の信仰が一つである場合、教会慣習の違いは害にならない。」(グレゴリウス)アウグスティヌスも同じ考え。カルヴァンは、アウグスティヌスの考えに賛成し、更に続けて「人々が宗教は外的儀式に縛られていると考えないためには、違いがあることは時に役に立ち、益になる」と言っている。(LEP, 4, 13, 3.)独立している教会の間で非本質的な儀式を自分以外の教会に義務として押しつける者は、「神と人間両方から見て、神の教会の平和を不必要にかき乱す者、争いを作り出す者として非難されて一番当然の者である。」(LEP, 4, 13, 4.)
- ②非本質的な儀式の統一を作り出す仕方について。キリスト教会は現実にはさまざまな教会であり、非本質的な儀式でそれぞれの教会がよいと考えているものは、さまざまである。そのような状態で統一を作り出す仕方としては、総教会会議における決定が「最善の、最も安全な、最も正しく、理にかなった道」である。(LEP, 4, 13, 8.)「彼等は、後の教会や少数の教会は、古い教会や多数の教会に従うべきである (TC3, 183.)、と言う。」しかし、使徒は、古い教会の実例を他の教会は法とすべし、とは言っていない。また、独立している教会は、自分がよいと考えている儀式を棄てて、多数の教会に従うべきである、とは言えない。(LEP, 4, 13, 9.)「われわれのやり方が彼等のと同じだけよいのであれば、普通の寛大という法 the law of common indulgence は、われわれがそれはわれわれ自身のものであるが故に少なくともほんの少しだけよりよいと考えることを許す。われわれは、彼

等に関しても同じように考えて、彼等のやり方を告発などせず、むしろそれもまた賞賛に値すると考えるのがその法に適っている。」(LEP, 4, 13, 10.)

[3] 教会法の変更

「イングランド教会が、以前に敬虔や神礼拝に対する妨げとなっていた秩序、儀式に関わって受け入れてきた法を変えるに当って、まず考慮に入れたことは、とりわけ宗教の事柄に関わる法の変更は慎重に行なわれなければならないということであった。法は、それ以外の人間の事柄すべてと同じく、多くの場合に不完全に満ちている。……その上、ある時に益になることがいつもそうであり続けるということはない。……しかし、変更は、より悪いものからよりよいものへの変更であっても……不都合を、しかも重大な不都合を伴なっている……。更に、それが多くの時代、年月の慣習や絶えることのない行ないが人々の心に確かなものとした法であれば、それを変えることはやっかいであり、つまづきであらざるをえない。……〔それは〕一般民衆の場合、すべての法を効力あるものにしている土台の力を傷つけ、弱めざるをえない。」(LEP、4、14、1.)

「それにもかかわらず、法が自然に反する、あるいは、信仰に反する、あるいは、それ以外の仕方で人間の公けの共同体に有害であり、人間社会が設立された目的である善に反している時には、法の変更は時には必要なことであることをわれわれは否定しない〔使徒たちが全世界に受け入れられていた異教信仰の法の変更を命じられた場合がそうである〕。」(LEP, 4, 14, 2.)「〔このような場合に〕教会の人々が最善と考えたのは、すぐに無くしても危険がないものを直ちに切り取り、それ以外のものは時の経過により使われなくなって無くなるのを待つということであった。」その時儀式の質が教会に有害である場合は問題がなかったけれども、数が有害である場合は、取り除かずに残した事柄に関して非難が浴びせられてきた。(LEP, 4, 14, 3.) しかし、「それ自体としては害がない、ただ数の点で有害である儀式〔例えば、聖人祝日〕に関して、一番必要がなく、一番最近に取り入れられたもの……が最初に取り除かれるべきであると定めることは、間違いであったのか。……あるいは〔この仕事が〕ずっと強い、深い根を持っていたものをも、即ち……古代から受け入れられてきた全教会の慣習、神の民の普遍的な行ない、現在まで使われ続けてきた総会議の……教令を抜き取るところまでゆかなかったのは、間違いであったのか。」(LEP, 4, 14 4)

「人間の制定法は……理由があれば取り除かれてよい。」(*LEP*, 4, 14, 5.)「にもかかわらず、それが〔十分な理由に基づいて〕廃止されるまでは、聖アウグスティヌスが言っている……ように、害がないものはどんなものであっても、教会全体が世界中で守っているも

のを誰かが守らなくても許されると言うことは、最も高慢な狂気のわざであろう。」(LEP, 4, 14, 6.) ヘンリ8世が始めたイングランドの宗教改革は、神がそれを支えてこられた。(LEP, 4, 14, 7.)

第四巻で言われていることの要は、教会統治に関する教会改革者の中心の考え「神がその御言葉において命じられたもの以外のものを教会に置くべきではない」(*LEP*, 4, 3, 1.) は誤りである、非本質的な事柄は、神が禁じておられる偶像崇拝や神の法違反でないかぎり、時や状況に応じてさまざまであってよい(*LEP*, 4, 6, 3.) ということである。これは、本書の序から第三巻に至るまで、とりわけ第二巻、第三巻で繰り返し言われてきたのと同じことである。

第四巻では、これと関連して次のことが言われている。

第一に、非本質的な事柄における教会儀式は、「教会秩序のための公けの規則」即ち「教会全体のために普通の場合一番ふさわしいと〔その教会によって〕判断されている事柄」である。(*LEP*, 4, 12, 7.)

第二に、人間の法は、人間が作ったそれ以外のものと同じく、不完全に満ちている。その上、ある時に益になることは、時や所が違っても、いつもどこでもそうであり続けるということはない。(LEP, 4, 14, 1.) それ故に、「法が自然に反する、あるいは、信仰に反する、あるいは、それ以外の仕方で人間の公けの共同体に有害であり、人間社会が設立された目的である善に反している時には、法の変更は必要である。」(LEP, 4, 14, 2. Cf. LEP, 2, 1, 1. 3, 10, 1. 2. 3. 3, 11, 20. 4, 14, 5. 7, 5, 8.) 「人間の制定法は、教会事項を理性と神の法に従わない仕方で処理しているならば、われわれは、その法を間違いであると認めるとともに、それが改革されるよう努めなければならない。」(LEP, 8, 8, 3.)

しかし、そのような場合でも、法の変更は重大な不都合を伴なっている。長い年月の間行なわれてきた法の変更は、とりわけ「[人間の中で] 法を効力あるものにしている土台の力を傷つけ、弱める」。従って、それらのことをよく考えて、法の変更は慎重に行なうべきである。(LEP, 4, 14, 1.) また、非本質的な事柄で「教会全体のために普通の場合一番ふさわしいと〔その教会が〕判断して作られた事柄」(LEP, 4, 12, 7.) は、十分な理由に基づいて廃止されるまでは、教会員全員が守るべきである。(LEP, 4, 14, 6. Cf. LEP, 3, 9, 3. 5, 65, 2. なお、第一巻の「社会契約に基づく教会論」参照。)

第三に、非本質的な事柄においては、神の法に適い、教会の益になるかぎり、「神の民の

慣習やわれわれの先祖の定め」(*LEP*, 4, 5, 1.) を十分に尊重すべきである。(*LEP*, 4, 4, 1. 2. 4, 6, 3, 4, 9, 1, 4, 14, 1, 3, 4, Cf, *LEP*, 5, 7, 1, 4.)

イングランド教会は、ローマ教会の偶像崇拝と迷信を神の法に反しているとして排除している。(LEP, 4, 3, 2. 4, 6, 3.) しかし、ローマ教会の儀式であっても、法に適い、「神の民の慣習やわれわれの先祖の定め」であり、益になるものは持ち続けている。(LEP, 4, 4, 1. 2. 3. 4, 5, 1. Cf. LEP, 5, 12, 6.) 否、「ローマ教会の儀式すべての排除は、宗教信仰を支える一番有効な手段を取り除く、従って、異教あるいは甚だしい未開が入りこむ道である」。(LEP, 4, 9, 3. Cf. LEP, 5, 42, 13.) ユダヤ人の儀式も、そのすべてが非難されるべきではない。(LEP, 4, 11, 10. 11. 12. Cf. LEP, 5, 14, 1. 5, 17, 2-6.)

第四に、目に見えるキリスト教会は、現実にはさまざまな教会秩序、儀式を持つさまざまな教会である。(LEP, 4, 13, 3. 8.)「キリスト教会の間での平和と統一は、あらゆるよい手段を使って生き続けさせるべきである」。(LEP, 4, 13, 2.) しかし、自由で独立している教会においては、非本質的な儀式において他の教会と同じである必要はない。(LEP, 4, 13, 3. 8.) キリスト教の行ないに関わる一般法がキリスト教世界で合意に達するまでは、それぞれの教会は、自分が持っており、神に対して正当な弁護ができる秩序をできるかぎり守るべきである。(LEP, 8, 3, 5 (3, 5.).) 独立している教会の間で非本質的な儀式を自分以外の教会に義務として押しつける者は、「神と人間両方から見て、神の教会の平和を不必要にかき乱す者、争いを作り出す者として非難されて一番当然の者である。」(LEP, 4, 13, 4.) 非本質的な事柄では、それぞれの教会が「普通の寛大という法」に従い、自分がよいと考えることを行ない、しかし、それとは違う他の教会のやり方を尊重するのが「キリスト教会の間の平和と統一」(LEP, 4, 13, 4.) に適っている。(LEP, 4, 13, 9. 10. Cf. LEP, 5, 29, 1.)

このことは、キリスト教会は、根底においては唯一つの「普遍教会」であるけれども、「普遍教会」は、現実には、その統治者を伴なって存在している教会ではないということ、この世に現実に存在している教会は、救いに必要な基本的な事柄においてはどれも神の法に従っているけれども、それぞれの教会秩序を持つさまざまな教会であるということを示している。 (LEP, 3, 1, 3, 10-14, 4, 13, 3, 8, 5, 68, 9, 8, 3, 5 (3, 5.), 8, 4, 7.) フッカーが考えている、社会契約を基にした社会形成論に従うならば、そのような個別の教会以外の教会形成はありえない。(LEP, 8, 3, 1 (2, 5.), 第一巻参照。)

このことと関連して、キリスト教諸国間での総教会会議における自由な協議は、キリスト教諸国間の調和、統一を作り出すのに「必要である」(*LEP*, 1, 10, 14.) あるいは「最善

- の、最も安全な、最も正しく、理にかなった道」である(*LEP*, 4, 13, 8.)と書かれている。なお、「非本質的な事柄においては、それぞれの教会は自分たちの慣習あるいは法を、それが十分な理由に基づいて廃止されるまでは、守るべきである」及び「それぞれの教会の信仰が一つである場合、教会慣習の違いは害にならない」ということにおいて、アウグスティヌスの言葉を権威として引用している。(*LEP*, 4, 5, 1. 4, 13, 3. 4, 14, 6. Cf. *LEP*, 1, 3. 1, 5, 70, 8.)
- 6. 第五巻「彼等の第四の主張、即ち、キリスト教のさまざまの公けの務めに関してわれ われの中には多くの迷信が持ち続けられている、また、これらの務めを行なうために教 会秩序の権限を与えられている人間に関してわれわれの法とそれに基づく行ないは多く の点でまた腐敗しているという主張について

[1] カンタベリ大司教宛献辞

イングランド教会が関わってきた論争の中で一番重要なものは、「救い主キリストのペルソナ」に関わるもの、次に重要なのは、われわれとローマ教会との間での「神の教会の行ない」に関わるもの。それに対して、最近現われた「教会儀式」に関わるものは、それほど重要ではないし、イングランド教会批判者の議論は理性に基づくところ少なく、情念に基づくところ多いものであった。その上、この儀式批判には、「民衆に基づく長老の権威を打ち立て、司教権限を、教会秩序における分け隔でや不平等を支えているそれ以外のすべての飾りや手段とともに、取り除こうとする」企みが伴なっていた。(Cf. LEP, 6, 1, 2. 3.)これに関するわれわれの義務は、主が求められているように、「鳩の罪のない柔和と練り合わせられた蛇の知恵」(マタイ伝10:16.)を持って、「すべての人間の公けの、共通の善を目指す」ことである。

[2] 宗教 — 政治の支え

「政治に関わる事柄は、ふさわしい手段がなければよい方向に進むことはありえないし、それに関わる人々にふさわしいものはその人々の徳であるとすれば、統治は宗教に支えられているということを認めなければならない。神がすべてのよきものの最高の極致、源であるように、神に対する従順は、すべての本当の徳の最高の極致であり、源である。宗教と正義の結合は非常に自然であるから、われわれは両方がないところにどちらか〔だけ〕があるということを確信を持って否定してよい(詩篇1:3.参照)。」(LEP, 5, 1, 2.)

この世にはいろいろな宗教がある。しかし、よい結果を生むものは、誤りのない真実の宗教であり、それに誤りが混じっていれば、その誤りに応じて災いや不幸をもたらす。

(*LEP*, 5, 1, 3. 4.) 従って、「すべての本当の徳は、本当の宗教を自分の親として敬い、すべての秩序正しいコモン・ウェルスは、それを自分の最高の支えとして愛する。」(*LEP*, 5, 1, 5. Cf. *LEP*, 5, 76, 1.)

「〔無神論〕の源は、この世が産み出す肉欲の利益や快楽のすべてをこの世で刈り入れ、それに役立つあらゆる手段の享受を妨げられまいとする心の堅い決意である(知恵の書 2: 21.)。……あるすばらしいあるいは普通にはない出来事が起って(ある人々には起ったのであるが)、その人々の心によりよい変化の始まりを作り出すまでは、そのような人々には神の知識についての議論は普通はまず役に立たない。」(*LEP*. 5. 2. 1.)

しかし、真理はそのような無神論の人々にも届くから、彼等は出来るだけの手段を使って真理を抑え込み、真理を誤りと考え、真理を認めている人々にもそう考えさせようとする。(LEP, 5, 2, 2.)「この人々は、宗教それ自体を、政治の役に立たせようという意図で作り出された政治的考案物にすぎないと考えようとする。[しかし] 神を畏れる人間は、神を畏れることによって、[宗教は心の内に働くから] 悪を行なわないように、心の外の行為にしか力を持たない制定法によるよりもはるかに有効に抑制される。」(LEP, 5, 2, 3.) この人々の中のある者は、宗教を政治のために利用しようとして、宗教をほめたたえるけれども、実際には「異教の知恵をほめたたえており」、「偽り、欺瞞の手段によって〔自分達の宗教〕に権威を与え〔ようとして〕、結局はそれを覆すことにならざるをえない。……人間のわざによって人間の中に神を創造できる〔と考える〕政治的考案者〔である〕。」(LEP, 5, 2, 4.)

このような人々に乗せられて心の中に迷信を作り出す人間の感情は、「正しく導かれていない熱意」と「神についての正しい理解の光を持っていない恐怖」即ち「傷つけようとする抵抗できない力を備えた神という観念から生ずる恐怖」とである。(*LEP*, 5, 3, 1.)「迷信は、神に対する熱意あるいは恐怖に支配されているけれども、神との間違った関係に入って、あることを忌み嫌いあるいは行なう時に生ずる。〔こうして〕偶像崇拝の罪や……宗教における自発的な細部厳格あるいは過剰の過ち〔が生ずる〕。」(*LEP*, 5, 3, 2.) 東方教会には「神に対する大きな異端の不敬虔」があったけれども、西方教会には「死に値する異端」は少なく、「野蛮な迷信」が多くあった。(*LEP*, 5, 3, 3.)

[3] 宗教の外的形式

宗教改革者は、「神に対する、心の中の、理性に適う礼拝」(ロマ書12:1.)とは区別される「神聖な外的礼拝」の中で、「神の定めだけに従う主要な事柄」ではなくて、「神と人間の定めが入り混じった下位の事柄」は、イングランド教会では「迷信に汚されているあ

- るいはそれ以外の欠陥がある」と非難している。(*LEP*, 5, 4, 3. Cf. *LEP*, 5, 4, 1. 2.) この事柄に関するわれわれの考え。
- 1. 「それぞれの人間が心の中であるべきことを、教会は外的に証言すべきである。……宗教の外的形式においては、神の偉大さを示す、あるいは、宗教の尊厳にふさわしい、あるいは、人間の心の中の天国の印象と一致するものとして、神に従う心を促進するのに有効で、一般的にふさわしいということが明らかである、あるいは、十分に証明できるものは、少数の、稀な、偶然の、我慢できる、あるいは、それ以外の仕方で癒しうる不都合があるとしても〔この世に全く完全なものはないから〕敬虔な心で尊重されること」。(LEP, 5, 6, 2)
- 2. 「またわれわれはこの場合に、古代の人々の判断において、そして教会全体の長く続いてきた行ないによって、適切と認められてきたものを軽視してはならない。そこから必要もなくはずれることは安全であると、これまで経験が判断したことは決してなかった。」 (LEP, 5, 7, 1. Cf. LEP, 4, 5, 1. 5, 7, 3.) 「従って……適切であることがおのずから明らかではないあるいはすべての人間に十分に明白にするのは容易ではない事柄においては、古代の人々の判断が今受け入れられているものと一致しているということは、よく知られている重要な不都合がそれにあるということを申し立てる、あるいは、それに力強い反論をするということができない人々に、それは適切でなくはないと考えさせて当然である。」 (LEP, 5, 7, 4.)
- 3.「神の法の証拠も、それ以外に理性の光が見出す反駁できない議論の強さも、顕著な社会的不都合も、われわれ自身の教会法がこれらの事柄の秩序づけのためにほんの最近だとしても制定したことを誤りとはしていない場合には、教会自身の権威が、少なくともこれらの場合に自分の法に大きな信用を与えて、この法による適切さ、便宜さに関わる裁定を、それに反する〔個々人だけの〕権威のない考えよりも重いものとしてよい。とりわけ母の権限以上のものを持っている教会に対してほかならぬ子としての従順を尽す義務を負うことのできる者においてはそうである。」(LEP, 5, 8, 5, Cf. LEP, 3, 9, 2, 3,)
- 4. 「二つの悪の両方を避けることができない場合,より小さな悪を選ぶことは悪ではない (使徒行伝27:38. ルカ伝 6:4.)」。それは「特別の場合の公正」(LEP, 5, 9, 3.) である。この場合,「公けの効用 publique utilitie を考えること」は、賢明な選択である。(LEP, 5, 9, 1. Cf. LEP, 1, 8, 5. 5, 81, 6.) 従って、「神の教会……の基礎である一般原則は……〔法を越える公正を実現するために (LEP, 5, 9, 3.)〕,適用される事柄のさまざまな状況における多様性……を考えて、制約や限定を受ける。この多様性は多くの経験によってしか知ら

れない。」(LEP, 5, 9, 2. Cf. LEP, 5, 9, 3. 4.)こうして「差し迫った必要がある場合,あるいは,社会に共通の効用のためには,すべての人間がある有益な掟の一般的な厳格に常に厳しく縛られているよりは,ある時にはその掟が免除される〔のがよい〕。」(LEP, 5, 9, 5.)

「神の御言葉が教会にその教会の掟の選択を委ねている事柄で、「理性に適う事柄、あるいは、古代教会から続く慣習、あるいは、教会が公けの善のために決定した掟、あるいは、教会が公正のために教会法の厳しさを和らげた判断に反して〕神の霊がそれぞれの人間に [あるいは、特別に有徳な人間に〕啓示されたと自分が思うことに従うことを教会がどの人間にも認めるならば、神の霊に教えられ、導かれるという口実の下に、教会の完全な混乱が生ずる以外にない。……もしも神がそのことを啓示されたのであれば……神はまたそれを他の人々に確証させる力を、奇跡の働きあるいは健全な理性の強い、反駁できない論証によって、その人々に与えられているはずである……。」(LEP, 5, 10, 1.)

〔4〕偶像崇拝

- 1. 「教会を最初に建てる時,それを公けのものとする時,それをいわば神の所有物として神に引き渡す時,それの用途が〔宗教のためのものとして〕確定される時,〔それら〕にふさわしい儀式は……昔から行なわれてきた。」(LEP, 5, 12, 1.)それらは,教会は世俗のものではない,神聖な所であるということを示す儀式である(マタイ伝21:13. エレミヤ書17:24. マルコ伝11:16. レビ記26:2. コリント前書11:22.)。(LEP, 5, 12, 5.)ある行ないは「偶像崇拝者が考え出しあるいは使った」が故に適切でない,とは言えない。彼等の考えの中で正しいものは法に適っているのと同じことである。(以上,Henry Barrowへの反論。)(LEP, 5, 12, 6.)
- 2. 「大抵の教会が天使や聖人の名前を付けられていること」。 \rightarrow 「教会は主だけに捧げられたものである……教会 Church とは,主の家 The Lords house という意味の言葉である。」 天使や聖人の名前は,その天使や聖人やその業を想い起こすためのしるしとして,他の教会と区別するために付けられたにすぎず,天使や聖人を神として礼拝する迷信によるものではなかった。 (LEP, 5, 13, 1. 2. 3.) たとえ最初迷信があったとしても,今では区別のための名前にすぎない。 (LEP, 5, 13, 4.)
- 3. 「教会様式がユダヤ人の神殿の型に従って作られていること」。→両者が共通の目的を持っているかぎりで、同じ様式であることに問題はない。(*LEP*, 5, 14, 1.)
- 4. 「教会の贅沢さ」批判。(LEP, 5, 15, 1.) → 「神は、見すぼらしいものも、贅沢なものもどちらも、それぞれの時において認められる。」(LEP, 5, 15, 3. Cf. LEP, 5, 15, 5.)

- 5. 教会は「公けの神礼拝」を目的とするものであり、この点で他の所以上の「力と神聖」を持っているというわれわれの考えに対して、礼拝においては心が重要であって、場所は問題ではないと批判される。→教会は、信仰心を活発に働かせる「力と神聖」を持っているが故に、神礼拝によりふさわしい所である。(*LEP*, 5, 16, 1, 2,)
- 6. 「教会を壊せ。偶像崇拝に悪用されてきたから。」と言われる。(LEP, 5, 17, 1.) →彼等が挙げている旧約の偶像崇拝者の例は、われわれには当てはまらないし、偶像崇拝が行なわれてきた神殿が改めて聖別されて神のために使われるということはありうる。(LEP, 5, 17, 2-6.)

[5] 真理を告げ知らせる

「〔神の教会において〕神がその民に伝えられる第一の,最も主要なことは……あらゆる種類の人々を永遠の生命に導く……神の聖なる,救いの真理〔である〕。この天の神秘を人々に隔てなく知らせることは特別に,真理を告げ知らせること preaching と言われる。」(*LEP*, 5, 18, 1.)

1. 聖書を読む

「モーセと預言者,キリストと使徒はすべて,それぞれの時に神の真理を告げ知らせる者であった。……彼等はこれを,一つには,神御自身が自分たちに啓示されたことを語るだけの忠実な証人として,一つには,それの忠実な解説者,教師,説得者として行なった。教会も同じように〔二つの仕方で〕神の真理を告げ知らせている……。〔但し〕教会が証人として神が啓示された真理を告げ知らせるのは,聖書を公けに読むことによってである。〕(LEP, 5, 19, 1.)

「証人において必要な第一のことは、忠実である。その故にわれわれは、聖書の歪められた翻訳によって神の御言葉の代りに〔それ〕と矛盾することを伝える、あるいは、虚偽の付加によって本当は聖書でないものを聖書として神の民に差し出す教会を許すことはできない。また、この両方の点でイングランド教会に対してなされてきた非難が全く根拠のないものであることは確実である。聖書の翻訳に関しては……教会の判断はこれまでずっと、すべての国民……の慣例に見るように、公けの聞き手にとって一番適切なものは、〔原文を〕文字通りに翻訳する者の厳密と義訳する者の自由との中道を行き、聖霊が伝えようとしていることを一番短く、一番はっきりと伝える翻訳であるということであった。これは非常に大きな困難を伴う仕事であるから、これを厳密に行なうということは、期待するよりはむしろ祈り望むにふさわしいことである。従って、翻訳の言葉と聖書の精神そのものとの間に矛盾がないならば、小さな違いはすべて、ぬぐい取られて当然の、耐えられない

欠陥と考えられるべきではない。| (LEP. 5. 19. 2.)

聖書には、多くの魚で網が「破れた」(ルカ伝 5:6.7.)とあるところと「破れていなかった」(ヨハネ伝 2:1:1.)とあるところとがあるが、前者は魚の多さを言い、後者は超自然の奇跡を言おうとしたのであって、矛盾していない。ベッレへムを「一番小さい者」(ミカ書 5:2.)と言い、また、「一番小さい者ではない」(マタイ伝 2:6.)と言うのは、前者は所の大きさを、後者は尊厳の大きさを言っていて、矛盾していない。「〔モーセとアロン〕は御言葉に従った」(詩篇 105:28.)を、われわれの翻訳は「従わなかった」と書いていると非難されている。しかし、後者の主語を「ファラオとエジプト人」と考えれば、矛盾はない。(LEP, 5, 19, 3.)

また、聖書では「キリストはファリサイ派の人々に言われた」(ヨハネ伝10:11. マタイ伝22:1.)とあるのを〔祈祷書の、復活日後第二日曜及び三位一体祝日後第二十日曜の福音の前置きで〕「弟子たちに言われた」とラテン教会の祈祷書に倣っていると非難されている。しかし聖書は、その時ファリサイ派以外の人々には話されなかったとは書いていないから、この文に問題はない。(LEP, 5, 19, 4.)更に、聖書が礼拝の前に、明確に定められた内容と順序なしに読まれている、ある外国の教会のやり方に従っていないことにも、彼等は不満であるけれども、われわれのやり方は「古代から受け継がれてきた慣習」であって、これを持ち続けることに問題はない。(LEP, 5, 19, 5.)

2. 正典ではない書物、文書を公けに読む

「神は律法において、聖別されたもの以外の何物をも……神殿に持ち込んではならないとされた。意味がわかりにくい個所の解説のためには、アンティオコス [による迫害] の下で説教の益が失われた所では、集会で常に預言者の書の中の何かを律法と共に読むことを定めて、そのことによって後者を前者によってより明確に理解するようにしたユダヤ人のやり方にわれわれは従うべきである。……一番古い、最善の教会会議(ラオディキア教会会議)は、教会で正典聖書以外のものを読むことを禁じている。」(Cf. TCI, 194. 196–198.)などと言われる。(LEP, 5, 20, 1.)→この主張には誤りがある。アンティオコスは、律法を公けに読むことを禁じたのであり、これに対してユダヤ人は律法の代りに預言者を読んだのである。(LEP, 5, 20, 3.)しかし、「神あるいは理性の法は、われわれのしていることを禁じてはいない」。従って、われわれはこのことでユダヤ人や原始教会の行ないに縛られる必要はない。また、ラオディキア教会会議は、今の正典の書のあるものを正典ではないとしている。(LEP, 5, 20, 4.)

古代教会で公けに読まれたものは、第一に旧、新約聖書であったけれども、それ以外に

時々「教会の書 Ecclesiasticall」と呼ばれていた書物(われわれが外典 Apocryphall と呼んでいる書物)が公けに読まれていた。 (LEP, 5, 20, 6. 7.) ラオディキア教会会議は、これらの書物以外の誤りや異端の文書が使徒のすぐ後教会で認められ始めたために、正典聖書以外のものを公けに読むことを禁じたのである。教会で読まれていた第三の種類のものは、説教の書 homilies。 (LEP, 5, 20, 8.) 第四に、聖人や殉教者の生涯の書がこの人々の毎年の記念日に読まれていた。 (LEP, 5, 20, 9.)

私は、正典聖書以外に外典を公けに読むよう定めた教会の権威に反対したくない。(LEP, 5, 20, 10.)「われわれは、外典を(聖書と同じように)神聖なものではなくて、神に関わるさまざまの事柄を主題とした〔「聖書のよりよい理解と人々の生活態度の神聖と正しさのよりたやすい養成のために教会が考え出した」(LEP, 5, 20, 1.)〕人間の〔すぐれた〕作品と考えているということは知れ渡っていることであるから、それのある部分を公けに読むことが何故神の教会にとって法に適わないあるいは有害であるのかという理由を示してほしい。」(LEP, 5, 20, 11.)

3. 説教

「神の御言葉が人間の魂を救う通常の手段であるのは……それが告げ知らせられる場合、即ち、話し手が自分の知恵で適切と考える仕方で生の声で説明して、人々の現実の役に立つように話される〔説教の書を読むのではない(LEP, 5, 21, 2.)〕場合だけである……。……聖書をただ読むだけでは〔魂の救い〕に効果がない〕〔cf. TCI, 127.〕。(LEP, 5, 21, 1.) \rightarrow 「神の御言葉は、人間に啓示され告げられた、永遠の生命の事柄に関わる神の聖なる真理である。これは、預言者と使徒には神の霊の直接の導きによって、彼等からわれわれには彼等の書物や文書によって、告げられた。従って、われわれは、聖書以外に神の御言葉を持っていない。使徒の説教は、それを聞いた人々には神の御言葉であった。それは、使徒の文書がわれわれにそうであるのと同じく当然のことである。しかし、われわれの知性の推論が神の御言葉から〔作り出す〕われわれの説教はそうではない。」(LEP, 5, 21, 2. Cf. LEP, 5, 22, 10.)

「神は……御自分の知恵という宝をこの世に伝える一番効果ある手段として……聖書を選ばれたのであるから,人間が理解〔また同意〕するのに聖書はそれだけで,永遠の生命に辿り着くのに必要とされるすべての事柄の生き生きとした特性をわれわれの中に刻み込むのに十分な,完全無欠の啓示として意図されたものであることは当然のことである。……しかし,価値あるすべてのものと同じく,これには労苦が必要である。……それに向かうわれわれ自身の適性や能力が小さければ,それだけ他の人々の判断の助けが,われわれを

そこに導くのに必要である。」(LEP, 5, 21, 3.)

従って、「説教は、魂を救う真理を告げ知らせる唯一の手段ではない。」(LEP, 5, 21, 4.)「外側から与えられる神の御言葉は、〔聖書を読むことによっても、それについての説教によっても、どちらによっても〕(神の霊が心の中でそれと共に働いて)魂を回心させ、信仰を涵養して、魂を救う。」(LEP, 5, 21, 5, Cf, LEP, 5, 22, 1–20.)

聖書が教会で公けに読まれるべき(テサロニケ前書 5:27. コロサイ書 4:16.)理由。① 異教徒や異端者に対抗して,神の御言葉を完全,純粋な形で持ち続けるため。②聖書の真理と確実性を教会が認めていることを示す明確な証拠。③最も無知,粗野な人々にも誤りのない神の真理を示す。④それを人々が〔聖霊の働きによって〕神の真理と受け取るならば,魂の救いに効果がある。(LEP, 5, 22, 2.)

われわれに対する批判者は、「聖書を読むことは、救いの仕事を推し進めるかもしれない、しかし、〔説教がなければ、神の奇跡がある場合は別であるが〕それを始めない」(TC2、376、377、395.)と言う。(LEP, 5, 22, 3.) → 「神の書を聞いてそれを信じない者は多くいる。しかしながら、この場合の不信仰は、この人々に対して使われる手段の弱さや不十分さのためではなくて、それに反対するこの人々の頑なな心の強情な性向のためであると考えてよい。」(LEP, 5, 22, 4.)

「信仰 belief には、ただ理解と同意という二つの働きだけがある……。……説教は、われわれが最初に神の神秘〔キリストの十字架による救い(LEP, 5, 22, 9.)〕を理解するに至る唯一の通常の手段ではない。……永遠の生命の御言葉に〔それを理解した上で〕同意する者は、御言葉の本源である方の権威を考えて同意する……。」(LEP, 5, 22, 8.)聖書を読むことにも、説教にも、神は恵みと祝福を与えて、それが信仰を生み出し、育てることを助けられる。(LEP, 5, 22, 13.)

[6] 祈り

神の教えを学び知ることと並ぶ、神に対する人間の重要な務めは、「祈り」である。「祈りは、われわれが神はわれわれの至高の善であると認めていることを証言する」、「神の手からすべての恩恵を手に入れる一番疑いのない手段である」。「祈りは、われわれが人間のために他に何もできない時でも……われわれがいつも自分の力で〔唯一〕与えることができる……ものである。」「地上の人間」だけでなく、「天にいる聖人」も「天使」も祈っている。(LEP, 5, 23, 1.)

「〔祈り〕は、われわれが人間であるということで一つの仕方でわれわれに関わり、また、 われわれが神の教会という目に見える神秘のからだの部分として結びついているというこ とで別の仕方でわれわれに関わる。……後者の祈りは、〔多くの人間の祈りであるということで〕前者の祈りよりもそれだけ価値がある……。(マタイ伝18:20. コリント後書1:11. ヨナ書4:11.)」(*LEP*, 5, 24, 1.)

「個人の祈りでは、外側の見かけよりも隠れたことがほめられる(マタイ伝 6:5.6)。しかし、公けの〔共通の〕祈りは、一つの社会全体の公けの行ないであるから、それだけ外側の見かけにより配慮することが求められる。従って、この務めのための人間の集まりそのものがこれまで常に厳粛なものであった。」(LEP, 5, 25, 1.)従って、公けの祈りにおいては、「祈りの家」の「厳粛」(マタイ伝 21:13.)や「力と美」(詩篇 96:6.)(LEP, 5, 25, 2.)、「民のために神の前に立ち、語る」「神に仕える聖職者」の「召命による権威」(民数記 6:23. 歴代誌下 30:27.)、「熱心」と「有徳の、神に従う生活」(テモテ前書 2:8. ヨハネ伝 9:31. エレミヤ書 11:11. エゼキエル書 8:18. 詩篇 132:9.)(LEP, 5, 25, 3.)、とりわけ「〔神に語る言葉である〕共通の祈りの定まった形式」(歴代誌下 29:30.)を神は尊ばれる。(LEP, 5, 25, 4.5.)

しかし、「共通の祈りの定まった形式で神に仕えることは迷信に基づいているという奇妙な考えが〔悪魔にそそのかされて〕生まれてきた。」(*LEP*, 5, 26, 1.) しかし、神は定まった形式の祈りを与えられているし(民数記6:23. マタイ伝6:9.)、ユダヤ人の教会もキリストの教会も定まった形式の祈りを繰り返し捧げてきた。(*LEP*, 5, 26, 2, 3.)

「勧告者たち Admonitioners」はこの奇妙な考えを後で撤回し、「彼等の弁護者〔TC〕と彼の仲間たちは……甚だしい誤りや明白な不敬虔をわれわれは取り除いていることを認めている。しかし、共通祈祷書の中の多くのことが間違いであると言い、その祈祷書にある、彼等が神の御言葉に適っていないと主張する多くの例を挙げている。それは、彼等の眼には、ローマ教会の形式とあまりにも大きく似ており、他のところの改革された教会が認め、行なっていることとはあまりにも大きく違っている……。」(TCI、131、135.)(LEP、5、27、1.)

- 1. ローマ教会との一致及び幾つかの改革された教会との違いについては、前述 (*LEP*, 4, 3, 1.-4, 10, 3. 4, 13, 1.-4, 14, 7.)。(*LEP*, 5, 28, 1. 2. 3.)
- 2. 「神に仕える聖職者が神礼拝の時に命令により使う衣服は単なる形式のことにすぎないから……われわれが〔定められた衣服, とりわけ, 短白衣 surplice〕を使うが故に自分はより神聖であると考えていないように, そのようなものを使わない人々が, そのように非本質的な事柄において権威の知恵と法が適切であると考えてきたことにわれわれが従うが故にわれわれを神聖でないと考えるべきではない。」(*LEP*, 5, 29, 1.)

この人々は後に、「マタイ伝18:6. コリント前書8:12.13. を文字通りに行なうべきという〕最初の過激な考えから離れて、短白衣は非本質的なものであり、法に反しているものではないから、第一に重要である「教えを告げ知らせる義務という、神の絶対の命令」に従うためには、非本質的な事柄の不都合には、機会があればそれの不都合を教えながら、耐えることは認められると付け加えるようになった(TCI, 74. TC3, 250. 262.)。(LEP, 5, 29, 6. Cf. LEP, 5, 29, 7.) しかし、「従いたくないと公言しながら従うことは、明白な不服従と同じことである。」(LEP, 5, 29, 8.)

- 3.「聖職者が祈りを内陣で言う、どんな時であれ顔を平信徒からそらせる、あるいは、祈りが終る前にそれを始めた所から別の所に移ることは許されることか」という問い(TCI、134.)は、「信仰告白の時には立ち、罪の告白あるいは神の慈悲の祈念の時にはひれ伏す」(LEP, 5, 30, 2.)ことと同じように、何も難しい問題がない事柄に疑問をはさむ「取るに足りない議論」である。(LEP, 5, 30, 1.)「[イエス・キリストに関わる福音書の個所が読まれる時に]立ち、歓呼の言葉を言い、イエスの名のところでおじぎをすること」(TCI、203.)も同じことである。(LEP, 5, 30, 3.)これらに問題があった時の処理のすべてを法が管区司教に委ねているのは当然である。(LEP, 5, 30, 4.)
- 4. 「われわれの祈祷書は,〔聖職者に〕〔十才の〕子どもができないことは何も要求していない」(TCI, 133. TC3, 184.)。(LEP, 5, 31, 1.) →公けの祈りには,成人のもつ厳粛さと成熟した判断力が必要である。(LEP, 5, 31, 2.) また,「有能な説教者でないとできないことが要求されていない宗教の行ないはすべて不完全,不十分と考えられるべきである」とは言えない。(LEP, 5, 31, 4.)
- 5. われわれの祈祷書は、祈りや詩篇などの朗読に多くの時間をとりすぎて、説教の時間を少なくしている。それによって、説教をしない聖職者を生かし続けている。(TCI, 133. TC3, 184.)(LEP, 5, 32, 1.) →祈りなどは、信仰涵養に必要であるから、それなりの時間をとっている。説教には十分な時間が与えられている。従って、この批判は当たらない。(LEP, 5, 32, 2. 3. 4.)
- 6. われわれの祈りは、原始教会や改革された教会における祈りとは違って、「短い言葉や断片」であり、「祈りというよりは願い」にすぎない。(TCI, 138. TC3, 210. 211.) →信仰のつまづきとなる、神の香りのない批判。(LEP, 5, 33, 1.)
- 7. 「祈りと日課 lessons 〔聖書朗読〕とを交互に混ぜている。」 (LEP, 5, 34, 1.) これは、世俗君主の前ではみっともない嘆願の仕方。 (TCI, 138. TC3, 210.) →神はすべてを知っておられるが、世俗君主はそうではない。従って、両者に同じ仕方で嘆願をするのはおか

しいことである。(LEP, 5, 34, 2, Cf. LEP, 5, 34, 3.)

- 8. 祈祷書の祈りの三分の一以上は、聖書にはない祈り、「この世の便宜を求め、不都合を避けようとする祈り」である(TCI, 136.)。また、「主の祈り」をあまりにも度々言い過ぎている(TCI, 219.)。(LEP, 5, 35, 1.) \rightarrow ①前者については、「霊の美徳は現世の利益よりもはるかに価値あるものである。……しかしその上で、この世の最大多数の人々は、完全から最も遠い人々であるということを考えなければならない。」この人々は、来世の幸福よりもこの世の自分個人の利益に動かされる。教会は、このような弱い人々のことを配慮して、祈りの中で現世の事柄を嘆願することによって、「いわば天の欺瞞によって」、この小さな事柄が動かし始めた好意の感情が更に高くに上りやすくしているし、また、この人々が神によしとされることのない邪悪なごまかしに頼らずにやってゆくようにしている。(LEP, 5, 35, 2.) ②後者については、それは「それ以外の祈りで欠陥があるかもしれないものを全く完全なものにする」、「神の耳にこれほど適うものを人間が作ることはできない」最高の祈りである。(LEP, 5, 35, 3.)
- 9. 平信徒が祈りの言葉を聖職者の後で繰り返して言うのは、時間の浪費であるし、人々は次から次へと言うから音の混乱が生ずる、更に、人々はこれだけが自分の祈りだと考えるようになる。 (TCI, 139. TC3, 211. 212. 213.) →われわれの定めでは、聖職者がまず言う言葉を全会衆が繰り返すのは二度、即ち、「公けの場での罪の告白」と「主のからだと血のサクラメントを受けた直後の主の祈り」の時である。これらの時にこれらの言葉をわれわれが共に言うのは、極めて適切なことである。 (LEP, 5, 36, 1. Cf. LEP, 5, 36, 2. 3.) 10. 詩篇や賛歌について。それらは、共通祈祷書では、聖書のそれ以外の部分とは違う仕方で読まれている。 (TC3, 206.)
- ①よりしばしば、繰り返して読まれている。(*LEP*, 5, 37, 1.) \rightarrow 聖書の精髄を簡潔、感動的に表現した詩篇や賛歌をすべての人々にとりわけ親しみやすくするためである。(*LEP*, 5, 37, 2.)
- ②詩篇に音楽旋律(楽器や声による)を使うことに対する批判。〔TCI, 168. TC2, 214.〕 →音楽は人間の心に対しあらゆる情念を表現する力,ある情念を動かし,ある情念を和ら げる力を持っている。(LEP, 5, 38, 1.) 従って,神の賛美へと向かう音楽は,人間の感情 を信仰へと向けるのに大きな働きをする。(LEP, 5, 38, 3.)
- ③詩篇や賛歌を平信徒と聖職者があるいは平信徒同士がかわるがわる歌いあるいは言うこと。(TCI, 203.) →これは、この人々が互いに対する愛情を育て、神に対する敬虔を証言し、燃え上らせるのに大きな効果がある。(LEP, 5, 39, 1.) しかも、これは1200年以上

の歴史があり、一番よしとされる教会会議や法が繰り返し承認してきて、神の教会がそこから多くの実りを刈り取ってきたことである。(*LEP*, 5, 39, 2-5.)

- 11. マニフィカト Magnificat, ベネディクトゥス Benedictus, ヌンク・ディミッティス Nunc dimittis という,特定の場合に神に感謝した賛歌が毎日使われている。(TC3, 208.) →これらは数少ない福音の賛歌であるから,詩篇の中の或る賛歌と同じように,毎日繰り返してよい十分な理由がある。(LEP, 5, 40, 1, Cf, LEP, 5, 40, 2, 3.)
- 12. 嘆願 Letanie で「稲妻や雷鳴から救い給えと真冬に祈り、嵐から救い給えと快晴、大 凪の時に祈る」のは、聖書や原始教会の例にもなく、正当な理由がない。(TCI, 137.)(LEP, 5, 41, 1.) →これには長い歴史があり、その間に改善が加えられただけではなくて、どんな 危険や災難がいつわれわれに降りかかるかは、神だけが知っておられる、われわれには知ることができないことである。(LEP, 5, 41, 4.)
- 13. アタナシウス信条とグロリア・パトリ Gloria patri は、アリウス主義がなくなった今、不要である。(TCI, 137.) (LEP, 5, 42, 2.) $\rightarrow ①$ アタナシウス信条。「アリウスは……以前からの信条〔使徒信条〕に含まれていたけれども明言されていなかった、主イエス・キリストは神であること、子と父は等しく対等、等しく永遠であることを否定する異端をついに公言した。」これに強く反対したアタナシウスを、アリウス派の人々はさまざまな仕方で繰り返し攻撃し、多くの妥協者が出る中で、正統派の信仰を堅持したアタナシウスが340年頃に書いたアタナシウス信条、及び、同じくアリウス派の台頭に直面して正統の信仰告白を定めたニケア信条〔325〕を基にコンスタンティノポリス総会議(381)で定められた信条を、われわれは使徒信条と共に、「正統の信仰告白」として使っている。(LEP, 5, 42, 2-6, Cf, LEP, 5, 42, 12.)
- ②グロリア・パトリは、万物に抜きん出た、全能、永遠、三位一体の神の栄光をわれわれが認める賛歌であり、同じく神の栄光を主題とした詩篇の最後に置くのにふさわしい。 (LEP, 5, 42, 7. Cf. LEP, 5, 42, 8.)

アリウス主義がなくなった今でも、前者は「キリスト教信仰の一番主要な幾つかの箇条の極めてすぐれた説明」、後者は「神の賛美」であって、「アリウス主義の生死に関わりなく、キリスト教会で聞かれる価値があるもの」である。(*LEP*, 5, 42, 12.) それだけではなくて、異端の種子は今でもあり、「極端な改革の道筋を辿って……教皇派教会の根底、基礎である、キリストは神ということに関わる〔アタナシウス信条にある〕教えを壊滅させ」ようとする人々が最近もいた。(*LEP*, 5, 42, 13.)

14. われわれが祈願するさまざまなものが神から与えられた時の感謝の祈りが共通祈祷書

にはない。(TCI, 138. TC3, 208. 209.) (LEP, 5, 43, 1.) → 「われわれの毎日の祈りの最大の部分は,使徒の明確な定め(x_{7} x_{7} y_{7} y_{7}

- 15. おかしな内容の祈りがあると言う。(*LEP*, 5, 44, 1.)
- ①「〔キリストよ〕あなたは、死の棘に打ち勝たれた時、信ずる者すべてに天国を開かれました。」〔Te Deum Laudamus〕——しかし、これでは、キリストが来られる前に死んだ信徒は、その時まで天国の喜びに与っていなかったことになる。→キリストなしでは人間は救われないし、キリストを信ずる者はすべて救われる。キリストが天に昇られた時、キリストを信ずるすべての人々は天国に入れられたと言われている。しかし、それ以前に死んだ正しい人々の霊が既に天国に入れられていたかどうかについては、何も言われていない。彼等の解釈は彼等の推測にすぎない。(LEP, 5, 45, 1, 2)
- ②「突然の死から救い給え」[Litany] 神に従う人々は、常に死の準備をしている。 →魂が過去を顧みて十全に悔い改め、周囲の人々になすべきことをなした上で、忍耐を尽 し、有徳の生活をへて死を迎えるためには、死は突然でない方がよい。(*LEP*, 5, 46, 1. 2. 3. Cf. *LEP*, 5, 44, 1.)
- ③「わたしたちはこれらのものを願うだけの功績がありませんから願いません。神は御子の功績の故にそれらを与えられますように。」——「教皇派特有の奴隷の恐怖の響きを伴ない,神の子がキリストを通して天の父に対して抱く信頼と敬虔な親しさの香りを欠いている。」(TCI, 136. TC3, 203.)(LEP, 5, 47, 1.) →この祈りは,人間の真実を認めて,それにもかかわらず,キリストの功績,神の恵みに対する信頼を告白している。そこに,教皇派の奴隷の恐怖の響きはない。(LEP, 5, 47, 2, 3, 4.)
- ④「すべての苦難からいつも救い給え」——「聖書には、われわれはすべての苦難からいつも救われるという約束はないから、この祈りは信仰の祈り、即ち、手に入れることができるとわれわれが確信できることの祈りではない、考え直された方がよかったと思われる。」(TCI, 136.)(LEP, 5, 48, 1.) \rightarrow 「われわれの主、救い主の祈りは、主の功績の故に受け入れられた。われわれの祈りは、キリストに対する信仰と結びついているという条件が満たされている場合にだけ、神に受け入れられる。正しい者の祈りは常に受け入れられ

る。しかし、その祈り求めるものが常に与えられるのではない。何故ならば……神に対す る信仰と〔祈り求めるものを〕手に入れることができるという確信とは同じ一つのこと〔で はない〕……からである。……神を信ずる人々は、正しく願い求めるものを、それが神の 栄光とその人々自身の永遠の善とに一致するかぎりで「即ち 神の意にかなうかぎりで」 与えられることに疑いはない……。……〔それが与えられない場合〕神はその祈りを受け 入れ、別の仕方でそれに報いられる。従って、罪人たちはその祈願に成功しているように 思われる時、本当は拒まれている。何故なら、その願いが実現するのはその罪人のため、 その人々の善のためではないからである。それとは反対に、神を信ずる人々の場合、その 人々の祈願が実現しないのはしばしばその人々の善のためであるから、その人々は拒まれ ているとしか思われない時でも、成功する(コリント後書12:7.8.9.)。」(*LEP.*5.48,3.) 「祈りには、二つの役立ちがある。一つには、祈りは、われわれが願う時与えると神が約束 されたものを手に入れる手段として役立つ。もう一つには、法に適うわれわれの欲求を言 い表わす手段として役立つ。この場合、欲求されているものが得られるかどうかは、事の 成行きを見るまでは、われわれにはわからない。| (LEP. 5. 48. 4.) キリストの祈りも、第 一の場合(e.g. ヨハネ伝17:1.2.) と第二の場合(e.g. マタイ伝26:39.) とがある。(LEP. 5, 48, 5.)

神は、神の法を守る人々に対し、あなたたちを祝福し、繁栄させると一般的な約束をされている(申命記 7:12–15.30:8.9.)。(LEP, 5, 48, 6.) しかし、この人々は、特定の災いが降りかかりませんようにと祈ったキリストの祈り(マタイ伝26:39.) を基に、「祈りは、神の意にかなうことが何かは成行きによる以外にわれわれが知ることのない、あれこれの特定の苦難からの救いに対してだけなされるべきである。」(TC3, 201.) という第二の規則を立てる。→これは、「確信のないことに対する祈り」であるから、彼等の最初の言い分〔LEP, 5, 48, 1.〕と矛盾している。(LEP, 5, 48, 7.)

そこでこの人々は、第三の規則「神はこの〔「すべての苦難から救い給え」という〕願いに対する〔認められないという〕意志を既に啓示されているから、そのように祈ることは、無駄に費やされる骨折りにすぎない〕(TC3, 201.)を立てる。(LEP, 5, 48, 8.) \rightarrow 「キリストには、二つの本性、神の本性と人間の本性があるが故に、二つの意志がある……。…… 救い主にある人間の意志の働きはすべて神の意志に従っていたし、神の法に従うように作られていた(詩篇40:8.)。ところで人間の意志と同じく、キリストの意志には二つの別々の種類の働きがある。一つは自然あるいは必然の働き、それ自体として善であるものを単純に欲求し、害を加えるものすべてを同じく一般的に避ける。もう一つは熟慮の働き、即

ち, 単純に欲求する目的のためによいと知性が判断するが故に, そのものをよいとして受け入れる場合。」(*LEP*, 5, 48, 9.)

「神には、キリストに死を受けさせるという定まった意志がある。キリストにある人間の意志には、二つの現実の欲求、死を避ける欲求と、〔この世を救う手段として〕死を受け入れる欲求がある。……この二つの欲求に両立できない対立はありえない。〕(LEP, 5, 48, 10.)「従って、キリストは〔上述の、受難の前の祈りにおいて〕自分が何を受けることになるかを知っていなかった、あるいは、知っていたけれども忘れていた(TC3, 201.)ということは誤りであると私は考える。この誤りの根は、祈りについてのあまりにも限定しすぎる考え〔LEP, 5, 48, 1. 7.〕にあった。……人間の〔自然な〕祈りに反する神の決定は、しばしばこのような〔人間の自然の〕欲求の目的とは相容れない。しかし、心の状態それ自体と相容れないものではない。心の状態はわれわれの中に自然にあるからである。そのような場合、われわれの祈りは、われわれが欲求するものを手に入れる手段として役立つことはありえない。しかし、それにもかかわらず、それは神の手による以外にわれわれは何物をも欲求しないということを証言しているが故に、神に一番喜ばれる捧げ物である。〕(LEP, 5, 48, 11.)

「コリント教会のための聖パウロの祈り(コリント後書13:7.)は、この教会の人々がどんな悪をも行なわないように、ということであった。しかし、パウロは、生きている人間で罪を犯さない者はいないということ、われわれはこの世で常に、わたしたちの罪を赦して下さいと祈らなければならないということを知っていた。……われわれは〔心の中で〕罪のすべての集合から免れる……ことはありえないけれども、しかし、行為においては少なくとも大きな重大な現実の罪の行ないは、一つ一つ現われて来る時に、あらゆる手段を使って避けることはできるし、避けるべきである。だから、この意味ですべての罪から守られているということは不可能なことではない。〕(LEP, 5, 48, 12.)「従って、〔人間としてのキリストの受難の前の祈りと同じく〕すべての苦難から救い給えと祈ることを教えるのは、人間に恐怖を引き起こす自然である。〕(LEP, 5, 48, 13. Cf. LEP, 5, 49, 1.)

⑤「すべての人間に慈悲が与えられますようにと祈る」のは、「キリスト者の慈愛がこの世すべての善を切望する感情……使徒自らがキリスト教会に称賛に値する務めとして課している義務(テモテ前書 2:3.)、神の目に喜ばれる捧げ物、すべての人間が救われることを欲求されている神の心にかなう働き」である。これに対して、「すべての人間の救いと多くの人間の永遠の破滅あるいは死とは互いに矛盾することである、両者が共に起こることはありえない」と言われる。 $(LEP, 5, 49, 1.) \rightarrow$ しかし、誰が救われ、誰が地獄に落され

るかは、人間にはわからない。悔い改めて赦される可能性は誰にでもある。「従って、すべてを望む慈愛(コリント前書13:7.)はまた、すべての人間のために祈る。」(LEP, 5, 49, 2.)

[7] サクラメント Sacraments

1. サクラメント ― 永遠の生命へと導く神の手段

上述の、永遠の生命へと導く神の真理の教えと祈りは、これから述べる事柄(最も主要なものは教会のサクラメント)の本源の原理である。「教会はわれわれの新生の母(ガラテヤ書4:26. イザヤ書54:3.)である。われわれはすべてその腹の中で生まれ、その胸から養いを受ける。……教会はその目的のために、御言葉だけでなく、サクラメントをも使う。この二つは共に、生命を生む力を持っている。」(LEP,5,50,1.)「サクラメントには二つのものが含まれている。目に見える儀式自体の実体 substance とそれの他により隠されているもの、この後者との関わりにおいてわれわれはその儀式をサクラメントと考える。何故ならば、われわれはみな、それを受ける時にわれわれが神に対して行なう礼拝以上に、われわれがそれによって神から受ける神聖で目に見えない賜物の尊さを考えて、この聖なるサクラメントを賛美し、あがめるからである。」(LEP,5,50,2.)「サクラメントは、目に見えない〔超自然の〕恵みの目に見えるしである……。……サクラメントはこの世においてだけ用いられる、しかし……救いをもたらす恵みを伴なっている。サクラメントは永遠の生命へと導く神の力強い道具である。」(LEP,5,50,3.)

2. キリスト

「神の本性 nature それ自体が、子という唯一つの位格 person において受肉し、肉を身につけられたことに疑いはない……。それ故に、受肉はどの位格にも与えられるのではなくて、唯一つの位格にだけ与えられる、しかし、それは三つの位格すべてに共通してある本性に対して否定されることはありえない。」(LEP, 5, 51, 2.)「神の本性は人間の本性を身につけ、そのことによって神はキリスト〔神とわれわれとの仲立ち〕において御自分をこの世と和解させる(コリント後書 5:19.)ことができる……。」(LEP, 5, 51, 3.)

しかし、「一つのキリストにおいて神と人間とがどのようにして結び合わされるのか」について「完全な考えや表現に至ることは、人間の能力にはない。」そのために、キリストは神ではないとするアリウス Arius、聖霊は神ではないとするマケドニオス Macedonius、キリストの人間性を否定するアポリナリオス Apollinarius など多くの異端が現われて、教会を悩ませたけれども、コンスタンティノポリス教会会議(381)において決着がつけられて、その信仰告白はわれわれの教会の祈祷書の中に今もある。(*LEP*, 5, 52, 1.) その後も、

キリストは神と人との二つの本性を持つ、しかし、神の一つの位格であるという教会の考えを誤解して、キリストには神の子と人の子という二つの位格があると考えるネストリオス Nestorius、キリストには一つの本性だけがあると考えるエウテュケス Eutyches の異端が現われた。(*LEP*, 5, 52, 2, 3, 4, Cf, *LEP*, 5, 54, 10.)

「キリストの位格は永遠に同じ一つであるけれども、からだの実体だけについて言えば墓の中に閉じ込められ、魂だけについて言えばそこから離れ、しかし、位格の結合によってキリストの神性は両者と離れることなく結びついている。」(*LEP*, 5, 52, 4)

「キリストの位格における〔二つの〕本性の結合の結果は、どちらかの実体に属する本性の廃止ではなく、それの一つの実体からもう一つの実体への移転、移住ではなく、最後に同じ本性の働きや属性を現実に両方の実体に共通のものとさせる相互浸出ではなくて、神の本性はキリストにおいて人間本性にコミュニケートされない〔分け与えられない〕ままで残り、人間本性を神の本性が取り込むことはありえない。」(*LEP*, 5, 53, 1.)「二つの本性の協同はしばしばあり、関係は常にあるけれども、一方の属性がもう一方の中に浸出する相互参与は絶対にない。」(*LEP*, 5, 53, 3.)

「キリストには、永遠の誕生」「神との」結合、霊の注ぎという三つの賜物が与えられて いる。」(LEP, 5, 54, 1.)「[1] 永遠の誕生という賜物によって、キリストは父から、父 ……と数の点で同じ一つの実体を受けた。| (LEP. 5. 54. 2.) 「[2] 神性と人間本性との結 合について言えば、それは恵みによる。……父は、人間としての子を愛するが故に、神性 を人間本性と結合させて〔「言は肉となって」〕, すべてのものを子の手に与えられた(ヨハ ネ伝3.)。子の中にすべてのものが満ち足りてあることを父は喜ばれた(エフェソ書1.)。」 (LEP. 5. 54. 3.)「神と人間とのこのすばらしい結合によって、より高いものの本性には何 の変化も作り出すことはできない。……〔しかし〕より弱い者には〔その者が受け入れる ことができる(LEP, 5, 54, 6.)] 完全を付け加える……。……神の子〔の位格〕がこれに よって自分のものとして手に入れた唯一のものは、他の者の善のために損失、損害を受け ることができるようになるということであった。」(LEP, 5, 54, 4.)「[この結合によって] われわれは神から多くのものを得た。何故ならば、神の本性は人間の本性にコミュニケー トできないけれども、超自然の賜物、恵みとそれの効果はコミュニケートできるからであ る。| (LEP, 5, 54, 5,) 「[3] 霊の注ぎという賜物に関しては……(神の本質的属性だけを 除いて)キリストは人間本性にすべてのものを分け与えられた。人間本性を、それが何ら かの仕方で受け入れることができる完全のすべてで満たされた(ルカ伝 2:47.52.)。|(LEP. 5.54.6.)「神はキリストにおいてわれわれの本性のより高貴な部分〔魂〕に言葉では言い

表わすことができない栄光を与えられたのと同じように、それのより卑しい部分、人間のからだの実体そのものにも同じ栄光を与えられた。」(LEP, 5, 54, 8)

「キリストの受肉と受難〔による癒し〕は、キリストに与ることがない人間には働くことはありえない、また、キリストがいたるところにおられなければ、われわれがキリストに与ることはありえない」。(LEP, 5, 55, 1.)「キリストはまことの神であるが故に〔無限であり〕本質からしてすべてのものと共に存在している、しかし、人間としては〔有限のからだを持っているから(LEP, 5, 55, 6.)〕すべてのものと共に存在はしていない。」(LEP, 5, 55, 4. Cf. LEP, 5, 55, 5. 6. 7.)「しかし、キリストの人間としての実体は、キリストの神としての本質 essence によってすべてのものと共に存在している位格である言葉 worde と分離できない仕方で結合しているが故に……何らかの仕方で〔神であるキリストの〕普遍的存在に与っている。」(LEP, 5, 55, 7, Cf. LEP, 5, 55, 8, 9.)

キリストと教会との結合について。「根源の原因はすべて、それから生ずるものの中に自分自身を分け与える、また、他のものから存在を受けるものは、何らかの仕方で、それに存在を与えるものの中にいる。」(LEP, 5, 56, 1.) 父、子、聖霊は、「唯一つの神、一つの分けることができない本質、実体である」から、「父は子の内に、子は父の内に、両者は共に聖霊の内に、聖霊は両者の内にいる。」(LEP, 5, 56, 2.) その上、父は御自分の独り子を愛され、受肉による人間としてのキリストを同じく愛されている。(LEP, 5, 56, 3. 4.) 他方で、「神から生ずる〔キリスト〕以外のものはすべて自分の中に神を持ち、神は神御自身の中に同じようにそれらのものを持っている。」(LEP, 5, 56, 5.) 「〔しかし〕われわれは本性においてアダムの子である。……〔その上で〕霊において神の子〔第二のアダム〕の子孫であり、神の子から生まれ出た人々を、神は神の子において永遠に、それ以外のすべての人々以上に、愛され、選ばれていたにちがいない。この人々は、自分たちの救い主としての神の内にいたのであって、自分たちの創造主としての神の内にだけいたのではない。」(LEP, 5, 56, 6.)

「しかし、われわれが神の内に現実に居るのは、神のまことの教会というからだの中に、神の子らの共同体の中に〔この世において〕現実に選び取られた時からだけである。……われわれがキリストの内にいるのは、キリストがわれわれをまさに御自分の一部であると知り、そういうものとして愛されるからである(ヨハネ伝15:9. ヨハネ第一書5:12. ヨハネ伝15:5. 6.)。……自然によってわれわれは最初の両親の内にいるように、恵みによってわれわれは誰もがキリストの内に、キリストの教会の内にいる。……神は、神の教会を人の子の肉そのもの、傷つけられ血が流れ出ている脇腹そのものから作られる。この世の人々

の生命のために十字架につけられたキリストのからだ、そのために流されたキリストの血は、天国に生きる存在の真の要素 elementes である。この要素によって、われわれはわれわれを生じさせた御方と同じもの、その似姿となる(コリント前書15:48.)。……われわれは、本当にキリストに与る者であり、現実にキリストの霊を持っているのでなければ、永遠の生命についてわれわれが語ることはすべて夢であるにちがいない。」(LEP, 5, 56, 7.)「〔罪のない〕キリストの自由意志による自分以外の人々のための死は、神を説き伏せて、罪を贖う捧げ物としての力を持つことになった。キリストの血は、使徒が証言しているように、永遠の霊によって御自身を傷のないものとして神に捧げられた(ヘブライ書9:14.)が故に、罪を取り除く。キリストにおいてわれわれの本性を〔このように〕聖化したもの、罪を取り除くことができる捧げ物としたものは、それに生命を与えているもの、それを死の後墓からよみがえらせ、栄光へと高めたのと同じものである。従って、キリストは生命を与える霊としてわれわれの内にいるから、キリストとの第一等の交わり communion は、キリストの霊に与ること〔人間とキリストとの間の一番高い、一番真なる交わり(キュプリアヌス Cyprianus)〕であるにちがいない。」(LEP, 5, 56, 8.)

「新しい生命に向かうこの世での聖化も、未来におけるわれわれのからだの復活も、キリストのからだと血の恵み、効能、功績、力に与ることを前提としている。最初に置かれているこの基礎がなければ、キリストの霊のそれ以外の働きが続いて起こる所はない。…… [われわれの内で働くキリストの霊からこそ]多くの聖なる効果が現実に起こり、それは種類と程度においてさまざまであるけれども、すべては永遠の幸福へと向かっている。」(LEP、5、56、10.)「こうしてわれわれがキリストに与るのは、一つには転嫁 imputation による。これによって、キリストがわれわれのために行ない、苦しまれたことは、われわれに転嫁されて〔われわれの〕正しさとされる。また一つには、常の、現実の注ぎによる。これによって、恵みが……心の中に与えられる。そのようにしてキリストからこの世でわれわれの心に注がれる第一のものは、キリストの霊である(ロマ書8:9. ガラテヤ書4:6.)。」(LEP、5、56、11.)

3. サクラメント

「サクラメントの第一の力は……それは神が定められた儀式であるということにある。神はそれを聖別して、神の教会で行なわれるように定められた。それは、第一に、神が、生命あるいは救いを与えるキリストの恵みを、それを受けることができるすべての者に分け与える時を知らせる〔目に見える〕しるしであり、第二に、神が恵みを分け与える人々に要求される条件である〔恵みを得る〕手段〔使徒信条に対する信仰と、それに基づく、神

に対する謙虚と柔和な従順との証言(LEP. 5. 60. 7. 5. 63. 1.)]である。| (LEP. 5. 57. 3.) 「従って、恵みはサクラメントの結果として与えられるもの、それの目的としてそれに伴 なうものであり、その恩恵はサクラメントの創造主である神御自身から受けるのであって、 サクラメントの中にあるそれ以外の自然あるいは超自然の特質から受けるのではない。こ のことから、サクラメントは必要であるということが、また、超自然の生命に対しそれが 必要であるあり方 [について言えば]. それはそれ自身の中に生命の力を含んではいないか ら、それは物ではなくて精神における救いの手段、〔即ち〕仕え礼拝する義務であり、恵み の創造主が要求する通りにわれわれがそれを行なうのでなければ、それは〔われわれの〕 益にはならないということが理解される。何故ならば、神の恵みのサクラメントを受ける すべての者が神の恵みを受けるのではないからである。また、サクラメントによる以外に サクラメントの恵みを誰かに与えるということは、普通は神の意志ではない。」(LEP, 5, 57. 4. Cf. LEP. 5. 60. 2. 3. 5. 6. 7. 5. 68. 12.) 「われわれは洗礼や聖餐を、今ここにない物 の類似あるいは記念のものにすぎないと、あるいは、既に受けた恵みを確信させるしるし あるいは証拠だけのものであるとは考えない。(真実そうであるように)神が、われわれが サクラメントを受ける時に、われわれの手に永遠の生命に至ることができる恵みを引き渡 される有効な手段である、同時に、サクラメントはその恵みを表わし、示していると考え る……。| (LEP. 5. 57. 5. Cf. LEP. 5. 60. 2.) サクラメントに共通する以上のものに加え て、それぞれのサクラメントに独自のものがある。「洗礼が自分に権利として要求するもの は、恵みの始まりだけである。その完全な成就は、その後に続く神秘に依っている。…… [一方] 聖餐においては、われわれはしばしば、繰り返しわれわれを前に進めてわれわれの 人生を全うしてくれる者としてキリスト・イエスを受ける。」(*LEP*, 5, 57, 6.)

「サクラメントの実体を構成しているものは三つ、即ち、〔1〕〔内的実体である〕それによって差し出される恵み、及び、〔2〕〔外的実体である〕恵みを表わし、示す要素と〔3〕この要素によって何がなされているのかを表わす〔主の〕御言葉であると、繰り返し言われている。」(LEP, 5, 58, 2.)「サクラメントは、信仰の、神との神秘な交わりに関わる行ないであって、それが真剣な心から生ずるのでなければ、それの本性を持つことはない。しかし、各人の、他人には見えない心が何であるかをわれわれは知ることができないし、また、それを調べなければならないという義務はわれわれにはない。従って、この場合には常に、教会全体の知られている意図で十分である。反対のことが明白でない場合、われわれは、外側の行為において教会の務めをしている人間は、心の中で神の教会の目標を抱いていると考えてよい。」(LEP, 5, 58, 3.)「それ以外のすべての秩序、儀式、祈り、日課、

説教、行ない及びそれらに関わる外的事柄について言えば、それらは何であれ、洗礼の外的実体に附随するものにすぎず、キリスト教会の知恵は、それらを主要なものの必要に従い整えるということである。……〔従って〕緊急必要な場合に、洗礼なしでこの世を去らせるよりは、そのような〔附随〕物なしで洗礼を与えることは許される……。」(LEP, 5, 58, 4. Cf. LEP, 5, 61, 5.)

4. 洗礼 Baptisme

私的洗礼を緊急必要な場合に限り寛容するという教会の考えは聖書解釈の誤りによると この人々は言う。

- [1] ヨハネ伝 3:5. 「だれでも水と霊とによって生まれなければ〔神の国に入ることはできない〕」の水は隠喩であり、神の霊の意味。従って、外的実体は、神の国に入るのに必要ではない。(TCI, 143.)(LEP, 5, 59, 1.) →しかし、これは、古代のすべての人々と同じく、文字通りに、水と霊との両方が必要である、「水はわれわれの側に要求されている義務〔外的洗礼〕、霊は神が与える賜物」と解釈すべき。(LEP, 5, 59, 3, 4, Cf, LEP, 6, 6, 10.)
- [2] 「第二に…… 〔この聖句〕は、適切に、秩序に従い洗礼を受けることができる人々についてのことである 〔それ以外の人々にはこのことは当てはまらない〕と理解すべきである。」 (TCI, 143.) → ヨハネ伝 3:3. では、「人は、新しく生まれなければ、神の国を見ることはできない。」と、続いて同 3:5. では、新しく生まれるためにはキリストの霊が必要であると、更に、心の内の原因であるキリストの霊と外側の手段である水が必要である(エフェソ書 5:26. テトス書 3:5. 使徒行伝 2:38.) と言われている。(LEP, 5,60,1.)

外的洗礼は恵みを生み出す自然あるいは超自然の力を持ってはいないから、「誰も洗礼以前に恵みを受けることはできない」とは言えない。しかし、〔前述(LEP, 5, 57, 5.)の通り〕サクラメントは恵みを受けるしるしであるとともに、その手段である。「神が教会の中に洗礼を制定された目的は、それを受ける人々がそれによってキリストと合体し、そのことによってキリストの一番価値ある功績の御陰で、以前の罪のすべてを取り去る転嫁という救いの恵みとともに、未来の新しい生命へと向かう最初の性向を魂の力に与える聖霊という神の力の注ぎをも自分のものとするということである。」(LEP, 5, 60, 2.)「〔神の〕預定 Predestination は、外的召命という恵みがないならば、生命には至らない。この召命には、洗礼が含まれている。何故ならば……われわれは、新しく生まれることなしには、神の教会から見てキリスト者ではない、また、神の定めの明白な、通常の道筋に従えば、われわれをキリスト者と宣言し、かつ、キリスト者とする洗礼によることなしには、新しく生まれることはないからである。」(LEP, 5, 60, 3.)ヴァレンティヌス派 Valentinians の異

端の中のある人々の、救いの知識即ち信仰だけで、サクラメントなしで、救いは与えられるという考えは、誤りである(マルコ伝16:16.参照)。(*LEP*, 5, 60, 4.)

しかし.「自然の公正という規則」に従えば、TCらが考えているように.「殉教者だけ でなく それ以外の信者においても 必然によって受けられなかった洗礼は 洗礼の望み によって補われる」。(LEP, 5, 60, 5.)「洗礼を受けずに死んだ幼児においては……恵みは サクラメントに絶対的に結びつけられてはいない、その上、神の慈悲は深くて、完全に不 可能なことに人間を義務づけられることはない、命じられたことがわれわれにはできない 場合、その行為自体の代りに、われわれの中の行為への意志を受け容れられる。また、キ リスト者である両親や神の教会には洗礼のサクラメントをその幼児に与えたいという望み が推測される、いや、与えられるべきだという意志もあるから……慈悲深い神は、自分で は洗礼を望むことができない者に対して他者の心の中の望みを転嫁し、誰も助けることが できないことの故にその魂を投げ棄てるよりは、他者のその望みをその者の望みとして受 け入れられる〔と、多くの人々の反対の考えにもかかわらず、考えられる〕。……〔更に〕 親が信者である子どもは、まさにその生まれの故に聖なる者であると、われわれは神から はっきりと教えられている(コリント前書7:14)。……その神が、必然によって「即ち」 その者の過ちなしに(LEP. 5. 60. 7.)〕外的サクラメントを奪われているというだけの理 由で、生まれ変りと心の恵みを〔信者の子から〕奪われていると考えることはできない。| (LEP. 5, 60, 6.)

「主御自身が洗礼を必要なもの、即ち、洗礼によって受け取られる善であれ、そこで神に対して差し出される謙虚と柔和な従順との証言であれ、それを必要なものとされており、われわれは……測り知れない価値ある恵みを……神から、しかし、神が定められた手段である人間によって手に入れる……のであるから、主は人間の理解を越えている主の慈悲という密かな仕方で洗礼なしに救いを与えられるということはあると考えられるけれども、だからと言って、もしも教会が余計な几帳面によって配慮の乏しい妨害、障害を作り、それによって極めて重要な恵みが与えられないということがあれば、教会は人の血を流したという罪を免れることはない。そうなれば……われわれは自分の心の無慈悲の故に滅び、〔われわれが無慈悲に扱った人々〕は、言葉では言い表わすことができない神の慈悲によって生きるであろう。」(LEP, 5, 60, 7.)

幼児洗礼について,古代教会は厳しすぎたと言えるけれども,緊急必要な場合は時,所を問わず幼児洗礼を認めていた。(*LEP*, 5, 61, 1.) 否,教会はこれまで緊急必要な場合には、家庭における私的洗礼も、聖職者以外のどんな人間(女性を含む)による洗礼も認め

てきた。(LEP , 5, 61, 2. 3.) しかし、われわれに対する批判者は、「神の定めのすべてが守られていなければ、それはサクラメントではない。」「神が定められた指図は、サクラメントは集会において、聖職者によって行なわれるべきであるということである。」(TCI , 142. 144, 146.) と言う。(LEP , 5, 61, 4, Cf, LEP , 5, 62, 15, 16, 17, 22.)

女性による洗礼について、われわれに対する批判者たちは、「それはサクラメントではない……何故なら、女性は神の教会の聖職者ではないからである」(TCI, 144. TC3, 142.)と言う。(LEP, 5, 62, 1.) 使徒は、「女性が教えるのを許しません」(テモテ前書 2:12.)、「女性は教会では黙っていなさい」(コリント前書14:34.)と言っている。(LEP, 5, 62, 2.)しかし、これは、公けの場での通常の洗礼についてのことであって、「緊急必要な事情による、女性が行なう私的な洗礼」を完全無条件に禁止している法はない。(LEP, 5, 62, 3. Cf. LEP, 5, 62, 22.)

「最初に正しい洗礼を受けていない者は、当然に改めて洗礼を受けなければならない。何故なら、キリストの法は、すべての人間が洗礼を受けるよう義務づけているからである。」他方で、「洗礼の繰り返し」は、これまで常に「主は一人、信仰は一つ、洗礼は一つ」(エフェソ書4:5.)に反すると考えられてきた。(*LEP*, 5, 62, 4.)

しかし、ノウァティアヌス Novatianus は、「本当のイエス・キリストの教会以外の者は誰も本当の洗礼を授けることはできない、そして、自分と自分に従う者だけが本当の教会である」と、キュプリアヌス Cyprianus も、「神の教会は、異端者によって授けられる洗礼を……取り消すべきである」と考えた。(LEP, 5, 62, 5.)「ローマ司教は、これらの目新しい考えに反対して、彼にふさわしく、古代の、本当の、使徒の慣習を支持した。……但し、キリスト教信仰の最高の諸個条の不健全を理由に、洗礼の実体、形相〔LEP, 5, 58, 2. で述べた「要素と御言葉」(LEP, 5, 62, 12.)〕を変え、変えることによってその実体、形相を傷つけようとした異端だけは別とされた。」(LEP, 5, 62, 6.)「こうして、洗礼を授けた聖職者が異端であるが故に、従って、ましてやそれ以外の道徳的欠点があるが故に、洗礼は無効であるということはないことは明らかである。」(LEP, 5, 62, 7.)

再洗礼を主張するキュプリアヌスの考えは、ドナトゥス派に受け継がれ(LEP, 5, 62, 8. 9. 10.),後には再洗礼派によって「本当の洗礼は常に、受ける者に現実の信仰があることを前提としている」という考えを基に(LEP, 5, 62, 11.),更に今第四の人々によって「教会における聖職者としての権威がない者による洗礼は無効」(TCI, 144. TC3, 117. 127. 135. Cf. LEP, 5, 62, 1. 14.)という考えを基に、主張されている。しかし、「キリストの定めが教えているのと同じ要素で、同じ御言葉の文言とともに、真剣に施される洗礼は、〔教会が

聖職者としての権威を与えていない者が授けた場合でも〕……無効ではない」、「そのような洗礼を受けた者に再び洗礼を施すことは法に適っていない」という神の教会のこれまでの考えは、妥当である。(LEP, 5, 62, 12.) そうではないという「神の法」はない。(LEP, 5, 62, 13.)

「洗礼は、ある程度は道徳に、ある程度は教会に、ある程度は神との神秘な交わりに関わ る行ないである。人間が神に対して行なう義務としては道徳に関わる行ない、公けの義務 として神の教会に属している事柄としては教会に関わる行ない、最後に神がそれによって 成し遂げようとされている事柄に関わっては神との神秘な交わりに関わる行ないである。 道徳の点での洗礼の最高の完全は、神の法に対する人間の献身的な従順にある。神の法は、 外的行為即ちなされる事柄と. 加えて宗教感情を要求している。神は宗教感情を非常に尊 ばれるから、それがなければ、われわれのすることはすべて神の目には憎むべきものであ る。……人間の法は行為だけを、神の法はとりわけ心を要求する。従って……信仰心なし に行なわれる宗教の行ないは、道徳的に完全ではありえない。教会の行ないとしての洗礼 は……その務めがすべての点において小さくない尊敬を払われる行ないとして現われるよ う規定する幾つかの教会法が命じている行為様式へと向かう。神との神秘な交わりにおけ る完全な洗礼に外的に属していることのすべては、要素、御言葉、そしてこの二つをそれ を受ける者に対して真剣に施すことである。それに加えて、この行ないが持っている。キ リスト御自身がキリストの教会との間で厳粛に立てられた契約の力による生命と罪の赦し に対する密かな関わりを付け加えるならば……それ以外に必要なものは何もない。……神 は誓約によって、年長の者には信仰と洗礼を、幼児には洗礼のサクラメントだけを要求し、 その上幼児には聖なる教会の胸の中での誕生という特別の権利によって、洗礼に対する権 利を与えられている。従って、神との神秘な交わりにおける完全という点で完全な洗礼を 受けた幼児は、神御自身の誓約と約束の力によってあらゆる罪から浄められている。洗礼 において道徳や教会に関わるそれ以外のすべての法は洗礼を与える教会を縛るけれども、 教会から洗礼を受ける幼児を縛らないからである。| (LEP. 5. 62. 15. Cf. LEP. 5. 62. 19.) 「〔この世の〕裁き人が権威がないのに権威を使って行なうことは無効である……。…… [この世の] 裁きは、特定の人間の欲求や性向にどれだけ反することであっても、他人の善 のために……あるくびきを押しつけること〔だから〕である。| しかし、洗礼は「神の恩 恵」「恵み」であり、当人には「魂の利益」である。「それを引き渡す人々は……仲介者に すぎない。」(LEP, 5, 62, 16. Cf. LEP, 5, 62, 19.)「洗礼の聖職者の道徳や教会に関わる欠 陥は……公正と理性が教えているように、その聖職者本人とそれと知りながら彼と共に働 く人々とに関わるかぎり、神のサクラメントを無効にする」、しかし、「神の慈悲は〔その洗礼を受けた人々〕を保護して、あの恐ろしい申し開きの日にも、他人の背信の害を避ける力は自分にはなかったと自分のために申し立てるその人々の言い分に好意的に耳を傾けられる。 (LEP, 5, 62, 17, Cf, LEP, 5, 62, 19)

洗礼において、洗礼を受ける者に問われる問について。「〔永遠の〕生命に至るのは、神 から生まれる唯一人の御子を通して以外にはなく、また御子によって生命に至るのは、信 徒信条が述べている仕方による以外にはないから、使徒信条にある諸箇条は、洗礼によっ て教会がキリストの弟子の中に受け入れるすべての人間が同意する必要のある原理である ことになる。……われわれが自分の魂の基盤とするこの諸原理は、それの明白である証拠 をそれの創造主に持っている。……真実であるけれども、感覚によって見出すことができ ず、また、単なる自然の原理によっては決めることができないものは、それの基盤である 啓示された真実の諸原理と、われわれの中にあってそのような諸原理をつかみ取る信仰と いう性向とを持っていなければならない。……従って、キリストの家族に入れてもらおう とする者に求められる第一のものは、信仰である。この信仰は……神の知恵が啓示するす べてのものを受け容れることにある。……この信仰は、「神の愛に基づく」神からの賜物で あり、これ以上に大きな賜物をこの世の肉と血が受けることはありえない……。……従っ て、洗礼のサクラメントにおいて……信仰の告白は、神の国に入る鍵である。信仰の告白 がなければ、〔その〕不信仰の者は、洗礼において与えられる恵みから、更に、それ以外の 救いの恵みのすべてから排除される。| (LEP, 5, 63, 1.) 「信仰は心の知的な性向である…… けれども、しかし、闇に対する愛と頑強に結びついた道徳的悪の性癖は、天が照らす光そ のものを湿らせ、心の前に輝いているものを心に見させないということは、経験によって 知られている。人間は神を愛する者である以上に快を愛する者である。神の救いの真実に 対する人間の同意は、繰り返しその真実から引き離されている。……堕落した感情の奔流 が人間を全く反対の方向に押し流すからである。従って、心が信仰の光の中に留まるため には、闇の虚栄や業とは全く交わりを持たないという同じように不変の決意が意志の中に 留まっていなければならない。」(LEP. 5, 63, 2.)

「答えることができない幼児に問を問うこと」は、「神をあざけることであり、従って、聖書に反している」($Admon.\ to\ the\ parlia.$ & $TCI,\ 168.$)。 \rightarrow この人々は、再洗礼派とは違い、幼児洗礼そのものに反対ではない。彼等は、幼児洗礼については、「〔神が慈悲により〕われわれをそのように早くに神のものとすることによって、そうしなければ悪魔が利用するであろう多くの機会が妨げられているということを認め……幼児洗礼は、キリスト

がまさに御自分の家族に対する特別の愛と好意において定められた儀式であると考えている。」彼等は、そこで持ち出されている、幼児が答えることのできない問を幼児に問うことに反対なのである。(*LEP*, 5, 64, 1.)

しかし、キリスト教会は、公けの洗礼を問なしで行なったことはなかった。「幼児には今は現実の信仰の性向はない…… [しかし] 後に年とともに成長してくる信仰の性向は、洗礼のサクラメントによって最初の基礎が置かれた同じ建物を続けて建ててゆくことに他ならない。……その時われわれが信者であるのは、われわれはその時、時の経過によって完全になってゆくものの始まりであるからである。われわれが現実の信仰に至るまでは、信仰のサクラメントそのものが、それに逆らう地獄の力のすべてに対して、その後のサクラメントの信仰と同じように強い盾である。……要するに、教会全体は多数の信者の集まりである……告白の故の偽善者も、心の中の誠実な信仰故の聖人も、そして幼児も……第一の者は世間の目から見て信者であり、第二の者は神の目から見て信者である、最後の者は……両者になる真直な道が用意されている。」(LEP, 5, 64, 2.)

「幼児は神と契約、誓約できるという法は明白である(創世記17:14)。……その未熟な年齢を配慮して、必要であるけれども自分では行なうことが不可能な正式の契約締結を他の人々が行なうことで十分であるという許しが与えられている。」(LEP, 5, 64, 4.)両親が間違った信仰や悪行の故に破門されている場合(TCI, 172.),あるいは、父親が幼児を自分の子であると認知していない場合、洗礼を拒否する聖職者がいる。しかし、「神は人間に対する恵みとして洗礼を定められたということを考えるべきである。〔神の〕恵みを〔人間が〕制限することは憎むべきことである,それを広げることは、神と人間双方の意にかなうことである。」(LEP, 5, 64, 5.)「後見人が被護者あるいは被後見人の名において行なうことは、後者が知らないままで行なわれる場合でも、自然の公正によって後者の利益のために力を持っている。」(LEP, 5, 64, 6.)

洗礼において非常に古くからあった多くのものが取り除かれた中で、なお残っている十字架印について。「子どもの額に十字架をしるして、これから先その子どもがキリスト信仰の告白を恥じないしるしとすることは、教会の中に〔人間が作り出した〕新しい言葉を持ち込むことである。……〔これを使った〕教父たちは、キリストの十字架を軽蔑する異教徒とともに暮らしていた。われわれは、十字架を〔しかし、本物の十字架即ちキリストの苦難よりも、木の十字架を(LEP, 5, 65, 6.)〕あがめる〔教皇派の(LEP, 5, 65, 6.)〕人々とともに暮らしている。」〔TCI, 135, 136, 170, 171.〕(LEP, 5, 65, 1.)→これは「人間の儀式」であるけれども、「〔教会の〕伝統 traditions、即ち、キリスト教の初期に〔われわれの

義務を思い出すためのしるしとして(LEP, 5, 65, 4.)〕作られた儀式、キリストが教会に委ねられた、非本質的な事柄を定める権威によって制定され、その故に、同じ権威がそれを変える正しい、理にかなった根拠を見出すまでは守られることが必要な儀式」である。(LEP, 5, 65, 2.)洗礼における十字架印を「人間が作り出したもの」であるが故に認めないこの人々が、「人間が作り出した」「代父の慣習」を「益になる」として受け入れているのは、矛盾している。(LEP, 5, 65, 3.)

「人間が作り出した儀式が絶えず使われてはいない……キリスト教会はないし,ありえない」。それが「神御自身が認める」「よいことを意味している」ならば,「それを非難する理由はない」。(LEP, 5, 65, 5.)「十字架は,イエス・キリストに仕えることを喜び,この卑しむべき現世の人々の手によって非難や悪評を受けるとしてもそれを恥じてうなだれることのないようにという,〔異教徒とともに暮らしていた〕古代の人々にと同じく,われわれにも必要な戒めである。」(LEP, 5, 65, 6.) 額は,十字架印を受けるにふさわしい所である(エゼキエル書 9:4. 黙示録 7:3. 9:4.)。(LEP, 5, 65, 7. 8.)

「額における十字架ではなくて、心の中のキリスト信仰こそがわれわれを忍耐、忠誠、勇気で武装させる(とあなたがたは言うであろう)。それは極めて真実であるとわれわれは認める……しかし誰かが、そのような儀式は少なくとも義務を思い出させるものとして役に立つということを否定する、あるいは、自分はわれわれの義務が何かをその儀式によって思い出させてもらう必要はないと考えるならば、前者においては、この世の人々の社会的経験は少数の人間の信念より重い、後者においては、少数の人間の稀な完全さは普通の人間の愚かさに道を譲るというのが、まさに理にかなっている。」(*LEP*, 5, 65, 10. Cf. *LEP*, 5, 65, 15.)但し、この儀式を使い過ぎて不都合が生ずることのないようにするのがよい。(*LEP*, 5, 65, 11.)

「古代のキリスト者は、キリストの十字架を軽蔑する異教徒とともに暮らしていたけれども、われわれは十字架の印をあがめる人々とともに暮らしている」(cf. LEP, 5, 65, 1.)から、「われわれは十字架印の使用をすべてやめるべきである」という考えについて。その誤りは、〔1〕「教父たちは十字架〔印〕を異教徒のことを考えてだけ使っていた」(それだけではないということは、LEP, 6, 65, 6. 10. 参照)、〔2〕「全面的除去以外に十字架の迷信的誤用を改革する道はない」という考えにある。〔2〕を支持するために、この人々はよくヒゼキアがモーセの造った青銅の蛇(イスラエルの人々はこれに香を炷いていた)を打ち砕いた例(列王記下18:4.)を挙げる。(LEP, 5, 65, 12.)しかし、「蛇と十字架印とは、〔本性は悪でないものが(LEP, 5, 65, 19.〕〕迷信によって誤用されてきたという点では同じで

あるように思われるけれども、しかし、両者は同じ程度に誤用されてきたのではない〔青銅の蛇は、大多数の人々の心に直すことができないほどに定着した、堕落した悪い習性によって悪に変えられていた(LEP, 5, 65, 19.)〕し、また矯正の難しさが同じではない〔十字架印の誤用は、より容易に昔の正しい使い方に戻すことができる(LEP, 5, 65, 19. 20. 21.)〕という点で同じではない〕。(LEP, 5, 65, 14.)

十字架印崇拝を行なってきたローマ教会は、「十字架〔印〕は、外的感覚には目に見える形としてはそれだけが現われるけれども、自分達はそれだけだと理解するのではなくて、密かな思い、考えにおいて、それは主イエス・キリストのペルソナに関わっていると考える、従って、自分達が一緒になってこの両者に捧げる崇拝は、主としてキリストのペルソナに関わり、十字架はただキリストのペルソナのためのものにすぎない」と主張している。「そのような繊細、微妙な違いに……慣れていない平信徒は、ユダヤ人が青銅の蛇に香を炷いたのと同じように、十字架崇拝によって〔偶像崇拝に〕陥れられることは明らかである。」(LEP, 5, 65, 15.) しかし、「迷信がキリストとして〔偶像〕崇拝する十字架と、ただ〔自分の義務を〕思い出させるためのしるしとしての働きをするだけの十字架の儀式との間には……明らかな、大きな違いがある。」(LEP, 5, 65, 16. Cf. LEP, 5, 65, 14.)

5. 堅信 Confirmation

「古代教会の慣習は、洗礼を施した後、神の聖霊の恵みが洗礼において既に始められていたことを、同じ聖霊の光が堅くし完全なものにして下さるようにと願う効力ある祈りと按手とをそれに付け加えることであった。何故ならば、神が与えられる恵みを得るためのわれわれの手段は、われわれの祈りだからである。……祝福の祈りとともに、われわれの願いを、祈りによってわれわれが神に差し出す当の者に限ることを示す儀式として按手を使うやり方は、これまですべての時代にあった。」(*LEP*, 5, 66, 1.)

キリストと使徒たちは、この儀式によって多くの人々を「神の奇跡的な賜物と恵み」(マルコ伝16:17.)に与らせた。(LEP, 5, 66, 1. 2.)使徒以後そのような「奇跡的な賜物」は稀にしか与えられなかったけれども(LEP, 5, 66, 3.),古代教会は、「われわれがキリスト者とされた後に、われわれがあらゆる徳を行なうのを助け、誘惑と罪に抵抗するようにわれわれを武装させる聖霊の賜物あるいは恵み〔を与える〕」故に、「〔この〕堅信を、最初に人々の支持を得た時と同じ大きさの外的効力を常に伴なってはいなかったけれども、神の教会において常に有益な、使徒の儀式として持ち続けた」。(LEP, 5, 66, 4.)

「堅信と洗礼(一番普通には、この二つは相伴なっていた)が切り離された原因は、ある場合には、下位であって洗礼を与えることはできるけれども堅信を与えることはできない

聖職者にあった(使徒行伝8:12.15.)。」(LEP, 5, 66, 5.)「ある場合には、教会の召命の力によって両方を与えることはできるけれども、しかし、異端によって真の信者の共同体から切り離されている人間……によって洗礼と堅信を与えられた人の場合……一般的に受け入れられていた〔教会の〕慣習は、按手と祈りだけによって受け入れるということであった。」この慣習は、「異端者は洗礼によって罪の赦しを与えることができる、しかし、自分自身は神の霊を持っていないから、按手によって聖霊を与えることができる、しかし、自分自身は神の霊を持っていないから、按手によって聖霊を与えることはできない」という考えを基にしていると考える人々がいた。キュプリアヌスは、この考えはおかしいとして、異端者による洗礼と堅信は両方共無効であると論じた。ヒエロニュムスも、「罪の赦しは聖霊〔の力〕なしでは誰も受けることはないから、異端者による洗礼が罪の赦しに役に立つと認められるのであれば……教会が新たな按手によって回心者を受け入れるべき理由はない」と論じている。しかし、「聖霊の賜物が常に真の洗礼と結びついているのであれば、司教の堅信が、他の人間による洗礼の後で聖霊を得るのに必要であると考えている教会は、間違っている」という反論に対して、「聖霊は洗礼において与えられる。堅信はサクラメントの補足にすぎない。……〔司教による堅信〕は、〔教会における〕司教の霊的優越を示すしるし〔である〕」と答えている。(LEP, 5, 66, 6.)

「最後に……洗礼を受けた当の者が幼児である〔場合〕……キリスト者としての義務を果たす……ことのできる時はまだ来ていない……〔その間,この切り離しによって〕その生涯全体の道筋を導くよき基礎が早い時期に据えられ〔るよう〕……高位聖職者や教父たちは……父としての励ましと戒めを与えるにふさわしい機会を無視してこなかった。」(*LEP*, 5, 66, 7.)

6. 聖餐 Eucharist, the sacrament of the body and blood of Christ

「人の子の肉を食べ、その血を飲まなければ、あなたたちの内に命はない。」(ヨハネ伝 6:53.)「洗礼によって新しい生命の基礎を据え、その最初の始まりを手に入れた人々は、ここに生命の持続のための糧、食べ物を定められている。……信仰を通してわれわれは、サクラメントとして差し出されるからだと血の中に永遠の生命の味そのものを知覚する。サクラメントの恵みは、われわれが食べ飲む食べ物としてここにある。」(*LEP*, 5, 67, 1.)「ツヴィングリ Zwinglius やエコランパディウス Oecolampadius 〔聖餐形式論者

Sacramentaries (*LEP*, 5, 67, 8.)〕も〔論戦の後、今では〕、唯一重要な点、即ち、キリストと生命は、このサクラメントによって、キリストのからだと血の中に現実に加わってあるということに同意している。……今なお残されている論点は、キリストはどこにおられるのかということだけである。それどころか、この点においても、人間の魂がキリストの

存在を容れるところであるということは、どの考えの人も否定していない。……疑問がある点は、サクラメントが行なわれる時、キリストは完全な形では人間の中にだけおられる[聖餐形式論者]のか、あるいは、そのからだと血は聖別された要素 elementes 自体の中に外的にもおられるのかということであり、後者の考えを擁護する者は、キリストはサクラメントの要素と両体共在、合体すると考える[ルター派]か、あるいは、[パンとブドウ酒聖別の言葉によって]要素の実体はキリストの実体に実体変化、転化すると考えている〔教皇派〕。」(LEP, 5, 67, 2. Cf. LEP, 5, 67, 8-12.) しかし、このサクラメントによって与えられる「永遠の至福の源泉」を受けた人々は、それがどのようにして与えられるのかを問題とはしないであろう。ヨハネ伝20. における使徒を見よ。(LEP, 5, 67, 3. 4.)

「キリストの聖なるからだと血の現実存在は、サクラメントの中ではなくて、サクラメントのふさわしい受け手の中に見出されるべきものである。救い主の言葉(マルコ伝14:22.23.24.)の順序は、このことと一致している。……聖書の中で、キリストのからだと血が最初にサクラメントの中に含まれていなければ、あるいは、サクラメントがそれらに転化しなければ、われわれは〔聖餐の〕サクラメントによってキリストのからだと血に与ることはできないと言っている文はない。……〔そのことがどうであるかに関わりなく〕このサクラメントにおいてわれわれがキリストに〔真に、現実に(LEP、5、67、7.)〕与るのは、われわれに対してそれをキリストのからだと血とするキリストの全能の力の協力によっている……。」(LEP、5、67、6.)「われわれにおけるこのサクラメントの効果は、われわれの魂とからだの、罪から正しさへの、死と腐敗から不死と生命への現実の変化である。」(LEP、5、67、7.)こうして、「洗礼と主の晩餐は必要である。前者はキリストにおけるわれわれの生命を始めるために、後者はそれを完成させるために。」(LEP、5、67、13.)

聖餐を執り行なう時の形式において、イングランド教会の過ちとされているものについて。

- [1] 陪餐者全員に一度だけ「取り、食べ、飲みなさい」と言うのではなくて、個々の人間 それぞれにそう言うのは、教皇派のやり方であり、救い主のされたことではない。(TCI, 166.) →救い主が最後の晩餐でどう言われたか、正確なことはわかっていない。しかし、た とえそれがこの人々の言う通りであったとしても、キリストの言葉に文字通りに従うので はなくて、神の導きに従い、救い主が目指された目的にふさわしい仕方で行なうことに問題はない。(LEP, 5, 68, 2.)
- [2] ひざまずくことには迷信がある。坐る方が晩餐にふさわしく、救い主や使徒はひざまずいてはいなかった。(TCI, 165.) \rightarrow 「神の手から測り知れない恵みを受け取る者」とし

ては、「誠実に謙遜する心の、目に見える形での証言」がふさわしい。(LEP. 5, 68, 3.)

- [3] 福音の神秘についての陪餐者全員の知識を、聖餐の準備(歴代誌下35:6.)として確かめていない。 $(TCI, 164.) \rightarrow \lceil \text{個々の人間が自分について} \ [これ]$ を確かめることは、明確な命令によって間違いなく各人の義務である。」しかし、自分以外の人間については、そうは言えない。歴代誌下の個所も、そのことを示している。しかし、有益な用途のために必要がある場合に、われわれは自分以外の人間について確かめることを否定はしない。 (LEP, 5, 68, 4.)
- [4]「札付の罪人とはつきあうな」という使徒の言葉(コリント前書5:11.)にもかかわら ず、「この教会の者ではない教皇派の人々が、以前の生活によって引き起こされた、教皇派 教会の者であるという疑いを、敬虔で福音にかなう行ないによって晴らす前に」われわれ の聖餐に受け入れられている。(TCI, 167.) この人々の考えでは、「教皇派の人々」は、「教 皇派の考え」の故に「札付の罪人」である、「今ではそれとは反対のことを言葉によって告 白し、事実によって示そうとしていても」、「福音にかなう行ないによって教皇派教会の者 であるという疑いをすべて取り除くまでは | 「教皇派の人々は教会の者ではない |。(LEP. 5. 68. 5.) →「この世界の最初の創設以来、この世界には三つの宗教だけがあった。腐敗、 堕落した自然の盲目の中に生きた異教 Paganisme (異教徒 Infidels). 異教の不敬虔を改革 し、神が最後の日々に万物の主として遣わし、高くされる方を通して救いを待ち望むよう 教える法を抱くユダヤ教、最後に、イエス・キリストの福音に従い、キリストを神が約束 された救い主と認めるキリスト教。教会は、真の宗教の信仰告白者に人為によって与えら れてきた名である……。宗教は、一部は思考、一部は行ないの事柄であるから、われわれ は、そうした「宗教社会に独自の〕事柄の本質を適切に説明する違いによって……宗教社 会である教会を定義しなければならない。……それ故に、われわれの宗教をそれ以外の宗 教と区別する唯一のものはイエス・キリストである、教会だけがイエス・キリストを信じ、 教会だけがイエス・キリストを礼拝するから、使徒たちはいたるところでこれによって教 会を異教徒やユダヤ人から区別して、主イエス・キリストの名を呼び祈る人々をキリスト の教会であると考えている。……これに、ある偶然の、変りうる付随的なものを、適切に 言えば,行ないや人間の考えにおいて神の教会の存在に属するものではなくて,神の教会 のより幸せな、よりよい存在に役立つ〔とその人々が考えている〕だけのものを付け加え る……のは、これまでに持ち出されてきた教皇派の定義すべての誤りである。……神の教 会は,実際には神の民でないけれども,しかし,心の中の考えを知ることのないわれわれ は神の民と考えざるをえない人々や、その明らかな邪悪がまさに全世界の人々の目に、神

はこの人々を忌嫌われているということを証明している人々をも含んでいるということがありうる(マタイ伝13:24,47.)。」(*LEP*, 5, 68, 6, Cf, *LEP*, 5, 68, 7, 8, 8, 1, 2, 4.)

この人々の見落しは次の点にある。 1. 「このサクラメントを受けられなくさせる力に関して、罪悪と誤りを区別せずに同等としている」、 2. 「ローマ教会の過ちに対する憤り」の故に、この教会の中に「キリストの目に見える教会の一環と考えられるべきもの」を見ていない、 3. 「教会に対し、神の法や人間の理性が要求する以上に、人間の心の奥底に入りこみ、その良心を深く穿鑿するという重荷を押しつけている」、 4. 「より長い間確かめるという口実の下で、受けることはできないという声をわれわれが聞くにもかかわらず、神の法によれば受けることができる、更にキリストの福音……の慈悲深い手本や教えに従えば……大切にされるべき人々を天の恵みの神秘から追い出している」。(LEP, 5, 68, 9.) [5] 少数の者だけが聖餐に与っている、しかし、このサクラメントは兄弟の結びつきのしるしであるから、多くの人々が聖餐に与るべきである。(TC1, 147.) →われわれもまた多くの人々が聖餐に来るのが望ましいと思い、そのための努力をしている。しかし、認められている健康や仕事上の理由以外にも、来られない正当な理由はあるであろう。その上、そこに誰かの過ちがあるとしても、来た少数の人々が聖餐に与ってはならないという言葉は、聖書にはない。(LEP, 5, 68, 10.)

[6] 「このサクラメントを病人に私的に与えている」。病人に対する私的サクラメントは、昔から二つの場合に必要とされてきた。 1. 「聖餐を受けることなく死ぬ者は救われない」と誤って考えられていたために、聖餐を受けていない者が危篤になった場合。 2. 迫害の時に転び、後に悔い改めたけれども、教会の交わりに受け入れられてはいなかった者が、死を前に心の平安と慰めのために教会の赦しと聖餐を求めた場合。 1 は誤った考えに基づいており、 2 は今ではない。 (TCI, 146.) \rightarrow 「[2 の] 場合にサクラメントが必要なのは、それなしでは永遠の生命が奪われるからではなくて、[この世の生の] 終りをより安らかなものにするため」である。このような場合は今でもある。 (LEP, 5, 68, 11.)

「人間の魂が最後の時に何よりも望むものは、死に対する自然の恐怖と、それ以外に普通そういう時に弱い人々を一番悩ませ、当惑させる良心のとがめに対する慰めである。神の法は、そのような人々に対してキリスト者の慈悲深さと寛大が与えることのできるあらゆる助けをわれわれが与えることを要求している。この世を去る時のわれわれすべての慰めは……輝かしい、祝福を受ける復活の望みです(コリント前書15.フィリピ書3:11.)。……主イエス・キリストは……すべての人間にとってこの生命、この復活である。しかし、われわれをそれに与らせるものは、われわれ個々の者のキリストとの交わり communion で

あり、このサクラメントは、この絆を強め、また、われわれの中にこの交わりの果実を増やす第一の手段である。」 (LEP, 5, 68, 12, Cf. LEP, 5, 57, 4.)

[8] その他の儀式

1 祝祭

「日や時節の聖別は、神から与えられるすばらしい恩恵故にわれわれが神に対して表わすべき感謝のしるしであり、公けに捧げるべき名誉の一部である。……その日は、他の日との違いがわかる聖なる外衣を着せられるべきである。」(*LEP*, 5, 70, 1.)「一般的に言って、祝祭の時を聖別してあがめることは、宗教から生まれる喜びの務め、義務である。神に対するわれわれの喜びの一番自然な証言は、第一に……〔心からの〕神の賛美、第二に、普通の気前のよさを越える慈善支出の大きさによって表現されるわれわれの〔心の〕慰めと喜び、第三に、日常の労働から離れること〔安息〕である。」(*LEP*, 5, 70, 2. Cf. *LEP*, 5, 70, 3, 4, 5, 71, 10.)

聖パウロは、「〔ユダヤ人の律法に従い〕日、月、時節、年などを守る」ことを非難している(ガラテヤ書4:10.)。しかし、それは、「キリストの教会が守っている日に異議を唱えているのではない」。(LEP、5、70、7.)「祝祭の儀式と定められた日とによって、われわれは神の恩恵の記憶を〔忘れることのないように〕神に捧げ、聖別する……(聖アウグスティヌス)。個別の日について言えば……教会はユダヤ人の安息日を、万物を復活させて天と地を新しくするためにやって来られた主が始められた〔創造により完成された以前の世界より〕はるかによい世界を永遠に記憶するために、主日に変えた。」主日以外にも主に関わるさまざまな日と時節があり、更に、聖人、キリスト故に死を甘受した人々、使徒、天使などにおいてキリストを讃える日、他に、復活祭と聖霊降臨祭につながる四日(一般の洗礼が行なわれる)がある。(LEP、5、70、8.)

「われわれがこれらの時を守るのは、神の法によってそうすべき義務があるからか、あるいは、教会が制定した定めだけによるのか、と問われるならば、私の返答は、すべての人間が神の法であると告白している自然法それ自体が、神の名誉のために、所、人、物の聖別と同じく時の聖別を一般的に要求しているということである。」その故に、神は安息日を、従って、当然に主日を永遠になくてはならぬものとされ、モーセの法が定める祝祭日を、安息日のように永遠ではないけれども、ある期間なくてはならぬものとされ、それ以外の祝祭日は教会に委ねて、教会が定める時を受け容れられた。(LEP, 5, 70, 9. Cf. LEP, 5, 71, 2. 7. 5, 72, 15.)

「主日以外の祝祭日は廃止すべきである。」 それらは、 教皇派の人々やユダヤ人によって

誤用されて、迷信を生み出してきた。その上、これらの祝祭日を守ることで、多くの人々は、聖パウロがコリント前書 5:8. で言った「復活祭を祝うのに、われわれは、人生のすべての日々を〔邪悪の〕パン種の入っていない純粋で真実のパンで祝わなければならない〕ということを忘れてしまっている。(TCI, 151.)(LEP, 5, 71, 1. Cf. LEP, 5, 70, 9.) \rightarrow 「キリストの福音が要求していることは、有徳の諸義務の永続である。行ないや行為の永続ではなくて、性向の永続であり、行ないは時と機会が要求している場合に要求されている。……祝祭は、神御自身が定められたものであれ、教会が神から与えられた権威によって定めたものであれ、繰り返しによる以外に続くことはありえないし、続くはずはない……。この繰り返しは、この祝祭の時に何千という人々の心に蒔かれる……神に従う種子を十分に成熟、成長させる極めて有効な手段である。よい行ないの変ることのない習慣は、よい行ないの〔繰り返しの〕慣習なしには得られない。」(LEP, 5, 71, 2)

神は人間に「六日の間働いて何であれ自分の仕事をする」(十誠の第四)自由を与えられ ている。この自由を教会は、神からの命令なしに奪うことはできない。もしも教会がそう してよいならば、教会は神が定めたくびきを取り除いてもよいことになる。(TC1, 152) (LEP. 5. 71. 3.) → 「この考えは……統治の組織をいたるところで揺がせ、無秩序と全く の混乱を作り出し、家族を解体させ、コリッジ、地方自治体、軍隊をばらばらにし、王国、 教会、その他今は神の摂理のおかげで権威と権限により支えられているすべてのものを覆 す。何故ならば、神は……どの人間もがしなければならないことと、誰もがしようとして はならないこととを正確に定め、それ以外のことでは、種々さまざまな人間が、他人に従 属していなければ自分自身の適切な判断に導かれ、そうでなければ自分の上位の者が出す 命令や法によって規制されるようにされているけれども、自由の庇護者はこの場合に、ど の人間も神の法によって要求されあるいは禁止されていない事柄においては自分の心の自 由に委ねられているから、そのような法や命令はすべて無効であると厳粛に宣言してきた。 ……これと明らかに正反対のことが間違いなく確実である。神の法が人間の自由な決定に 委ねられている事柄はすべて、人間の制定法に従う。人間の制定法は、そのような事柄に おける個々の人間の自由を、公正の規則が許すかぎりで共通の利益のために縮小する。こ のことをわれわれは維持しなければならない。そうしなければ、われわれはこの世界をひ っくり返し、どの人間をも自分の指揮官とすることになる。「従って、祝祭日制定の問題で は〕この世界からいかなる命令や法を作る権限をも奪うのでないかぎり、それを教会法の 力と権限から免れさせることは「できない」。| (*LEP*. 5. 71. 4.)

確かに、特別の必要がある場合には、主は「安息日は人間のために定められた。人間が

安息日のためにあるのではない。」(マルコ伝 2:27. マカバイ記一 2:40. 参照)と言われている。「しかし、そうでない場合……〔主日に限らず〕神に公けに仕える時の手立てとしての、労働からの安息に対する、〔人間の〕自由意志による、信仰のつまづきとなる軽蔑を懲らしめ抑制するのが厳し過ぎるということはありえない(民数記15:32. ネヘミヤ記13:15.)。」(*LEP*.5.71.8)

2 新食

へりくだりと悲しみのしるしである断食を、一般的にはこの人々は認め、よしとしている。(LEP, 5, 72, 1.) しかし、「断食は、自然の奔放を抑え、肉欲の放縦を和らげるためだけのものであって、霊のためには何の役にも立たないという間違った考えによって、神の教会にはこれまで大きな害が生じてきた。」しかし、「断食は、神に対する敬虔の業である(テルトゥリアヌス Tertullianus)。…… [断食] は、われわれが、自分自身が自分の悲惨の唯一の原因であると自分を責め、神は救おうとしておられるし、救うことができるとわれわれ皆が認めているということの、偽りのない証言である。」(LEP, 5, 72, 2. Cf. LEP, 5, 72, 3. 7.)

古代ユダヤ人における断食について。私的断食については、主は、マタイ伝 6:16-18.でファリサイ派の人々の偽善を批判している。(*LEP*, 5, 72, 4.) 普通ではないことが起こったが故の公けの断食については、さまざまな種類の断食の例が聖書にある。(*LEP*, 5, 72, 5-7.) 使徒は、断食のための定まった日を決めていない。しかし教会は、「人々の善のために都合がよいと教会が判断する断食の時」を定めている。(*LEP*, 5, 72, 8.) 多くの罪を犯していながら悔い改めずに過ごしているわれわれに、悔い改めの手本を示して悔い改めの必要を思い起こさせ、悔い改めに導くためである。(*LEP*, 5, 72, 13. Cf. *LEP*, 5, 72, 18.) 祝祭と断食の主要な類似点と相違点について。

- 1.「自然が両者の一般的根源であるから、両者は常に教会と異教徒に共通したものであり続けてきた。」
- 2. 「喜びが前者の源であり、悲しみが後者の源であるかぎり、両者は相反する性格のものである。」
- 3. 「両者共それ自身が神に受け容れられるのではなくて、どちらもが受け容れられるもののしるしであるから、それが神によしとされるのは当然に、それが表わし、示しているはずのものに因っている。従って、この点で心が正しくなっていなければ、われわれは安息していても断食していても、罪を犯している。」
- 4. 「この世界の大多数の者は、両者において常に甚だしい、明白な罪を犯してきた。異教

徒は、すべてのことをにせの神に関わって行なってきたが故に。神を信じていない、肉欲の、配慮を欠いた人々は、〔祝祭や断食という〕行ないが差し出しているものに対する変らぬ、真実の、誠実な愛情がなく、〔すべきではないことを行ない〕虚栄心を満足させる不注意な誤りがある故に……。」

5. 「両者共人間の善のためによく考えて作られた儀式である,しかし,人間はそれ以外の,神の不変の法によって永久に義務づけられている徳の務めのために作られているけれども,わざわざその儀式のために作られているのではないから……われわれは,ウィクトル Victor……やヨハネの弟子たち……の例に従うのではなく,また,法の定めがある場合でも,ユダヤ教のやり方を避けるべきであり……人々が善を行なうことで害をこうむるということのないようにすべきである(マタイ伝 9:14. コロサイ書 2:16. 参照)。」(LEP, 5, 72, 15.)

「しかし、断食の行ないは、祝祭よりも快くはないけれども、それだけより必要である。喜びは、すべての人間にとってより歓迎されるのが自然であるけれども、悲しみは〔自分の過ちによるものであれ,他人の悪意によるものであれ〕……より繁く訪れる客であるのが自然の理であるからである。」その上、われわれの腐敗した性向のことをよく考えれば、自分に喜びを与えるものにおいてわれわれは正しい道を踏みはずしやすく、そのような自然の欲求の過剰を抑えるには、骨折りと長い間の抑制の行ないが必要である。(LEP, 5, 72, 16.) そのような節制は、現世の利益という点でも役に立つ。それ故に、そのことを自覚した人々においては、通常以上の節制や断食がよく行なわれてきた。(LEP, 5, 72, 17.)

「神の教会が断食〔を定める〕目的は、以前に受けた悲惨とわれわれ自身におけるそれの原因との記憶をそれによってすべての時代を通して持ち続けること……だけではなくて、〔悪を根こそぎ抜き取ることは不可能であるから〕まず心を適切な状態にして、それとは反対の感情が入ってきて心を贅沢、放縦にしすぎないようにすることでもあった。」(*LEP*, 5, 72, 18.)

3. 婚姻

子どもを作り、長い間にわたって育て上げるためには、「男と女と〔の間の〕信頼できる、溶解しえない絆」が必要である。そのためには、「両者の間の服従関係」がなければならない。「女はその最初の状態において、自然により、男より時間の点で後であるだけでなく、優れた能力の点で劣るように作られた。しかしながら、〔両者は〕適切で快い調和の関係にあり、これは目の前に現われれば、説明される前に直感される。」(*LEP*, 5, 73, 1-3.)結婚の時について。「何事にも時がある……笑う時、嘆く時」〔コヘレトの言葉3:1.4〕。

結婚と悔い改め penance (その準備) とは別の時にすべきである。(*LEP*, 5, 73, 4.)「父親あるいはそれ以外の者による女の引き渡し」は、古代に夫あるいは父親のいないすべての女は、後見人の権威の下にあったことに由来する。(*LEP*, 5, 73, 5.)「指輪は、何よりも信頼と貞節特有のしるしとしてこれまで常に使われてきた。」(*LEP*, 5, 73, 6.)

「私のからだで私はあなたをあがめます」という〔男の〕言葉。これは、結婚した二人は、法に反する結合によって汚され辱められる(ロマ書1:24.)ことはないということ、二人は自分のからだに対する関わりを相手の人間にも与える(コリント前書7:4.)ということの宣言であり、この女はめかけではなくて、妻であり、それ故にこの女の子どもは正当の子、嫡出子であり、また、この女はこの男に与るとともに男の所有物のすべてに与る権利があるということである。(LEP, 5, 73, 7.)

4. 出產感謝

「女が出産後教会で公けに神に対し感謝の心を示すこと」に対して、この人々は、「教会の個々の人間が受ける、これと等しいあるいはより大きいどの恩恵に対しても、教会で……感謝をささげるならば、われわれは御言葉を説くこともサクラメントを行なうこともできないだけでなくて、身体を使う仕事を何かする暇もないであろう」(TCI、150.)と言う。→これよりも大きい恩恵を見つけ出すのには苦労するだろう。しかし、神は毎日測り知れない多くの慈悲を多くの人々に注がれている。その中に法が感謝の儀式を定めていない恩恵があるからと言って、法が定めている感謝の儀式を非難するのはおかしい。(LEP、5、74、1.)

5. 埋葬

「イングランド教会が埋葬において定まった形式の儀式を規定していること,喪服着用を許していること,埋葬説教を認めていること」は,「法に反してはいないけれども,不都合である」(TC3, 236.)と言われる。(LEP, 5, 75, 1.) → 「埋葬の務めの目的は,第一に,死者に対する,自然が要求する愛を示すことである。次に,死者に対し,一般的には人間に,個別にはこの人間のすぐれた特性にふさわしい名誉を与えること,最後に,生きている人々を慰めようとする教会の配慮と死者の復活に関わるわれわれすべての望みを表明することである。」 1. 「死者に対する愛を表現するには,喪に服すること〔また,それにふさわしい服を着ること〕が都合よい」ことは,聖書(ヨハネ伝11:36. サムエル記下15:30.)も自然も示している。(LEP, 5, 75, 2.) 2. 「すべての人間に一般的に当然に与えられるべき名誉は,彼等の適切な埋葬をまさに人間の情のために都合よいものとしている。……人間のすぐれた特性については……死の時にその人々を,異教徒においては埋葬の辞で,ユダ

ヤ人においては神聖な詩で、世間の人々に対して称賛することは適切であると考えられていた。キリスト者において埋葬説教で同じことが何故適切でないのか。……〔このことは〕生きている人々がよく生き、よく死のうと配慮する〔のにも役立つ〕。」(*LEP*, 5, 75, 3.)3.「しかし、キリスト教における埋葬というこの務めの中で最大のことは、死者の復活に関するわれわれの望みの外的表明である。」聖書には、埋葬に関わるすべてのことが定められてはいない。しかし、それ故に後の時代のキリスト教会が定めた儀式はすべて不都合だということにはならない。(*LEP*, 5, 75, 4.)

[9] 聖職 ministerie

1. 聖職と聖職者

「〔聖職〕の働きの対象は、神であり、また、人間である。教会によって神は公けに礼拝 されるという点で神であり、また、キリスト教の規律が定める手段によって人間は幸せに なれるという点で人間である。従って、この種のわれわれの骨折りすべての要点は、神を あがめ、人々を救うことである。何故ならば、〔人間を一人の人間として考えても、また、 一つの社会に集まった人間の共同体として考えても〕前述〔LEP. 5. 1. 2-5.〕の通り、そ れぞれの人間の宗教信仰は、その人間におけるそれ以外のすべての健全な、真の徳の源で あり、この源から現世においてはある程度、来世においてはより豊かにその人々の十分な 喜びと幸せが生ずるし……この世の平和と繁栄、世俗の幸せ、すべての人間とすべての国 土の現世と自然におけるよき状態は主として宗教によっている……〔それ故に〕どちらの 点から考えても〕司祭 the Priest は、彼が神に誠実に仕えているところのコモン・ウェル スの柱であるからである。以上の主張が真であれば、第一に、この現世においては、すべ てのものを作られた方の意志に反して何かを享受することはできない。第二に、神は不信 仰の人々に時には地上で現世の恩恵を持つことを許されるけれども、不信仰はその人々に それを享受することを絶対に許さない、第三に、神はそのような恩恵が侍女として宗教信 仰に伴なうよう定められている.第四に.聖職の働きがなければ宗教が生き続けることは 絶対にありえないし、まさにすべての人間の現世の幸せに対する聖職の働きの役立ち、利 益が認められなければならない。」(LEP. 5, 76, 1.)

第一については、すべての人々が認めている。(*LEP*, 5, 76, 2.)

第二について。「〔現世の善〕においては、善の確実な永続はないから、自然は、〔現世の善である〕ものをそれら自身のためではなくて、徳の実践や真理の考察といった何か独立して善であるものとの関わりにおいて求めるよう教えてきた。」(*LEP*, 5, 76, 3.)「さて現世の恩恵を享受するのは、それを持ち、知り、それをその本性において評価する者である。

……不信仰の者は、自分が持っているものを享受できない。一つには、それを神の手から受け取っていないからである、神の手から受け取ったと考えることによってだけ、現世の恩恵は慰めとなる。また一つには、誤りによってそれをはるかに価値あるものよりも上に置くことによって、糧となりうるものを毒に変え、自分の繁栄を自分を陥れる罠にしているからである。」(*LEP*, 5, 76, 4)

第三について。〔詩篇37:25.参照〕。但し、「他の者には恩恵として与えられるものが奪われることによって〔その人間は〕最大の利益を受けるということがよくある〔知恵の書4:11.〕」。また、「外的な繁栄の大きさは、それぞれの人間のこの世の人生の状態が必要とするものとの釣合によって測られる」。この世の自分の状態、地位に応じて必要なものを持っている人間は幸せである。この世で高く栄えすぎた者も低く沈みすぎた者も、「理性に容易に耳を貸さない」、地位の高い者は「力の効果」を、低い者は「悪意の策略」を使おうとする。従って、「穏健、平凡な中庸が、あらゆる状態の人々にとって一番安全で幸せである」。「一言で言えば、災難がふりかからない者ではなくて、悲惨や繁栄が正しい心から引き離すことができない者こそが幸せである、とわれわれは本当に言うことができる。」(LEP、5、76、5.)「宗教信仰は、天の盾としてすべての災難を退け、あるいは、災難のただ中を安全に導き、それが悲惨となるのを許さない。」(LEP、5、76、8.)

「神の事柄を行なう聖職は、神御自身が定められた職務であると同時に、法に適う仕方で与えられた権威と権限によらずに人間がそれを行なうことはできない。……〔聖職者〕は……神に服従しているという点で神の聖職者であるだけでなくて、〔教会が権威を与える場合でも〕その権威は神から出ており、人間から出ているのではないという点で神の聖職者である。〕(*LEP*, 5, 77, 1.)「聖職者の権限は、分離のしるしである。何故なら、それはそれを持っている人々をそれ以外の人々から切り離し、それ以外の人間が干与してはならない事柄においていと高き方に仕えるために聖別された特別の階層にするからである。〕(*LEP*, 5, 77, 2.)

「聖職停止は、それ以前に与えられた権限の使用や行使をやめさせ、聖職剝奪は、その使用や行使を完全になくさせることができる。しかし、神がその権威によって結び合わせるものを、人間がその意志で切り離し、引き離すことは、人間の権限にはない(マタイ伝19.)。」(LEP, 5, 77, 3.) 異端により、あるいは、信仰告白の揺らぎにより転んだ聖職者の、聖職への再受容を禁じた例はある。しかし、そうすべきだという法はないし、常にそうすべき理由もない。改心した人々に対する厳しさによって他の人々が頑なに誤りに固執しないように、そのような人々を受け容れるということは、不適切なことではない(ルカ伝15.

参照)。(LEP, 5, 77, 4.)

「聖職授与の仕方においてよくつまづくのは、聖霊を受けなさい(ヨハネ伝20:22)という主、救い主キリストの忘れることのできない言葉をわれわれ〔人間〕が使っていることである。」しかし、「聖霊〔という言葉〕は、ペルソナだけではなくて、聖霊の賜物という意味で使われる。」従って、この言葉を「キリストの霊が教会に与えた力」という意味で使うのは、理に合わないことではない。(LEP, 5, 77, 5. Cf. LEP, 5, 77, 6.) それは、「聖なる、霊の権威、人間の魂に対する権威、それの一部は、罪を赦し、罪をとどめ置く力である権威(ヨハネ伝20:23.)」である。(LEP, 5, 77, 7.)「この重荷を受ける者は、義務を果たすために誠実に行なうことのすべてにおいて、その者と共に、その者の中に、その者を援助し、助け、支え、支持する霊を持つことがその言葉によって永久に保証されている。」聖職者がそのことを本当に心から信じているならば、聖職における腐敗を追い払うのに十分である。(LEP, 5, 77, 8.)

ある人々は、聖職は威信と名誉ある職務であって、これを求めることは野心という罪ではないか、と言う。 (LEP, 5, 77, 9.) →聖職は、それ自体としてはほめられるべきものであり、それを望むことはよいことである(テモテ前書 3:1.)。従って、その望みを告白することも、それを得るために努力することも悪ではない。(LEP, 5, 77, 10.) それは、「誰を遣わすべきか」という神の問に対する、人間の応答である(イザヤ書 6:8.)。(LEP, 5, 77, 11. Cf. LEP, 5, 77, 13.) それは、「〔神の意である〕秩序に従う召命なしに、高慢な心で聖職を簒奪すること」とは別のことである。(LEP, 5, 77, 12.) その上、高慢な心によって昇進から身を引く場合もある。(LEP, 5, 77, 14.)

「〔教会において〕すべての人間が対等であれば、混乱が生ずるであろう。」(LEP, 5, 78, 1. Cf. LEP, 7, 5, 2, 7, 8, 5.)「イエス・キリストの福音の聖職に関しては、教会の全体は平信徒 laitie と聖職者 clergie に分けられ、聖職者は司祭 Presbiters (Priestes) か助祭 Deacons かである。」批判者たちは、Priest という言葉は、福音の聖職者ではなくて、いけにえを捧げる人 sacrificer を意味すると根拠なく考えて、この言葉を嫌っている。(TCI, 198.)(LEP, 5, 78, 2.) イエス・キリストの福音においては、福音を抱く者は神の「子」であるから、その世話をする者は「Presbyter、即ち、父として導く人」という名の方が、Priest という名よりは、適切である。「presbyter は、新約にふさわしい意味に従えば、救い主キリストが霊を産み出す力を分け与えた communicated 者である。」(LEP, 5, 78, 3.)

「Presbyters の中のある者〔使徒〕は力が大きく、ある者は力が小さかった。それは救い主御自身が定められたことである。力の大きい者は、霊の力を十分に受けた者、小さい

者はより小さい力が与えられた者。使徒独自の使命は、キリストの福音をすべての民に宣べ伝え、キリストからの直接の啓示によって受け取ったキリストの定めをすべての民に伝えることであった。この抜きん出た力を除けば、この階層に付随するそれ以外のすべての職務、務めに対して、彼等は自分たちがふさわしいと思った人々に聖職を授与し、その人々を聖別することが彼等の使命であった。……〔この〕下位のpresbytersに委ねられた、福音を説き、祈り、洗礼を授けるという務めは、使徒が持っていたのと同じものであった。〕(LEP、5、78、4.)

「われわれの主, 救い主キリストが定められたこの二つの階層に, 使徒は〔キリスト昇天の〕すぐ後に助祭を付け加えた。……助祭は教会の執事であり, 最初は, 教会財の分配, それを貧しい人々に与える時の監督, 金銭支出のすべての事柄が宗教信仰にふさわしく行なわれるように配慮する仕事が委ねられた。神礼拝の時に司祭を助けるということもまた, その職務の一つであった。…… [信者の数が増えてくると] 使徒たちは, 教える〔福音を説く〕ことの負担が非常に重いということがわかり, 自分の仕事を分けて, 〔その一部, 即ち, 聖餐の聖職〕を引き受けることができる助祭を置くことが適切であると判断した。」(LEP, 5, 78, 5.) 「後に, 使徒の代りに司教 Bishopes が〔置かれた〕(第七巻参照)。」(LEP, 5, 78, 9.) 「今日イングランド教会では, これと同じ聖職階層, 即ち, 司教, 司祭, 助祭だけがある。これらは, キリストとキリストから祝福を与えられた使徒とに始まっている。」(LEP, 5, 78, 12.)

「どんな服装が……日常生活の中で各階層が使うにふさわしいかは、ささいなことで議論に値しない。……しかし、秩序正しい統治社会 polities はすべて、定まった特別の異なる飾りによって階層の違いを公けの場で区別するのが適切であり、ふさわしいとこれまで考えてきた……。」(*LEP*, 5, 78, 13.)

2. 教会財産

「人間は、自分たちが持っているものすべては神から与えられたものであるということを感謝をこめて認めるしるしとして、自分たちの財産を使って神をあがめる義務を永久に持っているということは、自然において明白な原理……。」(LEP, 5, 79, 1.)「神が受ける贈物は、われわれの神に対する愛情の証言であって……神の栄光に一番ふさわしいものであるべきである……。」(LEP, 5, 79, 2.)「神御自身は現世の物を必要とされてはおらず、それを受け取られるのは、そうすることがわれわれの善であるからであり、神はそれを宗教信仰が限りなく続くために使われるようにということだけを意図して受け取られるのである……から……われわれは贈物を選ぶ時にそのことを目指すべきである……。」(LEP, 5,

79, 3.) 「〔神に対する〕この種の名誉の永久の寄贈の第一は、聖堂である。……次に、教会の飾り……第三に、土地…… 〔第四に〕十分の一税(申命記14:22.)……。」(*LEP*, 5, 79, 4-12.)しかし、このような寄贈は宗教信仰を毒してきた誤りである。「神にわれわれの心と愛情を捧げるならば、われわれの財は別のところに使われる方がよい」と考えて、過去の寄贈を教会から取り除くことがキリストに最もよく仕える道であると主張する人々がいる。(*LEP*, 5, 79, 17.)

3. 聖職者と教区

聖職者の義務履行について。宗教信仰が最初に生まれた所である「都市 citties」では、「助祭と司祭から成る教会共同体 ecclesiasticall colleges が作られ、最初は使徒あるいはその代理者である福音宣教者 Evangelistes がこの人々を叙任し、統治した。」112年頃ローマ司教エヴァリストゥス Evaristus は各教会に「区域 precinctes」を割り当て、それぞれに司祭を任命し始めた。後には、更に狭い「教区 parishes」が作られた。(LEP, 5, 80, 2. Cf. LEP, 7, 5, 1. 7, 8, 2. 7, 14, 13.) 従って、教会聖職者は常に特定の教区に結びつけられていたし、そうあるべきであるという考えは、誤り。(LEP, 5, 80, 3.) そのような教えや法はないし、使徒が現実に行なったことは、上述の通りであって、この考えの通りではなかった。(LEP, 5, 80, 4.) 教会共同体で瞑想、研究の時を過ごした後、特定の聖職に召されるという、使徒以来のこの体制は、教会に有益である。(LEP, 5, 80, 5.) それだけではなくて、「司祭や助祭が聖職叙任によって聖別されるのは、場所に対してではなくて、職務に対してである。」(LEP, 5, 80, 6. Cf. LEP, 5, 80, 7-11.)

この王国では、土地保有は軍法〔軍事的土地保有〕に基づいており、土地は、征服によって先祖が獲得した土地を継承する君主が封土として保有しているので、「教会建設、従って、教区や聖職禄の割当は、土地の主たる所有者の同意なしには不可能なことであった。このことを考えて……それまで教会のために働いてきた人々が共通の同意によって、その聖職禄に司教がそのすぐれた特性を認めて入れてよいとするであろう者を指名する権利を主たる土地所有者とその相続人に、この世の終りまで与えてきたのは、大きな公正と理性に適うことであった。」(LEP, 5, 80, 11, Cf. LEP, 7, 14, 12, 8, 7, 3.)

4. 聖職者の無知, 教区不在, 聖職禄兼任

「〔聖職者について〕これまで言われてきたすべてのことの中で最大のことは、著しい無知、監督を引き受けた教区からの非良心的不在、そして、公けの善に対する配慮や責任感なしに教会におけるより値打ある職務を飽くことなく求めること〔聖職禄兼任〕という三つの汚れあるいは汚点である。」(*LEP*, 5, 81, 1, *Cf*, *LEP*, 5, 81, 2,)

この三つは、「共通の正しさ common right の原理」に反している。このことは自然の光、 聖書、古代の教会会議の教令に明らかである。(LEP, 5, 81, 2.) そこでこの人々は、この 三つを認めているわれわれの法は、「共通の正しさ」即ち「自然法と神の法」に反する、そ れと矛盾する「特権 privilege」を認めている、従って、それは無効である(TCI, 66. 69. 70.) と言う。(LEP, 5, 81, 3.)

しかし、「公正と正義の声は、一般的な法が特権を排除することは絶対にないということである」。「その〔扱われている〕事柄は、共通の正しさの法においては、何の限定もつけずに考えられているのに対して、特権では、特定の事情に取り巻かれ、限定されたものとして考えられている。……従って、行なわれた事柄を正しく判断しようとする者は、一般的考察の形式や概念に、われわれの行為が関わっている事柄を結び合わせなければならない。……何故ならば、正義の手は、どの個人にも当然に与えられるべきものを分け与えなければならず、当然に与えられるべきものを一般的規則や原理と同じく個別の事情をも考えに入れて判断しなければならないから、すべての種類の人間に一つの尺度を当てはめることはできない、人間の意志、判断、特性、地位はさまざまであるからである。〔例えば、「約束は守るべき」という共通の正しさの法は、成人には適用されるけれども、未成年の者には適用されないという特権が与えられる。〕」(LEP、5、81、4.)

イングランド教会における特別の事情について。第一に、この国では実際、十分に学識ある人間の数は、聖職禄の数よりはるかに少ない。しかし、多くの所で聖職者が居らず、神礼拝など聖職の行ないが全くないよりは、説教はできないけれども、それ以外の聖職は何とか行なえる人間を司祭にする方がよい。(LEP, 5, 81, 5.)「この点でわれわれは、やむをえない必要性に従い、二つの悪の中でより小さい悪を選んでいる。」(LEP, 5, 81, 6. Cf. LEP, 5, 9, 1, 7, 24, 16–19.)

第二に、大学であるいは司教や貴族の家族の中あるいは国王宮廷で過ごす場合に教区からの不在を認めているのは、そこで学んだことが後に教区の人々により大きな益をもたらすという、また、貴族の家族や国王宮廷の場合、この人々の日々の宗教礼拝における行ないが模範として役に立つという、「公けの効用 utilitie が求められているのであり、そのことを考えて、ある不都合が寛容されている。その不都合は、より大きな善によって償われるからである。」(LEP, 5, 81, 6.)

第三に、大学、教会、コモン・ウェルスの要職に就くすぐれた特性の聖職者に対し、その要職にある間下位の者を自分の聖職の代理とすることを認めているのは、公けの善にとって重要な働きに対し、報酬と励ましを与えている。(*LEP*, 5, 81, 7.)

教会法が与えているこれらの特別許可の本来の目的に反する悪用は現実にある。教会はこれまで、特権ではなくて、特権の悪用は教会を傷つける不適切なことと考えてきたし、「それは、専制暴君 tyrantes の欺瞞的なやり方が正しい主権の原理と矛盾しているのと同じく、共通の正しさの根拠と原理とに矛盾していることをわれわれは確かに認める。しかしながら、特権はそうではない。それは手段にすぎず、それが悪意のために働くようねじまげられ、無理矢理の仕方で使われてきたのである。」(*LEP*, 5, 81, 8.)

従って,「この特別許可」と「神の法や自然の光」に基づく「一般的禁止」とは矛盾していない。(*LEP*, 5, 81, 9. Cf. *LEP*, 5, 9, 1-5. 5, 81, 10. 17.)

現代の人々は、宗教の務めの中で説教を重視して、「説教をしない聖職者は、神の教会で本当の、また、法に適う召命を受けることはありえない」、従って、上述の特別許可は廃止すべきであると考えている。しかし、説教の能力は神の恵みによるものである。「キリストの教会においては、教会法に基づく聖職叙任こそが法に適う聖職者を作り出す」。(*LEP*, 5, 81, 12. Cf. *LEP*, 5, 81, 10. 11. 13.)

「特権が悪用によって不都合になる時、矯正がされなければならない。〔しかし〕そのような悪を取り除くのに、教会は上に述べた特別許可を全部あるいは一部廃止する必要はない。一番望まれることは、悪用に道を開くかもしれないすべての者における自発的な改革であろう。」(*LEP*, 5, 81, 17.)

第五巻で言われていることの要は、イングランド教会の儀式、教会体制において教会改革者によって批判された具体的な個々の事柄の擁護である。取り上げられた事柄はすべてが擁護されており、戒めとして、洗礼における十字架印の使い過ぎ(*LEP*, 5, 65, 11.)及び聖職者の無知、教区不在、聖職禄兼任特別許可の本来の目的に反する悪用(*LEP*, 5, 81, 8. 17.)を戒めた個所があるだけである。

擁護の要点はこうである。

サクラメント (*LEP*, 5, 50. 57.) である洗礼 (*LEP*, 5, 60. 62.) と聖餐 (*LEP*, 5, 67.) 及び安息日 (主日) (*LEP*, 5, 70, 9.), 聖職設立 (*LEP*, 5, 77.) は、神が定められたものであり、それ故に、それぞれにおいて神の定めを守るべきである。それ以外の儀式、教会体制はすべて、教会が定めたものである。これを守るべき理由は、本書において既に繰り返し述べられてきた次の三点である。

第一、神の明確な定めがない、神が教会にその決定を委ねられた非本質的な事柄におい

ては、理性の判断、即ち、教会においては公正の規則が許すかぎりで共通の利益のために教会が定めたことに従うべきである。(LEP, 5, 8, 5, 5, 10, 1, 5, 71, 4, Cf. LEP, 5, 29, 1, 5, 30, 4, 5, 65, 2, 5, 70, 9.) 「神は、どの人間もがしなければならないことと、誰もがしようとしてはならないこととを正確に定め、それ以外のことでは、種々さまざまな人間が、他人に従属していなければ自分自身の適切な判断に導かれ、そうでなければ自分の上位の者が出す命令や法によって規制されるようにされている。神の法が人間の自由な決定に委ねられている事柄はすべて、〔後者の場合〕人間の制定法に従う。人間の制定法は、そのような事柄における個々の人間の自由を、公正の規則が許すかぎりで共通の利益のために縮小する。そうしなければ、どの人間をも自分の指揮官とすることになる〔即ち、この世界は全くの混乱となる〕。」(LEP, 5, 71, 4.) 但し、第八巻では、「人間の制定法は、教会事項を理性と神の法に従わない仕方で処理しているならば、われわれは、その法を間違いであると認めるとともに、それが改革されるよう努めなければならない。」(LEP, 8, 8, 3, Cf. LEP, 4, 14, 2.) と書かれている。

第二, イングランド教会が定めている儀式や教会体制は, 宗教信仰とよき生活態度の涵養, また, 恵み, 救いを与えられた神に対する賛美と礼拝にふさわしい, あるいは, 公正と理性に適っている。(LEP, 5, 12-49. 65. 68. 70-81.) 従って, それらは, 偶像崇拝者やローマ教会が同じことをしていても, また, キリストの言葉に文字通りには従っていなくても, 法に適っている。(LEP, 5, 12, 6. 5, 14, 1. 5, 28, 1. 2. 3. 5, 42, 13. 5, 68, 2. 3. 5, 72, 15. 5. 73. 5. 6.)

第三, とりわけ古代以来の教会の考えや行ないは尊重すべきであることは, これまでの経験が示している。(*LEP*, 5, 7, 1. 3. 4. 5, 19, 1. 2. 5. 5, 26, 2. 3. 5, 39, 2-5. 5, 43, 3. 4. 5, 59, 2. 3. 4. 5, 61, 1. 2. 3. 5, 62, 3. 6. 12. 13. 5, 64, 2. 5, 65, 2. 5, 66, 1-7. 5, 68, 11. 5, 80, 5.)

第一と第二は、ここで取り上げられているすべての事柄に当てはまる。

以上のこと以外にも、重要なことが幾つか書かれている。

1. 第一巻で述べられていた、キリスト教信仰に基づく人間観が、祈りやサクラメントとの関連において、即ち、人間における祈りやサクラメントの働きに触れて、書かれている。①祈り

「われわれの主, 救い主の祈りは, 主の功績の故に受け入れられた。われわれの祈りは, キリストに対する信仰と結びついているという条件が満たされている場合〔言い換えれば, 神の意にかなう場合〕にだけ、神に受け入れられる。正しい者の祈りは常に受け入れられる。しかし、その祈り求めるものが常に与えられるのではない。それが与えられない場合、神はその祈りを受け入れ、〔その人の善のために〕別の仕方でそれに報いられる。〕(LEP, 5, 48, 3.) 「神には、キリストに死を受けさせるという定まった意志がある。キリストにある人間の意志には、死を避ける欲求〔自分の善に対する自然の欲求〕と、この世を救う手段として死を受け入れる欲求がある。」(LEP, 5, 48, 10. Cf. LEP, 7, 15, 12.) 「人間の自然な祈りに反する神の決定は、しばしば人間の自然の欲求の目的とは相容れない。しかし、心の状態それ自体と相容れないものではない。心の状態はわれわれの中に自然にあるからである。〔人間の祈り〕は、神の手による以外にわれわれは何物をも欲求しないということを証言しているが故に、神に一番喜ばれる捧げ物である。〕(LEP, 5, 48, 11.)

「コリント教会のための聖パウロの祈りは、この教会の人々がどんな悪をも行なわないように、ということであった。しかし、パウロは、生きている人間で罪を犯さない者はいないということ、われわれはこの世で常に、わたしたちの罪を赦して下さいと祈らなければならないということを知っていた。しかし、行為においては少なくとも大きな重大な現実の罪の行ないは、一つ一つ現われて来る時に、あらゆる手段を使って避けることはできるし、避けるべきである。だから、この意味ですべての罪から守られているということは不可能なことではない。| (LEP. 5. 48. 12.)

誰が救われ,誰が地獄に落されるかは,人間にはわからない。悔い改めて赦される可能性は誰にでもある。「従って,すべてを望む慈愛はまた,すべての人間のために祈る。」 (*LEP*, 5, 49, 2.)

②サクラメント

神が人間に救いと生命を与える手段として定められたサクラメント,即ち,洗礼と聖餐は,人間を新しく生まれ変らせ,永遠の生命へと導く力を持つ。神はこのサクラメントが教会で行なわれるようにと定められた。(LEP, 5, 50, 1–3. 5, 57, 3.) その中で洗礼は,新しい生命の始まり,聖餐は,新しい生命の持続,完成である。(LEP, 5, 57, 6. 5, 67, 1. 13.)

「われわれは本性においてアダムの子である。その上で、霊において神の子の子孫であり、神の子から生まれ出た人々を、神は神の子において永遠に愛されている。」(LEP, 5, 56, 6.) 神は、恵みにより、子という位格において、神の本性と人間の本性とを結び合わされた(受肉)。(LEP, 5, 51, 2, 5, 54, 3.)

「罪のないキリストの自由意志による自分以外の人々のための死は、神を説き伏せて、罪

を贖う捧げ物としての力を持つことになった。」(LEP, 5, 56, 8.) 人間は、神の恵みにより、「キリストの霊に、即ち、キリストのからだと血の恵み、効能、功績、力に与り」、そのことによって、「キリストの受肉と受難による癒し」即ち「永遠の幸福」に与る。(LEP, 5, 55, 1. 5, 56, 8. 10.) 「こうしてわれわれがキリストに与るのは、一つには転嫁による。これによって、キリストがわれわれのために行ない、苦しまれたことは、われわれに転嫁されてわれわれの正しさとされる。また一つには、〔キリストの霊の〕常の、現実の注ぎによる。これによって恵みが心の中に与えられる。」(LEP, 5, 56, 11, Cf, LEP, 5, 60, 2.)

「われわれが神の内に現実に居るのは、〔恵みによって〕神のまことの教会というからだの中に、神の子らの共同体の中に、この世において現実に選び取られた時からだけである。……神は神の教会を人の子の肉そのもの、傷つけられ血が流れ出ている脇腹そのものから作られる。この世の人々の生命のために十字架につけられたキリストのからだ、そのために流されたキリストの血は、天国に生きる存在の真の要素である。この要素によって、われわれはわれわれを生じさせた御方と同じもの、その似姿となる。」(LEP, 5, 56, 7.)「信仰は心の知的な性向であるけれども、しかし、闇に対する愛と頑強に結びついた道徳的悪の性癖は、天が照らす光そのものを湿らせ、心の前に輝いているものを心に見させないということは、経験によって知られている。人間は神を愛する者である以上に快を愛する者である。神の救いの真実に対する人間の同意は、繰り返しその真実から引き離されている。堕落した感情の奔流が人間を全く反対の方向に押し流すからである。従って、心が信仰の光の中に留まるためには、闇の虚栄や業とは全く交わりを持たないという同じように不変の決意が意志の中に留まっていなければならない。」(LEP, 5, 63, 2. Cf. LEP, 7, 15, 12.)

「サクラメントは、第一に、神が、生命あるいは救いを与えるキリストの恵みを、それを受けることができるすべての者に分け与える時を知らせるしるしであり、第二に、神が恵みを分け与える人々に要求される条件〔使徒信条に対する信仰と、それに基づく、神に対する謙虚と柔和な従順との証言(LEP, 5, 60, 7. 5, 63, 1.)〕である。」(LEP, 5, 57, 3.)「従って、サクラメントにおける恵みは、サクラメントの創造主である神御自身から受けるのであって、サクラメントの中にあるそれ以外の自然あるいは超自然の特質から受けるのではない。このことから、サクラメントは必要であるということが、また、恵みの創造主が要求する通りにわれわれがそれを行なうのでなければ、それはわれわれの益にはならないということが理解される。何故ならば、神の恵みのサクラメントを受けるすべての者が神の恵みを受けるのではないからである。」(LEP, 5, 57, 4.)「洗礼や聖餐は、神が、われわれの手に永遠の生命に至ることができる恵みを引き渡される有効な手段である、同時に、

その恵みを表わし、示している。」 (LEP, 5, 57, 5.) 「神は、サクラメントが適切に行なわれて、サクラメントのしるしが適切に受け取られるならば、聖化し、癒し、慰め、その他人間の魂の善のためのすべてのことを行なう力のある恵みが、神御自身から生まれ出てくるように制定され、定められている。」 (LEP, 6, 6, 10.)

「神が教会の中に洗礼を制定された目的は、それを受ける人々がそれによってキリストと合体し、そのことによってキリストの一番価値ある功績の御陰で、〔キリストと教会との間の契約の力により(*LEP*, 5, 62, 15.)〕以前の罪のすべてを取り去る転嫁という救いの恵みとともに、未来の新しい生命へと向かう最初の性向を魂の力に与える聖霊という神の力の注ぎをも自分のものとするということである。」(*LEP*, 5, 60, 2.)

「〔聖餐の〕サクラメントにおいてわれわれがキリストに真に、現実に与るのは、われわれに対してそれをキリストのからだと血とするキリストの全能の力の協力によっている。」 (*LEP*, 5, 67, 6.)「われわれにおけるこのサクラメントの効果は、われわれの魂とからだの、罪から正しさへの、死と腐敗から不死と生命への現実の変化である。」(*LEP*, 5, 67, 7.)

以上のサクラメント論の一つの基軸は、教会のサクラメントによることなしにサクラメントの恵みを受けること、つまり新しく生まれ変るということはない(*LEP*, 5, 56, 7. 5, 60, 3.) ということである。

聖職は、神が定められた職務である。(LEP, 5, 77, 1.) 「キリストは教会に、人間の魂に対する権威、それの一部は、罪を赦し、罪をとどめ置く力である権威〔懲戒と叙任の権限(LEP, 7, 11, 6.)〕を与えられた」。(LEP, 5, 77, 7. Cf. LEP, 6, 4, 1. 6, 5, 8. 6, 6, 1. 5. 8.) 「聖職者は、教会における義務を果たすために誠実に行なうことのすべてにおいて、その者と共に、その者の中に、その者を助け、支える霊を持つことがキリストの言葉によって永久に保証されている。」(LEP, 5, 77, 8. Cf. LEP, 6, 6, 4.) 使徒、使徒継承者あるいは聖職者・司祭が「秩序に従い、法に適う仕方で行なうすべてのことを承認する」と主は約束されている。(LEP, 6, 4, 1. 6, 6, 1. 8. Cf. LEP, 5, 77, 1. 6, 6, 10. 8, 4, 9 (4, 10.). なお、教会における司教の統治権限については、第七巻参照。)

しかし同時に、サクラメントにおける恵みは、神から受けるのであって、それ以外のものからではない。(LEP, 5, 57, 4. 5, 68, 12. 第六巻参照。) 悔い改めがいつ起きるか、誰が救われ、誰が地獄に落されるかは、人間にはわからない。(LEP, 5, 49, 2.)

そこで第五巻では、サクラメントにおける恵みは教会のサクラメントなしには与えられないということは、「神の定めの通常の道筋」(LEP, 5, 60, 3.) であるけれども、神はそうではない例外の道筋をも認めておられる(LEP, 5, 57, 4, 5, 60, 2, 7, Cf, LEP, 6, 6, 3, 7, 14,

11.) として、次のように書かれている。

死が迫っている人に対する場合のように、緊急必要な場合、教会の正式の形式を踏まない洗礼、即ち、家庭における私的洗礼や聖職者以外の者(女性を含む)による洗礼は認められるし、教会もそれを認めてきた。(LEP, 5, 58, 4. 5, 61, 2. 3. 5, 62, 3.) 異端者など、教会が聖職者としての権威を与えていない者が授ける洗礼も、「キリストの定めが教えているのと同じ要素で、同じ御言葉の文言とともに、真剣に施される洗礼は、無効ではない。」(LEP, 5, 62, 12.) また、サクラメントを受けることが必然によって現実に不可能である場合、神は完全に不可能なことに人間を義務づけられることはない。この場合、神は、人間の現実の行為の代りに、行為への意志、望み(殉教者などの場合)を、あるいは、両親や教会の意志、望み(洗礼を受けずに死んだ幼児の場合)を受け容れられる。(LEP, 5, 60, 3. 5. 6. 5, 61, 1.) 更に、「主は人間の理解を越えている主の慈悲という密かな仕方で洗礼なしに救いを与えられるということはある。もしも教会が余計な几帳面によって配慮の乏しい妨害、障害を作り、それによって極めて重要な恵みが与えられないということがあれば、教会は人の血を流したという罪を免れることはない。そうなれば、われわれは自分の心の無慈悲の故に滅び、われわれが無慈悲に扱った人々は、言葉では言い表わすことができない神の慈悲によって生きるであろう。」(LEP, 5, 60, 7, Cf, LEP, 5, 45, 1, 2.)

しかし、この例外の道筋においても、「われわれは、本当にキリストに与る者であり、現実にキリストの霊を持っているのでなければ、永遠の生命についてわれわれが語ることはすべて夢であるにちがいない。」(*LEP*, 5, 56, 7.)

- 2. 教会について。
- ①「人間の魂に対する権威」がキリストによって教会に与えられていることについては、 上述。(なお、第六巻参照。)
- ②「目に見える教会」には「神の本当の僕」だけでなく、「神の目には憎むべき人々」もいるという、第三巻で書かれていたことが繰り返されている。人間は、各人の、他人には見えない心が何かを知ることはできない。(LEP, 5, 58, 3. Cf. LEP, 5, 68, 6. 9.)。従って、教会には、偽善者も、聖人も、将来どちらになるかがわからない幼児もいる(LEP, 5, 64, 2.)、否、神に忌嫌われている悪人もいる。(LEP, 5, 68, 6.)
- ③教会としてできるかぎりで、教会構成員となる資格の可能性がある、様々な考えや行ないの人々を教会に受け容れて、できるだけ多くの人々をキリストによる救い、永遠の生命に与らせようとする考えが書かれている。幼児洗礼(*LEP*, 5, 61, 1-4. 5, 64, 2-6.)、女性や異端者、道徳的欠点のある者による洗礼(*LEP*, 5, 62, 1-9.)、異端者や背教者の聖職へ

の再受容(LEP, 5, 77, 4.)容認という教会の伝統的な考えや行ないが弁護されており,更に,われわれは「人間には知ることのできない人間の心の奥底を,神の法や人間の理性が要求する以上に,穿鑿するべきではない」,「キリスト者の慈悲深さと寛大」を働かせて,可能なかぎり多くの人々に,サクラメントを,即ち,赦しと恵みを与えるべきこと(LEP, 5, 68, 9. 11. 12. Cf. LEP, 5, 60, 7.)が説かれている。加えて,聖餐に関して論争している聖餐形式論者,ルター派,教皇派は,このサクラメントの最も重要な点,即ち,キリストと生命は,このサクラメントによって,キリストのからだと血の中に現実に加わってあるということ,人間の魂がキリストの存在を容れるところであるということには皆が同意している,従って,三者の考えが異なる点は,このサクラメントについての教会の基本的な考えには関わりがないとして,その是非を論ぜず,三者の考えを共に受け容れようとしている。(LEP, 5, 67, 2-6, なお,罪の告白と赦しに関しては、LEP, 6, 4, 15, 参照。)

この③の考えは、第三巻で言われている、ローマ教会や異端者も目に見えるキリスト教会と何らかの繋がりの中にあることを認める考えと結びついている。

他方で、本当の宗教はイエス・キリストを救い主と信ずるキリスト教である、キリストを救い主と信じて、その信仰を告白し、キリストを礼拝する人々の集まりが、それだけが、教会であり、その人々だけがキリストにより救われる(*LEP*, 5, 45, 1. 5, 55, 1. 5, 56, 7. 6, 5, 2. Cf. *LEP*, 8, 1, 2. 3. 4. なお、第六巻参照。)、それ以外の宗教は、ユダヤ教か、腐敗、堕落した自然の盲目に生きる異教かである、キリストによらない、そのような人々は救われない(*LEP*, 5, 68, 6. Cf. *LEP*, 1, 15, 2. 7, 24, 19.)とフッカーは考えている。

3. 本当の宗教に対するそれぞれの人間の信仰、神に対する従順は、その人間のすべてのよきもの、徳の源、この世と来世における幸せの源であるとともに、そのような人間の社会の平和と繁栄の源である。何故ならば、人間の法は外的行為だけを要求する(「考えを命ずることは、人間の法の力にはない」(LEP, 8, 6, 4 (6, 5.)、8, 6, 9 (App.1.)、))けれども、神の法は行為だけでなく、とりわけ心において神の法に献身的に従うことを要求している(LEP, 5, 62, 15. 5, 71, 2. 5, 72, 15. 6, 3, 1. 6, 5, 8.)からである。従って、「宗教と正義の結合は非常に自然である」(LEP, 5, 1, 2.)、本当の宗教は、正義の源であり、よき政治の最高の支えでもあり(LEP, 5, 1, 2-5. 5, 76, 1. Cf. LEP, 7, 18, 1. 8, 1, 2.)、人間の社会においては、現世の事柄以上に霊の事柄に対して配慮をしなければならない(LEP, 8, 1, 4.)。そのような宗教において「人間の魂に対する権威」を持つ司祭は、個々の人間においても、一つの社会に集まった人々の共同体においても、コモン・ウェルスの柱である。(LEP, 5, 76, 1.)

4. 人間の社会に不可欠なものは統治であり、統治は「従属関係」を前提としている、対等の人間の集合体は、世俗社会だけでなく、教会でも(*LEP*, 5, 78, 1.)、家庭でも(*LEP*, 5, 73, 1, 2, 3)、混乱を生ぜざるをえない。

「神の法が定めている以外の事柄では、〔社会の中の人間は〕自分の上位の者が出す命令や法によって規制されるようにされている。人間の制定法は、そのような事柄における個々の人間の自由を、公正の規則が許すかぎりで共通の利益のために縮小する。そうしなければ、この世界は全くの混乱となる。」(*LEP*, 5, 71, 4. なお、統治者の権限の限界については、第一巻、第二巻、第八巻参照。)

5. あることが公正と正義に適うかどうかは、公正と正義の一般原則(法)とともに、個別の事情をも考えに入れて判断しなければ、正しい結論は得られない。(*LEP*, 5, 81, 4.) さまざまな状況の多様性は、多くの経験による以外には知られない。(*LEP*, 5, 9, 2-4.) この場合、二つの悪の両方を避けることができない時にはより小さな悪を選ぶ、あるいは、不都合よりもより大きな公けの効用を選ぶことは認められる。(*LEP*, 5, 9, 1. 5, 81, 6. Cf. *LEP*, 1, 8, 5, なお、序、第二巻、第三巻、第三巻、第四巻参照。)

- 7. 第六巻「彼等の第五の主張、即ち、われわれの法は、教会管理権限に属する事柄において、その権限行使のために平信徒長老 Lay-elders をすべての教会において設立はしていないという点で、腐敗しており、神の法と矛盾しているという主張を取り上げる」
- [1] 教会管理 Ecclesiasticall Jurisdiction

教会儀式改革を主張してきた人々は、また、それを支える教会管理の改革をも主張している。「この人々の目的は、霊の権威の鍵をこれまでの統治者の手からもぎ取って、それをすべての会衆集会それぞれの牧者たちに等しく与えることである」。そのために「平信徒は……能力が大抵は乏しく、資格や権利の主張が不当である事柄において、必要な関係者であると主張されている。」(*LEP*, 6, 1, 2. Cf. *LEP*, 5. Ded., 8.)「この人々の教えは、神の法によって、すべての会衆集会には教会管理権を持つ平信徒長老と聖職者が永久にいなければならない……ということである。」(*LEP*, 6, 1, 3.)

教会には、「聖職者の務めを行なうための」「霊の権限 spirituall power」〔cf. *LEP*, 5, 77, 1. 7. 8. 5, 78, 3. 4.〕の他に、「管理権限 power of Jurisdiction」が必要である。(*LEP*, 6, 2, 1.)

「一度社会〔世俗社会あるいは教会〕という形にまで成長した多数の人間はすべて、まさ にそのことによって、とりわけ自分達に服従している者に対して、〔たえず移り変る現世の 中で管理権限を行使する時に〕公けの知恵が共通の善のために都合がよいと判断する事柄を強制することを自然によって正当とされている。」それに対して、「霊の権威とは、この権威に服従している人々に対して、キリストの最も神聖な法とキリスト教会の健全な制定法に従い、その魂の永遠の善のために使われるようにとキリストが与えた権限である。」(LEP, 6, 2, 2, Cf. LEP, 6, 6, 5, 8.)

[2] 悔い改め repentance

1. 神の業

「霊の管理が置かれている一番主要な理由は、人間が神に背いて行なった重大な罪を知って悔い改め、教会が管轄している事柄において、兄弟に対するキリスト教の愛、慈愛に反して加えようとしたすべての侵害を取り除こうとさせることによって、人間の魂の健康と安全のための備えをすることである……。われわれは悔い改めによって、われわれが罪によって傷つける者を宥める。その故に、すべての罪は全能の神の好意をわれわれから奪うから、われわれと神との和解の道は、心の中の密かな悔い改めである。……悔い改めは、神の前でわれわれが従順であることに加えて、罪が他の人間を傷つける犯罪である場合には、個人的な償いへと進まなければならない。更に、神の教会の健全な規律がより模範的な、公けの場での償いを要求する場合には、それ以上に進まなければならない。さて、教会は心の外の悔い改めで、神は心の内の悔い改めで満足するから、常に後者を悔い改めの徳 Vertue、前者を規律と呼ぶ……。悔い改めの規律が働きかける悔悛者には二種類ある…… [悔い改めの務めを] 自発的に求める者と、〔それが〕自分の意志に完全に反する者と……。…… [神の前での〕悔い改めは永久に必要であるけれども、〔人間の前での〕悔い改めは神の教会の法と命令が必要としているかぎりで必要である。」(LEP, 6, 3, 1.)

「人間の心の中の悔い改めの徳は、神の御手の業、神の恵みの果実あるいは結果である。この恵みは、それを見棄てた人々にさえ絶えず差し出されている(黙示録3:20.)。……御業の最初の基礎は、信仰の目を開き、照らすことによって築かれる。何故なら、信仰によってこの〔悔い改めという〕行ないの原理は見出され、知性がこの行ないの原理に最初に同意しなければ、意志の中に悔悛 pœnitencie へと向かう性向は生じえないからである。それとは反対に、死者の復活、来世の裁き、罪人の終りのない悲惨が理解されるならば、これは〔神の復讐と罰に対する〕恐怖を生じさせる。……この〔恐怖〕によって、人間は自分達が恐れる悪を自分にできるならば防ぎたいと願う。」(LEP, 6, 3, 2.)

「しかしながら……われわれの信念が悪を避ける可能性と手段とに思い至っていなければ、〔恐怖〕に続いて悔い改めは起こらない。……すべての悪人の本性は、復讐の恐怖の故

に、自分が一番侵害する者を憎むことであり、憎しみの本性は、耐えることができないものの消滅を願うことである。ここから、神を認めず、頑なに悔い改めを拒む罪人の、神信仰を自分の中で消そうとするすさまじい努力が生まれる。……恐怖が人間に悔い改めへと向かう性向を作り出すのは、恐怖以外の何か他のものがわれわれの中に〔神に対する〕愛〔即ち、神との結合の欲求〕を作り出した時である。われわれの神に対する愛と結合の欲求は、神のすばらしい善についてのわれわれの強い思いから生まれる。とりわけ悔い改めを作り出すこの神の善は、罪にもかかわらず、人間に与えられる神の慈悲である。……神の本性は復讐を嫌い、われわれが罪に頑なさを加えるのでなければ、われわれの従順をすべての悪に対する十分な弁済、償いとして、常に受け入れようとされている……。……悔い改めは、罪を神の法違反である、神の復讐を受けるはずの行為であると考え、それにもかかわらずわれわれが適切な時に神を宥めるならば、その復讐を防ぐことができると考える。」(LEP. 6. 3. 3. Cf. LEP. 6. 3. 4.)

2. 悔い改める者

①悔恨

「さて悔悛者あるいは回心者の務めには、三つのものが含まれている。第一に、罪に対する、意志の嫌悪、第二に、哀願と祈りによる、神に対する自分自身の従順、第三に、現在の改心の業が証言する、新しい生活の決意。……われわれは考え、言葉、行為において神を傷つける。この第一のものに対しては悔恨 contrition が、第二のものに対しては告白が、最後のものに対しては償いの業がふさわしいとされている。

悔恨は……われわれの意志に反してわれわれの中に生まれる自然の情念あるいは苦悶ではなくて、人間の意志がよく考えた上での、罪に対する嫌悪であり、常に悲しみを伴なっている。……悔恨において一番主要なことは、以前には罪を喜んでいた意志が、今では何よりも罪を憎み、避けているという〔心の〕変化である。」(*LEP*, 6, 3, 5. Cf. *LEP*, 6, 5, 1.)

告白と償いは、神に対してだけでなくて、人間に対しても行なわれるから、別に〔LEP, 6, 4, 3.-6, 5, 9.〕論ずる。(LEP, 6, 3, 6.)

「われわれの主, 救い主は, 聖マタイ福音書16章 (16:19.) において使徒たちに神の教会に対する一般的統治 regiment を与えている。何故ならば, 天国の鍵を持っている人々は, そのことによって神の家の執事であるということになるからであり, 神の下でこの人々は神の家族を導き, 彼等に命令を与え, 彼等を裁き, 正す。……神がこの人々に権限を与えたのは……イエス・キリストが一番高い値で購った人々の善のためにそれを使うためで

ある。……この人々の裁きに従うことを拒む,反抗的で頑なな不従順者に対しては,この人々は彼等を教会から追い出し,キリスト者の名誉,権利,特別の権利を剝奪し,その者との交わりが憎むべきものである異教徒や徴税人と同じ者とする権限を身につけている。……この人々が,罪人を縛るにせよ,再び自由にするにせよ……秩序に従い,法に適う仕方で行なうすべてのことを承認すると,主御自身が約束されている。これは,神の教会における導き手,高位聖職者が,〔即ち〕まず主の使徒が,その後は使徒を次々と継承してゆくそれ以外の人々が規律を使い,行ない続ける——その目的は,人間の良心を立ち直らせ,罪を癒し,罪を犯した者を不正から取り戻し,悔い改めによって正しい者とすることである——時の大きな根源の保証である(マタイ伝18:18.ヨハネ伝20:23.)。」(LEP, 6, 4, 1. Cf. LEP, 6, 6, 6, 3.)

②告白

「最初の時代の規律の道筋は、公然の法違反者に対しては公けの場での悔悛の務め、とり わけ告白を行なわせて、教会全体が聞いているところで自分の罪悪を宣言させることであ った……。密かに罪を犯した者は……神の聖職者の中の誰かに話をして、彼を通して他の 者が自分の過ちを知り、適切な救済策を自分に対し定めて、最後に公けの場での告白の後、 すべての者が自分のために神への祈りに加わってくれることを〔当時の人々の、自発的悔 | 悛者に対する好意の故に (LEP. 6. 4. 3.)] 馬鹿げたこととは考えなかった。| (LEP. 6. 4. 2.) しかし、国王や君主がその領地をキリスト教に従わせるようになると、迫害はやんだ けれども、「教会は平和と安全がもたらす悪〔即ち、愛の喪失、教会分離、不和、争い〕に 取りつかれることになった」。そのようなところでは、「〔罪の〕公けの告白は、善意の人間 の安全に危険で有害なものになり……自発的悔悛者は公けの告白をしなくなった。」それの 代りに、ラテン教会は「私的で密かな告白」を定めた。(Cf. LEP, 6, 4, 7. 8.) しかしやが て、〔第四〕ラテラノ公会議〔1215. 教令21.〕は、「すべての人間は少なくとも年に一度司 祭に〔罪を〕告白すべきである」と定めて、告白を「一般的であり、必要」とし、更にそ の後「〔司祭に対する〕私的悔悛は、洗礼後の罪を赦すサクラメントであると規定」された [トレント公会議教令 Session 14 [1551], Chap. 1, 2, 3, 参照]。しかし、そこで、心の外の 悔い改めだけをサクラメント、心の内の悔い改めを徳と考えているにもかかわらず、サク ラメントとしての悔い改めは悔恨、告白、償いから成るとしているのはおかしい。悔恨は 心の中の徳、他の二つは心の外のものであるからである。その上、神の恵みを与えるサク ラメントから赦しが除かれているのは更におかしい。トマスの「悔悛者の務めと聖職者の 言葉とは共にこのサクラメントの本質に必要である」という考えは、それ以後の神学者に

広く行き渡り、トレント公会議はこの考えを受け入れて、「悔悛者の務め〔上記①三つ〕を このサクラメントの質料因、赦しの言葉を形相因」としているからである〔上述教令 Session 14, Chap. 3. 参照〕。その上、償いは、彼等の考えでは、サクラメントの後で終るものであ る。(*LEP*. 6. 4. 3. Cf. *LEP*. 6. 5. 9. 6. 6. 7.)

「罪を明かすことが義務であるところで、罪を包み込み、隠す者は、赦しを期待してはならない、とわれわれは言う。神が御自分に対する告白を要求される理由は、告白においてわれわれ自身の不正……に対する深い憎しみを証言することによって、われわれは、謙遜であるが故に……〔神の〕憐れみとやさしい慈悲をそれだけよく受けることができるようにということである。赦される負債に対するわれわれの思いは、神に対するわれわれの感謝と愛に比例している……。……どんな罪であれ自分が犯した罪を告白しないということは、神の深い恵みによる赦しの恩恵は大きいと見ることをその人間がひどく嫌っているということの明らかなしるしである……。」(LEP. 6. 4. 4.)

その上、「われわれは自分に対しては大抵の場合、痛みの核心のあまりに近くに触れることを恐れて、やさし過ぎる、厳しさのない手を差し出すか、あるいは、えこひいきをしないように努めて、臆病なためらいに陥り、時には二度と元に復することのないほどの極端な心の不安に陥るから、自分の密かな過ちを主イエス・キリストが霊の救済者、贖われた魂の導き手、牧者として教会に残し置かれた人々に打ち明け、その人々から悔悛の義務を課せられることを求めるのが一番安全な道であると人々は考えた。……しかし、ノウァティアヌス派の人々は、教会に反対して、どの人間も自分の聴罪司祭であるべきである、悔い改めを行なうのはわれわれの義務の一つであり、悔い改めを課しあるいは命ずるのは教会の権威の一つではないと十分な根拠なく主張する。真実は別のところにある。われわれの中で一番すぐれた、一番強い人でも、そのような場合に導きを必要とすることがあるであろう。……自分が神に対して犯した罪を進んでひざまずいて告白させ、その結果生ずるかもしれない恥辱、軽蔑、悪評の恐怖によってそれから退かせなかった最大のものは、神の聖人たちの祈りによって助けられたいというその人間の熱烈な願いであった。」(LEP、6、4、7.)

「従って、このように考えて自発的悔悛者は、密かであっても大きく重い罪に対しては、古代の規律に関する教会法が要求していたように、公けの場で悔い改めて告白するのが長い間の慣わしであった。しかし、ギリシア教会が最初に、時経ってラテン教会が、そのような罪人は悔悛と告白を私的にだけ行なって十分であり、それがより都合よいと判断して、この命令を変えた。」その理由は、公けの場での罪の告白は、罪人が自分にとって安全でな

いなどで避けようとする場合が多く、公けにしない方がより多くの人々を悔い改めに導くと考えられたからである。また、洗礼後に一度でも罪を犯した者は、どれだけ悔い改めても交わりに受け容れはしないノウァティアヌス派による教会規律批判を考えてのことでもあった。(LEP, 6, 4, 8.) ギリシア教会ではその後、ネクタリオス Nectarius [コンスタンティノポリス総司教 (-397)] らが、この世の堕落が進んで、私的告白によって教会全体が悪評、恥辱にさらされる危険が大きくなったと判断して、聴罪司祭の職務を廃止し、神の聖秘跡〔聖餐〕への参加は各人の良心に委ねると定めた。(LEP, 6, 4, 9. Cf. LEP, 6, 4, 11.) 古代においては、「悔悛は、自分自身の心の部屋の中で行なわれ、神には見られているけれども、他の人間にはコミュニケートされない、悔悛の指示はすべて神によって課せられ、罪人本人に向けられていること」がよくあった。「しかし、悔悛者が自分は密かに罪を犯して主の聖餐の客にふさわしくない者になったと知って、罪を取り除いてくれるすぐれた行ないの指示を求めた場合、この人々の告白を聞き、その魂の善のためにできる最善の道を助言し、論し、忠告すること、しかし、私的悔悛以上のものを課さないことは、聴罪司祭の務めであった。その罪が広く知られている札付の悪人の場合、この人々を回心させ、裁き、罰することは、教会法廷の務めであった。」(LEP, 6, 4, 11.)

「私的な罪の、公けの場での自発的告白が〔ギリシア、ラテン〕どちらの教会であれ続い ていた(一方の教会では、200年をあまり越えては続かなかったが、もう一方の教会では、 ほぼ400年の間続いた)間、そのような悔い改めの行ないは、次のものだけであった。第一 に、罪を犯した者がその罪をある一人の司祭に知らせて、悔悛の業が課せられることを求 めること、第二に、司教によって課せられた悔悛の業を行なうこと、第三に、それが行な われて終った後、教会全員が聞いている所で神に対する公けの告白、第四に、それに続い て教会の祈り、第五に、その後司教の按手、次に第六に、当事者の、〔神との〕和解あるい は聖サクラメントにおける以前の権利への復帰。」ここでは、「告白がサクラメントの一部 であると考えられていた場合、それは〔私的なものではなくて〕公けのものであった。ロ ーマ教会では、それは今では廃止されている。」現在のローマ教会の信仰、教えはこうであ る。「1. 洗礼後の罪を救うものは、ただサクラメントにおける悔悛だけである。2. 密か な告白は、それの本質的部分である。3.神御自身でさえ、司祭なしに罪を赦すことは今 ではできない。4.司祭による赦しは、罪を犯した者の告白の結果生まれるのであるから、 司祭への告白は、行為においてあるいは少なくとも願いにおいて行なわれるのでなければ、 すべての赦しを完全に排除する……ほどに必要な事柄である。」しかし、これは古代教会に ない考えであり、神の教会の信仰、教えではない。(LEP, 6, 4, 13. Cf. LEP, 5, 57, 4. 6, 5, 9. 6. 6. 2. 3.)

キリスト教の教えでは、「告白は主要な義務であり、ある場合には神に対する告白だけではなくて、人間に対する告白がそうであると認められている。」(*LEP*, 6, 4, 14.)

「公けの告白に関しては イングランド教会では……われわれは毎日全能の神に対する公 けの祈りを、われわれの罪を公けに認めることから始める。この告白では、どの人間も栄 光の神の前にいわばひれ伏して、自分は罪を犯したと叫び、聖職者は、そのように罪を認 めることが本当の悔悛の心から生じている者はすべて皆赦されたと、一つの文で宣告する。 ……私的な告白と赦しに関しては、われわれの場合こうである。赦しを与える聖職者の権 限は公けに教えられ、告白されている。教会がこの権限の使用と行使を縮め、あるいは広 げる権威を持っていることは否定されていない。平信徒には、罪を犯したことを人々に明 らかに示す必要を、そうしなければ罪の赦しは得られないものとして、課せられてはいな い。また、そのこと〔私的告白〕が法に適っていないとか、ためにならないという考えは、 この世がこれまで経験によって見てきた不都合だけを除けば、持たれてはいない。この点 では、イングランド教会はこれまで、人間の隠されている罪は神と自分自身だけに知らせ るのがより安全な道であると考えてきた。しかしながら、聖サクラメントに与る人々に対 する戒め〔サクラメントにふさわしくない者がそれに与ろうとすれば、災いが降りかかる〕 とこの世を去ろうとしている人々に対する慰め〔死の直前に告白された罪を神は赦される〕 が与えられるように特別の注意を払ってこなかったわけではない。」(LEP. 6. 4. 15. Cf. LEP. 6. 6. 17.)

(3)償い

「古代教父たちが償い satisfaction という名で意味したことは、悔悛者が神に対しへりくだり、告白が言葉で言うのと同じことを〔神が満足されるようにと〕悔恨の業によって証言するという行ないのすべてを含んでいる。」(*LEP*, 6, 5, 1.)

「償いは、正義が、侵害された者の満足のために要求する業である。償いはまた、われわれが償う侵害と完全に同等でなければ、正義の目から見て十分な償いではない。従って、永遠、無限の神に対する罪は無限の悪であるから、このことでの正義は当然に無限の償いを要求し、それがなされなければ、罪を犯した者に無限の罰を加える。さて神に対してこのような満足が与えられなければならず、人間はそのような満足を与えることはできなかったから、言葉では言い表わすことができない神の愛、人類を永遠の死から救おうとする神の心は、他の誰にも不可能であったことを仲立ちがわれわれのために行なうよう定められた。それ故に、すべての罪はただキリストの受難の信仰においてだけ赦されるし、どの

人間もこの信仰なしには義とされない。信仰だけがキリストの償いをわれわれの償いとする。しかしながら、それは、罪の後回心によってわれわれをキリストのものとする信仰だけである。|(LEP, 6, 5, 2, Cf, LEP, 6, 5, 3,)|

「神はこのようにすぐれた宝物 [キリストの償いの恩恵] を、信仰を基に悔い改めによって、それ自体としてはどれだけ役に立たないことであっても、しかし神によって〔即ち、神の法において〕求められ受け容れられて、われわれがキリストにおいてキリストの償いの果実を受けることができる、それにふさわしい器とされることを進んで行なうようになっていない人間には与えられない。……われわれの悔い改めとその業が償いと呼ばれるのは、神の正義が要求できる行ないがなされているからではなくて、罪の後の人間におけるそのような悲しみとへりくだりの行ないがわれわれに対する神の憐れみを引き起こし、神はキリストの故にわれわれの従順に満足して、神に対するわれわれの反抗を赦されるからである。」(LEP, 6, 5, 3.)

「悔い改めとは、われわれの中のある美徳あるいは徳の習慣と働きを意味する名である。 償いとは、それの神あるいは人間に対する結果である。〔従って〕償いは、〔相手の側の〕 受け容れ、和解、友好を意味している……。……人間と神との間では……主イエス・キリストは、全世界の罪のために差し出された無限の価値ある贈り物、即ち、御自分のからだという一番価値ある、宥めの捧げ物によって、一度の行ないでわれわれを神と和解させ、神の一般的、無条件の赦しを贖い、神の憤りを人類から取り除かれたということは真実である。しかし、われわれはそれ故に悔悛の務めがわれわれの側で必要がないあるいは効力がないと考えるべきではない。……キリストが御自分の償いによって、〔神の法に定められた〕われわれが〔悔い改めた者として〕当然に行なうべきことを神が受け容れることのできるものにされたが故に、神はそれを償いとして受け容れて宥められる……。……キリストがわれわれをキリストの下で働く、キリストと同じ祭司にされたのは、われわれが、生き続けているかぎり、神に賛美と感謝を捧げ、罪を犯す時には砕かれた悔恨の心という償いあるいは宥めの捧げ物を差し出すためである。」(LEP、6.5.4)

「それにもかかわらず、神は、罪を犯したある人々に対し、赦しの後、〔改めて〕罰を課せられる〔ことがある〕……その人々のより健全な改心〔正しい人の試練〕のために、あるいは、この現世における他の人々に対する警告のために……。しかし、神が罪を赦される人々に対しては、その赦しはそれだけで、復讐の罰からの十分な絶対の完全な解放であることは確実である。神が復讐の罰を加えると言われる時はどこでも、人間が悔い改めれば取り消すという意味でしか言われていない(エゼキエル書33:14,15.)。また、この罰が

課せられるのは、悔い改めずに頑なである者に対してだけである(ロマ書 2:5.)。」(LEP, 6,5,5.)

「償いの業の中で一番尊ばれているものは、これまで常に次の三つ、祈り、断食、施しの行ないであった。……これとは反対に、世界中にある一般的腐敗の山は、神の忘却、肉欲の満足、現世のものに対する限度のない欲求、神冒瀆、放埒、強欲に他ならないではないか。悔い改めのすべての務めは、次の二つの特性を持っている。務めの行ないにおける痛みと本性における罪への敵対。」(LEP, 6, 5, 6.)

「われわれの罪には……〔特定の人間に対する侵害であって〕特定の人間に対する償いが要求され、この償いがされなければ悔い改めは全く空虚、無効である性質のものがある。……この場合常に要求される第一のものは、(能力があれば)〔侵害した物の〕賠償 restitutionである。」(*LEP*, 6, 5, 7.)

「さてわれわれが神あるいは私人を宥める務めは、密かに行なわれて十分であるけれども、しかし、教会に対しても償いがされなければならない場合、古代の規律がそれに加えて、悔恨の外的なしるしが示され、罪の告白が公けの場で行なわれ、人々の前に回心の証しとなる業が明白であることを要求したのは、この目的のために不必要ではなかった。この場合、〔偽善者が人間を騙した時〕人間の心を見る神は……人間の手の届かないところにある事柄に関して僕の裁定を正される、あるいは、〔教会がこの騙しを見抜いた時〕教会が解こうとしなかった者を神御自身はつないでおかれたことに疑いはない。……この規律によって……悔悛者の心には……〔罪に向かうの〕とは反対の習慣と、以後永久に……あの罠に落ち入るまいとする用心深さとが生み出された。」(LEP, 6, 5, 8.)

「サクラメントとしての償いを作り上げた人々〔教皇派〕について言えば、この人々は、 償いが行なわれる前に赦すという、奇妙なさかさまの道筋を持ち込むことによって、それ まで教会において守られてきた自然の順序を変えるとともに、その上に順序を間違えたこ の行ないによって、償いの目的についての幾つかの誤りを生み出した。

この人々の考えでは……神は、罪とそれに当然に属している永遠の罰を赦される時、それにもかかわらず地獄の火の苦しみを、人間の罪の性質に従い、短いあるいは長い間味わうようにと取っておかれている。しかし、神と人間との間にはある(いわば)合意あるいは契約があって、それによって司祭が赦しの後に行なうよう定めた業は神を満足させて、それがなければ罪に対して課せられる罰を、神は赦し免除されるということである。

さてこの人々は、司祭が定めることを行なえば、それで十分であるということをどの人間にも確信させることができない。何故ならば、司祭は罪と償いとの価値の同等を決め、

確立する力を持っていないが故に司祭にはそれはできないからである。(しかし,悔悛者が償いの債務を全部あるいは一部果たさずにこの世を去るならば,魂は,すべての債務が果たされるまで,言葉では言い表わすことができない苦しみの中に居続けなければならないという,この人々の考えは揺がない。)従って,この場合これを助け和らげるために,仲間の人々に業を行なってもらうように,その人々の祈りと捧げ物が,債務を負ったまま死ぬ魂のために神を満足させるように,この人々は勧める。ここから,司祭に対する限度のない謝金,多数の祭壇や墓の建築,教会を多数の壮麗高価な贈物により富ませること,土地や豊かな財産の宗教共同体への遺贈が,友人,両親,妻,子供のことを全く忘れて……生まれてきた。

しかし見よ。これがなされても、どれだけそれが役に立つか、人々は確信が持てない。従って、この人々のこれまでの作り事の最後を飾るのは……キリストの聖人たちは〔キリストと〕同じ恵みの特権を手に入れており、自分達が行なうあらゆるよき業が自分のためになる功績があるだけでなくて、他人のためとなりその罪の償いとなる、あるいは、自分が重大な罪を犯した時に、神を満足させるために、神が正義において要求するあるいは期待することができる以上のことを行なっている、余剰は〔キリストがなされたことと合わせて〕共同の貯えの中に流れ込んで……この宝庫から、債務履行の遅れている人々が他の手段では解消できない滞りに対して神を満足させるとこの人々は考える。そういうことにするために、司祭の赦しがなければキリストは永遠の死を免除しないというのがこの人々の教えであるように、教皇の認可がなければ、地獄の魂は苦しみからのどんな一時的解放をも受けることはできない、教皇からの赦しのサクラメントは、司祭の赦しが永遠の死からの解放に必要であるのと同じように、このために必要であるとこの人々は教えざるをえない。この裏門を通って、教皇免罪符の全市場は入って来る。教皇には測り知れない利益、他の者には分捕り物、神と人間に対しては軽蔑の種である。」(LEP、6、5、9、Cf. LEP、6、4、3、6、6、6、7.)

3. 赦し Absolution

「キリストは……その使徒とキリストの御言葉のために働く聖職者に、キリストの名において罪人を赦す権威を与えられた。」(*LEP*, 6, 6, 1.)

悔い改めに関して、ローマの教えとわれわれの教えとの間には大きな違いがある。「われわれは主として心の本当の内的回心を基にしている、彼等は外的な見かけの業により重きを置いている。われわれは何よりも、この世の始めから終りまで全く同じである悔い改めを、彼等は自分達が考え、作り出したサクラメントにおける悔悛を教えている。われわれ

は、罪で傷ついたどの魂もがどのようにしたら癒されるかを自分で学び取ることができるように教えるよう努めている、彼等は全く反対に、「赦しが当然に望まれる特別の場合を除いて(LEP、6、6、3.)」司祭が関与しなければすべての傷は癒されないと思わせようとしている。……〔彼等の考えでは〕悔恨あるいは心の嘆きは、司祭がそれを要求するまでは、また、罪を認めるのは、司祭が要求する言葉でなければ、祈り、断食、施し、自分がした行為に対する償い、賠償は、司祭によってまず課せられるのでなければ、〔罪を取り除くのに〕役に立たない。……洗礼の後に犯された大罪の救いの手段は悔悛のサクラメント以外にはない、悔悛のサクラメントは、質料あるいは形相が欠けていれば、ない、これらの義務をこのサクラメントの質料部分とする道は、われわれがそれを司祭から要求されたものと考えるのでなければ、ない。われわれの主、救い主は、御自分の司祭たちを〔神との和解の〕裁き人と定められた〔マタイ伝16:19.18:18.〕……と彼等は言う。……今では神御自身の力ではどの人間をも赦すことはできないのである。」(LEP、6、6、2. Cf. LEP、6、4、13.)

「救い主は〔上述マタイ伝〕の言葉によって罪深い魂の裁き人を定め、その裁き人に罪の赦しの権威を与え……られていることはその通りである。……しかしながら、この〔司祭の管理権限〕には、この世のどの管理権限にもある二つの限定が伴なっている。一つは、それの行使が適切な秩序に従い行なわれること。もう一つは、それが適切な限界を越えないこと、即ち、この限界あるいは限定によって、悔悛の管理権限には罪を赦す権限が与えられているけれども、しかし、その権限なしでは人間のどんな罪も赦されないという至上の権限が与えられているのではないという限定が付けられている。〕(LEP, 6, 6, 3. Cf. LEP, 6, 4, 1.) 聖職者による赦しの力に関しては、われわれは、「その赦しは、神の最も恵み深く、慈悲深い赦しを確実であると保証する」と考える。彼等は、「それは現実に罪を取り去る」と考える。(LEP, 6, 6, 4.)

「罪の赦しのためには、二つのことが必要である。恵み、これは悪を取り去る唯一の原因である。そして悔い改め、これはわれわれに要求される義務あるいは条件である。悔い改めをあるべきものにするために、神は、心の中の誠実と、それと結び付いた、悔い改めにふさわしい、便宜な務めしか要求されていない。前者は、全くわれわれ自身の良心に関わり、後者は、神がこの法廷の裁き人に定められた人々によって一番よく判断される。……〔後者に関しては〕神はこれまで、とりわけ、弱い、臆病な、こわがりの人間の心を強くするために、罪人を赦す権限を神の教会に与えてこられた。……

聖職者による赦しの宣言は、従って、二つの効果を持っている。罪に関しては、それは

ただ、われわれが〔神によって既に(*LEP*, 6, 6, 12.)〕罪から解き放されて、神の恩恵を再び受けることになったと宣言するだけである。しかし、聖なる、神の秘跡に与る権利に関しては、われわれは罪によって……〔教会から〕それに与るにふさわしくないとされたけれども、明白な悔い改めに基づいて、教会はわれわれの自由を回復させ、われわれがつながれていた鎖を解き、過ぎたことをすべて赦し、道を誤ったことがない場合と同じように、帰ってきたわれわれを受け入れる。

救い主が教会に与えられた権限は二種類である。一つは、自発的悔悛者に対してだけ、もう一つは、教会懲戒によって改心に導かれる者に対して行使される……。……前者……においては、つなぎ、解く、赦し、拘束するということは、罪人に関して、外的なしるしによって推測されることに従い宣告するだけのことである。何故ならば、罪を犯した者の魂において現実に罪の除去あるいは継続を作り出すことは、司祭の行ないではない……からである。それとは反対に、後者の霊の管理権限は、懲戒によって人々に生活の改善をせざるをえなくさせるから、神の聖職者は、神がなされたことを宣言、表示するより以上のことを行なうというのが真実である。」(LEP、6, 6, 5.)

この「罪を赦す教会の権威と権限」に誤って反対した人々がいる。テルトゥリアヌス Tertullianus やノウァティアヌス Novatianus は、「偶像崇拝、流血、姦淫、罪深い肉欲」の 罪を犯した者は「来世における全能の神の意志だけに委ねられる」と主張した。(*LEP*, 6, 6, 6.)

一方,この教え〔罪をつなぎ、解く教会の権限〕を基本的には認めているけれども、腐敗した行ないによって堕落した者がいる。「教皇教会では、われわれが人間〔聖職者〕から隠すことを神御自身は決して赦さないと主張されている。」この考えを基に、教皇教会は、罪を告白した多くの人々に対し、赦しの後に償いの業を課して、それが完全に果せない人々には教皇の赦しが必要であるとして、教皇免罪符を大量にまき散らした。(*LEP*, 6, 6, 7. Cf. *LEP*, 6, 5, 9. 6, 6, 6.)

「罪の行ないは、神の法に反するすべての行為、言葉、考えである(ヨハネ第一書3:4.)。行為そのものは続かないけれども、しかし、悪い性質は永続し、それによってその魂を神の目に不正で醜いものにする(マタイ伝15:19.)。……悪しき者は、〔神の正義により〕その罪の綱につながれる(箴言5:22.)。神だけが、その測り知ることのできない裁きの恐ろしい裁定によって罪人の手足を縛るのではない。時には教会もまた、その規律の懲戒罰によって縛る。従って、罪を犯した者が悔い改めに基づき、同じ規律によって赦される時に、教会は自分が課した拘束だけ……を解く。……神は、その霊の聖化する恵みによって、

罪の汚れを洗い清める(コリント前書 6:11. テトス書 3:5.)。罪の罰に関しては、神以外に誰もからだと魂を地獄の火に投げ込む力を持っていない、従ってまた、それを救い出す力を持っていない。

聖職者による個人の赦しの宣言については、それは神が〔既に(LEP, 6, 6, 12)〕行なわれたことの宣言にすぎない。……神だけが御自分で罪を赦す、魂を心の中の汚れから浄め、永遠の死の債務を解く。そのように大きな特権を神は司祭に与えていない。それにもかかわらず、司祭は……誰がつながれ、誰が解かれたかを宣言する権威を与えられている。……司祭は、償いを課すことによってつなぎ、聖餐の交わりに受け入れることによって解くと言うことができる。……悔い改めの規律は、公けのものであれ、私的なものであれ、人間を内的回心の徳へと導く外的手段として定められた……。従って、このことが作り出されたと明白なしるしによって思われる時に、それに続く赦しは、人間を罪なしと(することはできないけれども)宣言するだけの働きをしてきた。」(LEP, 6, 6, 8. Cf. LEP, 6, 6, 12.)

教皇教会の人々がこの点でキリストを離れたのは、「この人々が、私的悔悛の規律はサクラメントである、赦しはこのサクラメントの外的しるしである、新約におけるすべてのサクラメントの外的しるしは、それが示しているものの原因であるし、また、それが本当に生み出すもののしるしでもあると考えるからである。」(Cf. LEP, 6, 6, 12.)これはトマスの考えに(完全にではないけれども(LEP, 6, 6, 10.))従ったものであるけれども、Scotus、Occam、Petrus Alliacensis らは正しくもこう反論した。「新しい法のサクラメントは、それ自身が持っている力によっても、また、超自然的にそれに与えられた力によっても、本来恵みを作り出す原因ではありえない。サクラメントが恵みを作り出すあるいは与えると言われるのは、全能の神の意志が、サクラメントにそのような効力を与えるということではないけれども、その効果を作り出す聖職の務めの中に御自身が現におられるということであるからである。その効果は全く神からだけ生まれる。人間の魂の中に入ることができる現実の働きは、サクラメントにはない。」(LEP, 6, 6, 9.)

われわれはこう考えている。「神は、サクラメントが適切に行なわれて、サクラメントのしるし〔要素と御言葉〕が適切に受け取られるならば、聖化し、癒し、慰め、その他人間の魂の善のためのすべてのことを行なう力のある恵みが、神御自身から生まれ出てくるように制定され、定められている。」(*LEP*, 6, 6, 10. Cf. *LEP*, 6, 6, 11.)「どのようにして恵みがサクラメントから生まれ出てくるのか」は、人間にはわからないけれども、神はそう教えておられるのであるから、「われわれの知性はこの点で信仰に従い、理性は信仰に道を

譲るべきである。」(LEP, 6, 6, 11.)

トレント公会議も、「悔恨は愛によって完成されると、罪を犯した人々が現に悔悛のサク ラメントを受けに来る前に、いつもその人々を神と和解させている。」と定めている。教皇 教会の人々は われわれのこの考えに反対して キリストは 「天上で解かれることを あ なたがたは地上で解く」ではなくて、「あなたがたが地上で解くことは、天上でも解かれ る」と言われていると言う。しかし、「キリストがどう言うべきかを、われわれから教えて もらう」というのは誤りである。(*LEP*. 6, 6, 12.) そこで「この人々は……罪の赦しを〔聖 職者の〕赦しの結果とするために……二つの策略を考える。第一に、悔悛者の多くには、 心の後悔 Attrition だけがある。この後悔は、愛がなくて、恐怖から生まれ出る悲しみであ るとこの人々は規定し、このような者に対し、「聖職者の」赦しは、現実に罪を取り除く悔 恨を与えるとこの人々は言う。第二に、悔恨即ち心の内の悔い改めが赦しなしで心を浄め る場合でも、そういうことが起る理由は、そのような悔恨者が〔司祭から(LEP, 6, 6, 14,)〕 赦しを、現実には得ていないけれども、得ようとし、願うからである〔と考える〕。」→① 「われわれは、罪の赦しは常に、現実に得たあるいは願った赦しの結果生まれるという明白 な結論に反対ではない。しかし……〔聖職者の〕赦しの言葉が悔恨を注ぎ入れるのであれ ば、悔悛者がそれにふさわしい者であって、悔恨を伴なっているかどうかを観察する必要 はどこにあるのか。| (LEP. 6. 6. 13.) ② 「[司祭の] 赦しが [神によって] 命じられてい るということを前提にすれば、それを願うことは従順であり、従順はその場合、悔い改め の徳の一部である。この徳が、悔い改めのサクラメントなしに、罪を取り除く力があると するならば、赦しのサクラメントはこの点では何の効果もない、悔恨の徳がすべてのこと をするということではないか。| (LEP. 6. 6. 14.)

「われわれの心は、犯した罪から良心が解き放たれる時に満足させられる。何故ならば、われわれは、自分の最も憎むべき罪を自分の中で知っており、しかし、〔そこからの救いの道を示しておられる〕神のわれわれに対する慈悲と恵みを知らないかぎり、心が知識の欠如の故に獣と変らないか、あるいは、自己中心の無信仰によって全く頑なであるのでなければ、罪の後悔は、命取りとなる蛇の刺し傷のように、心の中にあるからである。〕(LEP, 6, 6, 15.) 悔悛のしるしがどれだけあれば赦されるかを人間が決めることはできない。「人間の悔悛において神が主として顧慮されるのは、人間の心である(エレミヤ書29:13. ヨエル書2:12.)。心こそが悔い改めを誠実なものにし、誠実こそが神の目に喜ばれることであり、神のこの好意こそが、神の僕の誠実な、心からの、真の務めを恵みにより受け入れて、それに欠けていると思われることを補われるものである。」(LEP, 6, 6, 18.)

第六巻には、現在に伝わっているフッカーの原文では、表題にある改革者の主張に対する反論は書かれていない。第六巻の中心は、第一巻、第五巻で主として論じられていた、人間が自分の快や利益だけを追い求めて神の法に反することを厭わない生まれつきの状態から、自然法を自分の意志により行なおうとする人間に生まれ変る「人間の再生」において、人間の側の要である、それ故に、教会による霊の管理が関わる一番重要な事柄である、サクラメントと密接に結びついた「悔い改め(悔悛)」の、成立、本性、構造の解明である。

1. 悔い改めを作り出し、それに基づいてその人間の罪を赦し、魂を心の中の汚れから浄めるのは、神、即ち、神の恵み、慈悲である。(LEP, 6, 3, 2. 3. 6, 6, 5. 8. 15. 18.) 人間は、神の法に反しているという、神に対する無限の罪に対して、神の正義が要求する、侵害と同等の償いを自分の力で果すことはできない。しかし、神は、そのような罪の結果である永遠の死から人間を救うために、その償いを罪のないキリストが行なうよう定め、キリストの受難を心から信じて、悔い改めによって、キリストの償いに与るにふさわしいことを誠実に心から行なうようになった人間、言い換えれば、回心によって自分をキリストのものとする人間、愛によって完成された悔恨に辿り着いた人間を、神の正義が要求する十分な行ないがなされているのではないけれども、神は、そのような人間の悲しみとへりくだりを憐れみ、キリストの故にわれわれの従順に満足して、赦される。

従って、神は恵み、慈悲によって赦しを与えられるけれども、それは全く無条件にではなくて、神の慈悲、恵みとともに、人間の側の、キリストの受難に対する信仰を基にした悔い改め(心の中の誠実な悔い改めとそれにふさわしい業)がなければ、与えられない。 (LEP, 6, 5, 2–5, 6, 6, 5, Cf. LEP, 6, 6, 12.)

- 2. 悔い改めの核となる要素は、心の中の悔恨、即ち、よく考えた上での罪に対する嫌悪と、それに基づく、神に対する、ある場合には人間に対する、罪の告白及び同じく侵害した相手である神と人間に対する償い、即ち、新しい生活の決意に基づく改心の業である。 (LEP, 6, 3, 5. 告白については、LEP, 6, 4, 2, 3, 4, 7, 13, 14, 15., 償いについては、LEP, 6, 5, 6, 7. 参照。) これによって神は、キリストによる償いの業故に、人間と和解し、人間の良心は立ち直り、罪は癒され、罪を犯した者は不正から取り戻され、正しい者とされる。 (LEP, 6, 4, 1,)
- 3. 悔い改めに関わる教会の働きについては、「神は、サクラメントが適切に行なわれて、 サクラメントのしるしが適切に受け取られるならば、聖化し、癒し、慰め、その他人間の 魂の善のためのすべてのことを行なう力のある恵みが、神御自身から生まれ出てくるよう

に(どのようにして恵みがサクラメントから生まれ出てくるのかは、人間にはわからないけれども)〔サクラメントを〕制定され、定められている。」(LEP, 6, 6, 10. Cf. LEP, 6, 6, 9. 11. 8, 6, 11. 第五巻のサクラメントに関わる個所参照。)

主, 救い主は,「神の教会における導き手, 高位聖職者 (使徒とその継承者)」(LEP, 6, 4, 1.) あるいは「聖職者 (司祭)」(LEP, 6, 6, 1. 5. 8.) が,「秩序に従い,法に適う仕方で行なうすべてのことを」,従って,この人々が自分達の裁きに従うことを拒む頑なな不従順者を教会から追い出すことを,また,明白な悔い改めに基づいてこの人々を再び教会に受け入れることを承認すると約束されている。(LEP, 6, 4, 1. 6, 5, 8. 6, 6, 1. 5. 8. 10. なお,序,第五巻,第七巻参照。)加えて,教会即ち教会統治者が共通の善のために頑なな不従順者に対し強制力を行使することは、自然によって正当とされている。(LEP, 6, 2, 2. Cf. LEP, 7, 3, 1, 7, 18, 5.)

罪を赦すのは神であって、教会の聖職者ではないから、個々の人間の罪の赦しに関しては、教会の聖職者は、主から委ねられた権限に基づき、この者の罪は神によって赦されたと、明白な外的しるしに基づいて宣言する、言い換えれば、「聖職者による赦しは、神の最も恵み深く、慈悲深い赦しを確実であると保証する」。(*LEP*, 6, 6, 4. 5. 8.) また、聖職者は、罪を犯した者に対して懲戒罰を課すことにより、その者を回心へと導く権限を持つ。(*LEP*, 6, 6, 5. 8.) 聖職者は人間であるから、判断を誤ることがありうる。人間の心を見る神は、その時、人間の誤りを正される。(*LEP*, 6, 5, 8.)

司祭のこの管理権限には、当然にこの世のどの管理権限にもある二つの限定が伴なっている。 1. それの行使が適切な秩序に従い行なわれること、 2. 神の法が示す適切な限界を越えないこと(この権限なしには人間のどんな罪も赦されないという至上の権限が与えられているのではない)。(LEP, 6, 6, 3.)

4. 悔い改めについての以上の考えを基にして、ローマ教会が作り出した悔悛のサクラメントが批判されている。批判の要は、ローマ教会が、悔い改めを作り出し、罪を赦すのは神の恵みであるということに反して、悔悛のサクラメントにおける司祭の赦しがなければ罪の赦しはない、この司祭による赦しこそが現実に罪を取り去るとしていることに対して(LEP, 6, 4, 13. 6, 5, 9. 6, 6, 2. 4. 7. 9. 13. 「これは、外的な見かけの業により重きを置いている」(LEP, 6, 6, 2.))であり、更に、サクラメントに、償いが終る前に赦すという、自然とは逆の道筋を持ち込み、そのことによって、償いを十分に済ませないまま死んだ人々の赦しのために、仲間の人々に教会や聖職者に対する限度のない金品の贈与を行なわせるとともに、教会にはキリストや聖人たちのよき業の余剰の貯えがあるとして、教皇免罪符

を大量に売りさばいたことに対して (*LEP*, 6, 5, 9. 6, 6, 7. Cf. *LEP*, 6, 4, 3. 「これは、神と人間に対する軽蔑の種である」(*LEP*, 6, 5, 9.)) である。

表題にある「平信徒長老」について、現在に伝わっている第六巻本論は何も言っていない。「教会管理権限」については、それは「霊の権威」とは別のものであり、教会に共通の善のための強制を伴なう権限であるという一般論(LEP, 6, 2, 1. 2. Cf. LEP, 6, 6, 5. 8.) と、教会管理権限の一番主要な目的は、人間が自分の罪を知って悔い改め、自分が犯した侵害の告白と償いを行なわせることによって、人間の魂を不正と腐敗から立ち直らせることであること(LEP, 6, 3, 1.)、及び、教会即ち教会聖職者あるいは高位聖職者には、「罪人をつなぎ、解く」権限が神から委ねられていること(上述3参照)を述べた所があるだけである。しかし、これらのことと合わせて、LEP, 3, 11, 20. 5, 76, 1. 5, 77, 1. 2. 7. 5, 78, 1. 2. 7, 5, 1. 7, 14, 10. 13. で述べられていることをも考えれば、「罪人をつなぎ、解く」権限を神から与えられていない平信徒長老が「つなぎ、解く」ことを一番主要な働きとする教会管理権限を持つことは、神の法に反しているとフッカーは考えていたと推測される。(LEP, 6, 1, 2. 3. Cf. LEP, 5, 21, 3. 5, 25, 3. 5, 76, 2.) LEP, 7, 14, 13. では、「教会法によって霊の管理権限を与えられている司教が、平信徒長老の同意なしでそれを行使することは、暴政ではない」と書かれている。

8. 第七巻「彼等の第六の主張, 即ち, 教会にはわれわれの司教のような権威と名誉を与 えられた司教は存在すべきではないという主張」

[1] 司教の統治権限

この国において改革を熱烈に志向する人々は、貴族、法律家、高位聖職者という三つの階層を取り除くべきであると考えている。(LEP, 7, 1, 1.) しかし、「今では1500年以上キリスト教会は司教の聖なる統治の下で続いている。そのように長い間、キリスト教が、世界中のどの王国であれ、打ち立てられた時に、この種の統治以外の統治を伴なっていたということはなかった。この種の統治は神によって定められたものであるということは、この世のそれ以外の種の統治がすべて神によるものであるということと同じく、私は自分としては確信している。このイングランド王国において、ノルマン人以前、いやサクソン人以前にキリスト者はおり、彼等の魂の主たる牧者は、司教であった。」(LEP, 7, 1, 4.)

のである。「〔教会〕では最初すべての教会統治者(使徒行伝20. フィリピ書 1:1.)に……適用されていたけれども,しばらくして……一番主要な統治者だけ……を表わす独自,固有の言葉となった。…… 〔より容易に,より多くの時に,より多くの人々に観察される〕共通の性質や働きを表わすために付けられた名は,その名が限定されたものを表わす……場合よりも古い……。……しかし,事柄自体はその名よりも常に古いから,それと同じように,限定された言葉の使い方が意味する事柄は,その言葉の限定よりも古い。」従って,使徒が書いたものに「司教」の限定された使い方はないが故に,そのようなものはその時なかった,とは言えない。(LEP, 7, 2, 2.)

「〔その本性から言えば〕司教は、神に仕える聖職者であり、この者には永久に続くものとして、他の司祭 Presbyters が持っている御言葉とサクラメントを執り行なう権限だけではなくて、それに加えて、教会人を叙任する権限、かしらとして平信徒だけでなく司祭をも統治する権限、管理権限により牧者自身の牧者である権限が与えられている。……司教は、最高の牧者であり、〔特定の場所に縛られない〕一般的な司教であるか、限定された〔地域の〕司教であるかどちらかである。」(LEP, 7, 2, 3,)

「われわれの現在の司教統治において、二つのことが不満だと言われている。一つは司教の大きな権威、もう一つは大きな名誉である。われわれの司教の権威に関して、敵対者が不満である第一のことは、司教がそれ以外の聖職者に対して持っている優越である。〔この人々は〕しかし、ある種の違いと不平等が〔賜物と恵みに関しては不平等は明らかであるから〕聖職者の間にあることは法に適っているということを認めている。……更に、序列の優位を〔特定の共同の行為において、その行為の間だけ一人の主たる行為者を認めているように〕否定していない。……彼等が不満である不平等は、御言葉とサクラメントの聖職者の一人が他の聖職者に対して持っている永久の優越、あるいは、いかなる程度であれ、命令、裁判、強制の権限の優越である。これとは反対にわれわれは、不平等は、即ち、御言葉とサクラメントの聖職者である司教に対し、他の聖職者に対する永久の優越を、否、命令、裁判、強制の権限の永久の優越を与える不平等は、認めることができる、法に適った、よいことであると主張する。」(LEP、7、3、1.)

1. 司教統治の起源

「キリスト教会における最初の司教は、キリストの聖使徒であった。……世界中に福音を 宣べ伝えるようにとキリストによって遣わされた者として使徒と呼ばれ、また〔教会にお ける〕統治の配慮が委ねられたが故に司教 ἐπισκοπὴν と名付けられたこの人々は〔この両 方の務めをした〕。ἐπισκοπὴ という言葉は……その人々が他の人々に対し統治のかしらであ るということを証明しない(ことを私は認める)。しかし……霊におけるかしらであった……。従って,使徒は一般的な司教であった。」(LEP, 7, 4, 1. Cf. LEP, 7, 2, 2. 3.)しかし,必要な時には,限定された地域の司教として働いたことは否定できない(ガラテヤ書 2:8. テトス書 1:5.)。(LEP, 7, 4, 2.)「やがて使徒は〔他の聖職者に〕司教の権威を与え,それがその権威を持つ者において常に続くようにした。……従って,使徒はこの権威を持つ最初の人々であった。使徒以後この権威を秩序に従い持つことになるそれ以外の者はすべて,法に適った使徒継承者である。」(LEP, 7, 4, 3.)

「使徒によって立てられた教会はすべて,使徒から同じ信仰,同じサクラメント,同じ形態の公けの統治を受けとった。使徒によって最初に定められた統治形態は,俗人即ち平信徒は教会人共同体 a Colledge of Ecclesiastical persons [cf. LEP, 5, 80, 2. 7, 8, 2. 7, 14, 13.] に従うということであり,そのために〔教会が打ち立てられた〕どの都市にもこの教会人たちが任命された。この人々は,使徒の文書では時には Presbyters,時には Bishops と呼ばれている。……この教会人たちは,その時 Presbyters とも Bishops とも呼ばれていたけれども,すべての者が,彼等を治めるために神が任命されたより高位の統治者であるパウロに従っていた(使徒行伝20:17. テモテ前書1:3. 5:17. 18. 19. 22.)。」(LEP, 7, 5, 1.)

「しかし、使徒はすべての教会に居ることはできなかったし、また……やがてそれぞれの教会の統治者たちの中で張合い、不和、争いが起こり……誰かが他の者に対して司教としての権威を与えられて、この一人が定住して秩序を保ち、多くの主体の対等が無秩序と不和の原因である事柄において優越するあるいは最高の権威を持つことができるのでなければ、十分な救済を与えることはできないようになった。〔この長としての統治者がその権威を確立したのは、彼等だけが司教と呼ばれるよりもずっと前であった。この階層は世界中に広まり、〕「教会の外的存在は、司教が居ることにある」という考えが一般的に受け入れられるようになった。……〔この統治体制は〕聖霊がキリスト教会を秩序づけるために非常に豊かに注がれた人々によって打ち立てられて、事前に神の任命があったか、そうでなければ事後に神の是認があった、それ故に……古代ユダヤの統治(出エジプト記18:19.)と同じく、神の定めであると認められることに疑いはない。」(LEP、7、5、2. Cf. LEP、7、11.10.8.3.1 (2.5)、(2.6)。)

「ヒエロニュムスは、限定された〔地域の〕司教の統治を使徒が作り出した伝統と呼んでいる。……教会の全体〔即ち、普遍教会〕は、全体の同意を得て、しかも、必要である場合には、まさに使徒の制定法〔即ち、司教統治のように、絶対に必要ではないものを定め

る法〕を、もしもそれを変えてはならないという〔神の〕掟がなく、また、時代の変化により、神が最初に制定された真の理由が明らかに取り除かれていることが教会に明白である場合には、変える権限を持っているとわれわれは〔考える〕。……普遍教会が変えることができ、しかも変えていない〔制定〕法が変えられずに長く続いている場合には、聖ヒエロニュムスは、そのような制定法は、神御自身が制定されたものであるけれども、それの継続は〔普遍〕教会の判断によると考えたと思われる。……〔このヒエロニュムスの考えは〕理に適い、分別あり、わかりやすい。」(LEP, 7, 5, 8. Cf. LEP, 1, 15, 1.)

2. 古代における司教統治の権限

「司教は,第一に〔神の権威に基づく (LEP, 7, 6, 8.)〕秩序権限の広がりにおいて,第二に管理〔即ち,統治 (LEP, 7, 6, 7. 8. 10.)〕に属する権限において,〔他の司祭より〕優れていた。」(LEP, 7, 6, 1.)「〔前者には〕聖処女ややもめを神と神の教会に対する務めに与らせるための聖別……助祭や司祭の叙任,秩序権限を他の者に与える権限……〔更に,大抵の所では〕堅信〔があった〕。」(LEP, 7, 6, 2, 3, 4.)

3. 古代における司教統治の仕方

「司教は教会において、そこに居るそれ以外の人々よりも高い地位を持っていた。何人かの司祭が常にそこで司教を助けていた。平信徒の監督においては、これらの司祭は何らかの仕方で司教補佐であった。」(LEP, 7, 7, 1.)司教は自分の下に、助祭の監督として大助祭 Archdeacon(彼自身は司祭である)を、司祭の監督として首席司祭 Arch-Presbyter(現在では Dean と呼ばれている)を置いていた。「教会の司教座聖堂と司教は、古代の使徒の面立ちと容貌が、時の流れとこの世の成行きがもたらした変化にもかかわらず、今なお残っていて見ることができる鏡のようなものである。それらの擁護と維持のためにわれわれは最も真剣に努めなければならない。」(LEP, 7, 7, 2.)

4. 古代における司教統治の地域

「〔古代においては〕どのキリスト教都市 City にもできるかぎり一人の司教を置くように大きな配慮がされていた……一人の司教が多くの都市とそれらに属する地域を従えているところもあった……〔そうでない普通の場合〕それぞれの都市の司教には、その都市の司祭だけでなく、その都市に属する地域の司祭も一番最初から従っていた。……都市にはまだ教区教会はなく、司教統治の下での司祭共同体〔cf. LEP, 7, 5, 1.〕だけがあった。しかしその時、都市の外には小さな諸集会や諸教会があり、それらの諸教会ではただ一人の司祭が神の務めを行なっていた。都市の外にある町 Towns や村 Villages は、キリスト信仰を近くの都市から受けたので、霊の、聖なる植民地として、自分達を生み出した古い母教会

に従い、そのことによって母教会をあがめていた。キリスト教都市それ自体の中では、信者の数の大きな増加の故に信者を幾つかの共同体に分けて、これらの共同体のそれぞれに一人だけの牧者を聖なる事柄を行なう聖職に任命することが必要になった時には、最初の教会〔司教座教会 Cathedral。われわれはこれを Sea と呼び、司教権威の及ぶ地域を Diocess と呼ぶ。(LEP, 7, 8, 3.)〕とその後のそれ以外の教会との間に自然の不平等があることは避けられなかった。」(LEP, 7, 8, 2.)

司教の中では、古くから普通の司教の上に立つ司教がいた。「司教たちがすべての点で対等であるというのではないことが適切であると考えられてきた理由について言えば、それは、神と人間双方の知恵が、多くの統治者が同じ一つの事柄を処理するためにどうしても協力しなければならない場合、その事柄がどんな性質のものであれ、一人の者がそれ以外のすべての者よりも大きな何らかの支配あるいは力を持つことが一番必要であるとして、常にそれをよしとしてきたのと同じ理由である。何故ならば、多数の者が居るところでは秩序がなければならず、そうでなければ必ず混乱が起こるからである。」(LEP, 7, 8, 5.)

「この場合、母都市の威信と名声を尊重することが、世俗国王だけでなく、大抵の人々にとっても便宜であると思われた。」(LEP, 7, 8, 8.)「〔こうして〕 首都の司教 Metropolitan Bishops が大司教となった。…… 〔一つの世俗統治の下の領地が大きくなり、大司教の数が増えると〕特別の価値あるいは威信ある首都大司教座の司教に優越を与えることほど適切なことはないと思われ、それ故にこの者たちは……首座大司教 Primates と呼ばれ、ついにはその地位の優越の故に総大司教 Patriarks と呼ばれた。」ニケア総会議(324)教令 6(教令 7 参照)では、Alexandria、Rome、Antiochの司教が首座大司教として他の首都大司教にまさる優越と威信を与えられ、コンスタンティノポリス総会議(381)では、コンスタンティノポリス司教がこの三者とともに首座大司教とされ、なおかつローマ司教に次ぐ威信を与えられた。カルケドン〔451〕教令28、第二コンスタンティノポリス総会議〔553〕教令36はこれを確認した。しかし、コンスタンティノポリス司教はこれで満足せず、これまでにない至上の地位を目指したけれども、ローマ司教によって拒否された。「ローマ司教はやがて〔このキリスト教会至上の地位〕を……悪い手段で手に入れて、それを支え、大きくしてきたし、はるかに悪い行ないによって今それを支えている。」(LEP, 7, 8, 9. Cf. LEP, 7, 8, 10.)

ニケア総会議以前,司教の裁定により教会から追放された異端者が,自分達が知られていない所に行って,そこの司教に受け入れてもらうということがよくあり,そのために司教間の争い,衝突が絶えなかった。ニケア総会議は,これを正すために,各大司教の教会

管理の範囲を以前の時代と同じとし、彼等の上に首座大司教を置き、そこからの上訴は全司教の総会議に限ることにした。(*LEP*, 7, 8, 10.)

首都の司教とそれ以外の司教との間に違いはない (*TCI*, 92.) という考えは, 誤り。前者は, 司教叙任の他, 管区内の他の司教に対する統治の権限を持っていた。(*LEP*, 7, 8, 11. Cf. *LEP*, 7, 8, 12.)

[2] 司教統治に対する批判と反論

司教統治に古代において最初に反対したのは、アリウス Aerius とその追随者であった。アリウスは、自分が望んだ司教の座をエウスタティオス Eustathius に与えられたことに反 撥して、聖書の言葉(テモテ前書 4:14. フィリピ書 1:1.)に司教と司祭との間の区別はないということを理由に、「司教(監督)と司祭との間に違いはあるべきでない」と、聖書と矛盾する、誤りの主張をした。(LEP, 7,9,1. 2. Cf. LEP, 7,9,4.)

今日のえせ宗教改革の創始者たちも、アリウスと同じく、「司祭と司教との間に、神の御 言葉は不平等あるいは違いを認めていない」と主張して、「一般に受け入れられているキリ スト教会の秩序に反対している」。この反対論には、三つの論点がある。

1. 牧者の不平等

反対論の第一,「牧者の不平等は、人間が作り出したものにすぎず、神の御言葉の中には 見出されないということを、この人々は次のように証明する。

- 1. Bishop という言葉あるいはそれに由来する別の言葉が使われている聖書の個所はすべて、ある特定の集会だけに関わる監督を意味しており、彼の監督に委ねられている牧者に対する監督という意味は全くない。それ故に、Bishops、Presbyters あるいはPastoral Elders という名は、同じ一つのものを意味する言葉として区別なく使われている。〔このことは〕使徒文書における Bishop という言葉が、他の牧者より上のより高い権限と権威を持つ牧者を意味していないということを示している(テトス書 1:5[-7]、テモテ前書 3:5[1-7]、フィリピ書 1:1、ペトロ前書 5:1、2、3。
- 2. すべての牧者は、同じ〔試し、選び、叙任の〕仕方でその職務に召されている。……
- 3. 使徒はすべて対等の権限を持っていた。すべての牧者は、その聖職と権限において等 しく使徒の継承者である。……
- 4. 懲戒と教会の鍵及び聖職者叙任の権限(この二つの点で特に、この優越が問題とされている)は、教会の牧者の一人に、他の牧者以上のものが委ねられているのではない。この権限は、教会の導きにおいて対等に荷なわれるべきものとして委ねられている。……
- 5. ニケア総会議は、この違いを神の定めではなくて、以前に行なわれていた古代の慣習

に由来するとしている。この判断は後に他の教会会議によっても従われている……。

- 6. 以上の前提に基づいて、彼等の考え、結論の要点はこうである。福音の聖職とその働きは、天からのもの、神からのものであるべきである、ヨハネ伝1:23 [32の誤りか]、それが神からのもの、天からのものであるならば、それは神の御言葉の中に記されている、それが神の御言葉の中にないのであれば(……われわれの教会の司教はそこにはない……(と彼等は言う))、それは人間の頭脳が作り出したものであり、この世のものである、それ故に、それはキリストの教会において善をなしえず、害をなすだけになる。(TCI、13.)」(LEP、7、11、1.)
- →「これに対するわれわれの回答は、第一に、彼等の証明は、聖書は牧者の不平等を支持する証拠を与えていないということを示す役には立たないということである。第二に、聖書は、牧者の不平等は神の定めであるとも、使徒がそれを導き入れたとも示唆していなかったとしても、また、教会が、使徒の死後長くたった時にそれを最初に創り出した者であるとすべての人間が認めていたとしても、司教の権威はそのことによって取り消されないし、教会にふさわしくないあるいは役に立たないとは証明されないということである。」(LEP. 7. 11. 2)
- ①聖書では、Bishop という言葉は、使徒の場合にそうであるように、特定の教会や集会の監督に限られない、多くの牧者の監督を含む場合がある。また、一教会の監督は、Bishops とも Presbyters とも呼ばれているけれども、その中には俗人の監督だけではなくて、牧者の監督がいる場合がある。(*LEP*, 7, 11, 3.)
- ②使徒は、教会人は一般にどうあるべきかを述べているだけである。しかし、その中の個々の職務に必要なことが何かはわかりきったことであったから、それで十分であった。(*LEP*, 7.11.4.)
- ③使徒は互いに対等であったけれども、使徒以外の牧者は、使徒が生きている間は使徒の権威の下にあったし、それ以後もすべての牧者は対等であると定められたことはなかった。(*LEP*, 7, 11, 5.)
- ④懲戒と叙任の権限は、キリストからキリストの教会に委ねられたと言えるけれども、その教会では、すべての牧者が対等ではなかった。(*LEP*, 7, 11, 6.)
- ⑤ニケア総会議では、首座大司教あるいは大司教の特別の権利と威信を確認し、それは教会の古くからの慣習によると言っている。しかし、他の牧者に対する司教の優越は、古くからの慣習にだけ基づいていて、使徒の教えに基づく神の定めではないとは言っていない。(LEP, 7, 11, 7.)

⑥「われわれは、使徒自身が司教に対し他の牧者の上に立つ権限を与えておいたという、最初の時から広く受け入れられてきた信念を捨てるべきであり、多くの人々が従うのがよいと考えてきた、私自身も以前には今よりも、はるかにありそうであると判断していたもう一つの推測、即ち、使徒達の死後諸教会が、平和と秩序の維持のために、それぞれの都市で一人の司祭を他の司祭の上に立つ長にして、使徒が生きていた間、ある時は使徒自身がまたある時は……福音宣教者が教会の秩序を守り、支えて霊の管理を行なっていた権限をその一人の司祭に移すことに、自分達の間で同意しただけであるという推測を受け容れるべきであるとしても、それにもかかわらず……教会自身によって定められたこの秩序は、福音の聖職とその働きは天からのものであるべきであるが故にこの秩序はなくし廃止されるべきということよりも正当であった。」(LEP, 7, 11, 8. Cf. LEP, 7, 11, 11.)

「教会の中のすべての事柄は神によるものであるべきだということをわれわれは認める。 しかし、神によると考えられるものには二通りある。一つは、神御自身の定めであって、 われわれの定めではないもの、もう一つは、われわれの定めであるけれども、神がよしと されているもの……。すべてのよきものは神御自身が造り主であり、それ故に神はそれを よしとされる。人間の行為はいつよいか、いつあるべき行為であるかを見分ける規則「自 然法〕は、神が聖なる御言葉の中で個別に定められた法よりも広く大きい。……〔従って〕 神によるものがすべて、聖書の中で定められているということは、どれだけ必要であるか。 ……救いの特別の秘義において今われわれが永久にどうしても信じ、行なうべきであるも のを、聖書はこの世の人々に知らせていなければならないということは真実である。しか し……〔それ以外のことについては〕行なわれたことを神はよしとされているということ をわれわれが示すことができるならば、それは法に適っているという証明としては十分で ある。そして神がそれをよしとされているということの証拠は、神御自身が啓示によって その御言葉の中でそのことを保証されているか、あるいは、われわれが理性推論によって、 それはそれ自体としてよいし、神の啓示の法や定めのどれとも矛盾していないということ を見出すならば、十分である。」(LEP, 7, 11, 10. Cf. LEP, 7, 5, 2. 8, 3, 1 (2, 5.). (2, 6.).) 次に、「教会に司教を置く必要はないという議論とそれに対する回答」。

①「原始教会では司教はおらず、他の牧者に対する権限を持つ牧者はおらず、すべての牧者は対等であり、誰もが自分の集会あるいは教区という王国の中で、最高の指導者、支配者であった。原始教会の時代に司教と言われている者はすべて、われわれにおける教区牧者あるいは教区司祭と同じ者である。」(Cf. TCI, 99. 100.) →司教は最初ただ一つの集会の牧者であったとしても、その集会において司教の監督の下にそれ以外の聖職者がいた。

彼等が自分達の考えの証人として持ち出しているキュプリアヌス自身が他の聖職者の上に立つカルタゴ司教であった。(*LEP*, 7, 13, 2. Cf. *LEP*, 7, 12, 1.)「〔教会の最初の時〕使徒たちは上から司教の権威を与えられて、それを至る所で神の教会のそれ以外の指導者、牧者のすべてに対して行使していた。」その後、教会分離という害悪に対する有効な救済策として、司教の権威は至る所で定められた。エルサレム教会の統治における司教の権威のよき実例がそれを支えた。(*LEP*, 7, 13, 3.)

- ②「そのようなものが必要であれば、キリストは聖書で〔司教を置くための〕個別の法を 定めていたであろう。」→礼拝堂破壊を主張した異端者ペトロ・ブルュイ派 Petrobrusian の主張と同じ。(*LEP*, 7, 13, 4.)
- ③キュプリアヌスの考え「公正であろうとすれば、どの人間の訴訟も告発されている過ちが行なわれた所で審理されるべきである。そこでは訴訟原因における告訴人と証人の双方を得ることができるからである。」 \rightarrow 「この議論は、それ自体は教会訴訟においても世俗訴訟においても同じく真理である原理に基づいているけれども、或る限定を付けなければ、教会とコモン・ウェルス両方における最高の法廷の座を覆す。それはすべての上訴を完全に取り除く。」キュプリアヌスが認めていないのは、「一つの王国から別の王国への訴訟の日常的な移転」である。(*LEP*, 7, 13, 5.)

2. 古代と今の司教の違い

反対論の第二,「司教や大司教の優越は、ある程度は古代からのものである。しかし、それはわれわれにおけるような優越ではない。われわれの規律の法によれば、司教は、平信徒の同意を求めずに聖職叙任できる。一人で破門及び破門解除ができる。投獄できる。王国で世俗の職務 civil office に就くことができる。臨時摂政になることができる。これらのことを、古代の司教はしていなかったし、することはできなかった。」(LEP, 7, 14, 1.) →「自然のものはすべて、自分自身の安全に備える力を自分の中に多かれ少なかれ自然に持っている。個々の人間それぞれがこの力を持っているように、人間の政治社会はどれも、この力を必ず持っており、そのことによって全体はその中のすべての部分の善に備えることができる。……教会は政治社会あるいは政治体であるから、従って、自分自身のために備える力を欠くことはできない。その力の一番重要なものは、法を作る権威にある。……〔従って〕教会〔全体〕は、必要に応じて古い法を廃止し、新しい法を作ることができる。」(LEP, 7, 14, 3.)

①聖職者叙任

教会では、ローマのコモン・ウェルスの場合と同じく、最初は関係者全員が行なってい

た事柄を、やがて特定の者が行なう方が便宜であると経験が教えることになった。(*LEP*, 7, 14, 7.) このことは、イングランド教会に反対する人々自身が認めている。使徒の時代には平信徒が助祭適任者を選び、使徒が叙任していたのを、彼等は今教会会議が選び、叙任すべきだと考えている。(*LEP*, 7, 14, 8, Cf, *LEP*, 7, 14, 5, 9.)

自分達は、平信徒長老が選んだ者に対して平信徒の同意を求めていると彼等は言う。し かし、平信徒が同意しない場合、平信徒の理由を聞いて、選任者がそれを認めれば新しい 選任が行なわれるけれども、そうでなければ最初の選任が有効とされる。→i. 「教会が自 分の務めを行なう権限は……目に見える普遍教会全体がそれを受けている。……教会全体 が始めから〔教会全体の名において〕この権限を与える時に自分の代理人として使ってい た者は……教会人だけ、それも、召されたところが助祭や司祭より上位の者〔である〕。 ……使徒がそういう者であったし……司教がそうである。」(LEP, 7, 14, 10.)「〔司教によ る聖職叙任などにおける〕通常の道筋は、普通はすべての場合に守られるべきであるけれ ども……人間が通常でない仕方で教会の霊の職務に入れられて、しかし認めることができ る二つの場合がある。一つは、神御自身が誰かをその職務に就かせて、人間による権威づ けを要求することなく、その者の働きを使われる場合である。しかしその時には、神は御 自身の天からの明白なしるしによって、その者の召命を承認される。……通常でない召命 の仕方のもう一つは、「例えば、叙任の必要があり、しかし、司教がいない場合のように」 緊急の必要のために……教会の普通の仕方を離れざるをえない場合である。……これらの 避けることのできない必要の場合を除けば、司教以外の者は叙任することができない、司 教の按手によって、教会は司祭と助祭の両者に聖職の権限を与える。」(LEP, 7, 14, 11.) ii 「さて、そのようにして受けた「聖職の〕権限が一旦それが働きかける……特定の対象 を持つ時に、ここに平信徒の同意が入ってくる、その前ではない。私は聖職の権限を多く の人々の許可を求めることなしに、合法的に受けることができる。しかし、その権限をあ る特定の人々に対して行使する時には、その人々の意志に全く反しては行使できない。ま た、イングランド教会では、ある人が法の命令によって、ある教区に対する牧者の務めを、 平信徒が事実上その者の選びに与らないで、委ねられるということはない。何故ならば、 平信徒はどの人間もが自分の個々の声を上げて選んではいないけれども、自分の牧者たち を力ずくで押しつけられているとは言えない。即ち、平信徒の古代、始源におけるそれへ の関わりは、秩序に従う仕方で庇護者に受け継がれており、庇護者が平信徒に代わって選 んでいるからである。……〔誰もなかなか教会を建てようとはしていなかった〕教会の最 初の設立の時に、庇護者は自分の土地に自分の費用負担で教会を建てたから、彼等とその

後継者にその権利を引き渡すことは、キリスト教世界全体の目にはただただ理に適っていると思われた……。」(*LEP*, 7, 14, 12. Cf. *LEP*, 5, 80, 11. 8, 7, 3.)

②教会徽戒

霊の管理権限については、この人々は、教会懲戒は「平信徒から選ばれた少数の平信徒長老〔の同意〕」によって行なわれるべきであり、それが古代に行なわれていたことである。司教一人がそれを行なうのは「暴政 Tyrannie」である、と言う。しかし、「法と秩序がそうする権威を与えている司教が破門を行なうことは、暴政〔ではない〕」。また、「司教は今、教会懲戒を行なう時に、古代の司教が自分の下にある司祭共同体を助手として使い行なっていたのと全く同じことを行なっている。」古代の司教は、俗人長老を助手として使ってはいなかった。しかし、そのことはいずれにせよ、「正義が行なわれるよう注意深く配慮すべきである」。(LEP, 7, 14, 13. Cf. LEP, 7, 8, 2.)

③世俗の権限

「古代の司教をはるかに越える」と言われているわれわれの司教の権限のもう一つは、「世俗の権限、権威」である。この点での司教の罪は、「一つは、教会事項において世俗罰という剣で打つこと、もう一つは、世俗事項に関わる職務が与えられていること。」(LEP, 7, 15, 1.) → 「前者は、投獄による自由拘束(但し、国法により、また、君主に由来する権威によるのでなければ行なわれない)のことにすぎない。」これはユダヤ人において認められており、不正なことではなかった。(LEP, 7, 15, 2.)

後者は、それをすべてなくすことは必要でもなく、便宜でもない。むしろそれが法に適っている場合がある。即ち、i.信仰のない人々の中で生活しているキリスト者同士の争いの場合(コリント前書6.)。「神の事柄で一番賢明な者は、人間の事柄でも一番正しい者でありうる。少なくとも普通の無学の者よりも、普通は正邪の区別がよくできるであろう。」(LEP, 7, 15, 3.) ii. キリスト教国でも、大学やその他の聖職者養成共同体で、統治者が世俗の事柄に関する裁判権を持つことは適切である。(LEP, 7, 15, 4.) iii. 国王の血筋の者が聖職者となり、その後王権を与えられる場合など、神が特定の教会人に恵みによりすぐれた世俗能力を与えた場合。その能力がコモン・ウェルスのために使われないならば、神の名誉は大きく損なわれる。(LEP, 7, 15, 5. 6.) iv. 司教の世俗職務によって司教の信望が大きくなり、それにより神の栄光が高められる場合。(LEP, 7, 15, 7. 8.)

このわれわれの考えに対する反対論。 i. 聖書には、聖職に属する事柄の中に世俗の権限は書かれていない。→聖書には、聖職に本来固有の事が書かれているのが当然。しかし、聖職者が聖職以外の仕事をすることはありうる。(*LEP*, 7, 15, 9.) ii. 旧約聖書では、世

俗と教会との権限は、それに与る人間の点でも区別されていた。→同じ人間が両方の権限 を持っていた場合もある。エリ Elv やエズラ Esdras を見よ。(*LEP*, 7, 15, 10.) iii. 「救い 主は、自分の国がこの世のものであることを否定し、従って、自分が召された務めに適わ ないが故に 王とされること 姦淫という刑事訴訟や相続分配という民事訴訟で裁定を下 すことを拒否された。」→「キリストが自分が王であることを拒否されたのは、それが…… 救い主の務めの中に入っていなかったからであり、また、世俗の裁きという行ないに介入 することを拒否されたのは、自分が世俗の人間としては卑しく低い職業の人間であって、 そのコモン・ウェルスではそのような管理権限を持っていなかったからである。教会と世 俗の権限が両立しないこと、あるいは、この二つの権限の結合の不都合が、キリストが治 めあるいは裁こうとされなかったことの理由であったということは明らかではない。」(LEP. 7. 15. 11.) 「キリストの立派な兵士としてわたしと共に苦しみを忍びなさい。兵士は、生計 を立てるための仕事に煩わされず、自分を召された者に仕えなければなりません。」(テモ テ後書2:[3-]4.)、即ち、キリストの旗の下に戦場に行く人間は、生命の危険、否、喪失 を、それがどうしても必要であれば、安全に生きたいという自分の自然の欲求にどれだけ 反するとしても、受け入れなければならないということは、教会人の世俗の権威と両立す る。これは、聖職者の結婚の場合と同じことである。「〔聖職者が〕世俗の事柄に関わるこ とは、特別のよい理由の故に必要であると思われ、かつ、教会に重大な害を与えずに行な えるかぎりで、認められる。」(LEP, 7, 15, 12.) 使徒たちが世俗の務めを負わなかったの は、その時彼等は、キリスト教を広めることに全力を注ぐ必要があったからである。(LEP. 7, 15, 13.) iv. 「使徒の名で知られているさまざまなすぐれた法や同じくさまざまな教会会 議は、聖職者が世俗の務めを担うことを禁じている。……それ故に、古代教父の大抵の者 は、この二つの権限が一人の人間の中で結合することに大きな嫌悪を示している。」→「神 と自然の不変の法に完全に反することは、姦淫、神冒瀆、聖物冒瀆などと同じく、どんな 時でも、どんな人間においても認められない。しかし、教会と世俗の権限の結合は〔そう ではない。この結合は不都合ではないとして、神にも人間にも認められてきた例はいろい ろとある。しかし、その時の事情によって、それが教会法などで禁じられていた例もある。〕 従って、これらの事柄では、ある時に適切であった教会法、法は、教会が常にそれに従う べきであるということを証明しない。| (*LEP*. 7. 15. 14.)

3. キリストの法と古代教父の教え

反対論の第三,「主イエス・キリストの法とすべての時代の最もすぐれた人々の判断は, 聖職者が聖職者を支配するという優越のすべてを非難している「マタイ伝20:25.26.ルカ 伝22:25.26.]。」(TCI,22.)とこの人々は言う。(LEP,7,16,1.)再洗礼派は,聖書の同じ個所を基に,「異教徒は,支配する王や君主を持っているけれども,キリスト者はこのことで彼等と同じであるべきではない」と主張している。(LEP,7,16,2.)前者の人々は,聖書のこの解釈には反対しながら,聖書のこの個所を基に,「教会の牧者と世俗統治者との間の永遠の違い」を主張している。①聖書には,使徒がそれ以外の人々に命令し,彼等を監督する権威を行使していたことが明白に書かれている。②聖書のこの個所では,王の支配が禁じられているけれども,すべての支配が禁じられてはいない。③聖書では,異教の王の支配だけが禁じられている。(LEP,7,16,3. Cf, LEP,7,16,5.)

聖書のこの言葉の真意は、「当時のユダヤ人に普通にあった思い、即ち、主は現世の救い主であり、イスラエルに〔現世の〕王国を復活させて……その王となり、イスラエル以外の全世界を従えるという思い」——この思いから、使徒たちは「自分達の中で誰が一番偉いのか」と問うた——を正すことであった。即ち、「あなたがたの天における報いは非常に大きい、地上ではあなたがたの一番大きな名誉は、義のために迫害されることでなければならない。従順、謙遜、柔和は、高い地位を望むこれらの思いよりも、あなたがたの心の習いとするにふさわしいものである……。」ということである。(LEP、7、16、4.) 従って、この個所は司教の権威に反対していると主張するのは、その真意をゆがめ、ねじ曲げている。(LEP、7、16、5.)

「古代教父の著作の中で、神こそが司教を作り、司教の権威は神が認められたこと、司教は神に仕える祭司、キリストに代る裁き人である、キリスト者共同体の全体は、神御自身の法に基づいて、司教に従うべきであるということほど、真剣に説かれ、教えられていることはない。このことで古代キリスト教世界の中に疑いや論争はなかった。これは至る所で普遍的に同意されていることであった。……〔今それに反対している人々は〕キリストの意志に逆らい、自分の意志〔自惚〕の満足に努めているだけである。」(LEP, 7, 16, 9.)

[3] 司教の名誉

イングランド教会の司教に対する不満の第二は、その名誉である。この不満の根源は、昔アロンに加えられた侮辱(民数記16:3.)の根源と同じ、「〔主が共同体全員の中におられるのに〕なぜ、あなたたちは主の会衆の上に立とうとするのか」である。(*LEP*, 7, 17, 1.)

名誉は、名誉を与える者に益になることを自発的に行なうあるいは行なうと思われる者に対し、その利益の度合に応じて与えられる。(*LEP*, 7, 17, 2.)「名誉は……〔それを与える者の〕心の中の評価だけではなくて、われわれが今言っている名誉は、自分以外の者の

中に他者の益になることを行なう徳を認めるということの、知覚できる証言をしている、外に現われたしるしであると定義される。」(*LEP*, 7, 17, 3.)「この国の古代の秩序、慣習に従えば、イスラエル王国や世界中のすべてのキリスト教王国の場合と同じく、名誉の度合で最高主権者に次ぐ者は、神の教会で最高の地位にある高位聖職者である。」(*LEP*, 7, 17, 5.)

高位聖職者の名誉の根拠は、彼等が作り出す公けの善。「〔1〕神の恩恵は、王国や国を支える第一の支柱である。〔2〕社会全体で営まれる真の宗教生活は、神の恩恵を受け続ける第一の手段である。〔3〕教会の高位聖職者が居なければ、真の宗教生活の営みは、よい状態で長く続くことはありえない。」(LEP, 7, 18, 1.)〔1〕と〔2〕については、誰も反対を主張していない。(LEP, 7, 18, 2.)〔3〕について。ユダヤ人において、他の祭司を監督する権限を持っていた大祭司 High-Priests の権威は、ユダヤ人の大きな利益になるものであった。今の司教は、司祭に対して、ユダヤ人において大祭司が祭司に対して持っていたのと同じ権限を持っている。従って、その権限は教会にとって同じように利益になる。高位聖職者は、前述〔LEP, 6, 4, 1. 7, 4, 3.〕の通り、この権限の点で使徒の継承者である。(LEP, 7, 18, 3.)

高位聖職者を批判する人々は、「この偉い人々がそれ以外の人々以上にすぐれた善を行な うとは見えない | と言う。(LEP. 7. 18. 4.) しかし、「権威は強制する権限である。この権 限は、もしもわれわれすべてがあるべきようにある、即ち、すべきことを強制なしに進ん でするのであれば、必要がないであろう。しかし、一般的に言ってわれわれはそうではな いから、従って、われわれすべては、人々が自分の義務を行ないたくなくても、義務を怠 ることを誰にも許さない〔神の定めである(LEP. 7, 5, 2,)〕権威によってすばらしい利益 を受け取る。……霊に関わる法の適切な執行は、その法が自分の下にいる聖職者と平信徒 によって守られるように取り計らうことを務めとしている最高位の霊の統治者たちの注意 深い配慮によるところが一番大きい。神の法と教会法が聖職者に要求している義務につい て、俗人統治者は大抵彼等ほどよく知ってはいないし、彼等ほど深く、近くで関わっては いない。従って、教会人〔つまり、高位聖職者〕がこれらの事柄で権威を持つことが必要 である。」(LEP, 7, 18, 5. Cf. LEP, 8, 3, 4 (2, 18.).)「高位聖職者は, 多くの点で神と人間 に対する自分の義務を怠るとしても、それにもかかわらず、自分以外の人々に自分の下で 少なくともある程度の畏敬の思いを持たせ続けるという点で、その権威によって大きな善 をなしている。こう考えてくると,従って,高位聖職者として統治している人々に名誉を 与えることはわれわれの義務である。……われわれは、権威の故に名誉を与えている者の 悪に従おうとしないよう……よくよく注意しなければならない。…… [同時に] 高い地位が人間の中で一番罪深い人間の手にあるとしても、高位を軽蔑し、あるいは、その名誉を傷つけることは、高慢な正しさである(ロマ書13:7. (LEP, 7, 18, 7.))。」 (LEP, 7, 18, 6.) 高位聖職者がもたらすすばらしい利益。1. 外国の人々の評価と信用を高める。2. 後世の人々の導きとなる。3. 国王や君主に対する助言。4. 王国を(神及び神の下に最高の地位にある人々に次いで)支えている知恵や勇気にすぐれた人々の秩序破壊を抑制する。5. 高位聖職者は、「神が人々を導かれる時の一番強い手」(詩篇77:20.)、人々の間の争いの裁き手である。6. 下位の聖職者にとって、かつて自分達と同じ経験をし、その事情に通じている者が権威を持つことは、利益である。要するに、高位聖職者は、「すべての階層における無法の鎮静、公共社会の幸せの膠、接合剤、政治体の構成員を互いに結び合わせる靭帯」であり、名誉を与えられるに値する。(LEP, 7, 18, 7-12.)

「教会やコモン・ウェルスのよき統治は、統治者に対する尊敬が人々の目に明らかにされる公共のしるしに、外的な事柄としては一番大きく支えられている。……それは統治者に与えられる公共社会の判断のしるしである、従って、人々が個人として、そのような名誉を与えることを拒否して、力のかぎりを尽して公共社会の判断をひっくりかえすことは、許されない。」(LEP, 7, 19, 1.) 個々人の判断はさまざまであるから、「公共社会の裁定と決定によって適切であるとあらかじめ同意されて、その後個々の人間それぞれが従うべき規則となっていると言える名誉をそれぞれの階層の上位の者に与えることが〔必要である〕。……〔そのような名誉のしるし〕が聖職者に与えられていなければ……人々は……そのコモン・ウェルスでは確かに、宗教はまたそれに関わっている人々は大いに有益なものとは評価されていないと結論するであろう。」(LEP, 7, 19, 2.) 「さて神に仕えている人々がすべて同じ一つの種類の名誉を与えられているとすれば、これほど混乱した、理に合わない、不体裁なことはない。従って……呼び名、席次、飾り、侍者、特権、寄贈財産……のそれぞれにおいて、高位聖職者と下位聖職者との間に少なからぬ違いがあることは、適切であるとこれまで常に判断されてきた。」(LEP, 7, 19, 3. Cf. LEP, 7, 20, 1-5.)

これらの中で、改革を求める人々が「赦されることのありえない罪」として一番強く批判してきたものは、「教会財産や聖職禄」である。(*LEP*, 7, 21, 1.)

しかし、1.「教会財産や聖職禄は、神だけが所有権を持っている。」(*LEP*, 7, 21, 2. 7, 22, 1.) すべてのものは神のものであり、神はそれらを御自分の意志に従い、人々に与え、取り去られる。教会財産はその上、最初それを神から受けた者が奉納として神にそれを返したのである。(*LEP*, 7, 22, 1.) 人々がそうした理由は、「ソロモンが自然法から借りた教

え、即ち、あなたの財産の中から、しかもあなたのすべての収入の中の最高のものを捧げて主を敬え、そうすれば、あなたの倉は豊かに満たされ、搾り場の桶は新しいぶどう酒であふれる(箴言 3:9.10.)である。」(*LEP*, 7, 22, 2.)「われわれ以外の者にわれわれの心は知られず、しかし、〔神をたたえる〕われわれの実例は、彼等の善のために必要である。従って……宗教信仰を心の中で持っているだけでは十分ではない。われわれは心の外で、目に見えて、わかるように、生ける神に仕え、神に名誉を与えるべきである。」(*LEP*, 7, 22, 3.)

- 2. 「教会人は神の収入の受け取り手であり、〔使い手である〕。高位聖職者の名誉はそれの主たる受け取り手であることであり、それを自分が〔下位聖職者と比べて〕多く使う自由を神から与えられている(民数記18:24.28.31. ヘブライ書 7:3. 使徒行伝 4:34. コリント後書 8:5. コリント前書 9:13.14.)。」(LEP, 7, 23, 1. Cf. LEP, 7, 21, 2.7, 23, 6-8.) 「神は、富がないところであがめられることを拒まれるということは絶対にない。しかし、豊かで貯えがあるところでは、その精髄が御自分に与えられて、神礼拝の飾りとして使われることを要求される。」(LEP, 7, 23, 3. Cf. LEP, 7, 23, 4.5. キリストに従うということは、キリストの貧しさに従うということではない。(LEP, 7, 23, 11.)) 教会財産の使途は、最初は司教が決めていたけれども、それ以外の人々の間で不満や妬みがあり、争いが絶えなかった。その結果、「教会収入は分割されて……司教……それ以外の聖職者……教会の必要品と維持費用……貧しい人々の救済のための家の建築と維持に分配されることになった。」(LEP, 7, 23, 9.)
- 3.「司教が〔教会財産の適切な管理に〕ふさわしくない〔人間である〕が故に司教及びその継承者から教会財産を剝奪して、それを世俗職の人間に引き渡すことは、極めて神冒瀆の不正であった。」(*LEP*, 7, 24, 1.)

司教において神の教会を傷つける問題点は、①邪悪な手段でその地位を手に入れる。② (特に世俗法、教会法について)無知の故に自分の権威の使い方を誤り、教会に害をなす。 ③司教同士が互いに相談し合わない。(LEP, 7, 24, 4-6.) この三つの問題点がないということは、司教の務めに必要な前提である。しかし、神の教会に対する害がより明白に見えるのは、司教の個々の行ないにおける過ち、即ち、聖職や聖職禄、裁判職を与える時のいい加減さ、依怙贔屓、無法や過ちの矯正のためではなくて、利得を得るための巡察、教会法廷における不正、自分の監督の下にある聖職者や平信徒に対する配慮のなさ、厳しさの欠如、信徒全員に対する父親としての愛情のなさ、後世の人々に対する配慮のなさ、司教の権威を支える真の手段の軽視などである。(LEP, 7, 24, 7, Cf. LEP, 7, 24, 8-14.) これに

対して,「司教の評価を高めるものは, [神との交わりから生まれる] その地位にふさわしい, すぐれた徳である。」(*LEP*, 7, 24, 15.)

しかしながら、「〔司教の導きの下にある〕われわれによくある過ちは、われわれが耐えることのできる十分な資質が生み出せるよりもはるかに多くを統治者に求め、人間性と理性がわれわれに要求するよりもはるかに少ししか忍耐しないということである。統治者に対し大きすぎる完全を過度に厳しく要求することは、われわれの中に絶えることのない不満を生み出し、どちらの側においてもすべてのことを不快なものにせざるをえない。……〔経験に従えば〕この世において善を浄めて悪が完全に混じらないようにすることは、不可能なことである。」(LEP. 7. 24. 16.)

しかし、それはいずれにせよ、主の決定は「神のものは神に」〔マタイ伝22:21. なお、民数記18:32. レビ記15. エゼキエル書48:14. 参照。(LEP, 7, 24, 20.)〕であり、この決定を破って神から神のものを奪い取ることは「最も不信仰の不正」である。(LEP, 7, 24, 17. Cf. LEP, 7, 24, 23-26.)「世俗であれ教会であれ、権威の地位にある人々がこの世の外的な助けや飾りを、その権限と職務が他の者より上位であればあるほどそれだけ豊かに与えられることほど、公けの善に直接役立つことはない。」骨折り、労苦の大きい司教における豊かな富の欠如は、司教に対する人々の評価を下げ、司教もまた人間であるから、司教職を引き受けようとする人々の数は少なくなり、宗教の妨げ、不名誉は大きくなる。(LEP, 7, 24, 18.) そのようなコモン・ウェルスや教会では、学識はなくなり、主のために働こうとする勇気はなくなり、「異教とはなはだしい野蛮」が満ち溢れるであろう。(LEP, 7, 24, 19.)

第七巻で言われていることの要は、教会における司教統治権限の擁護である。司教統治権限は、教会において神に仕える聖職者のうち「最高の牧者」である司教に与えられている「教会人を叙任する権限、かしらとして平信徒だけでなく司祭をも統治する権限、管理権限により牧者自身の牧者である権限」(LEP, 7, 2, 3,) である。

この権限擁護の主な根拠としては、二つのことが言われている。

1. 一つは, 司教統治は, 使徒以来の教会の伝統 (*LEP*, 7, 1, 4, 7, 4, 1–3, 7, 5, 1, 7, 16, 9.) であり, 「神によって定められたもの ordained of God」(*LEP*, 7, 1, 4, Cf. *LEP*, 3, 11, 16, 20, 7, 16, 9.) であるということである。

「教会の中のすべての事柄は神によるものである to be of God べきである。」(LEP, 7, 11,

10.)この「神によるもの」あるいは「神によって定められたもの」は、「神御自身が定められたもの」だけでなく、「人間の定めであるけれども、神によってよしとされているもの」をも含むとフッカーは考えている。(LEP, 7, 5, 2, 7, 11, 10. Cf. LEP, 3, 2, 1, 3, 8, 18. 3, 9, 3, 8, 3, 1 (2, 5.). (2, 6.).)言葉の点でも、ordained of God は、広義の「神の定めordinance of God (LEP, 7, 5, 2.)、divine ordinance (LEP, 7, 11, 7.)」と同じ系統の言葉である。「人間の定め」が「神によってよしとされている」ことの証拠は、神御自身の啓示の言葉の中に明確に示されている、あるいは、人間の理性推論によって「〔自然法に適っていて〕それ自体としてよいし、神の啓示の法や定めと矛盾していないということ」が明示されることにある。(LEP, 7, 11, 10.)

教会における司教の統治権限を明確に定めた神の御言葉は聖書にはない。(LEP, 7, 5, 8. Cf. LEP, 7, 11, 1. 7. 8.) 従って、それがここで「神によって定められたもの」と言われているのは、「人間の定めであるけれども、神によってよしとされているもの」の意味である。

歴史的に見れば、Bishop 司教(監督)という言葉は、最初「すべての教会統治者(司祭)」に適用されていた。(*LEP*, 7, 2, 2. 7, 5, 1.) しかし、既に使徒は、使徒以外のすべての聖職者に対する統治権限を神から与えられていた。(*LEP*, 7, 4, 1. 7, 5, 1. 7, 11, 5. 7, 13, 3. 7, 16, 3. 9.) やがて使徒は他の聖職者の中から特定の人々を選んで、この人々に教会における「一番主要な統治者」としての権限を与え、この人々は彼等だけが司教と呼ばれるようになり、使徒の死後は使徒継承者として統治権限を行使した。(*LEP*, 7, 2, 2. 3. 7, 4, 1-3. 7, 11, 3. 7, 18, 3.)

従って、「多くの牧者の監督」(*LEP*, 7, 11, 3.) としての司教は、使徒による制定であり、神はそれを絶対に必要であって変えてはならないとは定められていない。それ故に、普遍教会あるいは諸教会はそれを変える権限を持っている。それにもかかわらず、それが使徒以来これまで変えられずに続いてきたということは、普遍教会あるいは諸教会がそれを「教会にとって善である」と判断してきたことに基づいている。(*LEP*, 7, 5, 8, 7, 11, 8, 7, 14, 3, 10.)

2. 従って、司教権限のもう一つの根拠は、「人間社会において司教が作り出す公けの善good 〔利益 benefit (*LEP*, 7, 18, 3. 7-12.)〕」である。(*LEP*, 7, 18, 1. Cf. *LEP*, 7, 24, 18. 19.)

教会の働きの核心は、罪の悔い改めと赦し、永遠の生命と幸福の授与であり(第五巻、 第六巻参照)、世俗社会の働きの核心は、自然法即ち公正と正義を現世の力によって実現す ることである(第一巻参照)。神の恵みは、そのどちらにおいても、その働きを支える第一の支柱である。この神の恵みを受け続ける第一の手段である、社会の中での宗教生活の営みは、高位聖職者が居なければ、よい状態で長く続くことはありえない。(LEP, 7, 18, 1.) 何故ならば、「多くの人間の対等は無秩序、不和、混乱の原因であり、一人の人間がそれ以外の人間よりも大きな支配あるいは力を持たなければ、不和、争いの十分な救済を、即ち、公けの善を現実に作り出すことはできない」(LEP, 7, 5, 2. 7, 8, 5. Cf. LEP, 7, 13, 3.)、「高位聖職者の、強制を伴なう権限は、もしもわれわれすべてがあるべきようにある、即ち、すべきことを強制なしに進んでするのであれば、必要がないであろう。しかし、一般的に言ってわれわれはそうではないから、従って、われわれすべては、人々が自分の義務を行ないたくなくても、義務を怠ることを誰にも許さない権威によってすばらしい利益を受け取る。」(LEP, 7, 18, 5.) からである。従って、司教が司教以外の聖職者に対して持っている「命令、裁判、強制の権限の優越」は、「法に適った、よいことである」。(LEP, 7, 3, 1.)

こうして、教会の同意によって「公けの善」のために定められている法は、緊急の必要がある場合を除いては、常に守られるべきである。教会法によって司教に与えられている管理権限についても、同じことが言える。(*LEP*, 7, 14, 11. 7, 19, 1. 2.)「法と秩序がそうする権威を与えている司教が破門を行なうことは、暴政ではない」。(*LEP*, 7, 14, 13.)

その上で、司教によって叙任された牧者がその権限を特定の人々に対して行使する時には、牧者が働きかける平信徒の意志に全く反しては、この権限を行使できないと書かれている。また、このことと関連して、古代の平信徒の牧者選任に対する関与は、教会の最初の設立の時に教会を自分の土地に自分の費用負担で建てた教会の庇護者とその後継者に、秩序に従う仕方で受け継がれているとして、牧者選任における庇護者の権利が擁護されている。(*LEP*, 7, 14, 12. Cf. *LEP*, 5, 80, 11.) 第八巻では、古来司教座聖堂とその財産を作り出してきた国王による司教選出への関与が擁護されている。(*LEP*, 8, 7, 3.)

以上のことは、「非本質的な事柄」に関して本書を通じて繰り返し言われてきたことを司 教統治に適用したものである。

司教統治擁護というこの基本的な論点と関連して、第七巻では、それ以外にも重要なことが書かれている。

1. 神が造り出されたこの世のものとそれの善悪について。「すべてのよきものは神御自身が造り主であり、それ故に神はそれをよしとされる。人間の行為の善悪を見分ける規準は

自然法である。」 (LEP, 7, 11, 10. Cf. LEP, 8, 3, 1 (2, 5.). 8, 4, 6.) と書かれているところがある。他方では、「すべてのものは神のものであり、神はそれらを御自分の意志に従い、人々に与え、取り去られる」 (LEP, 7, 22, 1. Cf. LEP, 5, 76, 1. 8, 4, 6.),現実に起ったことは神の摂理 (LEP, 8, 3, 1 (2, 5.).),あるいは、長く続いている慣習は、神がそれをよしとされていることのしるしである (LEP, 7, 1, 4. Cf. LEP, Preface, 6, 5. 4, 14, 7. 5, 48, 3. 7. 5. 2.)と書かれているところがある。

この二つは同じことではない。この世に起こる悲惨な事柄、いわれのない生命の喪失、苦しみ、災いの数々は、それが自然現象によるものであれ、人間の間の争いによるものであれ、宇宙全体の、あるいは、それぞれの人間の善の一部である、あるいは、人間に救いを与える働きの一環であるとは信じられない場合が多くある。しかし、フッカーはこの二つのことの間の関係について、両者の間の矛盾を解明するに十分なことは書いていない。(Cf. LEP. 1. 3. 1. なお、Lake, 183、参照。)

2. 教会と世俗の権限の結合について。本書では、「世俗の事柄で結びついている」「理性の法によって結び合わされている」世俗社会と「霊において結ばれている」「神が啓示された超自然の法によっても結ばれている」教会(LEP, 1, 15, 2.)とは、その性質や働きの点で区別されており(LEP, 1, 10, 11. 7, 24, 1. 8, 1, 2. 4. なお、第三巻、第八巻参照)、世俗為政者と教会の高位聖職者とは区別されている。(LEP, 7, 17, 5. 7, 18, 5.)

その上で、第七巻では、司教(高位聖職者)に、自分の下にいる聖職者や平信徒に対し、法を守るよう強制する権限を認めており(LEP、7、3、1、7、18、5、Cf. LEP、6、2、2)、更に、教会と世俗の権限の結合を次のように認めている。イングランドのようなキリスト教コモン・ウェルスでは、①国法に従い、世俗君主の権威に基づき行なわれる教会法違反者の投獄は、当然のことである。(LEP、7、15、2、第八巻参照。)②司教の世俗職務への就任(LEP、7、15、1、)は、次のように擁護されている。神と自然の不変の法にこのことに関する定めはない。(LEP、7、15、14、)キリストが、教会と世俗の権限は両立しないと、あるいは、この二つの権限の結合は不都合であると認めたということは、明らかではない。(LEP、7、15、11、)この二つの権限の結合が、神からも人間からも認められてきた例は多くある。教会法などで禁じられていた例もある。(LEP、7、15、14、)従って、「聖職者が世俗の事柄に関わることは〔非本質的な事柄に属するから〕、特別のよい理由の故に必要であると思われ、かつ、教会に重大な害を与えずに行なえるかぎりで、認められる。」(LEP、7、15、12、)なお、庇護者が聖職者選任に関与する権利、国王が司教選出に関与する権利は、上述(小論146頁)の通り認められている。

世俗為政者の教会統治権限の擁護については、第八巻参照。

3. 司教でさえ、人間の不完全を免れないことが次のように指摘されている。司教が神の教会を傷つける過ち、不正、怠慢、配慮のなさに陥る例は多くある。(LEP, 7, 24, 4-7. Cf. LEP, 8, 6, 7 (6, 8). 8, 7, 6.) 否、司教が人間の中で一番罪深い人間である場合もある。(LEP, 7, 18, 6.) しかし、「司教の導きの下にあるわれわれによくある過ちは、われわれが耐えることのできる十分な資質が生み出せるよりもはるかに多くを統治者に求め、人間性と理性がわれわれに要求するよりもはるかに少ししか忍耐しないということである。統治者に対し大きすぎる完全を過度に厳しく要求することは、われわれの中に絶えることのない不満を生み出し、どちらの側においてもすべてのことを不快なものにせざるをえない。経験に従えば、この世において、善を浄めて悪が完全に混じらないようにすることは、不可能なことである。」(LEP, 7, 24, 16. Cf. LEP, 5, 68, 9.) このような忍耐と寛容を働かせて、教会統治者の骨折り、労苦に対して十分に報いないならば、教会やコモン・ウェルスにおいて人間がこれまで築き上げてきたものは崩壊し、「異教とはなはだしい野蛮」が満ち溢れるであろう。(LEP, 7, 24, 18. 19.)

これは、人間は愚かで間違いを犯しやすく、その「わがままと自己中心」をなくすことはできない、従って、教会は、それ以外の人間社会と同じく、理想の社会ではありえない、しかし、教会は、神がその中に居られて、人間に働きかけ、神に従い生きる力を与えておられる社会であり、それを忍耐と寛容を働かせて生かし続けることは、人間にとっても人間の社会にとってもその支えとして重要なことであるという、本書で繰り返し言われており、本書の基底をなす考えの一環である。

- 9. 第八巻「彼等の第七の主張,即ち,世俗の君主あるいは統治者に対して,この国の法が教会統治の至上の統治者に属させている教会統治の権限は,与えられてはならないという主張」
- [1] 教会とコモン・ウェルス

「ユダヤ人のコモン・ウェルスでは……国王が教会と世俗の至上の権限を与えられていた。」(LEP, 8, 1, 1. Cf. LEP, 8, 1, 7.)「この例における型に従い、この国の法では、教会事項の最高権限は、国王に結びつけられている。……〔これに反対する人々〕の考えでは、教会とコモン・ウェルスとは、本質と定義において区別されている〔このことはわれわれも認める〕だけでなく、存在において永久に切り離されている団体である。従って、一方の団体の人間がもう一方の団体の人間に属する義務の全部あるいは一部を定めあるいは行

なうことは、神の法の公然の違反でしかありえない。…… [しかし] 宗教に対する配慮は、あらゆる政治社会に共通であって、本当の宗教 [キリスト教] を受け入れている社会は、[本当の宗教を受け入れていない] それ以外の社会と区別されて、教会¹¹⁾ という名がそのどれもに与えられている、とわれわれは言う。…… [更に] イングランド教会の人間は誰もが、そのコモン・ウェルスの構成員でもあり、また、そのコモン・ウェルスの構成員で、イングランド教会の人間でもない者は一人もいない……とわれわれは考える。」 (LEP, 8, 1, 2. Cf. LEP, 5, 68, 6, 8, 6, 5 (6, 6,).)

この点でのよくある誤りの原因、1.「本当の宗教を受け入れている人々がそれに反対であるコモン・ウェルスの中で生活しており、宗教以外の公けの事柄では〔その〕世俗共同体に与り続けている場合、自分達の宗教礼拝のためには自分達と同じ宗教の人々と共に別の共同体を持たざるをえない。これがエジプトやバビロンにおけるユダヤ人教会、キリスト以後長い間にわたるキリスト教会の状態であった。この場合に教会としての教会固有の事柄や行ないはその世俗国家の法や統治者に依存していないから、そのために、常にそうあるべきであるという考えが生まれてきた。」(LEP, 8, 1, 3.) 2. 「宗教に属している事柄は、それ以外の事柄から区別されているとともに、〔「政治社会の目的は、ただ生きるということだけではない。その務めは、生きるための備えをするというよりも、よく生きるための手段を備えることである」(Aristoteles, Politica, 3, 6 [1278b].)、即ち、人間社会は、世俗の事柄以上に霊の事柄に対する配慮をしなければならないから〕教会においては常に特別の人間がそれを行なう者として選ばれてきたということ。

2の証明として言われてきたこと。

- ①「教会とコモン・ウェルスにおけるなすべき事柄や務めの違い」(TC3, 151.)。→この二つに違いがあることは明らかである。しかし、上述1の場合と違って、「コモン・ウェルスの構成員のすべてが福音を受け入れている場合……教会とコモン・ウェルスとは人間の点では同じ一つの社会であり、この社会は、世俗の法と統治がいかなる形態のものであれ、その下で生活しているものとしてはコモン・ウェルスと呼ばれ、イエス・キリストの霊の法を持っているものとしては教会と呼ばれることになる。……従って、なすべき事柄や務めが教会と世俗とでは違うということは、教会とコモン・ウェルスとが常に互いに別々で独立しているということの論拠にはならない。」(LEP, 8, 1, 4)
- ②「教父たちの言葉」(TC3, 151.) →両者を対照的なものとして論じている教父たちの言

^{11)「}教会」は宗教団体に限られる名であるから、ここで世俗社会を含めて使われている「政治社会」とは一致しない。従って、ここではこの二つの名が混同されている。

葉にもかかわらず、コモン・ウェルスと教会とは「実体 subject」である「人間社会」の「偶有性 accidents」を表わす名前であり、この二つの偶有性は同じ一つの実体の中にあるということがありうる。(*LEP*, 8, 1, 5.)

③「それぞれが課し、解く罰の効力の違い」(TC3, 152.) →これも同じく、両者の分離、独立を意味しない。(LEP, 8, 1, 6.)

結論。「第一、異教徒の統治の下では、キリスト教会と異教徒のコモン・ウェルスとは、互いに独立した二つの社会であった。第二、ローマ司教が支配している複数のコモン・ウェルスでは、同じ一つの社会が教会でもあり、コモン・ウェルスでもある。しかし、ローマ司教はこのからだを二つの別々のからだに分けており、教会を世俗君主あるいは主権者の権限に依存させていない。第三、このイングランド王国では、実態はこの二つのどちらでもない。しかし、異教徒の国とは、われわれにおいては同じ一つの社会が教会でもあり、コモン・ウェルスでもある……という点で違っており、また、ローマ司教に従属している国々の状態とは、われわれの教会はコモン・ウェルスのかしらに依存している……という点で違っている。要するに、われわれの状態は、神御自身の選ばれた古代の民の型に従っている。」(LEP、8、1、7、Cf. LEP、8、1、1、2)

これに対して、「教会とコモン・ウェルスとの永久の分離と独立を証明するとこれまで言われてきたことすべての趣旨は、この〔分離、独立〕は必然と考えられるから、その結果、キリスト教王国 a Christian Kingdom において、コモン・ウェルスに対して最大の権限を持っている者が教会に対しても……至上の権限を持つことは……法に適っていないと考えられるということである。」(*LEP*, 8, 1, 8 (2, 1.).)

[2] 統治権限

「秩序がないならば、公共社会で生きてゆくことはできない。何故なら、秩序の欠如は混乱の母であり、混乱の結果は必然に分裂が生じ、分裂からは破滅が避けられないからである。……物事における秩序は、職務によってその物事に関わっている人間の間で秩序が確立していないならば、存在しえない。そして物事や人間が秩序づけられているということは、それらが階層によって区別されているということを意味している。……公共社会における物事と人間のこの秩序は、統治が作り出すものであり、どの階層においてもそのために適切な手段は、力を振う権限である。| (LEP. 8. 2. 1 (2. 2.).)

「従って、キリスト者国王が教会事項において霊の統治権あるいは至上の権限を持っていると言われる時、その意味は、自分の統治領域、領土の中では、キリスト教に関わる事柄において命令する権威と権限を持っており、王として支配するよう定められている所では、

この諸事項において彼等に命令することができるより高い,より大きな権限はないということである。しかし,王の権限が至上と言われるのは,どんなものをも完全に取り除いて最高ということではない……。何故ならば,〔第一に〕地上のすべての王の王である神御自身を取り除くということはない……。その上,法が統治権を与えている所では,統治権を受け取る王は,それを法により,法の下で持ち続けなければならない。……第三に……その社会のすべての階層が結合したものよりも大きい権限ではない……。」(LEP, 8, 2, 1 (2, 3.)、Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 11. 12. 16. 17.)、8, 4, 6. 8, 6, 3. 8, 6, 9 (App. 1.).)

[3] 国王の統治権限

キリスト者国王のこの至上権に反対する主張に二種類ある。 1. 「教会事項の至上権は、この世のすべてのところで、神からの権利としてローマ司教のものである。」 2. 「この権限は、どの国民教会 nationall Church でもその聖職者の集会に属している。」 (LEP, 8, 3, 1 (2, 4).)

1. 国王の統治権限

「第一に、独立した多人数集団はどれも、ある特定の統治形態確立以前は、神の至上の権 威の下で自分自身に対する完全な統治権を持っている。それはちょうど一人の人間が服従 の絆 the bond of subjection [cf. LEP, 1, 15, 2.] で自分以外の人間にまだ縛られていない 時に同じ権限を自分自身に対して持っているのと同じであるということは、私には疑いや 論争の余地がほとんどないと思われる。……自然においては社会全体が持っている権限は、 多数,少数あるいは一人の人間に,即ち,その者の下にそれ以外の者は服従して生きるこ とになる人間に引き渡されるということはありえる。多人数集団のあるものは、力によっ て服従させられる……。戦争の時に勝利を与えてこの種の統治権を作り出すのは神であり、 このようにして〔神の摂理により〕統治権を得た人々〔即ち、正しい、法に適った戦争に よる勝利者〕は、征服した人々に対して絶対君主として統治する権威を勝利者に与えてい る国際法に従い、この統治権を享受する。ある場合には、神御自身がイスラエルのコモン・ ウェルスでよくされたように、特別の選びによって統治権が与えられる者を選び出し指名 することを好まれる。このようにして権限を受け取る人々は、神の権利だけによって神か ら直接にその権限を受け取る。自分達の統治者を選ぶのを神がその人々の自由に委ねてお られる場合にその人々の判断に従って同じ権限が与えられる者は、人間の権利によってそ の権限を受け取る。そのどの仕方によるにせよ……われわれは、その〔国王あるいは統治 者の〕法に適った選びは神によしとされていること、この者は神の代理であることを認め、 この者の権限は神の権限であると告白しなければならない(ダニエル書2:21.4.イザヤ書 45. ロマ書13. マタイ伝22:21.)。

教会事項の至上権については、神の御言葉が、すべての国王はそれを持つ、あるいは、どの国王もそれを持たない、と定めているところはどこにもない。それ故に、キリスト者国王にそのような統治権が与えられているということは、全く人間の権利によって成り立っていると思われる。」(*LEP*, 8, 3, 1 (2, 5.).)「その上、この統治権がまさに人間の判断によって与えられる者〔国王であれ、それ以外の主権者であれ〕も、神が神御自身の啓示の言葉の中でそのような権限は存在すると定められていたならば……同じように神の権利によってその権限を持っている。」(*LEP*, 8, 3, 1 (2, 6.).)

2. 国王統治権限の継承

「国王の後継者は、統治権限の権利を自分が王として治める政治体の全体に依存〔従属(LEP, 8, 3, 2(2, 10.).)〕して持っているけれども、〔個々の統治者が主権者となるたびに、権限を政治体から与えられるのではなくて〕依存の原因は、その最初の、治源の譲渡にある。その時権限は全体から一人の者に引き渡され、この一人から法に適う誕生によって自然の力によって生み出され、自然や法律に基づく無能力によって無資格とはされない者に引き継がれる。」(LEP, 8, 3, 2(2, 9).)

3. 国王統治権限の限定

「征服による国王については……一般的に神と自然の法を限界とすることができるだけである。神御自身の特別の選びによる国王もまた、神がよしとして与えあるいは認める大きさの権限を持っている。最初に自分が統治する人々との間の合意と契約 composition によって定められた国王に関しては、その権限がどの事柄にまで及ぶのが法に適っているかは、その人々との間の契約条項 the articles of compact が示していなければならない。それは、最初の時の契約条項 それは大抵全く知られなくなっているか、非常に少数の者にしか知られていない だけでなく、その後自由に自発的に合意されたもの 制定法がそれの証人である明確な同意によるにせよ,人間の記憶を越えた時から続いている慣習によって広く人々に知られている暗黙の承認によるにせよ が示している。」(LEP, 8, 3, 3 (2, 11.)、Cf, LEP, 8, 2, 1 (2, 3), 8, 4, 6, 8, 6, 3, 9 (App. 1.)。)

「国王においては、最大ではなくて、最善の限定のある権限が、国王にとっても国民にとっても最善である。……〔即ち〕行ないにおいて一番健全、安全、公平な規則、即ち、法に縛られている権限。私が言うのは、自然と神の法だけでなく、それと調和している国や自治体〔また、教会(LEP, 8, 3, 3(2, 17.)。〕の法でもある。……〔そうでない場合〕国王は専制暴君になる。」(LEP, 8, 3, 3(2, 12.)。Cf. LEP, 8, 2, 1(2, 3)。8, 3, 3(2, 11. 13.

17.).) 「この〔イングランドの〕コモン・ウェルスでは、どんな人間も訴訟も国王権限に従属していないものはないけれども、国王のすべての行為に対しては法それ自身が規則である〔法に反する国王の行為は無効である〕という点で、国王のすべてのものに対する、すべてのものにおける権限には限定がつけられている。」(LEP, 8, 3, 3 (2, 13.). Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 11. 12. 17.).)

[4] 国王の教会統治権限

国王は、世俗の事柄だけでなく、教会においても至上権を持っていることを一般的には認めている人々の中にも、具体的な多くの事柄においてはそれを認めていない人々がいる。教皇派の人々は、「ローマ司教が許可を与えるならば」その場合にかぎり、国王の権限を認めている。この国の改革者も同じように、国王のさまざまな権限を認めていない。(LEP, 8, 3, 3 (2, 14.). Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 15.).)

この問題に関して、すべての立場の人々が完全に合意していることは、1. 「宗教の全体、及び、それに関わるどんな事柄についても国王が監督権を持つことは法に適っており、そこにおいて〔神と自然の法及びそれに反していない実定法(例えば、異端処罰に関する 1 Eliz., c. l. (妹尾剛光『ロック宗教思想の展開』関西大学出版部、2005, I, 172頁参照))に反しないで(LEP, 8, 3, 3(2, 17.).)〕統治権を行使し、世俗の剣を振うことは法に適っている。 $\int_{12}^{12} 2$. 「これらの事柄に関わるある種の行為は国王には認められない。即ち、秩序の権限及びそれと分かちがたく結びついている管理権限、御言葉とサクラメントを執り行なう権限、聖職叙任の権限、管区担当者として裁く、つなぎ解く、破門するなどの権限に関わる行為。」 3. 「統治に固有の行為においては、国王がそのすべての行為において厳重に縛られるべきある規則がなければならない。しかし、教会事項及び訴訟における王権による行為に対するこの規則に関して、望ましいと言える一様不変の同意と確実さを持つ合意はこれまでに得られていない。」(LEP, 8, 3, 3(2, 16.). Cf. LEP, 8, 3, 3(2, 17.). 8, 3, 5 (3, 1.). (3, 2.). 8, 6, 11, 8, 8, 1, 2.)

「至上権を人々全体の集団からその中のある特定の部分に引き渡す理由は、一つには、社会の事柄における迅速な処理の必要であり、一つには、多数の対等の者が処理に加わるところでの混乱と騒乱という不都合であり、一つには、それぞれの人間に秩序を守らせることによってすべての人間に共通の善を作り出すためにある人々がすべての者に対する権威を与えられ、名誉という特別の権利で励まされて、その務めの大きな重荷を引き受けてい

¹²⁾ LEP, 8, 1, 2, 8, 1, 8 (2, 1.). では, これとは反対に, 教会とコモン・ウェルスとは, 互いに分離, 独立しており, 明確に区別されるべきであると考える人々がいる, と書かれている。

るのでなければ、われわれすべてがしようとしていることであるが、誰もが他人を傷つけ、また、場合によっては結局自分自身を破綻させることになっても、自分自身の利益を追い求めているだけというところでは、集団において必ず起こるにちがいない破滅である。……すべての統治が定め置かれた目的は、社会の善、普遍あるいは共通の善であった。……すべての事柄の至上の管轄権が一人の者に委ねられる〔のは〕、社会の中のさまざまな人々が幾つかの至上の権威に従うところでは、さまざまな不都合が生ずる〔からである〕。」(LEP、8、3、4(2、18.)、Cf. LEP、7、18、5.)

「天からよしとされて、神が御自身で選ばれた民の王「たとえば、モーセやヨシャファ ト〕がユダヤ教の事柄で至上権を持っていたとすれば、何故キリスト者国王もまたキリス ト教において同じ権限を持っていないのか。| ――キリスト者国王に宗教の至上権を認めな い人々の言い分。1.ユダヤ教は、キリスト教と比べるとはるかに完全ではなく、すぐれ てはいない。2. ユダヤ教の法や儀式は詳しく書きとめられているのに対して、キリスト 教の信仰には幾つかの神秘があり、それを健全、明確に理解するためには、教会人の霊の 権威は大きく、絶対的で、王権に従属していないことが必要である。3. 神はユダヤ教に は世俗の罰(投獄、鞭打、処刑)を、キリスト教には霊の罰(懲戒、破門)を与えられて いる。4. ユダヤ教の教会は一国民に限られていたけれども、キリスト教は世界中のすべ ての国に広められている。→これらの言い分はどれも、「キリスト教王国においては、外的 権限の至上権のすべては上に示した仕方で……その国王に与えられているということが神 あるいは自然の法に反しているということを証明していない」。(*LEP*, 8, 3, 5 (3, 1.). Cf. LEP, 8, 2, 1 (2, 3.). 8, 3, 3 (2, 16.).) 1. 「キリスト者国王が〔救いへと導く事柄を別に すれば (cf. LEP. 8.3.3 (2.16).)〕 宗教の事柄を人間の権威によって処理できるかぎりで 処理する、外的統治における至上の権威を持つことができないと考える理由はどこにもな い。」(LEP, 8, 3, 5 (3, 2).) 2. ユダヤ教の法や儀式は詳しく書きとめられていたけれど も、それでもそれに関する疑問や難しさは限りなくあった。更に、宗教事項における判断 が今はユダヤ教の時よりも多く、難しくなったとしても、それはイスラエル国王が持って いたのと同じ程度の、宗教の事柄における国王としての統治権を今の国王は持っていない ということを証明はしない。(LEP, 8, 3, 5 (3, 3.).) 3. 同じことがこの点でも言える。キ リストが御自身でキリスト教会の手に体罰の権利を与えられなかったのは.「〔弟子たち〕 は、最高統治者がいたるところで長年の間キリスト教会の公然の敵である王国の中でキリ ストの教会を打ち立てることになるということを知っておられた | からである。しかし. 「王国の全員がキリスト者となってしまった」ところでは、ユダヤ教の場合と同じように、

「教会は、その子らを教会に従わせておくのに、体罰のむちを必要としている」。また、「それ以外の仕方では改心しようとしない人々を強制するために世俗為政者の助けを求める多くのキリスト教会の慣習は、キリスト教においても、教会人に最初に与えられた権限は、それだけでは、世俗権力がそれを補強する時……ほどのことはできないということの十分な証明である。」(LEP, 8, 3, 5 (3, 4.).) 4. 「[キリスト教の行ないの] 重要な事柄における〔教会間の〕違いは、その結果重大な不都合を引き起こすものである。キリスト教は常にそういうことが起こらないように注意しなければならない。そうする道は、ある人々が考えているように、すべての教会に対する至上権を唯一人の牧者の手に引き渡すことではなくて、とりわけ重要な事柄に関わる教会統治をすべてのところで……国際法がすべての王国で受け入れられているのと同じ力がある唯一つの法の規則に従い行なうこと……である。……〔そのような一般法についてキリスト教世界が合意に達するまでは〕一つの教会が別の教会と同じ秩序を持っていない場合、それぞれの教会は、自分が持っており、神に対して正当な弁護ができる秩序をできるかぎり守るようにせよ。」(LEP, 8, 3, 5 (3, 5).)

「従って……われわれの最後の結論は、同じ人々が教会であり、かつ、コモン・ウェルスでもある自由なキリスト教国家あるいは王国 a free Christian state or kingdomeでは、世俗の事柄における主権者君主、統治者は、理性の光がそこへと導いているのであるから、教会の事柄においても至上権を持つことは、よい重要な事柄にとっては便宜であると考えるようにと神はキリストを通してその人々を導いておられるということ、それに反することは神の啓示法の中には何もないということである。」(*LEP*, 8, 3, 5 (3, 6.).)

[5] イングランド国王の教会統治権限

1. 「教会のかしら Head of the Church」という称号¹³⁾

「教会のかしら」は、「教会の事柄における至上権」を意味している。(LEP, 8, 4, 1.) イングランド国王にこの称号が与えられていることに対して、「教会のかしらというこの称号は、救い主キリストに対して、キリストを天上あるいは地上のすべての権限、支配、統治の上に上げるために、与えられた」、このことは使徒の言葉(エフェソ書 1:21[-22]. コロサイ書 1:18.) も示していると言う人々がいる。(TC2, 411.) (LEP, 8, 4, 2.) →救い主とそれ以外の者とは、共にかしらと呼ばれるとしても、両者の現実には違いがあり、前者

^{13) 26} Hen. Ⅷ (1534), c. l. は、国王を「イングランド教会の地上における唯一の至上のかしら」(小論 2 頁) と呼んでいる。1 & 2 Philip and Mary (1554), c. 8. は、この法を含む、教皇至上権を否定する二十の法を廃止した。 1 Eliz. (1559), c. l. は、Philip & Mary のこの廃止法の廃止を宣言した。但し、そこに規定されている、この王国の聖俗の職務に就いている人々が行なうべき誓約には、「女王陛下は、世俗の事柄と同じく、霊の、教会のすべての事柄において、この王国の唯一の至上の統治者 governor」とある。

には後者にはないものが付け加わっている。(*LEP*, 8, 4, 3.) その上,「かしら」は普通,「抜きん出た,優れた,長であるものすべて」を意味する言葉であるから,「教会において他のすべての者より抜きん出た,長の地位にあるキリスト者国王」を「かしら」と呼ぶことは、不適切なことではない。(*LEP*, 8, 4, 4.)

教会のかしらとしてのキリストと国王との違い。

- ①「権限の序列において」。キリストは「すべてのものの上にある」のに対し、それ以外の 者は「キリストに従属している」。
- ②「権限の大きさにおいて」。キリストの権限は、この世のすべての所、人間、物事を永久に支配し、御自分の意志と知恵以外のどんな法にも縛られていない。しかし、国王の権限には、上述〔LEP, 8, 2, 1 (2, 3.). 8, 3, 3 (2, 11. 12. 16. 17.). Cf. LEP, 8, 4, 6. 8, 6, 3. 8, 6, 9 (App. 1.).〕の限界がある。
- ③「権限の性質において」。キリストは、人間の頭が身体に対するように、「その恵みの密かな、心の中の働きによって霊の生活を与え、それに向かう霊の動きの力を与える」。「国王に与えられているかしらとしての働きは、完全に目に見えるものであり、この世でわれわれの間において教会の事柄の外側の枠組だけを秩序づける」。(LEP. 8. 4. 5.)

われわれのこの考えに対するこの人々の反論。

①に対する反論。「世俗為政者はキリストの下にあるにもかかわらず、彼を教会のかしらと呼ぶことは最高に理に合わない。何故ならば、キリストは二重の優越、御自分の教会に対する優越と諸王国に対する優越とを持っているからである。前者に従えば、キリストは父という優越者を、後者に従えば、優越者を持たず、父と共に直接の権威を持っている。」(TC2, 411.) → i . キリストはすべての者に対するかしらであり、教会統治においても、この世のそれ以外の者に対する統治においても、自分より優越する者を持っていない。 ii . 世俗と教会のすべての権威は、キリストに従属している。 iii . 世俗為政者は、キリストに従属しているかしらである。「父がすべてのものに対する主、王としてなされることは、子なしではなくて……子によってなされる。……キリストは神であり、ロゴス、即ち、神と同じ実体の神の言である。キリストはまた、その同じ実体の言が人間となった〔受肉した〕ものでもある。……肉となった言は、永久にすべてのものに対する主権者である主の座にあり、そのような主として統治されている。……それにもかかわらず、すべての者が……キリストに対する当然の従順を示し認めているのではないから、キリストは、すべての人間の、しかしとりわけ信ずる人々の救い主(テモテ前書4:10.)……と呼ばれている。……一言で言えば、〔信ずる〕人々は、キリストの教会と呼ばれる神秘のからだの一部である。

それ以外の人々は、イスラエルのコモン・ウェルスに属さない者〔エフェソ書2:12〕, 闇の王国に住み、この世においては神のない者であると考えられている。救い主は、従って、後者に対しては反逆者であるとして、前者に対しては従順な臣民であるとして、統治される。〕従って、この二つの統治をこの人々の言うように区別する根拠はない。

「世俗為政者が教会の事柄において持っている権威は、それ以外のすべてのよいものと同じく、神からキリストにより与えられたものである……。……法に適う権限のすべてはキリストから与えられるのであるから、王はその権威をまさにキリストから受けたのである。従って、世俗為政者は、この権限に関しては、キリストの民のかしら、キリストの下にある、キリストに従うかしらである。」(LEP, 8, 4, 6. Cf. LEP, 8, 2, 1 (2, 3.) 8, 3, 3 (2, 11. 12.) 8, 6, 9 (App. 1.).)

②に対する反論。 i. 「教会では、かしらである為政者がそれ以外の為政者をそれぞれの 場所に定めるのは、自分が至るところに居て、かしらとしての務めをするということがで きないからである。」(TC2, 413.) →キリストの統治は肉体によるものではなく.「霊によ って教会という御自分のからだのあらゆる部分と常に結びついている | から、御自分の代 理のかしらは必要ではない。しかし、われわれには計り知ることができない何らかの理由 があって、御自分の国を多くの部分に分けて、それぞれにかしらを置かれるということは ありうる。その上、「目に見える〔教会〕統治を行なうためには、ある範囲にわたる至上権 を与えられた〔目に見える〕かしらは不必要ではない。」ii. 「為政者がその統治領の中の 教会のかしらであれば,彼は〔かしらに従う〕教会の一部ではないことになる。」(*TC2*, 419.)「為政者がかしらである教会は、キリストなしで完全なものになる。」「教会がキリス トのからだであり、また、世俗為政者のからだであれば、二つのかしらを持つ怪物になる。」 「教会が民衆統治であれば……すべての人間がかしらとなり、からだはないことになる。も う一つの怪物である。」(TC2, 412.) →すべて理解の混乱による誤り。最後の論点について 言えば.「至上権がある一人あるいは少数の者にまだ引き渡されていない集合体では. その 全体が当然に各部分に対するかしらでなければならない。そうでなければ……その集合体 は、ある特定の人間をかしらとする権限を持つことはできないであろう。」(LEP. 8, 4, 7.) ③に対する反論。イングランド教会の考えは、Pighius や Harding ら教皇派の、心の中で の恵みの働きに関してはキリストだけがかしらである。しかし、キリスト教会全体の外的 統治においてはローマ司教がキリストと共にかしらであるという主張と同じ考えである。 (LEP. 8. 4. 8 (4. 9).) 「霊の統治においてキリストだけがかしらであるならば、キリスト が定めた人々が執り行なう御言葉、サクラメント、規律においてはキリストだけがかしら

である。それもまた、キリストによる霊の統治であるからである。」(TC2, 415.) \rightarrow 「キリストによる霊の統治とは、キリスト教会を霊の事柄において統治するもの〔手段〕の全体である。この全体の中には、二つの異なる種類がある。一つは、キリスト御自身によって目に見えない仕方で行なわれ、もう一つは、キリストが教会の統治者、導き手と認める人々によって外的な仕方で行なわれる。……前者に関しては、キリストは〔キリストだけが〕特別に神の教会のかしらと呼ばれる……。……われわれが秩序の権限と呼ぶ〔後者の〕権限については、それは事実霊の権限であり、キリストの〔キリストによって定められた〕権限であるけれども……外的で目に見える統治であり……キリストは〔御自分では行なわれないけれども〕その統治によって行なわれるすべてのことをよしとされる……。従って、前者に関してはキリストだけをわれわれのかしらと呼び、しかし、〔後者〕に関してはキリストがりの人々をもかしらと呼ぶことに、全く矛盾はない。」(LEP, 8, 4, 9 (4, 10)。)

名前だけのことであれば、世俗為政者のこの称号を別のものにすることにわれわれは反対しないであろう。しかし、世俗為政者をかしらと呼ぶことに反対する者(Sir Thomas More や Calvin を見よ)は、「教会のかしら」という言葉だけではなくて、「教会のすべてのもの、人間と事柄の両方に対して、世俗為政者が法に適うものとして持っている……権限が世俗統治者に与えられているということ」に反対なのである。(*LEP*, 8, 4, 12 (4, 8.).)2. 教会事項に関して総会を召集する権利

この権利は、至上権を持つ者にある。(*LEP*, 8, 5, 1.) 皇帝コンスタンティヌスが最初の総会議を召集して以来、彼の後継者たちはそれに従ってきた。われわれの場合、以前は高位聖職者の長が教会会議を召集していたけれども、後には国王がそれを行なうのが、上述[*LEP*, 8, 3, 3-5.] の理由で適切と考えられるようになった。(*LEP*, 8, 5, 2.)

3. 教会法制定の権限

「世俗権限の自然な主体は、コモン・ウェルスという集団であるとすべての人間は告白している。コモン・ウェルスの状態のよし悪しは、法制定の権限に非常に大きく依存しているから、しっかりと安定したすべての国では、それが王制であっても、コモン・ウェルスがこの権限を一人の者の手に完全に譲り渡し、そのすべてを委ねるということのないように念入りな配慮が常にされている。「イングランドでは、ウィリアム以前から今日までそうであった。」……従って、それと同じく、教会法制定の権限の真の根源の主体もまた、その法が制定される教会の完全な全体であるとわれわれは断言する。対等の者が自分と対等の者に諸々の法を課すことはできない。……自然それ自体が、教会にその中にいるその子らに対して法や命令を制定する権威を豊かに与えている。」(LEP, 8, 6, 1 (6, 1.). Cf. LEP, 8,

6, 11.)

「ローマ司教の過剰な主権の最高の代理人たちは、他の何よりもこの点に対して熱心に反 論している。……彼等が主張する第一の命題は、教会管理の権限は、キリストから直接教 会全体にではなくて 高位聖職者に引き渡されているということである。| (LEP 8 6 2) 「この点で彼等は誤っている……。権限を制定することと、制定されたその権限を〔特定の 人間に〕与える……こととは、別のことである。世俗社会には法制定の権限があるべきで あると定めたのは自然である。しかし、特定の君主という人間をその至上権の在る主体に 定めたのは、その国民(即ち、その社会)の同意である。……その権限を与える手段とし ては、二つの道筋がありうる。即ち、ある特定の一人あるいは多数の人間をそれに任命す ることによるか、あるいは、人間を決めずに、(それを受け取る者が誰であれ)その人間 ……の資格に関する限定された条件とその権限を受け取る形式あるいは仕方だけを定める ことによるかである。「神はイスラエルのコモン・ウェルスにおいて、キリストはその教会 において、この権限の主体を直接定められた例がある。〕そのような人々を除けば……キリ ストが教会に設立したこの権限を、「その権限を受けた」人間は、キリストが定めた法と自 然あるいは聖書の光が人間に対し定めるよう教えた教会法とに従い、教会から受けている。| (LEP, 8, 6, 3. Cf. LEP, 8, 2, 1 (2, 3). 8, 3, 3 (2, 11. 12. 13.). 8, 4, 6. 8, 6, 9 (App. 1.).) 「人間は、自分以外の人間と結びついて共同の社会で生きており、教会という外的政治体 に属しているから、上述の自然法と聖書の法は、この点においても最高に必要な事柄を明 らかにしているけれども、それにもかかわらず、魂の配慮をしている教会が必要に応じて 措置しなければならない新しい場合がなお生ずるから、前述の神と自然の法を原理として、 そこからの推論により結論として演繹される人間の法と命令は大きな役に立っており.こ れからもずっとそうである。……〔この場合〕第一に、考えの問題では、法は以前に真理 でなかったものを真理とはしない。しかし、行為の問題では、以前に義務でなかったもの を義務とする。……第二に、考えは理解する力と堅く結びついており、心の中で同意され るものであるから、それを命ずることは人間の法の力にはない。何故なら、人間の考えを

「自由で独立している社会はすべて、自分で自分の社会の法を作るということ、この権限 は政治体のある特定の部分ではなくて、全体に属している……ということは、疑いもなく 自然なことである。……神礼拝は、秩序のしっかりとしたすべての国、コモン・ウェルス

指示することはただ神だけに属しているからである。〔しかし〕考えは告白するのが適切である。あるいは、不都合であるということがあるから、〔社会の統一のために〕人間の法は

それについて決めなければならない。」(*LEP*, 8, 6, 4 (6, 5.).)

で、法が定めるよう配慮する第一のことである。」(LEP, 8, 6, 5 (6, 6.).)「教会法制定の権限は、「最初のエルサレムでの会議がそうであったように(使徒行伝15:7.13.23.)」聖職者の会議に固有のものである……と主張されるかもしれない。……〔しかし〕エルサレム会議の教令は、それ以外の人間の教会集会の法と同じではなくて、〔特別の権威があり〕まさに神の命令であった。……神はそれを〔石ではなくて〕心に刻みつけ、聖霊の力を通して、神が選ばれた使徒たちの言葉により……宣言された。」それは、そのような光を注がれた人々がいない、それ以外の会議とは違っている。(LEP, 8, 6, 6 (6, 7.).)「国王はその時今の国王ではなく、聖職者は今はその時の聖職者ではないから、キリストの特別の法が教会法制定の権限を永久に聖職者だけに結びつけたということが証明されるまでは、教会法は、キリスト教コモン・ウェルス a Christian Commonwealthでは、聖職者だけでなく、俗人の同意がなければ、とりわけ最高権力の同意がなければ、作られないということは、公正と理性に最も適うことであると考えるべきである。

何故ならば、すべての社会、共同体、団体において個々の人間それぞれが行なうべき事柄は、その人々の〔間接あるいは直接の〕同意によって承認されていなければならないということについては誰も疑っていないからである。〔そうでないということ〕は全く公正に反している。国王は自分の承認なしで定められた人間の命令を厳格に守るよう他のすべての人間を強制すべきであるということは、それ以上にはるかに公正に反している。……どの階層も自分達の自由の範囲を広げることを望んでいるから、〔聖職者だけが教会法制定の権限を持つということ〕は、他の階層の人々にどれだけ有害かを知ることはたやすいことではないか。平和と正義は、どの階層にもそれぞれの権利を持ち続けさせ、あらゆる階層をいわば釣合のとれた状態に置き続けることによって維持される。このことが一番よく行なわれるのは、人々の共通の親であり、その配慮がすべての人々に最も偏りなく及ぶと推測される国王が、すべての人々に命じなければならない法の制定において最高の支配権を振う時である。〕(LEP、8、6、7(6、8))教皇教会においてもスペイン王フェリペPhilip〔2世〕は、国王あるいはその領臣の従来の権利は、トレント総会議の教令に反していても、損われあるいは小さくされることはないと公言した。(LEP、8、6、8(6、9)。)

「再洗礼派が抱いている考え、即ち…… (ロマ書8:14.) 人間の強制ではなくて、神の霊に導かれてわれわれが従うキリストの福音以外の法が今課せられるならば、キリスト者の自由は失われキリストが御自身の許へと贖われた魂は、人間の力のくびきへの隷属の中に引き入れられて侵害されるという考えは、ずさんでわがままな考えである。彼等の判断は、従って、キリスト教会は福音宣教者以外の立法者を認めるべきではない、長老会以外の法

廷を、教会懲戒以外の罰を認めるべきではないということである。このような考えに対し て、われわれは、この今の世が続くかぎり、人間の法の役立ちと人間の法を時々作る絶え ざる必要があるということを主張する。……〔これとは別の考えであるけれども〕人間の 法について それは良小には全く関わらない それを破り 犯すことは 罪の場合のよう にその人間を神の目に咎あるものとするということはありえない……この世において〔為 政者が課す〕外的罰を受けるべきものとするだけである……とだけ考える人々がいる。何 故ならば、第一に、良心は神本来の法廷であり、そこで有罪とされることは罪、その罰は 永遠の死であるからである。人間は心に命令する法を作ることはできない、人間には、心 の中の考えを罪とする、あるいは、罪に対して肉体の罰以外の罰を定める力はない。従っ て、人間の法は魂に対して力を持つことはありえない。……〔しかし〕第一に、神御自身 の法がわれわれによる服従を命じている、従いなさい(ペトロ前書2:13.)と聖ペトロは 言っている、聖パウロは、人は皆従うべきである、皆自分の上に立つ権限に従うべきであ る(ロマ書13:1)と言っている。……神の法によってわれわれは、われわれに対して権 威と権限の座にある人々の誰に対しても、良心において従うべきである。しかしながら、 そのような権限のすべてに対して、どのような種類の服従でもすべきなのではない。…… 何故ならば、そのような人々は、すべてのことにおいて命令する一般的な権限を絶対的に 与えられてはいなかったからである。われわれがそのような権限のすべてに良心において 従うべきである理由は、すべての権限は神からのもの(ロマ書13:1.)だからである。〔上 位にあるすべての人間の権限は、その本性に関しては、神が定められたものである。その 権限に置かれる特定の人間は、権限を直接神から(モーセやアロン)、あるいは、自然から (両親)、自然の、秩序正しい道筋により人間から(コモン・ウェルスの統治者)受け取る のであるけれども、その起源は神に由来する、即ち、神がその人々をその地位に置かれた のである。〕権限を〔神の〕秩序に全く反して行使する〔与えられた権限以上の権限を行使 する〕人々について言えば、その人々が持っている権限の本性は神からのものであるとし ても、しかし、その権限の行使は神に反しており、従って、神からのものではない、すべ ての不正と同じく〔神の〕許しによるものではない。神の定めに従う権限によってなされ る行ないに関しては、神は同じようにしてそれを正当と認め、御自分の行ないと考えられ る [マタイ伝22:21]。……法に適う権限に対してわれわれがなすべき服従は、われわれ は、自分の国の体制秩序によりその権限の下にあるということだけではなくて、尊敬と服 従とによってその権限に対するあらゆる事柄での従属を示すべきであるということを意味 している。その権限に抵抗する者は、神に抵抗している。」従って、教会における世俗管理

権のすべてを否定する再洗礼派は間違っている。(LEP, 8, 6, 9 (App. 1.).)

「君主や議会 Court of Parliament は, 〔教会統治の〕事柄において教会や聖職者に対し〔法を作り〕命令する合法的手段を持っていない……議会は, 世俗集会にすぎないから, 自然法によっても神の法によっても, そのような事柄を決めるにふさわしい権限を持つことはできない」と考える人々がいる。(*LEP*, 8, 6, 10.)

→しかし、「イングランド議会は、それに附随する教会会議と共に、この王国の中のあら ゆる統治の実体の基である。それはまさに王国全体のからだであり、国王とこの国の中で 国王に服従しているすべての人々から成っている。何故ならば、この人々はすべて、自分 で、あるいは、人々からその個々の権利を自発的に引き渡された人々により、そこにいる からである。」女王メアリの時代には、王国は教皇ユリウスの特使に服従していたけれど も、王国の人々は、議会が以前に制定した教会事項に関わる法はすべて無効であって、廃 止されたとは考えていなかったし、王国の人々だけでなく、枢機卿自身も教会事項に関わ る議会の法制定を自然法や神の法に反するとは考えていなかった。「神の事柄においては、 公けの祈りの形式、キリスト教信仰簡条の厳粛な告白、宗教の行ないにふさわしい儀式を 定めるには、われわれの魂の牧者や司教が世俗の業や職の人々よりもはるかにふさわしい と考えないとすれば、不自然であろう。しかしながら……〔教会の〕法に法としての形式 と力を与えるのは、すべての人間〔教会〕全体の同意である。この同意がなければ、それ は〔法ではなくて〕病人に対する医者の勧め〔忠告や助言〕でしかありえない。……この ことに、自然と、聖書に記されている神の教会の行ないとは、あらゆる点で完全に合致し ており、神御自身が御自分の民に対し、その自由、公然の同意なしに、御自分の法をモー セの手によって課そうとはしておられない(出エジプト記19.)。……こうして、われわれ 自身の教会の統治について決めるにふさわしい権威をイングランド議会は持っている。

われわれの国王がこの法制定において持っている至上権に関しては、それは主として拒否権の力にある。それを国王に与えないということは、それがなければ国王は肩書だけにすぎない、統治を行なわないことになるそのものを国王に認めないということである。統治体制が民衆制、貴族制、王制のどれであれ、主権は、その主権確立以前にあったどのような法をも排除する権利が与えられている人間あるいは人々にある。……〔コンスタンティヌス以後のキリスト者〕皇帝たちに対して、その国民は自分達が持っていた法制定の全権限を引き渡しており、そのことによって皇帝勅令は法となったのである。……皇帝たちは自分達のこの権限を、自分はキリスト者であるから、キリスト教会の益になるように使うよう、キリスト教によって教えられていた。……国王や君主は、彼等の下で生活してい

る一番身分の低い人々と同じように、「魂の牧者」に対する従順を喜び進んで示し、救いの しるしである聖サクラメントを牧者から、主イエス・キリストからのものとして、できる かぎりの敬意をもって受け,牧者からの教えや忠告を軽蔑せず,また,牧者に当然,適切 な名誉をほんのわずかでも差し控えることのないように 良心において縛られている……。 このすべてのことは……法、即ち、教会の最も霊に関わる事柄についての法制定の至上権 を放棄しなくても、非常によく成り立つ。…… [教会法制定の至上の] 権限は、この王国 全体が自然において持っている。それが自由な、よく考えた上での同意によって、自分達 を統治している者に、これまで述べてきた範囲の中で引き渡されたのである。〔このことほ ど〕自然法と主イエス・キリストの意志に一致することはありえない。」(LEP, 8, 6, 11.) 「教会統治者たちは、世俗法、コモン・ウェルスの法制定に関わってはならず、また、世 俗為政者は、高位の者であれ下位の者であれ、教会に対する命令制定に関わってはならな い。」(TC1, 192.) →この人々は、「教会人は権力を振ってはならない」と主張しながら、 「他の何よりも統治に固有の事柄である教会法制定の権限は教会人だけにある」と考えてい る。「この人々のこの点での見落しは、法制定とは何かを正確に認識していないことから生 じている。……教会人と言えども……コモン・ウェルス統治のために世俗法が提案される 時に意見を述べるあらゆる権利をその国の他の人々と同じように持っている。……法を作 り出し、それについて検討するには、とりわけ知恵が必要である。しかし、「世俗法であれ 教会法であれ〕法を確立し制定するのは、権限、即ち、統治の権限であり、その最高のも のはわれわれの国では、国王という人間にある。国王や地上の支配者たちが世俗あるいは 教会の法制定においてそのような主権、至上権を持つことを禁ずるキリストの法がある か? | (LEP. 8. 6. 12.)

「キリストは御自分の教会で、神が昔イスラエルのコモン・ウェルスに対して伝えられたような、世俗の権限に関わる法を定められなかった。……キリストの一番中心の心配りは、福音の霊の法が至るところに宣べ伝えられることであった。……キリスト教は、キリストの法を受け入れた人々に対し、〔その人々が住んでいる王国で〕その人々がそれまで従ってきた法を免除しなかった。但し、その法がキリスト教の禁じていたことを命じた場合だけは別であった。そのためにこの人々には、住んでいたあらゆる所でさまざまな迫害が生じた。〔そのような状態で〕皇帝や国王が教会法制定に関わるということは全くありえなかった。……しかし、最高権力者たちがキリスト教信仰を好み始めた時、彼等のおかげで自由な国や王国の全体はキリストに従うことになった。……王制の国では、キリスト教以前に国王あるいはコモン・ウェルスの至上のかしらは、宗教法制定において至上の介入権を持

っていた。それにもかかわらず、国王は、キリスト教を受け入れることによってその権利を完全に奪われて、そのような事柄においては、自分の臣民〔のある人々〕あるいは〔霊における外国の主権者〕の臣下にならなければならないのか。……イエス・キリストの教えを知らなくはないすべての人間にとって、この世でキリスト教を受け入れた国は、キリスト教に含まれているどんな法によっても、それ以前に法に適うものとして持っていた権限を放棄すべきであるということは全くない……ということは明らかである。〕(*LEP*, 8, 6, 13. Cf. *LEP*, 8, 6, 14. Appendix to Chapter 6 (6, 14; p.418 n.1.).)

すべての事柄において法を制定する国王至上権を認めていない人々が、しかし、次のことを認めている。①差し迫った必要の場合(例えば、法に適っていない、邪悪な聖職者しかいない場合)、その必要が続くかぎりで、国王は教会事項に関して法を制定し、命令する権限がある。(TC3, 159.) \rightarrow 国王が邪悪である場合、この権利はどうなるのか。②秩序が正しく行なわれている教会では、至上権を持つ為政者〔即ち、イングランドでは国王〕は、教会に関わる神の法が適切に行なわれ、教会人がその務めをよく行なうよう配慮し、自分の務めを怠る者を罰する権限がある。(TCI, 192.) (LEP, 8, 6, 14.)

4. 教会統治者を作る権限

「適切に言えば、国王は司教を作ると言うことはできない。司教をその地位に置くと言えるだけである。何故ならば、司教においては次の三つのことが考えられなければならないからである。他の牧者とは区別される権限、司教権限を行使する対象である特定の聖職者と平信徒、司教座の場所とそれに属する収益、優越、名誉。第一のものをどの司教も聖別によって受け、第二のものを選びによって与えられ、第三のものを国王だけから受け取る。」(LEP, 8, 7, 1.)

「聖別に対して国王が介入するのは、選ばれて、聖別されることになる者を〔開封〕勅許状により推薦するだけである。従って、聖別するのは司教たちだけであるから、司教たちだけがすべての司教に司教としての存在を与えるということになる。かしらとしての司教をその下の子羊や聖職者に結びつける仕方は、これまでしばしば変ってきた。……選びにおいては、最初は……平信徒は証言をして、選ばれる予定の者に対する好感、反感を示した。しかし、選ぶのは、完全に司祭たちの聖なる共同体であった。」(*LEP*, 8, 7, 2.)

これに対して、今ではイングランドの国王は、司教座の場所〔司教座聖堂〕とそれに属する豊かな財産を与える権利、それ故に、司教空席の時の収益を受け取り、司教にふさわしい者を推薦する権利を当然のこととして要求している。これは、古来のイングランド君主たちが聖堂とその財産を作り出すために負ってきた巨大な負担を考えれば、正当である。

その結果当然に、それ以前にあった平信徒の関わりは無効とされ、通常の聖堂首席司祭と参事会による選出は、許可が出るまではできず、また、指名された者以外の者を選ぶことはできないことになっている(25 Ed. 3. 25 H. 8. c. 20.)。こうして今では「司教をその地位に置くのは国王の認可だけであり、司教を作るのは司教たちによる聖別である。」(LEP, 8, 7, 3. Cf. LEP, 5, 80, 11. 7, 14, 12.)司教位を与えるイングランド国王のこの権利は、ローマ司教位を与えるローマ皇帝の権利と同じものであり、スペイン、イングランド、スコットランド、ハンガリーにおいては国王の古来の権利であった。(LEP, 8, 7, 4, 5.)

「この〔国王の権利〕によって、イングランド教会は幾つかの不都合を大いに和らげられていることに疑いはない。それと同じだけ危険な別の悪が生じないように特別の配慮が同じように必要である。これまでの歴史によれば、選出の自由が一番大きい時に、選出における人間の行ない、行動が一番悪質でないということはなかった。」平信徒は、善良、有徳な人間よりは、自分と性格が同じ人間の統治を支持した。聖職者は、いかなる不正を使ってでも競争相手を押しのけようとした。敗者は勝者に対して、ひそかな恨みを永く持ち続け、それを和らげることは容易ではなかった。(LEP, 8, 7, 6.) 一方で、国王は、かつて平信徒と聖職者が彼等に司教選出権限があった時にそうであったのと同じく、神の前で自分に課せられている義務の重荷をよく知り、極めて神聖な生活の美徳と神の知恵の賜物とを持っていない者を選ばず、司教の座を長い間空席にせず、教会財産をそれが損なわれないようよく保護すべきである。「すべての権限は信仰涵養のために与えられているのであって、教会の転覆、破壊のためではない。」われわれに対する反対者も、「王の特権」そのものに反対ではなくて、「高位聖職が一般平信徒の同意なしに与えられること」、また、「キリスト教会の中に君主が王の特権を振うことができるような司教の地位があるということ」に反対なのである。(LEP, 8, 7, 7.)

「教会の権限それ自体は、もともと神が定められたものである。……その権限を権限を持つ個々の人間に引き渡すのは、教会と、その場合に〔その者を〕叙任し、聖別するよう定められている上位聖職者たちとの固有の行ないである。その上、その人々がその権限を持っている時でも、その人々が神の民のある部分に働きかけることを許されなければ、それは行使されないままであるから、その人々は、人間に対するその権威の平和で穏やかな行使のためには、すべての人間がキリスト者国王に服従している所では、その点でどうしてもその〔秩序を守らせる主権を持つ〕国王にも依存しなければならない。」(LEP, 8, 7, 7 (App. 4.).)

5. 教会の裁きにおける権限

われわれもまた、国王が御言葉やサクラメントについて決め、教会会議事項について決定し、破門その他教会裁判官としての仕事を行なうことは、理に反していると考える。 (LEP, 8, 8, 1. Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 16.).) しかし、「国王は〔その領土の中で〕すべての人間に対する至上の命令権者であるということは、世俗の事柄だけでなく、霊の事柄の秩序作りのためにも同じように必要であるとわれわれは考える。このような普遍的権威がなければ、国王は、必要に迫られた時に、これまで有徳な国王がしてきたのと同じことはできないであろう(歴代誌下24:5-9.30:6. ヨシュア記1:18.)。」 (LEP, 8, 8, 2. Cf. LEP, 8, 3, 3 (2, 16.).)

「その上、教会の裁きは、人間と人間との間に起る争いの解決と神の事柄において行なわれる過ちの矯正のために必要であるとわれわれは言う。これらのことを適切に行なうためには、三つのものが必要である。法、裁き人、裁きの至上の統治者。……法(われわれは教会事項に関わるわれわれの王国の制定法を意味している)は、その事項を理性と神の法に従わない仕方で処理しているならば、われわれは、その法を間違いであると認めるとともに、それが改革されるよう努めなければならない。しかし、この点についての議論は、後述〔しかし、これを論じた個所はない〕。われわれの場合教会事項における裁き人は、担当区裁判官 Ordinarie [高位聖職者のみ〕あるいは委託裁判官 Commissionarie である。」(LEP, 8, 8, 3.) それに加えて、普遍的権限を持つ裁き人が、個別の裁判権を強くし、支えるために、また、個別の裁判権では十分に正すことができない事柄を正すために、必要である。この権限は一時、邪悪な行ないによってそれを手に入れたローマ司教にあったけれども、正しくも社会の同意により国王に与えられた(1 Eliz., c. 1.)。改革者たちは、これを国民教会会議に引き渡そうとしている。(LEP, 8, 8, 4, Cf. LEP, 8, 8, 5.)

神に属するものは、神が神の代理に定めた者以外の者には引き渡されない。教会事項における裁きの主権は、神にある。神はそれを大祭司が、従って当然に教会聖職者だけが、自分の代理として持つように定められた。従って、それが世俗為政者に引き渡されるということはありえない。(TC3, 154.) →前半の神に関わる事柄には同意する。しかし、後半は全く認められない。①聖書では、裁きと統治の権威を神は、祭司だけにではなく、俗人にも与えられていた。その上、教会事項における主権は、国王に与えられていた。(Cf. LEP, 8, 4, 6. 8, 6, 13.) ②この人々は、福音の聖職者に対しては、律法の祭司に認められていた主権あるいは統治権でさえ認めていない。このことは、上述の反論とどのようにして相容れるのか。(LEP, 8, 8, 6.)

国王の権威は、すべき事柄が多過ぎて自分だけではできない、あるいは、国王が未成年である、あるいは、世俗の事柄でも重罪や反逆罪のように国王が裁く権限を自分以外の者に委託するのが適切である場合でも、存在する。「人間は誰もすべての事柄に対して十分な能力はない。従って、公けの事柄は区分けされて、共通の理性が一番適切と推測できる人間がそれぞれの種類の裁き人としての権威を与えられなければならない。国王や君主に関しては、単なる教会事項ではそのような推測は普通はできない。従って、〔人間に〕共通の感覚は、むしろこの重荷を他の人間に負わせることが適切であると考える。このために、担当区裁判権(聖職者だけにある)と委託裁判権(聖職者以外の者が聖職者と共に裁くよう正当な考慮により任命される)……更に、第三の裁判権(国王が超越した権威を持ち、しかもすべての事項において両者の上にある)を区別するのは必要なことであるとわれわれは考える。」(LEP、8、8、7.)

「国王が自分はキリストとキリスト教に対する公然の敵対者であると自認していて、国王がそのような権限を振うことはありえない時があった。それに続いて、国王がそのような権限を振うことができるようになると、国王は自分の目に最善と思われる、ある時にはより多くの、ある時にはより少ない権限を自分のものとして行使した。国王の権利について確実なことは、その時まだ決められてはいなかったからである。」それ以前に教会事項の秩序作りの権限を持っていた司教たちは、最高為政者が、平和と平穏の敵である異端者からしつこく要求されて、すべきではないこと、即ち、主権者としての権威によって異端を擁護した時には、これに反対して、それまでの慣例に従う、世俗と教会事項との区別を主張した。一方で、最高為政者に当然の権利があることをも、司教とそれまでの法や慣習に配慮して、ためらってしない皇帝もいた。こうして、キリスト者皇帝のこの点での行ないはさまざまであり、一様ではなかった。(LEP, 8, 8, 8)

「われわれの教会の状態は、この〔皇帝たちの〕状態よりもはるかによく安定している……。何故なら、われわれの法は、それぞれの権限の範囲をはるかに確実に定めているからである。……共同体全体は、社会の事柄すべてはどのようにして行なわれるべきかの一般的命令を法によって与えている。国王は、共同体のかしら、すべての者に対する最高権威者として、この法に従い個々の事柄のすべてを形作り、処理している。……われわれの法は、霊の法廷が法によれば世俗である事柄を扱うことを認めていないし、また、事柄が本当に霊のものであれば、単に世俗法廷にすぎないものがそれに裁きを与えることを認めてはいない……。」(LEP, 8, 8, 9.)

6. 聖職者による裁判の罰の免除

「コモン・ウェルスの中のよい状態は、何よりも恐怖と愛という特別の感情に基づいていると考えられる。最高統治者自身における恐怖と、彼の下で生活している臣民たちの愛。臣民たちの愛は大抵の場合、国王の正しさが続くかぎり、続く。……悪をなすことに対する恐怖は、悪をなす者がこうむる損害から生まれる。……〔例えば、国王のように〕この世で強大な力を持っている人々(彼等は常に、その善良な心が彼等を制御するほどに、有徳、神聖ではない)において、彼等がどれだけ重大な混乱に陥っても、国王たちに強制力を働かせることができる者が〔神以外に〕誰もいないほどに国王たちは誰にも従属せずに生きるべきであるということが行為原則であるとこの世の人々が考えるとするならば、人間の自然の弱さを考えれば、何を期待できるだろうか。」(LEP, 8, 9, 1.)

しかし、国王はそうあるべきであると考える学識ある人々が多くいる。彼等がそう考える理由。①「罰は常に上位の者から来る……従って、[結局] すべての者が従属している、しかし、それ自身は誰にも従属していない正義の源、至上のかしらがあるということになる。そのような優越を王国において誰かが持つべきであるとすれば、国王以外に誰が持つのか?……君主が罪を犯せば、天が君主の出廷する法廷であり、地上では君主は誰にも責任を負っていない。」(LEP, 8, 9, 2.)②「確かに国王は〔臣民と〕兄弟である、しかし、それ以外の兄弟たちすべてが従うべき兄弟である。……内部の者である〔コリント前書5:12〕、しかし、それ故にそれ以外の誰の裁判権の下にある者でもない。……しかしながら、すべての人間が行なうべき〔神の〕一般的な法は、他の者と同じく、否、他の者以上に、国王を縛る。何故ならば、罪の重大さは、それを犯す者の大きさに応じて大きくなるからである。」(LEP, 8, 9, 3.)

一方、司教ジューエル Jewell は、「君主は、教皇や司教に対してだけでなく、それ以外の普通の司祭に対しても、より下位にある」と言っている。しかし、これは、「聖職者の務めに属する事柄」に関わる場合のことであって、君主が聖職者の法廷での罰に従うべきであるということではない。(*LEP*, 8, 9, 4.) ノウェル Nowell 氏が持ち出している古代のローマ皇帝フィリップス Phillipp とコンスタンティノポリス皇帝テオドシウス Theodosius の例も、君主は司教の破門判決に従うべきであるということを証明する例ではない。(*LEP*, 8, 9, 5.)

「イングランド国王は、その領土の中では最高の地位にあり、並ぶものはありえないのであるから、国王の下にある世俗あるいは教会の人間が国王に対し強制権限を持つ、その権限によってその人間は国王より上位の者、上位の支配者、裁き手とされるということは、

どのようにして可能であるのか。従って、臣民の誰かが、そのように高い権威を与えられている国王に対して、改革派の規律の計画に従い破門という最高の懲戒罰を課す権限を持っているということは、そのような主権者統治の本性とは相容れない。……それ故に、教会法廷に対する国王の従属の免除が法に適うことはありえないということを証明するよりよい理性論証が示されるまでは、われわれは、上述の免除を法に適っているものとして認めなければならないし、現に認めている。| (LEP. 8.9.6.)

第八巻で言われていることの要は、イングランド教会において国王に与えられている教 会統治至上権の擁護である。

その根拠は、次のように書かれている。

1. 「一人の人間は、服従の絆〔社会の秩序を定める法〕で自分以外の人間に縛られていない時には、神の至上の権威の下で自分自身に対する完全な統治権を持っている。独立した多人数集団も、特定の統治形態確立以前は、自分自身に対する同じく完全な統治権を持っている。」(LEP, 8, 3, 1(2, 5.).)しかし、力に支えられた統治権限の行使、それによって作り出される秩序がなければ、混乱、分裂、破滅は避けられず、人間は生きてゆくことができない。(LEP, 8, 2, 1(2, 2.).)

戦争における力による征服者は、神の摂理により勝利したのであり、征服された者に対する絶対君主としての統治権を、国際法に従い、得る(これは、絶対君主による統治を批判した下記5.6.及び第一巻、その他本書のさまざまな個所と矛盾する)。神の特別の選びによって統治者とされた者は、神から直接統治権を得る。自分達の統治者を選ぶのを神がその人々の自由に委ねておられる〔一番普通の〕場合には、選ばれた者は、その権限を人間の権利によって受ける。このどの場合でも、法に適った統治者の選びを神はよしとされており、そのような統治者の統治権限は、神による権限である。(LEP, 8, 3, 1 (2, 5.).(2, 6.).)前二者の場合、統治権は神と自然の法によってだけ限定される。第三の場合、それに加えて、社会を作るという同意と契約(第一巻)及び統治される者と統治する者との間の合意と契約(LEP, 8, 3, 3 (2, 11.). なお、第一巻参照)によって限定される。

- 一番普通である第三の場合は、第一巻、第七巻などに書かれている社会契約に基づく社 会形成と同じものである。
- 2. 社会の構成員が自分達の統治者を選ぶ (イングランドなどの) 場合, 世俗社会あるいは教会の至上権は、従ってまた、その中で一番重要な法制定の権限 (*LEP*, 8, 6, 1 (6, 1).

Cf. LEP, 1, 16, 5.) とその社会の統治者として一人あるいは多数の人間を定める権限(LEP, 8, 6, 3.) は、コモン・ウェルスあるいは教会の全体にある。(LEP, 8, 6, 1 (6, 1.).-8, 7, 7 (App. 4.). Cf. LEP, 7, 14, 3.) 「至上権がある一人あるいは少数の者にまだ引き渡されていない集合体では、その全体が当然に各部分に対するかしらでなければならない。そうでなければ、その集合体は、ある特定の人間をかしらとする権限を持つことはできないであろう。」(LEP, 8, 4, 7. Cf. LEP, 8, 6, 5 (6, 6.). 8, 6, 11.) 「教会の法に法としての形式と力を与えるのは、すべての人間〔教会〕全体の同意である。」(LEP, 8, 6, 11.) 「すべての社会において個々の人間それぞれが行なうべき事柄は、その人々の間接あるいは直接の同意によって承認されていなければならない」。(LEP, 8, 6, 7 (6, 8).)

神はそのように定められている。(*LEP*, 8, 6, 1 (6, 1.). 8, 6, 3. 8, 7, 7 (App. 4.).)「教会管理権限は、キリストから高位聖職者に引き渡されている」というローマ教会の考えは、誤りである。(*LEP*, 8, 6, 2, 3.)

3. この世俗社会あるいは教会の全体にある至上権は、しかし、その目的である「社会の善、普遍あるいは共通の善」(*LEP*, 8, 3, 4 (2, 18.).) 実現のためには、即ち、事柄の迅速な処理のため、また、その社会の個々の人間が共通の善に反する自分の利益や欲求を追求して、さまざまな不都合、混乱、破滅を作り出すのを防ぐためには、「自由な、よく考えた上での同意により」(*LEP*, 8, 6, 11.)、「全体の集団からその特定の部分(「一人」(*LEP*, 8, 3, 2 (2, 9.). 8, 3, 3 (2, 11.).)、「一人あるいは少数の者」(*LEP*, 8, 4, 7.)、「人々あるいは一人」(*LEP*, 8, 3, 4 (2, 18.). Cf. *LEP*, 8, 6, 11.)、「一人あるいは多数の人間」(*LEP*, 8, 6, 3.)、「多数、少数あるいは一人の人間」(*LEP*, 8, 3, 1 (2, 5.).))に引き渡される」必要がある。(*LEP*, 8, 3, 4 (2, 18.). Cf. *LEP*, 7, 14, 7.)

4. こうして教会において特定の人々に与えられる統治権限は、「その社会の共通の善」(上記3)のために、神が制定されたものであり (*LEP*, 8, 3, 1 (2, 5.). (2, 6.). 8, 4, 6. 8, 6, 3. 8, 7, 7 (App. 4.).)、神は「人間は皆自分の上に立つ権限に従うべきである」(*LEP*, 8, 6, 9 (App. 1.). Cf. *LEP*, 1, 16, 5. 8, 6, 13.) と言われている。この点で、この統治権限は神の権利に基づいている。(*LEP*, 8, 3, 1 (2, 6.). 8, 4, 6.)

しかし、教会事項の至上権を誰が持つべきであるか、持つべきでないかを定める神の法はない。それを定めるのはそれぞれの教会社会の同意であり、従って、国王の至上権は、この点で、人間の権利に基づいている。(LEP, 8, 3, 1 (2, 5.) 8, 3, 5 (3, 6.) 8, 6, 3. 12. 13. 8, 7, 7 (App. 4.).) この今の世が続くかぎり、自然法や聖書の法に定められていないことでも、それらの法を基に人間が理性推論をして人間の法を作り、適切な措置をしなければ

ならないことは、絶えず生じている。(*LEP*, 8, 6, 4 (6, 5.). 8, 6, 9 (App. 1.). Cf. *LEP*, 3, 11, 20.)

5. しかし、法制定の権限を誤りや悪に陥りやすい一人の人間に完全に譲り渡すというこ とは、「しっかりと安定した国|を作らない。「しっかりと安定したすべての国では、コモ ン・ウェルスがこの権限を一人の者の手に完全に譲り渡し、そのすべてを委ねるというこ とのないように念入りな配慮が常にされている。| (LEP, 8, 6, 1 (6, 1.), Cf, LEP, 1, 10, 5.) 「平和と正義は、〔社会の中の〕どの階層にもそれぞれの権利を持ち続けさせ、あらゆる階 層を釣合のとれた状態に置き続けることによって維持される。」(LEP, 8, 6, 7 (6, 8.).) 国 王に強制力を働かせる者が誰もいないということは、社会の不利益である。(LEP. 8.9.1. 但し、LEP, 8, 9, では、この考えをそれ以上展開せずに、これとは反対の、国王は聖職者 による裁判の罰を免除されるべきであるということを結論としている。その上、第八巻に は、国王は、すべての階層を釣合のとれた状態に置く、偏りのない配慮を行なうと推測さ れるとして、教会法制定における国王の最高支配権を (LEP, 8, 6, 7 (6, 8,).)、また、教会 における個別の裁判権を支え、正すことは必要であるとして、国王の至上の教会裁判権を (LEP. 8. 8. 3. 4. 7.). 教会における国王の権利は幾つかの不都合を大いに和らげていると して、司教選出への関与を(LEP, 8, 7, 3-7.), 擁護している個所がある。一方で、国王は、 教会において与えられている自分の権限を、神の意にかない、人々の信仰を涵養するよう に行使すべきである(LEP. 8.7.7.) などと書かれている所がある。) 「国王は、行ないに おいて一番健全、安全、公平な規則、即ち、自然と神の法及びそれと調和している国、自 治体、教会の法に縛られているのが最善であり、そうでない場合、国王は専制暴君になる。」 (LEP. 8.3.3 (2.12)) 「統治に固有の行為においては、国王がそのすべての行為において 厳重に縛られるべきある規則がなければならない。しかし、教会事項における王権による 行為に対するこの規則に関して、望ましいと言える一様不変の同意と確実さを持つ合意は これまでに得られていない。」(*LEP*, 8, 3, 3 (2, 16.).)

6. 国王の教会統治権限には、上に述べたことから当然に導き出される限界がある。(Cf. *LEP*, 6, 6, 3. 8, 6, 9 (App. 1.). 8, 6, 11.)

①法に適う権限のすべては、神からキリストにより与えられたものである。従って、世俗 為政者は、教会統治においてキリストに従い(*LEP*, 8, 4, 6. 8, 6, 3.)、神と自然の法に反 してはならない。(*LEP*, 8, 2, 1 (2, 3.)、8, 3, 3 (2, 17.)、8, 6, 3、8, 6, 9 (App. 1.)、8, 9, 3、 Cf. *LEP*, 1, 16, 5, 6, 4, 1, 6, 6, 3.)

「すべての権限は信仰涵養のために与えられている」。従って、国王もその特権を過剰に

振って神の意に反することを行なうことのないようにすべきである。(*LEP*, 8, 7, 7.) 神は神の定めに従う権限の行ないを正当と認め、それを御自分の行ないと考えられる。人間は、自分の上に立つ、法に適う権限に良心において従うべきである。この権限に抵抗する者は、神に抵抗している。しかし、権限を神の法に反して行使する者は、権限の行使において神に反しており、神はそれを許されない。(*LEP*, 8, 6, 9 (App. 1.).)

キリスト教は、それを信じた者が生活している国の法に従うことを免除してはいない。しかし、世俗の法がキリスト教の禁じていることを命じている場合、キリスト教を受け入れている人間は、たとえ迫害に会おうとも、その法に従うべきではない。(LEP, 8, 6, 13.) 更に、「教会に関わる、人間の制定法が理性と神の法に反しているならば、われわれはその法を間違いであると認めるとともに、それが改革されるよう努めなければならない。」(LEP, 8, 8, 3. Cf. LEP, 2, 1, 1. 3, 10, 1. 2. 3. 5, 81, 17.) 但し、その場合、法の変更に常に伴なっている不都合をよく考えて、慎重にそれを行なうべきである。(LEP, 4, 14, 1. Cf. LEP, 5, 81, 17.)

②教会の核心である「人間の心の中で恵みの働きによって霊の生活を与え」(LEP, 8, 4, 5.),「救いへと導く」(LEP, 8, 3, 5 (3, 2.).) ということは、キリストだけによって目に見えない仕方で行なわれる働きである。「考えを命ずることは、人間の法の力にはない。」(LEP, 8, 6, 4 (6, 5.), 8, 6, 9 (App, 1.).)

人間が行なう統治は、「外的で目に見える統治」(*LEP*, 8, 4, 9 (4, 10.). *Cf. LEP*, 8, 6, 4 (6, 5.).) (行為の他に告白を含む (*LEP*, 8, 6, 4 (6, 5.).) であり、国王には、下に記す権限を除く、「外的統治における至上の権限」だけが与えられている。(*LEP*, 8, 3, 5 (3, 1.). (3, 2.). 8, 4, 9 (4, 10.).) 「国王の働きは完全に目に見えるものであり、教会の事柄の外側の枠組だけを秩序づける。」(*LEP*, 8, 4, 5.) キリストは、この「人間による外的統治」のすべてを、但し、次に述べる限界の中で、よしとされる。(*LEP*, 8, 4, 9 (4, 10.). なお、第六巻参照。)

フッカーのこの考えに従えば、国王の権限についてここで言われていることは同じく人間である聖職者の教会統治者にも当てはまる、従って、この点で両者の区別はないことになる。

その上、「目に見える事柄」であっても、キリストの「救いへと導く」働きと結びついている、教会の外的で目に見える行為、「秩序の権限及びそれと分かちがたく結びついている管理権限、御言葉とサクラメントを執り行なう権限、聖職叙任の権限、管区担当者として裁く、つなぎ解く、破門するなどの権限に関わる行為」は、国王には認められない。(LEP、

8, 3, 3 (2, 16.). Cf. LEP, 8, 3, 5 (3, 1.). (3, 2.). 8, 4, 9 (4, 10.). 8, 6, 11, 8, 8, 1.)

③征服や神による直接の王選出の場合(この場合,統治者は神と自然の法にだけ従う)を除き,統治される人々との間の合意と契約によって国王と定められた者は,神と自然の法に加えて,その(最初の時の契約条項だけでなく,その後自発的に合意されたものを含む)合意と契約に従わなければならない。(LEP, 8, 3, 3 (2, 11.).)従って,法が統治権を与えている所では,国王はそれを法,即ち,神と自然の法と調和しており,従って,「自然法に基づく自然権」を認めている法(LEP, 1, 12, 1. 8, 3, 3 (2, 12.).(2, 17.))により,そのような法の下で持ち続けなければならない。(LEP, 8, 2, 1 (2, 3.).) 言い換えれば,教会においては,キリストの法と教会法とに従わなければならない。(LEP, 8, 6, 3.)

7. イングランドにおける事情について、次の二つのことが言われている。

①「イングランドでは、教会の人間とコモン・ウェルスの構成員とは、一致している」、「イングランド王国の人間は〔国王を含めて〕すべて、福音を受け入れている」(LEP, 8, 1, 2. 4. 8, 3, 5 (3, 4).)、言い換えれば、イングランドは「キリスト教コモン・ウェルス」(LEP, 8, 6, 7 (6, 8).)、「キリスト教国」(LEP, 1, 10, 14.)、「キリスト教王国」(LEP, 8, 1, 8 (2, 1.)、8, 3, 5 (3, 1.).)、「キリスト教国家あるいは王国」(LEP, 8, 3, 5 (3, 6.).)、イングランド教会は「国民教会」(LEP, 5, 71, 7. 8, 3, 1 (2, 4.).)である。そこでは、コモン・ウェルスと教会とは、同じ一つの実体即ち人間社会の中にある二つの偶有性である。(LEP, 8, 1, 5.)これは、「本当の宗教を受け入れている人々がそれに反対であるコモン・ウェルスの中で生活している」キリスト教会の初期の状態(LEP, 8, 1, 3.)や「教会を世俗主権者に依存させていない」ローマ司教が支配している複数のコモン・ウェルス (LEP, 8, 1, 7.)とは違っており、神が選ばれた古代ユダヤの民と同じあり方である。(LEP, 8, 1, 1. 2. 7. 8, 3, 5 (3, 1.).)

「〔このような〕キリスト教コモン・ウェルス〔皇帝や国王がキリスト教を受け入れて以来,多くの国がキリスト教コモン・ウェルスとなった(LEP, 8, 6, 13.)〕では,教会法は,聖職者だけでなく,俗人とりわけ最高権力の同意がなければ,作られない」。(LEP, 8, 6, 7 (6, 8.).) 神は,教会における裁きと統治の権威を,聖職者だけでなく,俗人にも与えられていたし,その上,教会事項における主権を国王に与えられていた。(LEP, 8, 8, 6. Cf. LEP, 8, 6, 12, 13, 8, 8, 4.)

そのようなコモン・ウェルスでは、「教会は、その構成員を教会に従わせておくのに、世俗為政者による体罰を必要としている」、「それ以外の仕方では改心しようとしない人々を強制するために、世俗為政者の権力が必要である」。(*LEP*, 8, 3, 5 (3, 4.).これは、人間に

は人間の心の中の考えを変える力はない (LEP, 8, 6, 4 (6, 5.). 8, 6, 9 (App. 1.). なお,第 五巻,第六巻参照)というフッカー自身の考えと矛盾している。)更に一般的には,「教会 とその聖職者は,自分達の権威の平和で穏やかな行使のためには,秩序を守らせる主権を 持つ国王に依存しなければならない。」(LEP, 8, 7, 7 (App. 4.). Cf. LEP, 8, 8, 2.)

②イングランドでは、悪に陥りやすく、常に有徳、神聖であることはない国王一人に統治のすべての権利を与えることによる社会の不利益(LEP, 8, 9, 1.)を防ぐために、法は、共同体全体、国王、教会法廷、世俗法廷の権限の範囲を明確に定め、それぞれを区別している。(LEP, 8, 8, 9. Cf. LEP, 8, 8, 7.) 法は国王のすべての行為を規制し、法に反する国王の行為は無効である。(LEP, 8, 3, 3 (2, 13.). Cf. LEP, 8, 7, 7. 8, 8, 9.) イングランドではまた、議会が、それに附随する教会会議とともに、この王国のあらゆる統治の基である。この国のすべての人々は、直接あるいは間接に議会におり、議会は教会統治についての法を決めるにふさわしい権威を持っている。教会法制定において国王が持っている至上権は、主として拒否権にある。国民は、自然において自分達全体が持っていた統治の権限を、国王と議会にこれまで述べてきた限定をつけた上で引き渡すことに同意したのである。(LEP, 8, 6, 11.)

このようなイングランド国王の至上権は、教会においても、聖職者や平信徒の不正な自己利益、欲求の追求を抑制して、教会に対し大いに善をなしている。(LEP, 8, 7, 6. 8, 8, 2. 4.)

8. 以上の議論の結論として、教会事項の至上の権限は国王にあるというイングランド教会のあり方は、神の法(上記7①参照)あるいは自然の法に反しておらず、むしろ理性の光はそこへと導いている(LEP, 8, 3, 5 (3, 1.). (3, 2.). (3, 6.). 8, 6, 12. 13.) と言われている。従って、教会統治者と世俗統治者の権限の結合は認められている。

フッカーのこの理性推論の基にあるのは、第一巻で述べられていた、すべての法の源は神の法であるという考えと社会契約を基にした社会形成論、それに加えて、第八巻で述べられている「イングランドでは、教会とコモン・ウェルスの構成員は同じ人々である」という考えである(このことに対応して、第八巻では、教会統治至上権はもともとはその教会構成員の全体にあるということが強調されている)。この三つを大前提として、イングランド国王の教会統治至上権を、上述6の限定がついているものとして、擁護した。しかし、そこで国王の教会統治権限に付けられている限定を見れば、この権限が「至上の権限」と言えるかどうかは問題である。

なお、以上のことに関連して、第八巻では、この世には複数のキリスト教会がある(LEP、8、4、7.)、さまざまな教会がそれぞれの秩序を持って存在しているキリスト教会の現状では、行ないにおける重要な事柄の一致を作り出す道は、「至上権を唯一人の牧者に引き渡すことではなくて、とりわけ重要な事柄に関わる教会統治のすべてのところで、諸教会が唯一つの法に従い統治を行なうことであり、この点でキリスト教世界が合意に達するまでは、それぞれの教会は、自分が持っており、神に対して正当な弁護ができる秩序をできるかぎり守ることである」(LEP、8、3、5(3、5.).)と書かれている。フッカーは、キリスト教会は根底においては唯一つの「普遍教会」であると考えている(第三巻、第四巻)。しかし、第八巻で書かれているこのことは、この世に現実にあるキリスト教会は、「普遍教会」ではなくて、それぞれの秩序を持つさまざまな教会であることを基にした考えであり、第四巻で「自由で独立している教会」に関して言われていたこと(LEP、4、13、3、4、9、10.)と通ずる、基本的に同じ趣旨の考えである。(なお、LEP、1、10、14、参照。)

10. 結び

『教会統治の法について』全巻の概要は、次の通りである。

[1] 法

1. 法とは、一般的に考えれば、行ないの善を指図する規則である。すべての法の源は、神の永遠不変の法にある。この中で、自然の中の主体に秩序を与える法は「自然法」であり、その中には、「人間が自分の理性によって見出すことができ、自分の意志によって行なうことができる理性の法」、いわば狭義の「自然法」がある。それ以外に、聖書において神が啓示されている、自然の根拠だけからは導き出せない救いの道に関わる神の超自然の制定法、いわば狭義の「神の法」がある。

神の制定法の中で、人間とその救いに関わる法は、人間の本性は変らないから、永遠に変らない。しかし、教会に関わる法は、それが有効であるという神の意志があるかぎり、それに反してはならないけれども、そのような神の意志がない法、即ち、教会の外的統治に関わるほとんどの法は、教会が置かれている状況の変化に応じて必要がある場合には、神の不変の意志に反しないかぎりで、人間が、言い換えれば、教会が変えることができる。(第一巻。) 聖書にある神の不変の定めとしては、自然法及び有効である神の法(偶像崇拝否定を含む)に反しないということ(第四巻)の他に、使徒信条及び救いに必要なそれ以外のこと(神の単一、ペルソナの三位一体、キリストによる救い、からだの復活、永遠の生命、来るべき裁きなど)に対する信仰、サクラメント(洗礼と聖餐)(第三巻)、主日と

聖職の設立(第五巻)が挙げられている。

聖書においても、自然法においても、人間の人間に対する行為の根本原則は、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」である。これは、公正、正義、平和、つまり、社会の中の人間に共通の善を指し示している。この自然法に基づいて、「自然権、即ち、自然において人間に関わる一般的な義務を要求する権利」がどの人間にもある。人間の法は、この自然法の根本原則に従い、また、聖書の中の制定法と矛盾しないように作られなければならない。(第一巻。序、第三巻参照。)

2. 人間生活には、聖書にある神の制定法によっても、また、理性の法である自然法によっても明確に命じられてはおらず、禁じられてもいない事柄、即ち、「非本質的な事柄」がある。この事柄は、自然法や神の法に反しないかぎり、個々の人間の自由な判断に、人間が社会を作って生活している場合は従うべき上位の人間の判断に、委ねられている。(第二巻、第五巻。)

「非本質的な事柄」に関しては、人間の感覚や経験、とりわけ長年の経験の積み重ね、それを基にした理性の判断は、重視すべき人間の知恵を作り出す。人間は、経験と理性による考察によって、信頼するに足りる知識の成熟に達することができる(人間科学を見よ)。反対に、理性による吟味をしない慣習への愛着は、誤り、邪悪の慣習を作り出す。あることが神と自然の法の根本原則である公正と正義に適うかどうかは、その一般原則とともに、経験によって得られる個別の事情をも考えに入れて判断しなければ、正しい結論は得られない。人間が生きている社会の状況は時とともに変り、何が公正と正義の一般原則に適うかは、それに応じて変ることがあるから、社会における適切なやり方は、経験を基にして理性が判断しなければならないことが多い。自然法が理性の法と考えられているというだけではなくて、理性は、信仰とその理解においても、世俗の生活においても、重要な人間の働きである。(序、第二巻、第三巻、第四巻、第五巻。)

「目に見える教会」の統治には、国王の教会統治至上権や司教統治、さまざまな教会秩序や儀式など、聖書にも自然法にも明確な定めがない「非本質的な事柄」が多くある。これらの事柄においては、教会では、教会から権限を委ねられた教会統治者、使徒以来の教会の伝統に従えば司教が「一般的な自然法に従い、また、聖書の中の制定法に矛盾しないように」定めたことに従うべきである。(第三巻、第五巻、第七巻、第八巻。なお、下記〔3〕参照。)この考えに基づいて、イングランド教会の教会体制と儀式が「宗教信仰とよき生活態度の涵養、また、恵み、救いを与えられた神に対する賛美と礼拝にふさわしい、あるいは、公正と理性に適っている」として弁護されている。(第五巻。)

しかし、「人間の法が自然に反する、あるいは、信仰に反する、あるいは、それ以外の仕方で人間の公けの共同体に有害であり、人間社会が設立された目的である善に反している時には、法の変更は必要である。」(第四巻。なお、第三巻参照。)「権限を神の法に反して行使する者は、権限の行使において神に反しており、神はそれを許されない。」世俗の法がキリスト教の禁じていることを命じている場合、キリスト教を受け入れている人間は、たとえ迫害に会おうとも、その法に従うべきではない。「人間の制定法が理性と神の法に反しているならば、われわれはその法を間違いであると認めるとともに、それが改革されるよう努めなければならない。」(第八巻。)但し、「侵害に対し力で抵抗する権利」については、フッカーは何も書いていない。

「非本質的な事柄」に関わるこのような考えは、聖書を真理の基としながら、ローマ教会に対しては、聖書に明確に書かれている事柄以外の、信仰の具体的内容及び教会の統治、儀式において慣習として受け継がれてきた事柄に対する理性による吟味を主張し、教会改革者に対しては、非本質的な事柄における、人間の、イングランド教会においては教会統治者の理性による判断の自由を主張したものである。

しかし、人間の信念、考えはさまざまであるから、キリスト教信仰の核心は受け入れているけれども、信仰のそれ以外の事柄における理解あるいは教会の体制や儀式に関して、イングランド教会とは別の信念、考えを持ち、イングランド教会のあり方には受け入れることができないものがあると考える人々がいることは否定できない。そのような人々にとっては、非本質的な事柄において教会統治者の判断に従うということは、宗教において自分の信念に反する理解や教会体制、儀式を受け入れるということである。この点において、フッカーには、個々の人間が自分の信念に反する教会の理解や体制、儀式を受け入れることを、教会維持、教会の外的秩序と統治の維持という観点からよしとしている(第三巻、第四巻)という問題点がある。

このフッカーの考えは、教会も世俗社会も同じく政治社会であるとして、社会形成について両者の間の区別を十分に明確にせずに、同じ仕方で社会が形成されるとフッカーが考えていること(第一巻、第八巻)、それに加えて、イングランドは教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが一致しているキリスト教コモン・ウェルスであると考えていること(第八巻)に支えられている。

[2] 人間

1. 人間はさまざまな点で不完全であり、愚かで間違いを犯しやすく、他人を傷つけ、また、結局は自分自身を破綻させることになるとしても、自分の快や利益だけを追い求めて

いる,わがままと自己中心の存在である。本性このような人間は,究極において満足し安らぐことができない。しかし,聖書は,このような人間に対して救いへの道を指し示している。

神の恵みによりこの道を辿り、キリストの受難による救いを信じて自分の罪を悔い改め、「キリストに従い」「信仰、希望、慈愛」に生き、自然法を行なおうと決意する人間を、神は罪から赦し、究極の幸せ、永遠の生命を与えられる。このようにして神の恵みにより救われた人間は、自分の自然の欲求に抗しても自然法を行なおうとする人間に生まれ変ることができる。

この生まれ変りによっても、人間の本性即ち悪、わがままと自己中心はなくならない。 従って、この世において理想の人間や社会を作り出すことはできない。しかし、そうでは あるけれども、その中で神と自然の法に従って生きようと決意し、この決意に従って生き ることは不可能なことではない。少なくとも行為において重大な罪の行ないを避けること ができる。(第一巻。なお、序、第七巻参照。)

2.「罪のないキリストの自由意志による自分以外の人々のための死は、神を説き伏せて、〔人間の〕罪を贖う捧げ物としての力を持つことになった。〕神は、キリストを信じ、教会のサクラメント即ち洗礼と聖餐に与った人間に、悔い改めて生まれ変り、この新しい生命を生き続けて永遠の生命に到る力を与えられる。この力に支えられて、キリストに従い、信仰、希望、慈愛に生き、自然法を行なおうとする人間を、神は罪から赦し、永遠の生命に導かれる。「われわれが神の内に現実に居るのは、恵みによって神のまことの教会の中に、この世において現実に選び取られた時からだけである。神は神の教会を人の子の肉そのもの、傷つけられ血が流れ出ている脇腹そのものから作られる。この世の人々の生命のために十字架につけられたキリストのからだ、そのために流されたキリストの血は、天国に生きる存在の真の要素である。この要素によって、われわれはわれわれを生じさせた御方と同じもの、その似姿となる。」

従って、教会のサクラメントは、神の赦しと恵みを受けるのに欠くことはできない。しかし、これは「神の定めの通常の道筋」である。赦しと恵みに与るにふさわしい人間に対し、神は不可能なことは求められない。そのような人間が必然によって教会のサクラメントを受けることができない場合、それにもかかわらず、神はその人間に赦しと恵みを与えられる。赦しと恵みを与えるのは、神であって、教会、その聖職者あるいはサクラメントは、そのために神が定められた有効な手段であるからである。サクラメントにおける司祭による赦しがなければ罪の赦しはないというローマ教会の考えは、「外的な見かけの業に重

きを置いている」、これに対してイングランド教会は、「個々の人間の心の内的回心」を基にしており、両者の考えには大きな違いがある。それ故にまた、教会のサクラメントを受けるすべての者が、神の赦しと恵みを受けるのではない。キリストに対する信仰を基にした悔い改めと、それにふさわしい業がなければ、神は赦しと恵みを与えられない。目に見える教会には、神の目には憎むべき人々もいる。悔い改めがいつ起きるか、誰が救われ、誰が地獄に落されるかは、人間にはわからない。神は、死の直前の悔い改めをも受け入れて、その人間を赦される。聖職者は人間であるから、罪を犯した者が回心したかどうかの判断を誤ることがありうる。人間の心を見る神は、その時人間の誤りを正される。(第五巻、第六巻。)

こうして神による救いは、通常は教会のサクラメントを通して、しかし、そのサクラメントを受けることが必然によってできない人間の場合、教会の外でも例外として与えられる。これは、キリスト教会における寛容の基にある考えである。

他方で、人間の救いはキリストによる、それ故に、救いを与える宗教はキリスト教だけである。キリストによる救いを信じていないそれ以外の宗教は、ユダヤ教であれ、自然の盲目に生きる異教であれ、救いを与えることはできない。(第五巻。)フッカーは、キリストによらずに、それとは別の道筋を辿って救いを与える、キリスト教以外の宗教があるとは考えていない。

[3] 社会形成

1. 社会形成については、第一巻と第八巻に比較的まとまった記述があり、それ以外の個所にも関連する事柄が書かれている。そこでは、もともと社会のない即ち統治のない状態で生活している自由で独立した人間が、社会を作り、神と自然の法と構成員の同意に基づくその社会の統治に従うという契約〔本来の意味での社会契約〕と、そのような限定の下で統治権を与えられた者の統治にその社会のそれ以外の構成員が従うという契約〔統治あるいは服従契約〕とによって社会を作るという考えを次のように書いている。

人間は、社会を作らずに孤立して生活している時があった。その時、「それぞれの人間は神の至上の権威の下で自分自身に対する完全な統治権を持っている」。しかし、対等の人間の間では、侵害、悪行、騒乱が起りやすく、それぞれの人間は欲求するものを十分に手に入れることはできない。それを避けるためには、人間は自分達の間での同意と契約により社会を作り、何らかの公共の統治を定めて(その要は、社会全体を力により強制する法の制定である)、共通の善を行なわせ、その統治に従う以外に道はない。

社会の統治を行なうこの権限は、本来社会の全体にある。しかし、この統治権限は、そ

の目的である「社会の共通の善」実現のためには、合意により「全体の集団からその特定 の部分に引き渡される」必要がある。社会を作っている人々と、その人々の合意により社 会統治の至上権を引き渡された特定の人あるいは人々との間には、どのような秩序で社会 の構成員が結び合わされるかについての合意と契約が立てられる。この契約が立てられて いない間は、この至上権は社会の全体にある。従って、社会の最高統治者に与えられる至 上の権限は、第一に、神と自然の法に従う、第二に、契約と法に基づいて統治権が与えら れている場合には、その契約と法に従うという限定がつけられた権限である。第一の限定 は、「自然法に基づく自然権」を認めて、人間の法は自然法を基にした個々の人間の自然権 を認めるものでなければならないということを含んでいる。

このようにして社会の統治権限を委ねられた者に、社会の構成員は従うべきである。その権限は神が定められたものであり、統治者が秩序に従い、法に適う仕方で行なうすべてのことを承認すると主は約束されている。しかし、神の定めに従うべきものとして神が置かれた統治権限を神の法に反して行使する者を神は許されない。人間は、神の法に反する統治者のそのような法に従わず、その法を間違いであると認めるとともに、それを改革するよう努めなければならない。その上、「社会の統治権を一人の人間に完全に譲り渡して、一人の人間の意志に従ってそれ以外の人間が生きるということは、すべての人間の不幸の原因である」ということを経験は教えている。

人間の「政治社会」即ち「統治のある公共社会」は、世俗社会と教会の両方を含んでいる,従って、上に述べた社会形成に関わる事柄は両者に同じように妥当するとフッカーは考えている。しかし、孤立状態から社会を形成する時のことは、世俗社会にだけ当てはまる。教会と世俗社会は、この点で明らかに同じものではない。しかし、フッカーは、この点での世俗社会と教会との区別を明確にしていない。(第一巻、第八巻。なお、第五巻、第六巻参照。)

ミヒャエリス Michaelis は、「〔ギールケ Gierke の言うアルトゥジウス Althusius よりはむしろ〕フッカーが典型的な社会契約論の最初の代表者である」(Gottfried Michaelis, Richard Hooker als politischer Denker (Göttingen doc. diss.), 1933, 58. W. D. J. Cargill Thompson, 'The Philosopher of the "Politic Society": Richard Hooker as a Political Thinker', 8, in W. Speed Hill (ed.), Studies in Richard Hooker, The Press of Case Western Reserve University, Cleveland & London, 1972. に引用。),ゴフ Gough は,「フッカーは、〔社会〕契約論の考え方を採った最初のイングランド人の一人であった」(J. W. Gough, The Social Contract A Critical Study of its Development, Oxford at the

Clarendon Press, 1936, 69.), シャーリィ Shirley は、「すべてのことを考えに入れれば、フッカーは、国家の歴史的、法的基礎としての社会契約という考えを体系として述べた最初のイングランド人であったと確実に言える。」(Shirley, 96. Cf. Shirley, 210ff.)と書いている 14 。

14) Cargill Thompson は、上記論文で、「フッカーの社会あるいは統治契約 compact——彼はこの二つを明確に区別していない——という考えと、十七世紀に現われた十分に成熟した社会契約論との間には、重要な違いがある。フッカーが社会契約論の思想家に分類されるのが適切かどうかは非常に疑わしい。」(Thompson, 40. Cf. Do., 50.)と言う。

Thompson は、この主張の根拠として、次のことを指摘している。

フッカーと社会契約論者(Thompson は,この言葉で上述の十七世紀の思想家を,その代表者としてロックを考えている(Do., 40. 43.))との主要な違いは,以下のことにある。社会契約論の基本は,「政治における権威は契約に基づいているということと,統治者と統治される者との間の相互的な権利と義務」にある(Do., 41.)。それに対して,「フッカーの社会契約論は,主として,社会と統治の成立を説明する手段」にすぎない。フッカーには,十七世紀の社会契約論者の大多数にあった,抵抗権と民衆主権の考えがない。ロックとは違い,フッカーはすべての統治形態の,従って,絶対王政の正当性を認めており,また,個人の自然権を認めていない(Do., 40-41.)。つまり,「フッカーは,contract の理論よりもむしろ compact あるいは consent の理論を考えていた」(Do., 40.)。フッカーの考えは,「〔「国王は法よりも上位にある」という Bodin の考えとは正反対の〕法それ自体が主権者であるというアリストテレスや中世の人々の伝統的な理想」であり,「国王は神のみに責任がある,国王は法を守る道徳的義務を持っているけれども,守らない場合に,臣民は国王に抵抗して行動する権利を持っていないという慣習的な中世及び十六世紀の前提」である(Do., 49.)。

この主張に対しては、次のことが言える。

まず、「十七世紀に現われた十分に成熟した社会契約論」と「社会契約論」とは、同じものではない。フッカーの社会契約論は、体系として十分に整備されたものではなく、不明確なところや矛盾するところがある。また、ホップズやロックの考えとも、小論が指摘するように、それぞれに重要な点で違いがある。しかし、フッカーの社会形成論が社会契約を基にしているということは否定できない。ロックは、compact を contract と同じ意味で使っている。

次に、「社会の統治権限は、本来、社会の全体にある」ことを強調するフッカーの考えは、社会形成における契約は社会を作る契約と統治を作る契約との二つから成ることを示している。そこでは、統治者の権限は、第一に、神と自然の法に従う、第二に、契約と法に基づいて統治権が与えられている場合には、その契約と法に従うという限定が付けられている。

フッカーのこの考えは、第一に、フッカーの考えている社会契約は神と自然の法を基にしているということ、第二に、統治契約の条項は統治者と統治される者の両者を規制する、しかもこの契約条項は変更することができる、その内容が神と自然の法に反しているならば、われわれはそれを間違いであると認め、それの改革に努めなければならないということを伴っている。その上、第一の限定は、「自然権、即ち、自然において人間としての人間に関わる一般的な義務を要求する権利」即ち「自然法に基づく自然権」を認めて、人間の法は自然法を基にした個々の人間の自然権を認めるものでなければならないということを含んでいる。従って、フッカーは、絶対王政を暴政であるとして認めていない。

フッカーはこの点で抵抗権には触れていない。また、神と自然の法を基に人間社会を考えるなど、中世キリスト教会の人々と共通する考えを多く持っていたことも事実である。しかし、これらのことは、フッカーを社会契約論者でないとするものではない。十七世紀の思想家は、ロックでさえ、中世の人々の考えを基本的な点において受け継いでいるところがある。しかも、フッカーの考えには、個人と個人との間の社会契約と、統治者と統治される者との間の統治契約という二つの契約から成る社会契約論の基本的な枠組がある。その上、フッカーは、神と自然の法を基にした、「自然法に基づく自然権」を確保しようとする社会契約論を考えており、Thompsonが言う「政治における権威は契約に基づいているということと、統治者と統治される者との間の相互的な権利と義務」はフッカーの考えにもあると言うことができる。

Alexander Passerin D'Entrèves は、*The Medieval Contribution to Political Thought Thomas Aquinas Marsilius of Padua Richard Hooker*, Oxford University Press, 1939. において、「フッカーの政治論は、契約〔世俗統治権の土台としての共同の同意(D'Entrèves, 126.)〕という前提の上に立てられている」という誤った理解を作り出

2. イングランドでは、国王は統治の至上のかしらであるけれども、上述(小論35, 180 頁)の経験に従い、この国のすべての人々が直接あるいは間接に居る議会が、それに附随する教会会議とともに、この国のあらゆる統治の基である。法は、共同体全体、国王、教会法廷、世俗法廷の権限の範囲を明確に定め、それぞれを区別している。これは、国王一人に統治のすべての権利を与えることによる社会の不利益を防いでおり、社会の善をよく確保する体制である。(第八巻。)

[4] 世俗社会と教会

世俗社会と教会は共に、「政治社会」即ち「統治のある公共社会」である。しかし、「世俗の事柄で結びついている」「理性の法によって結び合わされている」世俗社会と、「霊において結ばれている」「神が啓示された超自然の法によっても結ばれている」教会とは、性質や働きの点で別の社会である。(第一巻、第七巻。)

その上で、本当の宗教(キリスト教)に対する信仰と神に対する従順は、すべてのよきものの源、この世と来世における幸せの源であり、従って、人間の正義の源、人間の社会の平和と幸せの源であると言われている(第五巻)。また、司教には、自分の下にいる聖職者や平信徒に対し、法を守るよう強制する権限が認められており、更に、「国法に従い、世俗君主の権威に基づいて行なわれる教会法違反者の投獄」や「司教の世俗職務への就任」は、どちらも聖書にその例があり、その上前者は、「キリスト教コモン・ウェルスでは、改心を促すためには、あるいは、教会の権威を行使するためには、世俗為政者の力による強制が必要である」として、後者は「非本質的な事柄」に属しており、法に適い教会の益になる場合があるが故に、「特別のよい理由の故に必要であると思われ、かつ、教会に重大な害を与えずに行なえるかぎりで、認められる」として、擁護されている(第六巻、第七巻、第八巻)。

した代表的人物の一人は、ロックである(Do., 125.)として、次のように書いている。

ロックなどが言う社会契約という考えは、「個人の自然権という〔個人を軸とした〕原理」と結びついている(Do., 129-130.)。それに対して、「フッカーには、国家に先立つ、国家から独立した個人の〔あるいは社会の〕自然権という主張はない。」(Do., 128. Cf. Do., 131-132.)そもそもフッカーには、「相互義務確立を目的とする意志の表明としての契約という考えが完全に欠けている。」個人の間の同意は、「何らかの公共の統治を受け入れて、それに従う」という同意にすぎず、「同意は政治における権威の基礎と考える伝統的な中世の考え」にすぎない(Do., 130-131.)。そこには「個人と国家との間に潜在している対立」という考えはなく(Do., 130.)、常に根底において「有機体であって、個人を軸としていない社会構造」が考えられている(Do., 132. Cf. Do., 130.)。従って、同意に基づく社会形成というフッカーの考えに「個人主義の原理」を見る Gough の理解は間違っている。(Do., 129-130.)。

D'Entrèves のこの考えは、フッカーに中世と共通な考えを見る(このことはその通りである)あまり、「個人と 国家との間に潜在している対立」を考えている(LEP, 8, 1, 3, 7, 8, 6, 13, 8, 8, 3.)など、ロックと共通な考えを見ておらず、ロックなどの考えとの断絶を強調している。この D'Entrèves の考えに対しても、Thompson に対する上述の反論と同じことが言える。

更に、イングランド教会における国王の教会統治至上権が――それは「非本質的な事柄」である――、すべての法の源は神の法であるという考えと社会契約を基にした社会形成論(第一巻)、それに加えて「イングランドでは、教会とコモン・ウェルスの構成員は同じ人々である」という考え(第八巻。Stephen Gardiner (c. 1483-1555)、John Jewel (1522-1571)、John Whitgift (c. 1530-1604) など、フッカーより前のイングランド教会擁護者は、「教会と国家の同一」を信じていた (Shirley、16. 60. 69. 108. 114. 239. Cf. Lake、207.)。しかし、フッカーより前のイングランド教会擁護者は、イングランド国王は、旧約のイスラエルの国王と同じく神から直接統治権を受けており、教会に対し初期のキリスト者皇帝と同じ権限を持っていると考えていたのに対して、フッカーは、社会契約による教会形成論に基づいて、教会統治権の基は、教会構成員の全体にあると考えている(Lake、208-209.)。小論14-15. 36頁参照。)を基に次のように擁護されている。

人間社会の統治権限は、上述 [3] 1の通り、本来はその社会の全体にあるけれども、「社会の共通の善」実現のためには、社会の特定の人あるいは人々に引き渡される必要がある。その時、教会の最高統治者としての国王に与えられる至上の権限には、上述の、1. 神と自然の法に従う、2. 統治される者との間の合意と契約及びその社会の法に従うという限定に加えて、3. 国王は人間であり、人間による統治は「外的で目に見える統治」である、「人間の心の中で恵みの働きによって霊の生活を与える」キリストの働きはもちろんのこと、それと結びついている教会の外的行為に関わる権限は国王には認められないという限定が付けられている(第八巻)。

その上、統治権限を一人の人間に完全に譲り渡すということは、この限定を踏み破る行為を作りやすく、社会に対して害をなす。そこでイングランドでは、国王に教会統治の至上権が与えられているとともに、「法は、共同体全体、国王、教会法廷、世俗法廷の権限を明確に定め、それぞれを区別している。」(第一巻、第七巻、第八巻。)

しかし、罪の悔い改めと赦しを核とする教会の善のために作られる教会統治の至上権が一人の人間に完全に譲り渡された場合は教会に対し害をなすが故に至上権のすべてが至上権者に譲り渡されていない、あるいは、至上権者がその権限に上記 2.3.という限定を付けられているということは矛盾であって、その至上権は至上権ではないことを示している。その上、一般に世俗政治と宗教の権限の分離が必要であると考えられておらず、両者の権限の結合が認められているということは、両者の権限の結合が社会の善を作り出す以上にそれを損なうことはないと考えているが故である。

〔5〕宗教寛容

神は赦しと恵みを,通常は,教会のサクラメントによって与えられる。しかし,赦しと 恵みを与えるのは神であって,教会ではない。「キリストの定めが教えているのと同じ要素 で,同じ御言葉とともに,真剣に施される洗礼は,教会が聖職者としての権威を与えてい ない者が授けた場合でも,無効ではない」。赦しと恵みを受けるにふさわしい人間が必然に よって教会のサクラメントを受けることができない場合,神は例外として,サクラメント なしでこのような人間に救いを与えられる。(第五巻。)

従って、キリスト教会は、「キリスト者の慈悲と寛大」をできるかぎりよく働かせて、「キリストを信仰している」さまざまな人間を受け入れて、サクラメントによる赦しと恵みを与えるべきであり、われわれは、「人間には知ることのできない人間の心の奥底を、神の法や人間の理性が要求する以上に、穿鑿するべきではない」、神と理性の法が示す共通の善に従っており、邪悪な行ないに至らない人間の弱さ、不完全に対しては、忍耐と寛容を働かせるべきである。この世において、悪が完全に混じっていない善という神の完全を求めることは、人間がこれまで築き上げてきたものを崩壊させて、社会を野蛮に逆戻りさせざるをえない。(第五巻、第七巻。)

イングランド教会は、ローマ教会や異端者のような、信仰や行ないにおいて大きな間違いを犯していても「キリストを信仰している」者をキリスト教会と何らかの繋がりがあると考えて、教会と完全に無縁の者とはしていない。また、ローマ教会の儀式や秩序であっても、神の法に反しておらず、教会の人々の信仰とよき生活態度涵養のために益になる儀式、秩序であるかぎり、他の教会がそれを取り入れることに問題はないと考えている。(第三巻、第四巻。なお、西原、第三章参照。)

宗教寛容についてのこのような考えは、世俗国家と同じ人間で構成されており、従って、 現実には信仰のない者、誤りの信仰を持っている者を含んでいるイングランド教会を、教 会の一つの典型として擁護する考えと密接に結びついている。

更に、神にだけ知られている「キリストの神秘のからだ」とは区別される「目に見える教会」は、根底においては唯一つの「普遍教会」であると考えられている。しかし同時に、フッカーは、現実のキリスト教会はさまざまな教会統治、秩序、儀式を持つ、自由で独立したさまざまな教会であって、共通の統治者と統一された教会秩序、儀式を持つ、現実に一つの教会ではないと考えている。「目に見える教会」は、「一人の主、一つの信仰、一つの洗礼」の一致に基づく、キリストを信ずる人々の教会であるかぎりで、「普遍教会」の一員である。しかし、それらは、独立した教会であるかぎりで、「非本質的な事柄」で同じで

ある必要はない。独立した教会の間で非本質的な儀式を自分以外の教会に義務として押しつける者は、「神と人間両方から見て、神の教会の平和を不必要にかき乱す者、争いを作り出す者として非難されて一番当然の者である。」非本質的な事柄では、それぞれの教会は、自分がよいと考え、神に対して正当な弁護ができることを行ない、しかし、それとは違う他の教会のやり方を尊重する「寛大」が「キリスト教会の間の平和と統一」に適っている。非本質的な事柄における統一を作り出す「最善の、最も安全な、最も正しく、理にかなった道」は、総教会会議における自由な協議である。(第一巻、第三巻、第四巻、第八巻。)

この考えも、イングランド教会のような、「教会とコモン・ウェルスの構成員が同じ人間である、世俗法に支えられた国民教会」を、「異教徒の統治の下にあるキリスト教会」や「教会を世俗主権者に依存させていないローマ教会」と並んで、教会の一つの典型とする考えを基にしている。(第三巻、第八巻参照。)15)

『教会統治の法について』のこのような考えには、既に巻毎や全巻の概要において指摘したことの他に、[4] 世俗社会と教会、及び、[5] 宗教寛容に関わって、次のような重要な問題点がある。

[4] 世俗社会と教会

1. 本当の宗教(キリスト教)に対する信仰と神に対する従順は、人間の正義の源であり、人間の社会の平和と幸せの源であると言われている。

フッカーが考えているように、神の制定法が救いに必要な少数の事柄しか課さず、それ 以外の事柄においては、理性の法である自然法に従うことを求めている宗教は、利害対立 が絶えることのない現世において、正義の源、平和と幸せの源であり、しかもそれの一番 根深い源である。

しかし、宗教は、またキリスト教は、そのすべてがそうではない。信仰熱心の余り理性の法である自然法を軽視して、救いとは直接関係のない事柄においても、自分の考えに対立する人々に対して不寛容な宗教、その信者は数多くあり、キリスト教徒でさえそういう人間は多くいる。従って、「宗教と正義の結合は非常に自然である」、宗教信仰は一般的に正義の源、平和と幸せの源であるとは言えない。この世における不正、争い、災いの源で

¹⁵⁾ 国王至上権と現存する社会秩序を否定しないかぎり、宗教におけるさまざまな考えは寛容するのがよいというのは、エリザベス治世に多くの人々が持っていた考えであった(J. W. Allen, A History of Political Thought in the Sixteenth Century, Methuen & Co. LTD., London, 1928, 231-234. W. K. Jordan, The Development of Religious Toleration in England from the Beginning of the English Reformation to the Death of Queen Elizabeth, George Allen & Unwin Ltd., London, 1932, 233-238.)。

ある場合も多くある。とりわけ宗教が政治権力など現世の力と結合した場合, それ故に不 寛容と悲惨な争いを長い間にわたって引き起こしやすく, 人間と社会に及ぼす害悪は大き い。

2. フッカーは、社会形成の仕方について教会と世俗社会とを区別せず、そのことと結びついて、教会統治者による強制力の行使や改心のための世俗為政者の権力の行使、世俗社会と教会との権限の結合を認め、イングランドのようなキリスト教コモン・ウェルスでは、国法に基づく教会法違反者の投獄、司教の世俗職務への就任、国王の教会統治至上権を、認めている。

しかし、1. 改心のための人間の力の行使を認めるということは、人間には人間の心の中の考えを変える力はないというフッカー自身の考え(第五巻、第六巻、第八巻)と矛盾している。2. 世俗社会と教会の権限が結合した、普通では抵抗できない大きな力が弱い不完全な人間の手の中にあるということは、上述の通り、どちらの社会においても、これまで大きな害をなしてきたし、これからも大きな害をなしうる、ということが十分に考えられていない。

フッカーは、社会形成の仕方について教会と世俗社会とを区別していないだけでなくて、この考えを支えとして、「イングランドは、教会の人間とコモン・ウェルスの人間とは一致している、キリスト教コモン・ウェルスである」と考えている。しかし、そのことは、たとえフッカーは現実と考えていたとしても、当時においても法律上の建前であって、現実ではない。現実には無信仰の人間、あるいは、教会の理解に反する信念を持っている人々はいた。一般的に考えるならば、人間の考え、信念は人によってさまざまであるから、特定の土地に住んでいる人間がすべて、特定の教会の信仰と儀式を心の中で受け入れているということはありえない。従って、イングランド教会においても、信仰の核心である聖書の教えは受け入れているけれども、信仰のそれ以外の事柄における理解あるいは神を礼拝する非本質的な儀式や教会体制において、自分の信念に反しており、受け入れることができないものがあると心の中で考える人々は当然にいる。

この場合、フッカーは、上述の考えに基づいて、教会の理解、体制、儀式が個々の人間の信念に反している場合、教会の外的秩序と統治の維持のために、そのような個々の人間は自分の信念に反するその「人間(教会)の法」に言葉や行為においては従うべきであると考えている。しかし、そのことを神がよしとされるとは言えない。それは、神の前に自分の信仰とは違う信仰を告白し、自分の信仰に基づかないことを行なうことをよしとすることであるからである。そう考える人々がイングランド教会から分離し、独立した教会を

立てるということは、当然にありうるし、現にあった。そういうことがあるとすれば、フッカーの「国王の教会統治至上権擁護論」は崩壊する。イングランド教会から分離、独立した教会に対しては、国王は、世俗社会における統治権は持っているけれども、教会統治権は持っていないからである。

この場合、違いが非本質的な事柄に関わるものであるかぎり、フッカーの宗教寛容論に従えば、分離独立した教会は当然に寛容されるべきであることになる。しかし、フッカーは、教会については当時のイングランド教会「国民教会」に焦点をあてて、個別教会としては国民教会を中心に考えており、一国の中に複数のキリスト教会がある場合については、何も書いていない。

3. 国王を含むすべての人間がキリスト教を信じている「キリスト教コモン・ウェルス」であるイングランドにおいて、国王に与えられている教会統治至上権を擁護した第八巻において、しかし、世俗社会と教会との権限の結合に関して、矛盾する二つの考えが書かれている。

一方では、イングランド国王のイングランド教会統治至上権が擁護されている。他方では、法制定の権限を一人の者に完全に譲り渡すということは社会に対して害をなす、国王に強制力を働かせる者が誰もいないということは社会の不利益である、社会構成員の同意に基づかない専制暴君の統治は社会に共通の善を作り出さない、という本書を貫いている考えが書かれている。更に、国王の教会統治権限には、神と自然の法に反しない、「外的で目に見える統治」に限られ、教会の核心である「恵みにより救いを与える働き及びそれに関わる行為」には与らないという限定だけではなくて、国王に統治権が与えられた基にある法と契約を、イングランドの場合、国法と教会法やそれによって定められている社会全体(議会)、教会法廷、世俗法廷の権限を侵さないという限定が付けられており、そのことは国王専制による社会の不利益を防いでいると書かれている。

後者の考えは、国王の教会統治至上権を実質上否定する考えである。

[5] 宗教寛容

宗教寛容は、フッカーにおいては、キリストを信じ、神と自然の法を行なっている人間を、それ以外のさまざまな非本質的な事柄では同じでなくても、「普遍キリスト教会」の一員として受け入れて、サクラメントによる赦しと恵みを与える、慈悲と寛大である。従って、キリストとキリストの受難による救いを信じているさまざまなキリスト教会は、非本質的な事柄ではさまざまであっても、普遍教会の一員である。それぞれの教会は、非本質的な事柄では、自分が最善と考えることを行ない、しかし、それとは違う他の教会のやり

方を尊重する寛大が必要である。

この宗教寛容の基礎は、「キリストとキリストの受難による救いを信ぜよ」を核とする聖書の神の法と「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」を根本原則とする自然法とである。この根本の法が明確に命じていない事柄、即ち、「非本質的な事柄」は、この法に反しないかぎり、人間の、教会では教会統治者の自由に委ねられている。

それに加えて、赦しと恵みを与えるのは神であって、教会ではない、教会及びそのサクラメントは神が赦しと恵みのために定められた有効な手段であるということがある。人間は、人間の心の奥底を知ることができない。悔い改めがいつ起きるか、誰が救われ、誰が地獄に落されるかを決めるのは神であって、人間ではない。従って、赦しと恵みを受けるにふさわしい人間が必然によってサクラメントを受けることができない場合、神は例外として、教会のサクラメントなしでそのような人間に救いを与えられる。

聖書にある神の法と理性の法である自然法を重視し、それらに反しない、広い範囲の非本質的な事柄においては、さまざまな教会や(一人でいる場合の)個人に自由をできるだけ大きく認めようとするこの寛容論は、普遍キリスト教会の内における寛容論としては、成熟した考えであると言える。

しかし、フッカーの考えでは、1. 教会の中の人間は、非本質的な事柄においては、その教会統治者が決めたことに、それが自分の信念に反していても、言葉や行為では従うべきである。これは、すぐ上の [4] 2で述べたように、宗教においては大きな問題である。

その上、「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが一致している」しかも「教会統治の 至上権は国王に与えられている」イングランドの場合、宗教寛容は、国法により打ち立て られ、国法による処罰を伴なう、イングランド教会の中での寛容である。それは、聖書に 定めがある、救いに至るキリスト信仰を歪める、頑なな異端者の教会からの破門、排除を 認めるだけではなくて、聖書に定めがない、しかし、イングランド教会や国が定めたこと に反する行ないをよしとは認めない、国法や教会法による処罰が課されて当然のことと考 える、従ってまた、高等宗務官裁判所とその裁定を認めるという不寛容を伴なっている。 これは、宗教と政治権力との結合が作り出す大きな害悪の一つである。

2. 救いはキリストによるのであり、キリスト教以外の宗教は救いを与えることはできない。従って、宗教寛容は、キリスト教を信じていない人々には及ばない。その意味で、フッカーの考える寛容は、キリスト教会の内における寛容である。しかし、キリストによらずに、それとは別の道筋を辿って救いを与える、キリスト教以外の宗教は、フッカーはそのような宗教を知らなかったと言えるけれども、存在するから、成熟した宗教寛容は、

そのような宗教を信ずる者に対する寛容にまで当然に広げられなければならない。フッカーの考えの中には、その芽がある。教会及びそのサクラメントを神とは区別して、救いを与えるのは、教会あるいはそのサクラメントではなくて、神であることを明確にした考えである。

Ⅲ. フッカー、ホッブズ、ロック

次に,フッカー,ホッブズ,ロックの考えを比較,検討する¹⁶⁾。

1. フッカーとホッブズ

ホッブズの考えの概要を示し、それをフッカーの考えと比較すれば、次のことが言える。 [1] 法

1. ホッブズは、聖書を真理として、それを字義通りに厳密に受け取り、その上で理性に 適う仕方で理解することによって、真理を見出そうとしている。(妹尾2. I. 39.)

法の源は神の法である。神の法の中で人間が自分以外の人間に対してどうあるべきかを示す自然法,即ち,正しい理性の法の核心は,「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」,言い換えれば,「愛と正義」「正義,公正,謙虚,慈悲,その他平和に味方する道徳の徳」である。(妹尾1, I, 34, 46-50.)

人間が神の法に従う根拠は、「神の自然の国」においては「神の抵抗できない力」、言い換えれば、「神の力と比べての人間の弱さの自覚」である。「旧約、新約による神の預言の国」においては、これに加えて、人間の側における「イエスは救い主である」という信仰と「悔い改めて神の法に従おうとすること」(この二つが救いに必要なものである)であり、神の側における「そのような人間の罪を赦し、天国に導くという誓約」である。(妹尾1、I、98、105.)

しかし、ホッブズは同時に、[2] に記す人間論に対応して、「欲求の対象は善である」ということに基づいて、「人間はみな自分の力のすべてを使って、自分の生命、身体を守ってよいという自然権」を持っている、しかも、自然権は結局「すべての物に対する権利、即ち、好きな者に好きな事をし、自分が求め自分に出来るすべての物を持ち、使い、享受す

¹⁶⁾ ホップズとロックについては、妹尾剛光『コミュニケーションの主体の思想構造――ホップズ・ロック・スミス――』北樹出版、1986. 増補三訂版2007. (妹尾1と略記し、該当個所は、部、頁. を示す)及び同『ロック宗教思想の展開』関西大学出版部、2005. (妹尾2と略記し、該当個所は、部、頁. を示す)を参照。

る権利」であると考えている。(妹尾1, I, 43-44.) この自然権は、自然法とは明らかに矛盾するところがある権利である。しかもホッブズは、自然法は自然権を基にして成立すると考えている。しかし、それを論じた個所では互いに矛盾することが書かれており、矛盾するところがある自然法と自然権との関係がどうであるかは明確でない。その結果、正しさの基準としては自然法と自然権という矛盾する二つのものが共にあることになる。(妹尾1. I, 45-50.)

2. 聖書においては、「救いに必要なもの」は「イエスは救い主である」という信仰と、「神の法(神に対しては「神を愛すること」,人間に対しては「人間を愛すること」即ち「自然法」)に従おうとすること」とである。それ以外のことでは、神の法は、われわれが世俗主権者(イングランドでは、内乱が始まるまでは、主権は国王にあった(Behemoth、I、1.))に従うよう命じている。即ち、「救いに必要なもの」に反しないかぎり、世俗主権者が何を命令しても、その命令に従うことが神に従うことである。

この場合、人間の法は、良心を義務づけず、言葉と行為だけを義務づける。世俗主権者が救いに必要な信仰を認めない場合、キリストを信じている人間は、抵抗せずに自分の生命を犠牲にすることに満足するならば、その主権者の命令に服従する義務を持っていない(『市民論』では、殉教すべきである)、しかし、それに服従することは許される。(妹尾1、I、120-125.)

その上、『市民論』、『リヴァイアサン』では、「教会は、一つの主権者の人格において一つになっており、その主権者が命令すれば集まるべきであり、その権威なしには集まるべきでない」、従って、「教会とキリスト者の世俗コモン・ウェルス Civil Common-wealth of Christians とは同じものである」、「教会の長は世俗社会の主権者と同じ者である」と言われている。

『市民論』では、神が定めた「信仰の奥義」の存在を認めて、これについては世俗主権者は「教会」即ち「使徒と、按手によって聖なるものとされて使徒の後を継いでゆく聖職者たち」の聖書解釈を受け容れなければならない、しかし、上述の「教会と世俗社会は同じもの」という考えに従い、「聖書によって決められるべきあらゆる議論において決定を下す力」は世俗社会の主権者にあると書き、『リヴァイアサン』では、この聖、俗の区別をせずに、キリスト者の社会では、世俗社会の主権者が、行為と言葉の領域では一切の事柄において絶対の権利を持つ、信念は神のみが知っておられ、神のみが裁くと書いている。(妹尾1. I. 107-113.)

従って、ホッブズには、フッカーにあった、神の法に反する統治者の法は間違いであり、

社会の人々はそのような法に従うべきでないだけでなくて、それを改革するように努めなければならないという考えがない(「侵害に対し力で抵抗する権利」(ロック)は、フッカーにもホッブズにもない)。

「救いに必要なもの」に関わるこのホッブズの考えについて、次のように言うことができる。

①ホッブズは、「救いに必要なもの」をフッカー以上に極めて少数の事柄に限定しているだけではなくて、「イエスは救い主である」ということが何を意味しているのか、イエスは何故救い主であるのかを明確にしていない。これ以外にも、キリスト教信仰の核心についてホッブズが論じていることには、明確でないところ、矛盾しているところ、理解が掘り下げられておらず適切でないところがある。このことは、キリスト教信仰の核心についてのホッブズの考えが少なくとも曖昧であるということを示している。

②とりわけ重要なことは、救いに必要な「神の法に従おうとすること」には、「神を愛すること」だけではなくて、「人間を愛すること」即ち「自然法に従おうとすること」があるということが十分に顧みられていないということである。何故ならば、世俗主権者が何を命令しても、すべてのことにおいて主権者に従うことが神に従うことである、主権者に従わないことは神の法に反することであって、そのような人間は救われないということは、自然法に従おうとすることが救いに必要であるということとは、明らかに矛盾するからである。

フッカーもまた、社会の統治者にその社会の構成員が従わなければ、社会は崩壊すると考えている。しかし、フッカーの考える統治者の権限は、「神に従う君主」の絶対の権限ではなく、統治者もまた神の法と人間の法に従うべきであるという前述の限定が付けられている権限であって、そこでは、社会の法の核心は自然法である、言い換えれば、社会の根幹は、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」、即ち、正義、公正、平和であるという考えが一貫して貫かれている。

③キリスト教信仰の核心についてのホッブズの考えのこのような矛盾や不明確は、自然法だけでなく、それとは矛盾するところがある、「欲求の対象は善である」ということに基づく自然権をも正しさの基準とするホッブズの考え、これと結びついて、自分の快や利益だけを求める自然のままの、自分中心の人間の、自然法を行なおうとする人間への生まれ変りがほとんど考えられていないホッブズの考えの基にあることである。(後述〔2〕1参照。)④これらのことは、ホッブズが信じていると告白していたキリスト教(妹尾1、I、141.)をホッブズは本心では信じていなかったのではないかと疑うに足りる根拠である。

〔2〕人間

1. 人間は、自然状態では、それぞれが自分の欲求に従い、自分が生き続けることを第一に求めており、自分とは欲求が対立する人間を互いに力で制圧し、破滅させようとする「戦争状態」にある。(妹尾1. J. 36.)

『人間論』では、自然状態の人間には、全知、全能の神に対する「信仰」を基にして、「愛」と「正義、公正」が生み出されて、人間の自然にある「神に対する敬虔」を形作っていると書かれている。しかし、これは、何故そう言えるのか不明確である上に、「自然状態は戦争状態である」という基本的な考えに対する付加にすぎず、「自然状態は戦争状態である」という考えは、この付加にもかかわらず、『人間論』でも変ってはいない。(妹尾1、I、34、92、123.)

「神の自然の国」において人間が神の法に従うのは、ホッブズの考えでは、「神の抵抗できない力」を基にしている。フッカーは、このような考えについて、それは、「神についての正しい理解の光を持っていない恐怖」即ち「傷つけようとする抵抗できない力を備えた神という観念から生ずる恐怖」に支配されて「神との間違った関係に入っている時に生ずる迷信」である(*LEP*, 5, 3, 1, 2.)ことを指摘している。

「神の預言の国」においては、自然状態における自分中心の人間が悔い改めを通して、自然法を行なおうとする人間に生まれ変るということに関連する議論は、上述のようにあるけれども、その数は少なく、内容は不十分であり、しかもその個所は、「自然状態は戦争状態である」という議論の中には組み込まれていない。

こうしてホッブズは、人間は自然状態において、自分以外の人間と対立することの多い利己的な欲求に従い生きており、結果として戦争状態にあるということを明確に指摘している。しかも、ホッブズに従えば、人間の自然の利己的な欲求は、何らかの力に対する恐怖によって抑えられていなければ平和を作り出すことはできないから、社会を作った後でも、人間のこの状態は変らない。これは、ホッブズが、社会の主権者の権利が絶対のものでなければ社会は成り立たないと考えた根元にある人間観である。(妹尾1, I, 37-39.)

以上のことから明らかなように、ホッブズは、戦争状態である自然状態の中で人間が生まれ変って、社会契約の主体に必要な、自然法を行なおうとする人間になるということにほとんど触れていない。このことは、ホッブズの、人間が自然法に従う根拠は「神の抵抗できない力」であるという考え、自然法とは矛盾するところがある自然権もまた正しさの基準であるという考え、更には、「この世の出来事はすべて神の抵抗できない意志によって決められており、必然の原因を持っている、従って、人間は自分で自分の意志を決める自

由を持っていない」という考え(妹尾1, I, 31.)(そのどれもが、キリスト教信仰の核心についての考えの不明確、曖昧、誤解を基に生まれている)に支えられている。

2. ホッブズは、キリストによる人間の罪の償いについて、「罪のないキリストの死は、すべての人間の法違反に対する等価の償いではない。罪のないキリストの十字架における死を、神は、人間の罪のための犠牲と定め、それを慈悲において喜んで受け容れて、人間の罪を赦される。」と考えている。(妹尾2. I. 46-47.) これは、フッカーと同じ考えである。

教会あるいはそのサクラメントに関しては、キリストは「洗礼と聖餐というサクラメントの制度」を法として新しく付け加えられたと書いているところがある。しかし、サクラメントは「われわれが罪を赦されて神の国に入れられることの印あるいは記念」にすぎない、サクラメントを始めとする教会儀式(とりわけローマ教会で行なわれている儀式)には誤り、迷信に基づく偶像崇拝やまじないが多くある、救いに必要なものは「イエスは救い主である」という信仰と「神の法に従おうとすること」だけである、この救いに必要なもの以外のことに関しては、教会あるいは教会の長である世俗主権者が救いに必要であるとして命ずる時には、そのことを信ずることは救いに必要でないけれども、その命令に従うという行ないは神の法に従うことである、というホッブズの考えは、人間の救いはそれぞれの人間と神との間の事柄であって、教会とそのサクラメントは人間の救いに必要なものではないとホッブズが考えていたことを示している。(妹尾2, I, 42, 48-50.)

このことと符合して、「神の国」は裁きの日までは「この世のものではない」、この世にある教会は、裁きの日にはじめて現実の集まりとなる「神の国」とは別のものである(妹尾2、I、42.)と考えており、『リヴァイアサン』では、教会は「キリストの宗教を信じていると告白する人々の集団」である(妹尾1、I、109.)と書いている。

「この世にある教会」と「神の国」との区別は、フッカーの考えにもある。しかし、教会はそのサクラメントを通して神が赦しと恵みを与えて人間を永遠の生命に導かれるところであると考えていたフッカーとは違って、ホッブズが考えている、世俗社会と同じ性格の社会である教会は、そのサクラメントは赦しと恵みの印あるいは記念であって、「神の国」との関係ははるかに希薄である。

フッカーは、神の赦しと恵みを受けて救いに到るのにサクラメントに与ることは通常の 道筋として必要であると考えている。しかし、フッカーは、例外として教会の外における 救いを認めており、その理由は、赦しと恵みを与えるのは神であって、教会、その聖職者 あるいはサクラメントではない、教会とサクラメントは神の赦しと恵みのための手段であ るということであった。ホッブズは、フッカーのこの理由を根底に置いて、フッカーにお いては「例外の道筋」であったものを本来の道筋とした, その結果, 救いと教会との関係 は希薄なものになったと言える。

[3] 社会形成

ホッブズは、社会は社会契約を基に形成されると考えており、その点で社会形成の大きな枠組はフッカーの考えと同じである。しかし、幾つかの重要な点で両者の考えには違いがある。

- 1. ホッブズは、自然状態は戦争状態である、そこではどの人間も自然権即ち「すべての物に対する権利」を持っていると考えている。しかし、そのような状態の中でどのようにして「自然法を行ない、平和に生きる」ことを基軸とする社会契約が打ち立てられるのかは、全く明確ではない。この点についてのフッカーの考えは、自然状態において自然法は行なわれている、即ち、社会を作ることができる程度には自然法を行なおうとする人間が育っていると考えるロックの考えに近い。
- 2. ホッブズは、社会契約を「皆が同意した主権者(一人あるいは複数の人間)に、それぞれの人間が自分がもともと持っていた権利を引き渡すという契約」であると考えている。(妹尾1, I, 67.)これは、1で述べた問題点を、理論上は二段階が必要な社会契約を一段階のものとすることによって解消しようとする試みである。しかし、社会を作ることに同意する前に、主権者が既に決められているということはありえない。社会契約論においては、主権者を選ぶ前に社会を作るという、即ち、自然法を行なうという契約が必要である。その時、個々の人間がそれまで持っていた権利は、形成された社会の全体に引き渡される。この過程がホッブズの社会契約一段階論では欠けている。それ故に、ホッブズの考えでは、フッカーが強調した「社会統治の権限は本来その社会の全体にある」ということがないままで、統治権限は社会の構成員から主権者に引き渡されることになる。

ホッブズも、社会を作る時に、主権者以外の人間においては自然法を行なうという契約が必要であると考えている。しかし、主権者は臣民に対してその契約をしていないから、臣民に対しては絶対の権利がある、言い換えれば、主権者は人間の法に縛られてはいない、しかし、社会の構成員はその主権者の命令に、信念以外の領域では、従うことを神は命じているとホッブズは考えている。(妹尾1, I, 67-70.)

3. 社会の統治者が社会全体の同意によって決められた後は、社会構成員はその統治者に 服従すべきであるということは、フッカーと同じ考えである。しかし、フッカーが指摘し た、社会の最高統治者の権限に当然に付けられている限定、即ち、「神と自然の法に従う」 及び「統治権が契約と法に基づいて与えられている場合、その契約と法に従う」というこ とがホッブズには実質上ない。

4. それ故に、ホッブズが考える主権者の絶対の権利は、主権者が臣民に対し自然法に反することを行なう時、主権者は神に不当なことをしたのであって、臣民に不当なことをしたのではない、また、主権者が臣民に何を命令しても、臣民は、その命令に従うよりは死んだ方がよいと考えるのでなければ、その命令に従うべきであるということである。(妹尾1. I. 68-69.)

5. また、「神の法に反する統治者の法に従うべきではない、そのような法は間違いであると認めるとともに、それを改革するよう努めなければならない」というフッカーの考えを、ホッブズは受け入れておらず、更には、「一人の人間の意志に従ってそれ以外の人間が生きるということは、すべての人間の不幸の原因である」、統治の権限は社会の中の複数の別々の人間あるいは集団に分割されていることが望ましいというフッカーの考えは、ホッブズにはない。

但し、ホッブズ自身に異端として処罰される危険が現実に迫った1666年以後に書かれたものの中には、それ以前に考えていた、イングランドにおいては国王に絶対の権利があるという上述の考えとは相容れない考え、即ち、「犯罪の処罰には国王だけでなくて議会の同意が必要である場合がある」、「最高権力の法律制定権がどれだけ自由に任されているとしても、しかしながら、法律によってあらかじめ決められていない罰を課すという意味で、自由に任されているのではない」ということが書かれている。(妹尾2、I、55-60.)

以上の、社会契約に関するホッブズの考えのフッカーの考えとの違いは、1. II, 1, [1] 2 で述べた、ホッブズにおけるキリスト教の核心の理解の不明確、その故に、神と自然の法は人間の法の根底に置かれるべきであるという、フッカーにあった考えがホッブズにおいては極めて弱く、自然法とは矛盾するところがある自然権もまた自然法とともに正しさの基準であるとホッブズが考えていたということ、及び、2. 一段階の社会契約論によって、社会の権限は本来社会の全体にあるということがないままで、主権者の絶対の権利をホッブズが確立させたということに根差していると言うことができる。

[4] 世俗社会と教会

ホッブズは、キリスト者の社会、従って、イングランドでは、教会は国民教会であり、司教制教会である(『リヴァイアサン』における長老派批判、L、1、12、60、4、44、335、341、4、47、382、『ビヒモス』における長老派批判、B、I、1-3、21-30、II、63、95、III、131、133、155、IV、159、163-5、167、169、172、174-5、202-3、独立派その他の非従順宗派批判、B、I、1-3、22、III、136、155、IV、159、163-5、169、参照)と考えている点で、フッカーと同じ考えである。

しかし、ホッブズは、教会とキリスト者の世俗コモン・ウェルスとは同じものであると 考えている。

[1] 2 で述べた通り、『市民論』では、「信仰の奥義」については、キリストは、裁きの日までは、「使徒と、按手によって聖なるものとされて使徒の後を継いでゆく聖職者たち」の考えに誤りがないことを約束されたから、世俗主権者は、キリスト者である場合、この人々の聖書解釈を受け容れなければならない、しかし、「聖書によって決められるべきあらゆる議論において決定を下す力」は、世俗社会の主権者にあると書いている。『リヴァイアサン』では、『市民論』にあるこの聖、俗の区別をせずに、キリスト者の社会では、世俗社会の主権者が、行為と言葉の領域では一切の事柄において、絶対の権利を持つと書いている。(妹尾1、I、107-111.)

『市民論』の考えは、宗教の事柄においてかなりの程度教会を世俗社会に従属させており、『リヴァイアサン』の考えは、教会を完全に世俗社会に従属させ、教会の独自性を認めていない。

ホッブズのこの考えは、フッカーの考え、即ち、教会、特にそのサクラメントは、人間が赦しと恵みを受けて生まれ変り、永遠の生命に与るにふさわしい手段として神が定められたものとして、世俗社会の事柄とは区別し、「恵みの働きによって霊の生活を与える」キリストの働きと結びついている教会の行為は、世俗統治者には認められないという考え、更に、世俗統治者の権限には、神と自然の法に従い、統治される者との間の合意と契約及びその社会の法に従わなければならないという限定が付けられているという考え(II、10、[4] 参照)とは違っている。

要するに、ホッブズは、社会契約による社会形成を考え、それを基にイングランドの、国王を教会のかしらとする司教制国民教会体制を擁護しているという点では、フッカーと同じ考えである。しかし、その根拠は、社会契約論に関する上述の違い以外に、次の点でフッカーの考えている根拠とは違っている。ホッブズは、1. 救いに必要な信仰は「イエスは救い主である」ということだけと考えている。しかし、このことが何を意味しているのかは、ホッブズにおいては、全く明確でない。言い換えれば、キリスト教信仰の核心についてのホッブズの考えは明確でない。それ故に、①自然法と矛盾するところがある自然権もまた正しさの基準であると考えている。②神の赦しと恵みによる人間の悔い改め、新しい人間への生まれ変りということをほとんど考えていない。従って、自然のままの人間の、自分の快、利益を他の何よりも追求する本性は、社会の中でも変ることはなく、絶対の権利を持つ世俗主権者の命令に、それが自然法に適っているかどうかを問わず、信念を

除いて、言葉と行為の領域で社会の構成員が従うということがなければ、社会は維持できない、教会もまた世俗主権者の命令に服従すべきであると考えることになった。2. サクラメントは赦しを与えられているということの印あるいは記念にすぎない、サクラメントを始めとする教会儀式には、誤り、迷信に基づく偶像崇拝やまじないが多くある、しかし、これらのことは救いに必要ではない、救いに必要でない事柄では、人間は世俗主権者の法、命令に従い行為することが神の定めである、と考えている。しかし、信念や心がどうであるかを問わない、言葉と行為は、宗教の領域の事柄ではない。

これらは、フッカーとは違う、フッカーが誤りであるとした考えである。但し、2の後段に関しては、フッカーにはホッブズと共通する考えがある。(II, 10, [1] 2 参照。)

[5] 宗教實容

ホッブズは、[1] 2 で述べた通り、救いに必要なものは「イエスは救い主である」という信仰と「神の法に従おうとすること」とであると考えている。従って、教会あるいは教会のサクラメントに与るかどうかに関わりなく、この二つを備えている人間は、それ以外の信仰や行ないが何であっても、救われると考えている。このことに対応して、この世にある教会は、「キリストの宗教を信じていると告白する人々の集団」であって、裁きの日にはじめて現実の集まりとなる「神の国」ではない。「神の国」即ち「普遍教会」、「栄光の教会」は、この世にはない。ホッブズはそう考えている。(妹尾1、I、110. 妹尾2、I、42-43.)従って、教会と救いとの関係に限れば、ホッブズはフッカーよりも更に広い範囲の人々に対する寛容を考えていると言える。

しかし, [1] 2 で指摘した通り,「イエスは救い主である」ということの意味は,ホッブズにおいては,全く明確でないだけでなくて,「神の法に従おうとすること」には「自然法に従おうとすること」が含まれているということをホッブズは十分に顧みていない。しかも,ホッブズは,教会とキリスト者の世俗社会とは同じものであり,世俗社会の長が教会の長であると考えている。その結果,キリスト者の社会では,「イエスは救い主である」という信仰以外の事柄では,社会の構成員は,世俗主権者の命令に,言葉と行為の領域では,神の命令として絶対に服従する義務があるとホッブズは考えている。

こうしてホッブズが考えている寛容は、信仰告白とは区別される信念の領域における寛容にすぎず、言葉と行為の領域では、信仰の事柄においても、世俗社会の主権者に服従することは神の命令に服従することである。但し、主権者が「イエスは救い主である」という信仰を認めない場合は、その点で服従の義務は持っていない(このことに限れば、フッカーと同じ考えである)。しかし、このことを除けば、主権者の命令が自然法に反している

場合でも、社会の構成員はその命令に服従する義務を持っている。

従って、ホッブズは、フッカーが考えていた宗教寛容の大きな広がりを全く考えていない。(妹尾1. I. 124-125. 妹尾2. I. 52-53.)

2. フッカー、ホッブズとロック

ロックの考えの概要を示し、それをフッカー、ホッブズの考えと比較すれば、次のことが言える¹⁷⁾。

I. ロック初期・中期草稿

[1] 「世俗権力論」(1660-63)

ロックは、初期の草稿「世俗権力論」で、宗教礼拝における非本質的な事柄に関して決める世俗為政者の権利は法に適っていることを次のように論じている。

議論の前提は、次の五点である。

- 1. 「どんな法にも縛られていないものは、非本質的である。」
- 2. 「すべての法は、神が直接命ずるか、神に源のある或る権威が作るかであるから、その 拘束力の源はもともと神の権威にある。」
- 3. 「神が御自分の意志を、自然法と普通呼ばれている理性の発見か、御自分の言葉の啓示か〔この二つは、内容と素材の点では全く同じである〕によって知らされているところではどこでも、人間にはただ従う以外に道はない。この法の領域に入る物はすべて、善か悪かである以外にない。」
- 4. 「その法に含まれていない物はすべて、完全に非本質的であって、それらについては人間は当然に自由である。しかし、人間は契約によって自分の自由を自分以外の人間に譲り渡して、〔その人間に〕従うことに合意した後では、〔法に適った契約のすべてにおいて忠誠、誠実を命ずる神の法は〕人間に義務を負わせる。」
- 5. 「人間すべては、自分の自由に対する〔もともとの〕権利を手放して、為政者に自分の 行為すべてに対して自分自身が持っているのと同じ完全な力を委ねなければならないとい うのが、社会と統治の不変の条件である。」

この前提に続いて、次のように言われている。

宗教を人間の心に植えつけるのは、神の力以外になく、「信仰と悔い改めという、宗教の 実質的な部分」、「本当の宗教、即ち、神に対する信仰、信頼、愛、罪に対する哀しみなど の内なる行為」は為政者に委ねられていない。言い換えれば、為政者の権利は人間の心に

¹⁷⁾ ホッブズとロックの考えの比較については、妹尾1, Ⅱ, 277-280. を参照。

は及ばない。しかし、神が定められた礼拝の本質的行為以外の「人間の外的、非本質的な行為」においては、それが教会に関わるものであれ、世俗社会に関わるものであれ、為政者はそれを自分以外の人間に課す、他の人間から制約されない権利を持っている。また、為政者は、彼が作る法よりも上位にある。為政者のこの制約を受けない、絶対の権利がなければ、争い、無法、不寛容という悲惨を制御できないほどに、大多数の人間は悪い。

為政者は、社会の利益、善のためには必要がないのに、自由を制限して社会の人々を苦しめる権利を持っていない。このようにして神の法に反することを強制する為政者は、神の法廷を逃れることはない。しかし、為政者が制定すれば罪であろう法に、臣民は従う義務を負っている。従って、為政者が宗教における非本質的な事柄の使われ方を決めることは法に適っている。(妹尾1, II, 185-190.)

ロック「世俗権力論」のこれらの考えは、フッカーの考えに極めて近しい。しかし、フッカーの考えとは幾つかの点で違いがある。第一に、フッカーにあったこの問題の十分な展開がない。そのために、法を作る権利は社会全体にあるという、フッカーにあった考えが抜け落ちており、更に、大多数の人間の邪悪、それを制御する為政者の絶対の権利が強調される一方で、「社会の統治権を一人の人間に譲り渡すことは、すべての人間の不幸の原因である」という、フッカーにあった考えがない。第二に、それ故にまた、為政者は人間の法よりも上位にあると考えられている。第三に、為政者が神の法に反する法を強制する場合に、それに従わず、それを改善するよう努めなければならないという、フッカーの考えがない。

ロック「世俗権力論」の中でフッカーとは違うこれらの点は、ホッブズの考え、とりわけ聖、俗の区別を基に、神が定めた「信仰の奥義」の存在を認める『市民論』の考えと共通しているところがある。しかし、ロックは「世俗権力論」でも、善悪の基準は神の法である自然法であると考えている点で、自然法だけでなく、それとは相容れないところがある自然権即ち「すべての物に対する権利」をも善悪の基準と考えるホッブズとは違っており、また、神が定めた礼拝の本質的行為に対して為政者は権利を持っていないと考えている点で、為政者は行為と言葉の領域において絶対の権利を持つという、ホッブズの『リヴァイアサン』の考えとは違っており、これらの点でフッカーの考えと同じである。

[2] 「寛容論」(1667)

草稿「寛容論」では、「世俗為政者の権利は、社会の構成員のこの世での善、生き続けること、平和(あるいは、生命、財産、自由)のためのものである」という考えを前提に次

のように論じて、「世俗権力論」で主張されていた「為政者の、制約を受けない絶対の権利」を否定し、それに限定を付けている。

まず、王権神授説が明確に否定されている。社会契約説については、その是非を論ぜず、 人間は「自分達のこの世での善、生き続けること、平和」のためを越える権威を同意によって統治者に与えると考えることはできないと書いている。

続いて、寛容に関わる意見と行為を三種に区別して、次のように論じている。

1. 「統治や社会に全く関係がない意見と行為(三位一体、煉獄、化体、対蹠地、キリストによる地上での支配など、思索だけに関わる意見及び神礼拝)」については、各人は全く自由である。

「神礼拝の所、時、仕方」は、「全く神と私との間の事」であって、この世の事だけに関わる世俗統治者には何の関わりもない。人間は、救いに至る道を確実に間違いなく知っておらず、間違いを犯しうる。従って、人間は、神礼拝の仕方において神によしとされると自分が信じていることに反して、同じ人間であり、間違いを犯しうる為政者の命令に従うことはできない。言い換えれば、「宗教礼拝の中では何物も非本質的ではない」。従って、それぞれの人間が自分の知識と信念の最善のものに従って行なうさまざまな仕方の神礼拝が寛容されるべきである。

- 2.「非本質的な事柄における、実践に関わる意見と行為」については、
- ①「これらの意見のどれかが〔絶対に間違うことのない教皇に盲目的に従う義務がある,また,自分達に力がある場合には,他人に寛容を拒否すべきだと考える教皇派の場合のように〕、それ自体として統治を乱す結果をもたらす時には、為政者はその公表を禁じてよい〔また、その宗教の礼拝を寛容すべきではない〕。〕
- ②「誰も、自分の意見を棄てるよう、あるいは、反対の意見に同意するよう強制されるべきではない。なぜなら、そのような強制は、人間の心を変えることができない、また、統治の平和や無事をむしろ妨げるからである。」
- ③「これらの意見のどれかから生ずる行為については、為政者は、社会の人々の平和、安全、無事をもたらすかぎりで、その行為を命じ、あるいは、禁ずる権限を持っている。」
- ④「為政者が、これらの意見や行為において、法や規制によって、人々をその良心の心からの信念に反するように束縛あるいは強要しようとするならば、人々は、自分の良心が命ずることを、暴力を使わずにできるかぎりで行ない、しかし同時に、法がそのような違反に対して課している罰におとなしく従うべきである。」
- 3. 「それ自体として善あるいは悪である意見と行為(道徳の領域の徳と悪徳)」について

は、「為政者は、それらが統治の下にある人間の善と生き続けることとに役立つかぎりでしか関わりはない。」(妹尾1、II、202-208.)

以上の、神が定めた、為政者の良心における義務としての寛容とは別に、用心深さあるいは利益という観点からの議論として、教皇派に関しては、上の2①に述べたことが、狂信者に関しては、現在多くの小宗派に分かれていて、互いに対して番人であり、社会に不安はありえないけれども、迫害すれば、一つに結びつき、現在の統治を覆そうとするから、寛容すべきであると書かれている。またそれ以外に、「教会共同体の必要事項をできるだけ多くの人々に受け容れられるものにすることによって、大多数の者を一つの心にすること」という、「宗教信仰と神礼拝は、それぞれの人間と神との間の事である」という考えとは必ずしも相容れない、統一された教会を支持する考えが書かれているところがある。(妹尾1、II、208-210.)

「寛容論」の中心である考えは、「世俗権力論」に既にあった「宗教信仰と本質的礼拝行為は、それぞれの人間と神との間の事である」ということを基に、その上に、「礼拝の非本質的行為もまた、それぞれの人間と神との間の事である」ということを明らかにして、そのことによって、「世俗権力論」が主張していた、「非本質的行為における為政者の、制約を受けない、絶対の権利」を否定し、為政者の権利に対し、「社会構成員のこの世での善、生き続けること、平和のためのものに限る」という限定を付けて、国法によって確立されているイングランド教会における為政者の、非本質的な事柄に対する権利を批判する内容のものである。「寛容論」でのこの考えは、「世俗権力論」における「為政者以外の人間は、邪悪で間違いを犯しうる」という考えが不十分であることを自覚して、「人間は邪悪で間違いを犯しうる」という考えが不十分であることを自覚して、「人間は邪悪で間違いを犯しうる、為政者もそのような人間である」ということを基にして、為政者の権利について考え直したものである。(妹尾1、II、205-207。)

「寛容論」の中心であるこの考えは、上に述べた通り、「寛容論」では十分に展開されておらず、一貫して貫かれていないところがあった。しかし、ロックはこれ以後、後述の通り、「世俗権力論」に既にあった「法の根源は神の法である自然法」、「世俗社会形成の基礎は社会契約」などの考えとともに、「限定された為政者の権利」という考えを基にして、広く、掘り下げられた観点から政治と宗教に関わる一貫した考えを作り上げてゆくことになった。

ロック「寛容論」をホッブズの考えと比較すれば、「寛容論」は、「世俗権力論」にあった、上述の、フッカーとは違い、ホッブズと共通する考えを退けることになった。その限

りで、ロックの考えは、「寛容論」においては、フッカーの考えに一層近づき、従って、ホッブズの考えからは、それだけ「世俗権力論」におけるよりも離れたと言える。為政者の命令と神の命令とが矛盾する場合、「人々は、自分の良心が命ずることを、暴力を使わずにできるかぎりで行ない、しかし同時に、法がそのような違反に対して課している罰におとなしく従うべきである。」ということも、フッカーと同じ考えである。但し、ホッブズは、この点では、主権者が救いに必要な「イエスは救い主である」という信仰を認めない場合に限り、同じ考えである。

しかし、ロックが「寛容論」で辿り着いた、世俗為政者の権利を「社会構成員のこの世での善、生き続けること、平和」という世俗の事柄に限定し、世俗為政者が宗教の本質的事柄だけでなく、非本質的事柄にも介入する権利を否定する、「世俗社会と宗教社会の権限の分離」、いわゆる「政教分離」という考えは、フッカーが、また、ホッブズが考えていた「イングランドは、教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが一致しているキリスト教コモン・ウェルス」、「国王の教会統治至上権」というイングランド教会擁護論とは、全く相容れない考えである。この点で、ロック「寛容論」は、フッカーが非難した非従順者による独立した教会設立を、明確に展開はしていないけれども、支持する方向を指し示している。
[3] 「スティリングフリート『分離の害悪』、『分離の非合理性』批判」(1681)

覚書「スティリングフリート『分離の害悪』、『分離の非合理性』批判」では、スティリングフリートが「国民教会は宗教を支え、キリスト者の間に平和と統一を維持し、危険な誤りや限りない混乱を防ぐのに役に立つとして、国民教会の必要を強調して」、反対者の国民教会からの分離を批判するのに対して、「宗教は、神と自分との間の事柄である」、「教会は、人々が自分自身の同意によって入る(従って、自分の意志に基づいて去ることができる)自発的な社会である」、その上、聖職者も世俗為政者も間違うことがある人間である、誰も霊の交わりにおいては救い主が定めた条件以外のものには縛られていないとして、反対者のイングランド教会からの分離を法に適っていると擁護し、スティリングフリートの国民教会論を次のように批判している。

- 1. 「宗教の支え」となるのは、それが真実の宗教であるかぎりである。しかし、スティリングフリートは、国民教会に関してそのことを示していない。
- 2. 信仰, 礼拝, 教会統治に関してすべての人間の考えが同じであるということはないから, 「この世における平和と統一は, すべての人間を普遍教会や国民教会に入れて, 厳格な, 硬直した統一を強いることによってではなくて, 人々が自分たちとは考えと礼拝において違っている人々に対して, キリストの教える原則に従う時に得られるであろう。」

3. 「誤りや混乱」は、国民教会においても存在している。野心や地位といった世俗の目的のために権力を使いやすい人間の手に教義や礼拝を課す絶対の権利を委ねて、彼等が定めたことに彼等以外の人間は盲目的に従うよりは、それぞれの人間の最大の関心事である自分の魂の幸福の問題はそれぞれの人間に委ねる方がよい。

この覚書には、イングランド教会において、ローマ教会と共通する伝統的儀式をできるだけ取り除くことが、プロテスタントの国民教会反対者の多くをイングランド教会に入れるのに役に立つと書かれているところがある。しかし、議論の中心はこのことではなくて、上に述べたことである。(妹尾2. II. 197-198.)

この覚書は、「世俗権力論」に不十分ではあるけれども基礎があり、「寛容論」で根底に据えられた「宗教信仰と礼拝は、それぞれの人間と神との間のことである」ということと、「寛容論」で明確に述べられていた「すべての人間は間違いを犯しうる」ということとを基にして、「寛容論」では言われていなかった、しかし、この前提から当然に導き出される「イングランドにおける唯一つの教会としての国民教会の否定」と「国民教会から分離した国民教会反対者の教会の擁護」を明確に主張したものである。

Ⅱ. ロック後期著作

ロック後期の考えを、著作『寛容書簡』、『統治論』、『キリスト教の合理性』、『パウロ書 簡 義訳と注』に基づいて明らかにし、それをフッカー及びホッブズの考えと比較すれば、 次のことが言える。

[1] 法

1. ロックは、聖書、とりわけ新約聖書を真理として、その言葉に厳密に従い、その上で、それを理性に適う仕方で理解することによって、神が啓示された真理、救いへの道を見出すことができると考えている。(妹尾2. II、202.)

救いに必要であると神が言われていることは、「唯一の、目に見えない、永遠、全能の神が居られる」ということ、及び、「イエスは救い主である」ということを信ずることと、「悔い改め、即ち、神の法である自然法を誠実に行なおうとすること」とである。

法の源は神の法である。自分以外の人間に対して人間が行なうべき神の法は、「人にしてもらいたいと思うことは、人にもまたしなさい」、「自分と同じように自分以外の人間を愛しなさい」、つまり、「愛と正義」を基とする自然法である。自然法は、それぞれの人間の「生命、自由、財産」を傷つけないことを、言い換えれば、人々一般の善を指図しており、そのことによって人間の自由を最大限に生かし続け、広げている。自然法が正しいとして

いることに対して、人間は権利を持っている。

こうして自然法は、すべての人間に対して、永遠の原則である。人間の法は、自然法を基にしているかぎりで正しい。それは、自然法によって規制され、解釈されるべきである。従って、人間は、為政者もそれ以外の人間も、自然法に反する権利を持っていない。自然法に反する人間に対しては、法に訴えて損害を償うことができない場合、力で抵抗する権利がそれぞれの人間にある。為政者が自然法に反して、人間の生命、自由、財産を侵害し、しかも、社会全体の裁きを拒む場合、その社会の人々には力で抵抗する権利がある。(妹尾1、II、235-244、255-256、268-270、妹尾2、II、203-206、212-213、604、613、616。)

2. 救いに必要であること以外の「非本質的な事柄」については、人間は、自然法に反しないかぎり、自由である。救いに必要な信仰を持ち、自然法を誠実に行なおうとしている人間は、それ以外に誤った信仰を持ち、あるいは、行ないが不完全であり、罪に陥ることがあるとしても、神の恵みにより救われる。(妹尾1、II、236、妹尾2、II、604、617-622、)

その上、ロックは、聖書の中に神が啓示された真理、救いへの道を見出すのはそれぞれの人間であり、「救いは、それぞれの人間と神との間のことである」、「教会は、それぞれの人間の自発的な意志に基づいて入り、出ることができる社会である」、「福音の下に、キリスト教コモン・ウェルスというようなものは絶対にない」と考えることによって、フッカーやホッブズの「イングランドはキリスト教コモン・ウェルス」という考えを否定し、イングランドにおいても、非本質的な事柄において考えが違う複数の教会を認めている。(妹尾1、II、256.)

聖書を基にして,理性に適う仕方で真理を見出そうとする方法論は,フッカー,ホッブズ.ロック三者に共通している。

法についてのロックの考えは、善悪の基準は自然法であると一貫して考えている点で、フッカーの考えと同じであり、自然法と相容れないところがある自然権即ち「すべての物に対する権利」をも正しさの基準としているホッブズの考えとは違っている。しかし、人間が従うべき、救いに必要な神の法の範囲は、フッカーの考えよりもはるかに小さく、この点ではホッブズと同じ考えである。ロックは、しかし、ホッブズとは違って、救いの道筋を『パウロ書簡 義訳と注』で、[2] に述べる通り、明確に書いている。この救いの道筋は、フッカーの理解と違うところはあるけれども、基本的にはフッカーの考えていることと同じである。

善悪の基準は自然法であるという考えに基づいて、侵害に対し力で抵抗する権利を認め

るに至ったという点では、ロックの考えは、フッカーの考えとも、ホッブズの考えとも違っている。

[2] 人間

1. すべての人間は、不完全であり、不正であって、神の法をいつも行なっている者は誰もいない。言い換えれば、すべての人間は罪を犯しており、神の怒りと罰を受けて当然の者である。(妹尾2, II, 601-602, 617.)

人間の中には、二つの原動力がある。「肉」即ち「不法な、罪深い欲求の満足へと人間を追いやる自然の性向」と「霊」即ち「法即ち正しい理性に導かれる心の判断、意志」である。「キリストを知らない人間の中では、霊の力は支配的な慣習によって非常に弱まり、ほとんど死に絶えていた。」(妹尾2、II、614.615.)

「アダムの堕落は、ただ自分自身の欲望の満足、自分自身に対する善の欲求の故に生じた。 [それ故に、アダムとその子孫は不死を失い、死ぬべき定めとなった。 (妹尾2, II, 601.)] それに対して、人間の復活は、人間に対するキリストの溢れる恵み深さと善意から生じた。 [何の罪もない(妹尾2, II, 617.)] キリストは、苦しみ多い御自分の死(十字架の死に至るまでの神の命令への従順)と引き換えに、人間の生命を贖われた。」(妹尾2, II, 606.) 「慈悲豊かな神は、わたしたちを愛されたその大きな愛の故に、罪のために死んでいたこのわたしたちすべての者を [キリストにおける罪の等価の支払によるのではなくて、キリストの死の恵み深さにより無償で(妹尾2, II, 605-606.)] 生かして、即ち、キリストを〔救い主と〕信ずる人々に神の霊を与えることによって彼等を神の子とされ、生命の状態に置かれて、自分がそうしようと思えば、神に向いて生き、神に自分を捧げて生きることができるようにされた。」(妹尾2, II, 617-618.)

「キリストがすべての人のために死んでくださったのであれば、彼の意図は、彼によって生命の状態を得た人々が、もはや自分自身のためだけに生きて、自分個人の利益だけを求めるのではなくて、自分達のために死んで復活してくださったキリストの霊に従い、「隣人を自分のように愛しなさい」というキリストの教えに従って生きる「霊に従う生活」のために自分の生命を使うということにあります。」(妹尾2. II. 618.)

従って、「救いは、恵み(イエス・キリストを通しての神の恵み)によってのみもたらされる。〔御自分の死によってわれわれを罪から贖われ、罪の罰から解き放たれたキリスト(妹尾2、II、605.)を信ずる〕人間は、誠実に神の法に従おうと努めるならば、時には人間が免れることのできない肉の弱さにより罪に陥ることがあるとしても、神は誠実な努力を厳密な服従と受けとめられるから、〔人間の正しさは不完全であるけれども(妹尾2、II、

622.)〕恵みによって神の国即ち永遠の救いの中に受け容れられる。」(妹尾2, II, 620.)「心の霊を新たにすること、古い人即ち肉の堕落した習慣を脱ぎ捨て、正しい、真に清いものに創られている、新しい人を身に着けること、即ち、内なる人を新たにすることは、神の霊の助けによってなされる。」(妹尾2, II, 614.)

この「福音の知識」は、神の啓示によってだけ与えられる。「啓示の助けと考察なしに、 人間知性の自然の能力「自然の理性」によってなされる発見を越えない動物人間にすぎない」者は、これを知ることができない。(妹尾2, II, 616-617.)

人間についてのこの考えに対応して、ロックは、自然状態は、人間が社会を作り出すことができる程度には自然法を行なっている状態であると考えている。(妹尾1, II, 235, 246.)

ロックのキリスト教理解は、例えば三位一体やサクラメントに関してフッカーの理解とは違っているところがあるけれども(妹尾2, II, 207-208. 210-212. 607.)、人間は肉の弱さを免れることはできないけれども、その弱さにもかかわらずその中で、自然法を行なおうとする人間に生まれ変ることができるという、人間についての上述のロックの考えは、フッカーの考えと基本的には同じであり、従って、ホッブズの考えとは重要な点で違っている。しかし、人間の罪の償いは、キリストによる罪の等価の支払ではなくて、神の恵みによるという考えは、フッカー、ホッブズと共通する考えである。

2. 「救いに必要なもの」についてのロックの考え(Ⅲ, 2, Ⅱ, [1] 1)に従うならば当然に、 教会の宗教儀式に与ることは、人間の救いにとって必要なことではないし、また、それに 与った者のすべてが救われるのではない(後段は、フッカーと同じ考えである)。

洗礼の象徴的意味は、「罪に対して死に、神に対して生きること、即ち、罪の臣下として自分の肉欲に従うのではなくて、神のしもべとして神に従おうとする誠実な意志と努力の中に生きること」であり、洗礼によってキリスト者はこのことを告白し、この義務を負う。従って、「洗礼は、信仰ある者をキリストの国に入れる儀式」である。同じように、主の晩餐でパンを食べ、ブドウ酒を飲むことは、「キリストの〔十字架の上で自分達のために流された〕血とからだに与ること」の象徴であり、キリストの死と苦しみの記念である。(妹尾2、II、205-206、210-212、608-609。)

この考えは、「救いは、それぞれの人間と神との間のことである」ということを基に、救いの鍵を教会から切り離したものであり、「教会のサクラメントは、神の赦しと恵みを受けるのに通常は欠くことのできない道筋」と考えるフッカーの考えとは違っている。ロックのこの考えはまた、宗教寛容をフッカーよりもはるかに多くの人間に広げることの基にあ

る考えである。(妹尾2. Ⅱ. 206.)

ホッブズも、サクラメントは「われわれが罪を赦されて神の国に入れられることの印あるいは記念」であると考えている点では、ロックと同じ考えである。(妹尾2, I, 49.) しかし、ホッブズには、教会の長としての世俗主権者の命令に従うことは神の法に従うことであるという考えがある。(妹尾2, I, 50.) これは、国民教会を前提にしているとともに、そこにおける寛容は、信念の領域に限られており、寛容の範囲は狭いという点で、ロックの考えとは違っている。

〔3〕社会形成

自然状態は、基本的には、自然法が行なわれている状態である。しかし、自然状態では、過半の人間は公正と正義をきちんとは守らないので、生命、自由、財産の享受は非常に不安定、不確実である。この欠陥を正して、生命、自由、財産をよりよく守るために、人間は互いに、自然法に従う社会の法を守り社会を作るという社会契約を交わして世俗社会に入る。

その社会の統治形態や統治者は、社会契約を交わして社会構成員となった人間の過半の者の権利を基にして決められる。統治者、即ち、立法府と執行府の人々は、社会の人々の生命、自由、財産を守るという信頼を基にして、社会の人々から統治権力が委ねられる。

自然法は、社会の中でも根元の原則である。社会の法は、自然法を基にしているかぎりでだけ正しい。言い換えれば、それは自然法によって規制され、解釈されるべきである。自然法に反して、権利を越えて力を働かせる暴政に対し、社会の人々は、力で抵抗する権利を持っている。絶対君主の専制の悲惨と不都合の体験から、「統治権力のさまざまな部分を別々の人の手に置くことによって、統治権力の均衡をとる方法」を人々は考えるようになった。(妹尾1、II、235-244.)

ロックのこの考えは、抵抗権を認めていることを除けば、フッカーの考えと基本的に同じであり、従って、ホッブズの考えとは、上述Ⅲ,1,[3]の通り、重要な幾つかの点で違っている。

[4] 世俗社会と教会

世俗社会は、それぞれの人間の生命、自由、財産を守るために作られて、そのために為 政者に強制力が与えられている社会である。それに対して、教会は、各人が魂の救いのた めに、それぞれの人間が自分の良心に従い、神に受け容れられると信ずる仕方で神を公け に礼拝する、自由で自発的な、強制力が使われない集まりである。魂に対する配慮は、全 知全能ではない、間違いを犯すことがありうる世俗為政者に委ねられてはおらず、世俗為 政者が強制すべき事柄ではない。どの教会の信仰、礼拝が神に受け容れられるかは、それ ぞれの人間が判断すべきである。一方、聖職者の権威は、教会の中に限られるべきであり、 世俗の事柄にまで広げられるべきではない。宗教の権威と世俗社会の力とが結びつくなら ば、人々の生命、自由、財産を守って平和を打ち立てることはできなくなるからである。

従って、「キリスト教コモン・ウェルスは絶対にありえない」し、「正統の教会」にそれ 以外の教会を滅ぼす権利はない。しかし、礼拝において、人間の生命、自由、財産が傷つ けられる場合は、世俗為政者はそれを規制する権利を持っている。

世俗為政者の命令と神の命令とが矛盾する場合、為政者が個人の良心にとって不法と思われることを命ずるとすれば、そのような個人は、自分の良心に従い、不法と信ずるその行為をせず、しかし、引き受けて不法ではない罰を受けるべきである。

しかし、「為政者の法が為政者の領域の外にあること(例えば、宗教信仰や礼拝)に関わっているならば、意見を異にする人々は、その法に義務づけられてはいません。両者の間の裁き手は、神のみです。神は、最後の審判で、各人の功罪に応じて、皆に報いられます。それまでの間は、人間の第一の配慮は、自分の魂に対してされるべきであり、人間は平和を生かし続けるようできるだけのことをすべきです。言い換えれば、まず第一に、神に従うべきであり、その後、法に従うべきであります。」これは、自然法に適う人間の権利を侵す者に対しては、力で抵抗する権利が人間にあるということを意味している。(妹尾1、II、253-262、妹尾2、II、213-214.)

この世俗為政者と神との命令が矛盾する場合に関わる前段は、「寛容論」にも書かれており、フッカーの考えと同じである。後段は、それでも問題が解決しない場合に、「寛容論」で辿り着いた政教分離を基にして、その上に、善悪の基準は自然法であるという考えを貫いたものである。

これらの考えは、「寛容論」で打ち立てられた政教分離の考えを基にして、その内容を一層明確にしたものである。世俗為政者の教会への介入、聖職者の世俗統治への介入を否定し、「キリスト教コモン・ウェルス」を否定し、「国王の教会統治至上権を備えた国民教会」を認めないこのロックの考えは、フッカーにもホッブズにもなかった考えである。不法に対し力による抵抗権を認める考えも、同じくフッカーやホッブズにはなかった考えである。

[5] 宗教寛容

政教分離に従えば、教会は「それぞれの人間が自分の良心に従い、神を礼拝する、自由

で自発的な集まり」である。世俗の善だけに関わる世俗為政者の力は、人間の生命、自由、財産が傷つけられる場合以外は、教会において使われるべきではない。一方、救いと永遠の生命に関わる教会では、「強制力」は使われるべきではなく、「勧告、戒め、忠告」が使われるべきであって、それで聞かない者に対しては、破門以外のことをすべきではない。

自分は正統であると考えて、迫害、拷問によってでも自分と同じ信仰を他の人間に告白させ、同じ形式の礼拝を行なわせようとする者は、「支配への野心」に基づいており、「すべての人々に対する愛、柔和、善意」に生きるキリスト者ではない。「宗教の問題で異なる意見の持主に対する寛容は、福音にも理性にも極めてよく適っている。福音の下に、キリスト教コモン・ウェルスというようなものは絶対にありません。」(妹尾1、II、255-260.)

自然法は、社会の土台である。従って、それはまた宗教寛容の土台でもある。自然法を守らず、自然法に反することをよしとする者、例えば、自分達が唯一正しいと信じている信仰や礼拝儀式に従わない人々に寛容を拒否する者(教皇派)や「人間の社会の絆である約束、誓約、誓い」を守るべきとは考えていない者(無神論者)は、寛容の土台を壊す者であって、この人々に対しては、人間は、従って、為政者は、寛容の義務を持っていない。「絶対に正しい者は神だけであるし、人間は自分が納得して信仰するのでなければ救いを得ることはできない。従って、異なる宗教信仰を持っている人間に対して、その人間が自然法を行なわず、世俗社会を壊すのでなければ、人間は互いに寛容であるべきである。」その上、「神の救いは、キリスト以前に神を信じ、旧約における神の命令に従った人々だけでなく、理性に従って神とその法即ち自然法を知り、悔い改めて神の法を行なおうとする者にも与えられる。」こう考えてロックは、自然法を基にした、キリスト教以外の宗教信仰を持つ人々をも含む、すべての人間に対する宗教寛容の基礎を明確に示している。(妹尾1、II、262-264、妹尾2、II、206、214-217。)

『寛容書簡』におけるこの考えは、無神論者は誓約を守るべきであるとは考えていないという認識において誤りを含んでいるとしても、「寛容論」にあった政教分離と自然法を基にして、「寛容論」より広い、より掘り下げられた視点から練り上げられた、すべての人間に対する、自然法を基にした寛容論である。それは、フッカーの、どの人間も不完全で罪を犯しやすいということに支えられた寛容に対する深い配慮を受け継ぎながら、「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが同じ、国王の教会統治至上権を備えた国民教会」を否定し、一つの国にさまざまな教会を認めるという、フッカーとは違う、より広い、堅実な基礎の上に立てられた寛容論である。

なお、ローマ教会に対してロックがある意味ではフッカー以上に厳しい拒絶の考えを持っていたこと(「寛容論」における上述の考えの他に、『寛容書簡』における同じ趣旨の考え (LT, 131-133.)、及び、教皇派は、キリストに対する信仰を告白しているキリスト者であるけれども、聖書だけでなく、言い伝えや教皇教令を信仰と礼拝の規則、基礎としているが故に、聖書だけを規則、基礎と認める人々とは同じ宗教ではないという考え(LT, 149-150.)を見よ)は、カトリックを国教とするフランスがイングランドに武力侵攻し、それによってイングランドにローマ教会を再興させようとする計画があったなどの当時の事情に大きく因っている。

3. 結び

以上のことを要約すると、こうである。

[1] フッカーとホッブズ

ホッブズの考えをフッカーの考えと比較すると、聖書を基にして理性に適う仕方で真理を見出そうとしている、法の源は神の法であり、人間と人間の間ではとりわけ自然法である、社会は社会契約を通して作られる、世俗主権者は世俗社会において至上の権利を持っている、教会においても同じである、という考えの大きな枠組では、ホッブズの考えはフッカーの考えとほぼ同じである。しかし、それの内実とそれを支えている基礎の重要な部分で、フッカーの考えとは相容れないところが多くある。

まず、キリスト教信仰の核心についてのホッブズの考えには、矛盾や不明確なところがある。1. 魂の救いに必要なものは、「イエスは救い主である」という信仰と、「悔い改めて神の法に従おうとすること」とである。その内容は、それぞれに不明確、不十分なところがある。その上、神は、この二つを満たした人間を救われるから、教会とそのサクラメントは救いに必要ではないと考えている。2. 自然法とともに、自然法とは明らかに矛盾するところがある自然権即ち「すべての物に対する権利」が善悪の基準である。更には、自然法の基礎は自然権であると考えているところがある。3. 自然状態は、それぞれの人間が自分の利己的な欲求を力ずくででも満たそうとする戦争状態であると考えている。社会契約の主体に必要な、自然法を行なおうとする人間の形成については、ほとんど触れられていない。

次に、ホッブズは、社会契約を一段階のものとすることによって、世俗主権者の、制約を受けない絶対の権利、即ち、自然法に適っているかどうかを問わず、言葉と行為の領域では、世俗主権者の命令に対する絶対の服従の義務を導き出している。しかも、教会はキ

リスト者の世俗社会と同じものであるとして、教会事項においても、世俗主権者の権利は、 制約を受けない絶対の権利である。

これらの点で、ホッブズの考えは、フッカーの考えとは違っている。

[2] フッカーとロック

ロックの考え、とりわけ後期のロックの考えをフッカーの考えと比較すると、ロックは、 聖書を基にして理性に適う仕方で真理を見出すことができる、法の源は神の法であり、人間と人間の間ではとりわけ自然法である、人間は神の恵みにより、悔い改めを通して、自然法を行なおうとする人間に生まれ変ることができる、世俗社会は、そのようにして生まれ変り、自然法を行なおうとする人間の間で、自然法に従う社会の法を守り社会を作るという社会契約を通して作られる、その上で、世俗統治者は社会の人々の生命、自由、財産を守るという信頼を基にして、社会構成員の全体から権力が委ねられる、人間社会における根元の原則は、個々の人間の場合と同じく、自然法である、と考えている点で、フッカーの考えと同じである。

しかし、次の点は、フッカーの考えとは違っている。

- 1. 「救いは、それぞれの人間と神との間のことである。」救いに必要なことは、「全能の神」と「イエスは救い主であるということ」の信仰及び「自然法を誠実に行なおうとすること」である。従って、教会及びそのサクラメントは、救いに必要ではない。
- 2. 自然法は社会の根元の原則であるということを基にすれば、どの人間からの、従って、 世俗為政者からの侵害に対しても、力で抵抗する権利が人間にはある。
- 3. 個々の人間の生命、自由、財産を守るために強制力を持つ世俗社会と、個々の人間が自分の信念に従い、救いのために神を礼拝する、自由で自発的な集まりである、強制力を持たない教会とは、フッカーが考えている以上に区別されるべき異質な社会である。それだけではなくて、世俗為政者は教会の事柄に介入すべきではないし、聖職者は世俗の事柄に関して権威を振うべきではない。両者の権限の結合は、人間の悲惨と不幸の原因である。従って、フッカーが擁護した「キリスト教コモン・ウェルス」、言い換えれば、「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが同じ」「国王が至上権を持ち、国法によって支えられる」「国民教会」は、真の宗教においてはありえない。
- 4. キリスト信徒でなくても、悔い改めて自然法を行なおうとする人間あるいは宗教社会は寛容されるべきである。

このうち1は、ホッブズの考えと同じであって、ロックの場合には、救いに必要な「イエスは救い主であるということ」の内容がホッブズと同じく不明確である。しかし、ロッ

クは、ホッブズとは違って、救いに至る道筋を明確に示している。この道筋は、フッカーが考えている道筋と基本的に同じである。それに対して、2.3.4 は、フッカーだけでなく、ホッブズとも違う考えである。これは、フッカーの考えの基礎にあった法、人間、社会契約に関する考え、人間は不完全で罪を犯しやすいということに支えられた寛容への配慮を受け継ぐと同時に、フッカーが当然と考えていた、世俗統治者と教会統治者との権限の結合を否定し、フッカーよりも広い、より掘り下げられた基礎の上に、政治と宗教に関わる一貫した考えを打ち立てて、フッカーの結論である「世俗統治者の、政治と宗教両方における至上権」、それを支えている、イングランドは「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが同じ」「キリスト教コモン・ウェルス」「国民教会」という考え、それに基づいて、狭い範囲に限定された宗教寛容を誤りとして取り除いたものである。

こうして、フッカーの考えは、ホッブズとロックの考えの位置を明確にする座標軸の働きをしていると言える¹⁸⁾。

附論 ホッブズとロックにおけるフッカーへの言及

ホップズには、フッカーに直接言及しているところはない。これは、ホップズはフッカーを読んでいなかったということではなくて、ホップズの考えは、大きな枠組ではフッカーと共通しているところがほとんどであるけれども、それの内実と基礎の重要な点においてフッカーの考えとは相容れないところが多くあったということを示している。

ロックには、フッカーと同じ考えがある(例えば、Infallibility、325. (cf. *LEP*, Preface、3, 2.) *LN*, I, 111. (cf. *LEP*, 1, 8, 3.) *LN*, I, 117. (cf. *LEP*, 1, 2, 1.) *T*, I, 15. (cf. *LEP*, 1, 10, 4.)) だけでなくて、フッカーに直接言及し、あるいは、フッカーから引用しているところが、以下に述べる通りかなりある。これは、フッカーが擁護した「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが同じである、国王の教会統治至上権を備えたイングランド教会」、「キリスト教コモン・ウェルス」をロックは根底から批判しているけれども、それにもかかわらず、考えの基礎においては、フッカーの「教会の人間とコモン・ウェルスの人間とが同じ」「キリスト教コモン・ウェルス」「国民教会」及び「教会統治者による強制力の行使や世俗社会と教会との権限の結合」を認めるという考えを除けば、ロックの考えにはフッ

¹⁸⁾ フッカーとホップズの考えの類似点において、それにもかかわらず、両者の考えに違いがある例としては、*LEP*, Preface, 6, 6, 1, 7, 2-3, 1, 11, 4, 8, 6, 11. を、ロックとの類似点においてそうではない例としては、*LEP*, Preface, 6, 6, 1, 6, 1, 2, 7, 6, を参照。

カーの考えと共通しているところが多くあったということ、特に言及、引用が多い『統治 論』に関しては、考えの基礎である人間論、社会契約論において二人の考えには共通して いるところが多くあったということを示している。

『統治論』編者 Laslett は、その Introduction、57. で、「フッカーからの引用は、1681年7月に〔即ち〕〔『統治論』第二論考〕本文が書き始められた後で付け加えられた」と、II、5n. では、「ここでの、更に第二論考を通してのフッカーに対する言及は、〔哲学と政治理論においてフッカーに負っているところがあるということを示すだけではなくて〕自分の考えに信頼性を与え、自分に反対する人々の一翼、とりわけ善良な教会人の心を変えるためでもあった。」と書いている。

〔1〕「世俗権力論」

G(E), 32. バグショーが反論している人々として「博学で尊敬すべき learned and reverend フッカー氏とサンダソン博士 [Lincoln 司教(在位1660-63)],二人の極めて抜きん出た真理擁護者」の名を挙げた後,「前者の著作については,序以上に熟読する機会をまだ得ていない……。しかし,われわれの著者が挙げている二人の議論は,彼が考えているほど取るに足りないものではない。彼が引用している二人の議論はこうである。神礼拝に必要な事柄は神が既に定められており,為政者はそれに対する何の権限もないから,同じように非本質的な事柄において何の権限も持っていないのであれば,宗教に属する事柄において,キリスト者為政者は全く何の権限も持っていないことになる。これは理に反していると二人は考えている。」と書いて,以下バグショーに反論している。

G(L), 6. 「法の一般的性質を博学なフッカーはこう述べている」として、LEP, 1, 2, 1. からの一文を引用している。

(2) Ecclesia, MS Locke d. 10, pp. 43-44. (1682)

LEP, 1, 15, 2. の教会論の趣旨は,「教会は超自然の,しかし,自由意志に基づく¹⁹⁾ 社会である。それの始源は,それ以外の社会と同じもの,即ち,社会生活に向かおうとする自然の性向と結合の絆(法と秩序)に対する同意である。それを超自然のものとしているのは,結合の絆の中にある〔神が〕啓示された法である。」ということであると書いた後,ここから導き出されてくることとして次の四つを挙げている。

「1. ……自然のものでしかない世俗権力あるいはそれ以外のどんな権力も,教会社会は多く見出されるからその中の特定のどれかの構成員であることを人間に強制することはできない。2. そのような社会に入る目的は、ただ神に受け容れられる礼拝を神に捧げること

¹⁹⁾ LEP, 1, 15, 2. には、「自由意志に基づく」という言葉はない。

によって神の好意を得ることだけであるから、ある儀式が啓示によって確実、明確に命じられていないならば、その儀式の行ないに参加しているそれぞれの人間が良心において神に受け容れられると確信しているところを越えて、それを押しつけることは誰にもできない。……3. この結合の絆の一部分だけが啓示の法であるから、この部分だけは変えることができない。人間の法であるそれ以外のものは全く同意に基づいており、従って、変えることができる。人間はそのような法にあるいはそのような特定の社会に、自分自身が同意している間しか縛られていない。4. この社会の始源は、彼が言っているように社会生活に向かおうとするわれわれの性向からではない、何故なら、その性向はそれ以外の社会で十分に満足させられるからである、そうではなくて、人間が理性の光によって見出す、この世で神を公けに認め、礼拝する自分の義務からである、と考えてみよ。」

[3] 『統治論』

TG, II, 5. 「自然における人間のこの対等を,思慮深いフッカー 20) は,それ自体として非常に明白であり,何の疑問もないと考えて,それを人間の互いに対する愛の義務の基礎とし,その上に互いに対するさまざまな義務を打ち立て,またそれを基にして正義と慈愛の大原則を導き出している。」と書いた後,LEP, 1, 8, 7.からの同じ趣旨の文章を引用している。

TG, II, 15. 「思慮深いフッカー, LEP, 1, 10, 1.」からの引用の後,「すべての人間は自然のままでは自然状態にいるのであり、自分達自身の同意によってある政治社会の構成員になるまでは、そのままである。」と続けている。

TG, II, 60. 「[自然法にせよ,世俗法にせよ] 法を知り,従って,その規則の中で生きることができると考えられる程度の理性に達していない場合,その人間は自由な人間では決してありえない……他人 [父親あるいは後見人] の後見と統治の下で生き続ける。」と書いて,LEP, 1, 7, 4. からの引用を置き,続けて「これは……両親の王としての権威の例あるいは証明にはまずならない。」と書いている。

TG, II, 61. 「ある人間はいつ理性を使って自分の行為を導くべき法を十分に知ることができるまでになったと言えるかは、技術や学問によって決めるよりも、常識が見分けるのがはるかにたやすい、と思慮深いフッカーは、LEP, 1, 6, 5. で言っている。」

TG, II, 74. 世界の最初期には父親が家族の統治者であることはよくあったけれども、その統治は、子どもの成人後は子どもの同意に基づいていた、という趣旨の本文に、欄外注

^{20) 「}思慮深いフッカー the judicious Hooker」という呼び名は、Sir William Cowper が1635年にBishopsbourne Church に立てた Hooker 記念碑に刻み込ませたのが最初である。(Shirley, 36.)

として、ほぼ同趣旨の LEP, 1, 10, 4. からの引用(その結びは、「公共の統治はどんな種類のものでもすべて、それを便宜で好都合と判断する人間の間の、よく考えた上での相談、協議、合意から生まれたものであることは明らかであると思われる。自然をそれ自体として考えれば、人間が公共の統治なしに生活していたということはありえないことではない。」)を付け加えている。

TG, II, 90. 世俗社会は、皆に知られている権威が打ち立てられていて、社会の構成員は誰もが侵害や争いに関してその権威に訴えることができ、また、誰もがそれに従うべきところであるという趣旨の本文に、欄外注として、すべての社会の公けの権限について述べた LEP, 1, 16, 5. の文を付け加えている。

TG, II, 91. 「自分達の間の権利についての争いに決着をつけるために地上で訴えることができる定まった規則と共通の裁き手を持っていない二人の人間は、どこにいても、なお自然状態にいる。」という趣旨の本文に、欄外注として、LEP, 1, 10, 4. から、どの人間も自己中心であるから、自然状態における加害、侵害、悪行を取り除くためには、公共の統治を定めて、統治権を与えた者に自分達が従う以外に道はなかった、という趣旨の文章を付け加えている。

TG, II, 94. 世俗社会の最初には、卓越した一人の人間に統治権が与えられることがあったとしても、人々はやがて、立法府が人間の集合体に置かれるまでは、自分達の所有物〔生命、自由、財産〕は安全ではない、即ち、自分達は世俗社会の中にいるのではないと知ることになった、という趣旨の本文に、欄外注として、同趣旨のLEP, 1, 10, 5. からの文章を付け加えている。

更に、「世俗社会の人間は誰も、その法を免れているということはありえない。」という本文に、欄外注として、同趣旨のLEP, 1, 10, 13. からの引用文を付け加えている。

TG, II, 111. 黄金時代が過ぎて、君主が野心や贅沢のために、治められる人々とは別の利害を持つようになると、人々は統治の起源と権利を探って、自分達が委ねた権限の度を越えた行使を抑え、濫用を防ぐ道を見出すことが必要であると考えるようになった、という趣旨の本文に、欄外注として、LEP, 1, 10, 5. からの(TG, II, 94. への欄外注と同じ個所の)文章を付け加えている。

TG, II, 134. 「人々が社会に入る大目的は、自分達の所有物を平和と安全の中で享受することであり、そのための大きな手段、方法は、その社会に打ち立てられる法であるから、すべてのコモン・ウェルスの第一の根元的な制定法は、立法の権力を打ち立てるということである。立法府自体をさえ支配すべき第一の根元的な自然法は、社会をそして(社会の善

と両立するかぎりで)その中のどの人間をも生かし続けるということである。この立法府は、コモン・ウェルスの至上の権力であるだけでなくて、共同体が一旦その権力を与えた [選び、任命した]人々において神聖、不変である。」という趣旨の本文に、欄外注として、 LEP. 1. 10. 8. からの同趣旨の文章を付け加えている。

TG, II, 135. 「立法府の権限は,人々が自然状態において持っていた,自然法が与えた権限以上のものではありえない。自然法の根源はすべての人間を生かし続けるということであり,これはすべての人間に対する永遠の規則である。従って,立法府の権限は,その社会の公共の善に限られている。」という趣旨の本文に,欄外注として,同趣旨のLEP, 1, 10, 1, からの文章を付け加えている。

TG, Π , 136. 「立法府は……正義を行ない,臣民の諸権利を決める時に,公布された,定まった法と,皆に知られている,権威を与えられた裁き人によらなければならない。」という趣旨の本文に,欄外注として,LEP, 3, 9, 2. にあるトマス・アクィナス『神学大全』からの引用,「人間の法は……それの規準となるより高次の規則〔即ち〕神の法と自然法を持っている。……従って,人間の法は,一般的な自然法に従い,また,聖書の中のどの制定法にも矛盾しないように作られなければならない。そうでなければ,それは悪いものである。」及びLEP, 1, 10, 7. からの引用文「人間に迷惑となることを強制するのは,理に反していると思われる。」を付け加えている。

TG, II, 239. 「国王に対する抵抗を認めている」として,Barclay,Bilson らの考えを挙げた後で,フッカーに触れて,「フッカーを自分達の教会統治の拠り所としながら,奇妙な運命によって,彼がそれの基礎としている原理を否定するところまで連れてゆかれた人々を満足させるには,フッカーだけ〔を考えてもらうこと〕で十分であろうと私は考えた。……この人々の世俗統治は,非常に新しく,危険であり,統治者と国民の両方にとって破壊的である。……〔この人々は〕自分達の役に立つと思われる時には,すべての統治を絶対暴政に解体した。」と書いている。

[4] 『人間知性論』

HU, 4, 17, 7. LEP, 1, 6, 3. の中の一節「〔人間の魂が自然の理性を使うだけでなく〕その後、真の技と学問との正しい助け……が付け加えられるならば、それに慣れた人間と〔三段論法に慣れた〕今の人間との間には、判断の成熟において、今の人間と無知の人間との間とほとんど同じだけの大きな違いがあることに疑いはないであろう。〕を、「今使われている三段論法と論理学は、彼の時代にも同じくよく知られていたけれども、それが彼の言おうとしている助けであるはずはない」という注釈をつけて、肯定的に引用するとともに、

フッカー『教会統治の法について』及びホッブズとロック(妹尾)

フッカーを「思慮深いフッカー」、「考え深い偉大な人」と呼んでいる。

─2013.9.4 受稿─